



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 後漢王朝崩壊過程の研究   |
| Author(s)    | 上谷, 浩一  |
| Citation     | 大阪大学, 2004, 博士論文  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/1460">https://hdl.handle.net/11094/1460</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

交字 9452

論文題目

# 後漢王朝崩壊過程の研究

大阪大学大学院文学研究科

文化形態論・東洋史学・博士課程  
03969804

上谷

浩一

論文題目

後漢王朝崩壊過程の研究

大阪大学大学院文学研究科博士課程

上谷 浩一

〈目次〉

序論 後漢政治史研究の系譜と本論文の課題〈3〉

第一部 後漢王朝の成立事情と外戚専権〈14〉

第一章 後漢王朝の「豪族連合政権」化〈14〉

本章の課題〈14〉

一、劉秀と南陽豪族〈15〉

二、劉秀と河北諸勢力〈16〉

三、劉秀と豪族〈18〉

小結〈23〉

〈後漢王朝建国功臣表〉〈27〉

第二章 外戚専権の再評価〈28〉

本章の課題〈28〉

一、後漢王朝の成立と外戚〈29〉

二、外戚専権の開始と皇帝権力〈32〉

三、後漢後期の外戚―梁氏と竇氏―〈35〉

小結〈40〉

第二部 後漢中期の地方行政刷新とその背景〈43〉

第三章 後漢中期の地方行政刷新〈43〉

― 熹帝「延平元年七月庚寅の勅」をめぐって―

本章の課題〈43〉

一、「延平元年七月庚寅の勅」〈44〉

二、後漢時代中期の自然災害状況〈48〉

三、後漢時代中期の自然災害対策〈49〉

四、「阿私下比」の意味〈56〉

小結〈59〉

第四章 「清流派」の系譜〈65〉

― 地方行政刷新と「儒家官僚」―

本章の課題〈65〉

一、魯恭とその人脈〈65〉

二、和帝・鄧太后とそのブレイク〈68〉

三、「礼教派」・「刷新派」・「清流派」〈74〉

小結〈78〉

第三部 黨錮事件と靈帝期改革〈81〉

第五章 黨錮事件の再評価〈81〉

― 「儒家官僚」と皇帝権力―

本章の課題〈81〉

一、黨錮事件研究の視点〈82〉

二、『後漢書』黨錮列伝序の文脈〈84〉

三、皇帝権力批判の系譜〈88〉

四、「儒家官僚」の台頭〈91〉

小結〈97〉

〈『後漢書』伝五七黨錮列伝序〉〈102〉

〈『隸釈』所収「楊震碑」碑陰人物の本貫地分布〉

〈103〉

第六章 「中平六年の政変」の構図〈105〉

本章の課題〈105〉

一、「中平六年の政変」〈105〉

二、靈帝の「西園軍」創設〈107〉

三、何進の「西園軍」掌握〈109〉

四、靈帝期の外戚と宦官〈111〉

小結〈113〉

第七章 後漢政治史における鴻都門学(119)

—靈帝期改革の再評価のために—

本章の課題(119)

一、鴻都門学の成立(119)

二、靈帝期改革の目的(122)

小結(126)

結論 —後漢王朝崩壊過程の歴史的意義—(130)

参考文献(135)

あとがき(142)

附表・参考地図(143)

- 1 後漢后妃系図
- 2 後漢水旱災年表
- 3 後漢賑恤年表
- 4 後漢勸農・水利年表
- 5 「和安之際」中央要官表
- 6 後漢要図

本論文は後漢時代政治史、特にその崩壊過程の論理の再構築を目指すものである。はじめに、現在までの後漢時代政治史研究の系譜を整理し、本論文の課題を明らかにしておきたい。

後漢時代政治史の研究は、遡っては清代考証学の成果である趙翼の『二十二史劄記』を嚆矢とする。その中で『後漢書』を扱った卷四・五の項目を列挙すると、今日でも政治史研究の基本問題となっている宦官・外戚・清流派「宦僚の問題」がすでにそこで指摘されている。

## 序論

### 後漢政治史研究の系譜と本論文の課題

- ① 東漢諸帝多不永年
- ② 東漢多母后臨朝外藩入繼
- ③ 四世三公
- ④ 擅去官者無禁
- ⑤ 黨禁之起
- ⑥ 東漢宦官
- ⑦ 宦官之害民
- ⑧ 漢末諸臣劾治宦官

さらに項目ごとの概要をならべれば、

皇帝の早逝が続き(①)、幼少の皇帝が迎えられて即位し、皇太后の称制臨朝が行われる(②)。外戚と、成長した皇帝の側近である宦官が対立し、外戚を倒す時に活躍した宦官が権勢をふるい(⑥)、中央政界だけでなく地方にも害悪を及ぼした(⑦)。宦僚の側では一部、門閥化の動きも進んだが(③)、政界の腐敗に反対して官を擲つ者もいた(④)。宦官を批判した宦僚たちは黨錮事件で激しく弾圧された(⑤)。

という論理を導きだすことができる。

こうした

一、宦官と外戚が交替に専権をふるい政治を乱した。  
(以下、「戚宦交替専権論」と呼ぶ)

二、宦官と外戚を「濁流」と呼んで批判した「清流派」宦僚は逆に彼らによって激しく弾圧された。  
(以下、「清濁二分論」と呼ぶ)

という二つの論理は近年刊行された概説書にも引き継がれており、たとえば呂名中氏は『中国通史』巻五で「後漢時代末期には幼少の皇帝が続き、代わって外戚が権力を握る。皇帝が成長すると権力奪回の腹心となった宦官に権力が移る」(四百十一頁)と述べている。

また鶴間和幸氏は『世界歴史体系中国史一、先秦後漢』で「皇帝を中心に、宦僚、外戚、宦官の三者の勢力は、三つ巴の関係にあったので、後漢の宦官は、その力関係のなかでたくみに実権を握っていった」(五三七頁)、「その後中央政界で宦官勢力を批判した宦僚たちが、逆に宦官側から党人としてひとくるみに呼ばれ、この党人と宦官の政争で党人側の多くの人材が犠牲に遭うことになった。二十数年間の犠牲者は中央の官界だけでなく、全国の郡県にまでおよび、後漢の政治史の一大汚点ともなった」(五三八頁)と述べている。

ただ、こうした論理は趙翼のオリジナルというものはなく、既に基本史料である『後漢書』の中に編纂者である范曄によって骨格が組み込まれている。彼は『史記』や『漢書』には見られない「宦者列伝」や「黨錮列伝」を新たに設け、また『後漢書』紀七桓帝紀の

梁冀を誅し、威怒を奮うに及びて、天下は猶お其の休息を企(ねが)うも、五邪(單超ら宦官)は虐を嗣ぎ、四方に流衍す。自し忠賢力争して屢ば姦鋒を折くに非ざれば、斟に依り姦に流(はし)らん願うと雖も、亦た得可からざるのみ(忠義の臣下の努力のおかげで、古の夏帝相や周厲王のように篡奪や弑逆に遭わずにすん

だ)。

及誅梁冀、奮威怒、天下猶企其休息、而五邪嗣虐、流衍四方。自非忠賢力争、屢折姦鋒、雖願依斟流姦、亦不可得已。

というような見解を論として添えたのである。『後漢書』伝五六陳蕃伝の論の最後では

功は終(はた)さずと雖も、然れども其の信義は以て民心を攜持する(つなぎとめる)に足る。漢世亂れても亡びざること百餘年間は、數うるに公の力なり。

功雖不終、然其信義足以攜持民心。漢世亂而不亡、百餘年間、數公之力也。

と、黨錮事件で敗北した「清流派」宦僚の頭目陳蕃を弁護しているが、このような范曄の史観に沿って趙翼が整理したものと理解したほうが実態に近いであろう。

范曄の人となりについては吉川忠夫氏の研究があり、『後漢書』において荀爽、王允、荀彧についての評価が肯定的であるのは「范曄の属する南陽の范氏もその一員であったところの六朝貴族社会、その淵源と典型を六朝人が後漢後期の彼らに求めたと考えられる」とする注<sup>1</sup>。彼が生きた宋王朝は同じく劉氏として歴代の諡号も文帝や武帝、順帝のように漢をなぞるが、その文帝の元嘉九年(四三二)、范曄は彭城王劉義康の怒りを受けて宣城郡太守に左遷され、任地にて失意のうちに『後漢書』の執筆に向かった(『宋書』卷六九范曄伝)。六朝貴族制社会の中とはいっても現実には寒門勢力の進出や政権抗争が続き、激動する政局の中に巻き込まれて范曄自身も反逆罪で命を落とす注<sup>2</sup>。

皇帝の側近勢力の腐敗を批判し、貴族階層の源流となつた「清流派」の正義および漢王朝への貢献を述べることは、当時の范曄にとって、自分たち貴族階層の正統性を確認する作業であつたのかもしれない。そしてそうした性格を備えたことが隋唐に連なる貴族社会で歓迎され、諸家の『後漢書』を圧倒して范曄『後漢書』のみを生き

残らせたのだとも言えよう。また、皇帝が同じく劉氏であることは、その記述において後漢皇帝への直接の非難を避け、君側の奸悪を強調させた可能性もあるのではないか。

それだけに、彼の構築した論理を引き継ぐ場合には厳重な注意が必要なのではないか。たとえば「濁流」対「清流」という区別は明快ではあるが、それぞれの概念は多義的であり、実際の政治過程では相互の利害もからんで簡単には区分できないのである。

## （二）

一九七〇年に五井直弘氏は「中国の古代史上で、後漢時代をどう位置づけるかについては、意見が大きく分かっている。これは中国古代史の時代区分にもかかわることであるが、それにしても後漢時代の研究は、前漢時代の研究にくらべて量的にも質的にも少なくまた低いといわねばならない」と述べている<sup>注3</sup>。こうした状況の背景は、一九七七年に発表された堀敏一氏による戦後の中国古代史研究の歩みの概観からもうかがうことが出来る<sup>注4</sup>。氏はそれを三段階に分け、

①「世界史の基本法則」を中国史に適用すべく、基本的生産関係を規定すると考えられた大土地所有の経営形態が奴隸制か農奴制かを主要な論争点とした段階。

②中国社会に広範に存在する小農民に注目し、専制権力の成立基盤を専制君主と小農民の直接的な関係に求めた段階。

③専制国家と小農民の間に介在し、国家の支配を可能にし、また小農民の存立を可能にする「共同体」を問題として、所謂「共同体」論争が行われた段階。

とした。②段階では西嶋定生氏や増淵龍夫氏らによって活発な論争が行われたが、統一国家の成立過程とその構造を課題としたために対象時代は前漢王朝が中心であった。また③では谷川道雄氏・川勝義雄氏の所謂「共同体論」をめぐる矢野主税氏・越智重明氏らが論争を行われたが、こちらは魏晉南北朝が中心であった。どちらの論争でも後漢時代は関連事項として言及、検討されるにとどまったのである<sup>注5</sup>。

一九九〇年代に入り後漢時代そのものの研究の活況が言われるようになってきた。そのことは後述する三冊の専著の刊行にも結びついており、また秦—前漢時代の研究を中心としてきた近代中国史研究全体の中での比重にも反映しているようである。試みに概説書の配当頁数を数えてみても、それをうかがうことができよう。たとえば一九七九年に講談社から刊行された中国の歴史シリーズでは

第二卷『秦漢帝国』（西嶋定生）

前漢時代（三〇四頁）

後漢時代（八四頁）

第三卷『魏晉南北朝』（川勝義雄）

後漢時代（四四頁）

であり、一九九四年に同朋舎から刊行された『アジアの歴史と文化』シリーズの『中国史・古代』では

前漢時代（二六頁）（富谷至）

後漢時代（一〇頁）（稲葉一郎）

となっている。また一九九八年に中央公論社から刊行された『世界の歴史二・中華文明の誕生』（尾形勇）では

前漢時代（六六頁）

後漢時代（二六頁）

となっており、概ね配当頁数は前漢の約半分というのが一つの基準となってきたようである。それはわが国だけの事情ではなく、中国においても一九九五年の上掲『中

『国通史』卷五の配当は

前漢時代（六六頁）（陳其泰・許殿才）

後漢時代（二六頁）（呂名中）

と、ほぼ同様の比率になっている。

しかし二〇〇三年の『世界歴史体系中国史一、先秦（後漢）』では

前漢時代（一〇七頁）（太田幸男）

後漢時代（九五頁）（鶴間和幸）

と、記述の比重がかなり接近してきている。もとより科学的検討に堪えうる議論ではなく、また研究を軽々しく数量に還元すべきではないことは当然とはいえ、近年の後漢時代研究全体の雰囲気的一端はうかがえよう。

### へ三

では、そうした状況の中で本論文が扱う後漢時代政治史、特に後漢王朝崩壊過程の論理はどのように研究が進められてきたのだろうか。

一九七〇年は、わが国における中国古代史研究の歩みの中で一つの指標ともなる年であった。その一つは史学会を中心に戦後の歴史研究の「到達している学問的水準に立って世界史の全体的な眺望を提供する」ことを序言で掲げた『岩波講座世界歴史（旧版）』の創刊であり、もう一つは「中国中世史は、すでに充分知られた通り、貴族・豪族と総称しうる広く厚い社会層が政治と社会と経済と文化の全般を荷担し主導し、かつ自己完成をとげた時期に相違ない。しかも、その広く厚い社会層こそは、古代帝国の胎内に生まれて、まさしくその歴史的矛盾物として発育発展し、ほかならぬその古代帝国を克服離脱しつつ成長してきた郷村共同体の変容した姿なのである」<sup>1</sup>をほぼ共通の主題とした中国中世史研究会のメン

バーによる『中国中世史研究 六朝隋唐の社会と文化』（東海大学出版会）の刊行である。

前者の『岩波講座世界歴史（旧版）』を見ると後漢時代にかかわる論文には

第四卷（古代四）東アジア世界の形成 I

「後漢王朝と豪族」 五井直弘

第五卷（古代五）東アジア世界の形成 II

「総説」 堀敏一

「黄巾の乱と五斗米道」 大淵忍爾

「曹操政権論」 好並隆司

「貴族社会の成立」 川勝義雄

がある。

後者の『中国中世史研究』を見ると、後漢時代については

「総論」 1

「総論」 2

川勝義雄・谷川道雄  
宇都宮清吉

第一章 古代の克服

「後漢末地方豪族の動向——地方分権化と豪族——」 狩野直禎

「後漢における知識人の地方差と自律性」 勝村哲也

「貴族制の成立」 上田早苗

という論文がかかっている。

前者では第五卷の総説で堀氏が「漢代の人民統治は、地方の父老・豪族との共同統治といった側面をもつていたといえる」（六頁）とし、大淵論文では黄巾の乱の背景を「順帝の時期以降になると、農民の困窮は普遍化し、外戚ないし宦官の私権化しつつあった政府には、これに有効に対処すべき力もまた意思もなかったのである。従って当代の農民たちは、もはやかかる漢朝の支配に絶望し、これに代わるべき何か新しいものを暗々裡に求めつつあったと見ることができよう」（三一頁）と述べている。好並論文では宦官を「豪族の領主化路線を意図していた」とする川勝義雄氏の理解を批判し、「豪族の領主化路線

は宦官執政の皇帝専制的政策の圧力によって貫徹を妨まれていた」(五八頁)と述べる。第四巻の五井論文でも「秦漢統一国家、とりわけ後漢時代の国家・豪族・小農民の問題」を考古学の成果を取り入れながら検討している。共通して漢王朝の本質を皇帝権力に注目しながら捉えていくという出発点から、個別の問題へのアプローチが試みられている。

後者では、狩野論文が三国時代に向けて州を単位とする政治的まとまりが形成され、中央に対する遠心性を備えていくことの背景をたどる。また孔融の「汝穎優劣論」を手がかりにした勝村論文は「清流派知識人の自律性」を検討する。上田論文は貴族が就くにふさわしいとされた特別な官(清官)が生み出された論理を検討する。

研究の方向性という面では前者は秦漢帝国論にかかわって国家による支配の構造の解明を課題とした論文がならび、後者には六朝貴族制にかかわって士大夫の役割の解明を課題とした論文が並ぶ。大雑把な把握であるが、それぞれの内容は国家論と士大夫論として対置されよう。

ここで一九七〇年を基準として研究史のアウトラインを描くのは、こうした二つの方向性が後漢時代研究を規定し、問題状況を生み出してきたと考えるからである。

たとえば一九九八年の『歴史学研究』七〇七号で後漢時代研究の特集が組まれ、井ノ口哲也氏と小嶋茂稔氏による研究動向が掲載されているが注<sup>7</sup>、小嶋氏はそこで「秦漢帝国論」や「六朝貴族制論」と総称される、秦漢帝国成立期や魏晋交替期から魏晋南北朝期といった前後の時代の研究でわれわれがあまりにも膨大な財産を共有している<sup>8</sup>のために「後漢時代を歴史的に把握する時に、結果としてこの二つの変動期を繋ぐ時代として捉えがちになってはいないだろうか」というコメントを加えている(三九頁)。しかしそれ以上に問題なのは、両者を繋ぐ場合に、前後の時代から伸延されてきた研究が後漢時代

の中でずれて繋がらないという問題を生じてしまったことである。

たとえば後者の宇都宮清吉氏による総論<sup>2</sup>は同氏『中国古代中世史研究』(一九七七年)にも収録されている。その議論で注目したいのが、漢代社会の中に「家族的な「自律の世界」と「強権」の世界」との対比が存在したという理解である。そして後者の立場の皇帝が前者の「民」の世界に個人身身的支配を貫徹すべく、前者の秩序原理である儒教、特に「孝」を媒介させたとし、官僚は二つの世界の媒介者という任務を帯びる。次にその転換が述べられ、「民」の世界で階級化が進み、豪族による支配体制が生まれ、官僚も豪族によって独占された。「かくして、もともと「皇帝」的支配の手段であった官僚機構は、もはやその「皇帝」の権力を十分に貫徹するものとしては働かなくなり、紀元二世紀末にその極点に到達して漢帝国は崩落したのである」とする(十六、十八頁)。ただこの場合、中国中世史研究会の主題ともかかわって官僚の変化が中心に据えられており、それが皇帝権力そのものに与えた影響については紙数が割かれていない。

皇帝権力と官僚のあり方については矢野主税氏の研究も注目される。氏は「後漢寄生官僚制論」(『門閥社会成立史』一九七六年に収録)にて後漢官僚の経済状態や生活実態をもとに、彼らが中央に移り皇帝に与えられる俸禄に依存する寄生官僚となったことを説いた。その場合、皇帝権力と官僚の關係は前者に対する後者の依存ということになるが、後漢中期以降、官僚から皇帝権力そのものへの批判が起きてくることへの説明も必要であろう。

矢野氏とは逆の立場に立つのが前者の川勝論文であり、後者の総論<sup>1</sup>とともに同氏『六朝貴族制研究』(一九八二年)に収録されている。川勝氏の研究では、黨閥事件の本質を豪族の領主化傾向とそれを推進する権力機構となつた宦官政府に対する知識人や小農民らの一連のレ

ジスタンス運動として理解する。六朝貴族の源流を、黨錮事件を媒介として後漢時代の「清流派」に求めるその研究は斬新であり、以後の後漢時代研究にも多大な影響をあたえてきた。しかしその目的意識ゆえに、この場合も主役の座を外戚・宦官・官僚に譲って皇帝権力は脇役に移され、自らは何らなすところなく滅亡に向かうということになるのである。確かに後漢末の桓帝・靈帝は中国史上でも側近に操られた暗愚の君主の代表格のような存在である。しかし最初に述べたように、そうしたイメージを与えた『後漢書』の史料的人格に配慮すると、それが実像であったかは一考を要するだろう。別の姿を読み取ることが可能ではないかというのが今回、本論文を執筆した意図の一つである。

また六朝隋唐期を中国社会における中世と規定する内藤湖南の理解を引き継いだ後者―中国中世史研究会の時代区分では、後漢末は古代から中世への大きな時代の転換点となる。後漢から六朝期への変化を読み解くためにも、後漢の皇帝権力の変化を再検討しておく必要があるのではないだろうか。

同じことは逆に唐宋変革を大きな転換点とし、それ以前を古代とする前者の時代区分についてもあてはまるだろう。秦漢から隋唐を一続きに見る場合にも、両者をつなぐ政治史の文脈を読み解く上で、二百年間に及ぶ後漢時代を捨象することは出来ないであろう。

そして秦漢帝国そのものの意義をとらえる場合においても、その半分を占めるのは後漢時代なのである。たとえば好並隆司氏は「前漢帝国の二重構造と時代規定」(『秦漢帝国史研究』一九七八年に収録)において、異質な西方の秦による東方諸国の支配の矛盾を引き継いだ前漢王朝に専制主義(君主権の絶対性)対儒家思想という二重構造が存在したことを指摘する。これは国家財政と帝室財政に分かれた財政制度など、前漢王朝の特徴を鮮

やかに整理してくれるが、検討の対象は前漢に限定されている。しかし儒家思想の側がさらに影響力を拡大する後漢時代において、この対立はさらなる展開を生み出していくのではないか。二重構造論の射程は後漢王朝にまで伸びていく可能性を考えたい。

このように前後の時代との関りや変化の検討を可能にしていくためにも、後漢の途中で皇帝は外戚・宦官の傀儡にすぎないとして捨象されてしまい、皇帝権力の展開が途切れてしまうことは大きな問題ではないだろうか。

#### へ 四 へ

一九九〇年代、後漢時代研究は相次いで三冊の専著に恵まれた。近い時期に出版されてはいるが、それぞれの意味合いや課題を異にしている。

たとえば一九九三年に刊行された本邦最初の後漢時代政治史の専著である狩野氏の『後漢政治史の研究』の構成とそこに収録された論文の初出年を見ると

第一章 後漢王朝の成立

「後漢成立期の隴西」(一九九二年)

第二章 光武帝期

「光武帝の政治指針」(一九九一年)

第三章 明・章帝期

「第五倫伝考」(一九七九年)

第四章 和・安帝期

「後漢和帝期についての一考察」(一九八六年)

「後漢時代地方豪族の政治生活―鍵爲張氏の場合―」

(一九六一年)

「楊震伝についての一考察」(一九八五年)

第五章 順・質・桓帝期

「後漢中期の政治と社会―順帝の即位をめぐる―」

(一九六四年)

「李固と清流派の進出」(一九六八年)

「劉陶伝の一考察」(一九八八年)

## 第六章 靈・獻帝期

「後漢末の世相と巴蜀の動向」(一九五七年)

「趙岐考」(一九七〇年)

となつてゐる。初期・前期・中期・後期・末期とでも呼ぶべき後漢時代の時期ごとに章が配置されており、焦点となる人物を紹介しながら、手堅い考証によりその時期の基本的問題を明らかにしていく。それによつて富谷至氏の「新撰後漢書」という評のごとく注<sup>1)</sup>、重要課題の所在が明確にされたのである。特に四・五章で展開された「儒家官僚」の存在形態をめぐる「礼教派」官僚論は一九六〇年代に発表されたものだが、以後の研究方向に重大な影響を与え、現在でも多くの概説書が基調として継承してゐる。ただ、同じ中国中世史研究会での研究分野の重なりが意識されたためか、「礼教派」官僚にとつての重大な転機とも思われる黨錮事件や黄巾の乱については劉陶の事績の紹介という間接的な検討にとどまつてゐるといふ点が残念に思われる。

次に、一九九五年に刊行された東晋次氏の『後漢時代の政治と社会』の構成と収録された論文の初出年を見てもよ。 (各論文のアルファベットは上谷がつけたものである)

## 序章 後漢時代史の研究状況と課題

### 第一章 前期三代の統治と郷里社会

A 「後漢初における皇帝支配と外戚・諸王」  
(一九七五年)

B 「父老俾石券の解釈に寄せて」(一九九四年)

### 第二章 貴戚政治の成立

C 「漢代の貴戚に関する覚書」(一九八二年)

D 「班固と竇氏—後漢外戚政治成立の一断面—」  
(一九八〇年)

### 第三章 儒学の普及と知識階層の形成

E 「漢代の諸生」(一九八四年)

F 「後漢知識階層の形成に関する覚書」(一九八三年)

### 第四章 貴戚政治の展開と儒家官僚

G 「後漢中期政治史試論—鄧氏専権を中心に—」  
(一九八五年)

### 第五章 地方社会の変容と豪族

H 「後漢時代の選挙と地方社会」(一九八七年)

### 第六章 黨錮

I 「後漢末の清流について」(一九七三年)

### 終章 後漢時代の政治と社会

論文の発表時期は七〇年代から八〇年代を中心としており、先行諸研究によつて俎上に挙げられた諸事象—豪族連合、外戚専権、選挙制度：：の分析の段階に進み「貴戚政治」と「察举体制」を二つの焦点として議論が進められてゐる。

特にその中で本論文とかがわつて注目したいのは、「親親」たる貴戚から専権する外戚への転換点となつた和帝期の竇氏専権を南陽対三輔の地域対立という視点でとらえたD論文、殤帝・安帝期の外戚鄧氏に地域支配力を備えるようになってきた地方豪族との利害の一致を見るG論文、黨錮事件での「清流派」の敗北の背後に在地社会の変質(階層構造化)を見出したI論文に共通する、皇帝権力と在地社会とのかかわりをとらえる視点である。表題に示されるように、政治過程とともに、その背後にあり、それと密接不可分である社会変動の読み取りを進めたこと、それによつて外戚や士大夫の役割についての新たな境地を切り開いたことに同書の真骨頂が示されるように思う。その意味で先に見た二つの後漢時代研究の方向性の内、後者の立場での現在における到達点を示すものであろう。

ただ、それゆえに、政治史という観点で見れば、やはり皇帝権力は脇役になり、たとえば竇氏専権の瓦解、順帝の即位、黨錮事件などが皇帝権力にどのように影響したのか等についての検証が残されている。

それに対し、同じく一九九五年に刊行された渡邊義浩氏『後漢国家の支配と儒教』の構成と収録された論文の初出を見ると、

#### 序論

#### 第一篇 儒教国家の形成

##### 第一章 白虎觀

##### 第二章 官僚

##### 第三章 支配

「『徳治』から『寛治』へ」(一九九四年)

「俾考」(一九九三年)

##### 第四章 祭祀

「中国古代における祭祀権―後漢時代の孔子廟祭祀を中心として―」(一九九三年)

#### 第二篇 儒教国家の展開

##### 第五章 外戚

「後漢時代の外戚について」(一九九〇年)

##### 第六章 宦官

「後漢時代の宦官について」(一九八九年)

##### 第七章 黨錮

「後漢時代の黨錮について」(一九九一年)

#### 結論

となっており、大部分は八〇年代末から九〇年代にかけて形作られている。氏は同書の課題として儒教的な国家の支配や社会の在り方が成立した時代を後漢時代に求め、現実の政治の場における儒教の意味を問うことを挙げるが、後漢王朝を素材としつつも、目的とするのは儒教を軸とした国家論―その成立と崩壊―の構築と思われる。先に挙げた二つの後漢時代研究に照らせば、前者の立場

での新たな可能性として評価できよう。

しかし本書の論理では「儒教国家」は完成するとともに崩壊するという窮屈な歴史展開が導かれてしまう。以後も儒教が影響力を維持していくことを考えると、その再生の論理も必要ではないだろうか。また黨錮事件を皇帝権力と「儒家官僚」の衝突と見て、事件をきっかけに「儒家官僚」が自律的秩序を形成すると読み解いたのは氏の卓見であると思うが、それに対し皇帝権力はどうか対応するのが明らかにされていない。その原因は皇帝権力の擬似権力として外戚や宦官を取り上げながら、伝統的な「戚宦交代専権」という論理に重ね合わせたために、皇帝権力そのものが議論からこぼれ落ちてしまうからではないだろうか。

このように見てくると、七〇年代の研究に見られた方向性とそれに付随する問題点は八〇、九〇年代の成果である東氏や渡邊氏の研究にも依然として影響を及ぼしていると言わねばならないだろう。そしてその根底には「戚宦交替専権論」や「清濁二分論」が存在するのである。

先にふれた『歴史学研究』の研究動向で井ノ口哲也氏も指摘するように、近年の秦漢史研究では出土資料の量的増大が続いており、研究の中でその比重も高まっている。今後の後漢時代研究でも前漢の東海郡の行政の生きた姿を伝えてくれた尹湾漢簡のような、在地社会の諸関係のより綿密な復元を可能にする材料の出土と、それによる研究の飛躍的発展が期待される。また研究の進展とともにテーマの細分化が夙に指摘されている。九〇年代末に刊行された『岩波講座世界歴史(新版)』の構成を見れば、もはや王朝を基準とする断代史という従来の政治史研究のありかたそのものが融解し始めたとも言えるであろう。こうした状況の中で本論文が政治史の方法をとり後漢王朝崩壊過程の研究という表題を掲げるのは、今後の研究の基礎として、後漢時代政治史の中で後漢王朝崩壊の説

明で常識として継承されてきた「戚宦交替専権論」や「清濁二分論」という言説の早急な見直しが必要であると考えるからである。

## へ五

以上、後漢時代研究の活況の一方で、その二つの方向性と問題点が引き継がれていることを整理してきた。それをもとに本論文では、従来の後漢王朝崩壊過程の説明で用いられてきた二つの論理——「戚宦交替専権論」と「清濁二分論」——の妥当性を再検討し、それを元にして皇帝権力が後漢時代を通じてどのように変化したのかを明らかにすることを課題とする。

それに向けて全体を七章で構成し、さらにそれを中心とするテーマにしたがって三部に分けて検討を進めていく。具体的には

### 第一部

外戚専権の実態を把握するために、「豪族連合政権」と言われることも多い後漢王朝の成り立ちを再検討し、それをもとに外戚専権を生み出した政治過程を明らかにする。

### 第二部

「儒家官僚」が台頭してくる後漢中期の様相を、当該時期に深刻化していた自然災害対策や地方行政刷新を手がかりとして読み直し、それと「儒家官僚」台頭とのかわりを探る。

### 第三部

宦官対「儒家官僚」という図式で理解されがちな黨錮事件を再検証し、それをもとに靈帝期に推進された軍事・人材養成制度改革の意味を読み解き、

靈帝期の改革の全体像と歴史的意義を把握する。

である。各部のテーマはそれぞれ、外戚専権はなぜ起きたのか、「儒家官僚」はどのようにして台頭してきたのか、「儒家官僚」の台頭に皇帝権力はどのように対応していたのか、というものである。

検討を進めるにあたって、あらかじめ以下の四点を確認しておきたい。

### 補記一——使用テキストおよび史料の表記について

今日の後漢時代史研究で基本文献となるのは南朝宋の范曄の撰による『後漢書』とそれに付された司馬彪『續漢書』の志であるが、本論文では特に示さない限り中華書局標点本をテキストとして用いた。訓読については一部、吉川忠夫氏の訓注『後漢書』（岩波書店、二〇〇一年）を参照した。

他にも諸家の『後漢書』が作成されたが、現在はそのわずかな断片のみが伝えられている。それについては周天游氏『八家後漢書輯注』上下（上海古籍出版社、一九八六年）を参照した。

また范曄がその著述の参考にした『東觀漢記』は後漢時代に同時代史料として記述された点で有用であるが、これも散逸しており、呉樹平氏が各書の引用を集めて復元を試みた『東觀漢記校注』上・下（中州古籍出版社、一九八七年）を参照した。

また晋代の袁宏の撰による『後漢紀』も善本が伝わらなかつたが、周天游氏の『後漢紀校注』（天津古籍出版社、一九八七年）が刊行され広く利用されており、本論文でもテキストとして用いた。

漢籍文献の引用にあたっては読み下し文・原文の順に

掲げ、文中での引用では「」で原文を示した。解釈上必要な部分には訓読および日本語訳を（）で補った。また一部、断片的な引用の場合は煩をさけて原文或いは読み下し文のみとした。

### ―補記二― 作業概念としての「儒家官僚」について

「儒家官僚」は「豪族」などともに後漢時代研究では従来から用いられてきた概念であるが、多義的であり、「礼教派」「清流派」などとも呼ばれてきた。ただ、儒教教養を身につけているということであれば建国の功臣の鄧禹を含め、後漢時代の就官者のほとんどが該当してしまい、現在の研究で用いられている概念とはずれてしまふ。実際には後漢時代中期以降に台頭してきた政治刷新を主張する官僚が想定されている。第二部第四章およびその原型となった上谷「清流派の系譜」（『古代文化』四七一―、一九九六年）で「刷新派」という用語を用いたのはそのためである。

本論文では「儒家官僚」という表記で統一するが、その包含する意味は①漢代政治における中心的イデオロギ―である儒教教養を身につけるだけでなく、②官界に進出して活躍し、③具体的政治行動では儒教イデオロギ―に準拠した後漢王朝の運営を目指して政治刷新を進めた、という三点である。具体的には、その代表的人物として、外戚竇憲の専権に反対した袁安、和帝期に政治刷新で活躍した魯恭・魯丕兄弟、鄧太后のブレンとなつて政治刷新を進めた樊準・張禹、安帝の側近政治と対決した楊震、外戚梁氏と一度は提携したが後に厳しく梁冀専権を批判した李固、桓帝・靈帝期に政治刷新を主張し黨錮事件を招いた陳蕃・李膺らを考えている。

### ―補記三― 後漢時代の時期区分について

東晋次氏は『後漢時代の政治と社会』の序章において、「和安之際」という句でまとめられることの多い第四代和帝・第六代安帝の時期を外戚専権・宦官の政治介入・北西部への羌族の侵入の激化・災害の頻発とそれにとともなう流民の増加・諸反乱の発生といった現象が示すように後漢王朝の安定が次第に崩れ衰微し始めた時期としてとらえ、その前の光武帝・明帝・章帝の三代と、その後の順帝・桓帝・靈帝の時期とあわせて、前期・中期・後期の三分とすることの妥当性を確認している。

また渡邊義浩氏は『後漢国家の支配と儒教』の第二章第一節で外戚・宦官の政治壟断に注目し、それがなかった光武帝・明帝・章帝の三代を初期、外戚・宦官の抗争が続いた和帝期から桓帝期の第一次黨錮事件までを中期、後漢政権と士人との関係に質的变化が生じたとする第一次黨錮事件から黄巾の乱までを後期、それ以降を末期とする四分とされている。

狩野直禎氏『後漢政治史の研究』では、明記はされていないが、ほぼ初期（光武）、前期（明帝・章帝）、中期（和帝・安帝）、後期（順帝・桓帝）、末期（靈帝・獻帝）という区分がうかがわれる。

本論文では「和安之際」、特に和帝親政から安帝期前半の鄧氏専権が「儒家官僚」の台頭に重大な意味を持つと考える。また第一次黨錮事件はそれ以前から起きていた問題の延長線上にあり、その帰結が靈帝期にあるという理解に立つ。そのため皇帝の在位期間を基準とすれば、和帝・安帝期、順帝・桓帝・靈帝期をそれぞれ一つにまとめ、光武帝・明帝・章帝期とあわせて三分とした。したがって東氏の区分に一致することになる。また光武帝期、靈帝期・獻帝期についてはそれぞれ便宜的に初期、

末期という呼び方も用いる。

―補記四― 参考文献およびその表記について

既発表論文が改稿の上で著書に収録されている場合は、原則としてより年度が新しく、補訂・改稿された著書収録のものをテキストとした。

また引用にあたっては煩を避けるために末尾の参考文献一覧にリストとしてまとめ、各章での引用では出版社・初出誌は記載せず、( )に収録する書名と年度のみを記した。

注

- 1、吉川「范曄と後漢末期」(『六朝精神史研究』一九八四年)、一九四頁。
- 2、その事情を含め、范曄の事跡と『後漢書』紀伝の成立についての吉川氏の簡潔な整理が『訓注後漢書』巻一の解題にある。
- 3、五井「後漢王朝と豪族」(『漢代の豪族社会と国家』二〇〇一年)二二八頁。
- 4、堀「コメント 多田狷介『戦国・秦漢期における共同体と国家』」(『史潮』新二号、一九七七年)。
- 5、これらの論争については、東「秦漢帝国論」(『戦後日本の中国史論争』一九九三年)を参照。
- 6、『中国中世史研究』の宇都宮清吉氏によるまえがき(ii) iii頁)。
- 7、井ノ口「後漢研究へのまなざし」、小嶋「後漢時代史研究の近年の動向」。
- 8、江村治樹氏は「戦国時代における都市の発達と秦漢官僚制の形成」(『岩波講座世界歴史(新版)』三、二

〇〇一年)にて、戦国時代に多数の巨大都市の発達が認められた黄河中流域(三晋地域)は秦というその独立性を否定する、異質な権力によつて支配されることになったとし、その後、漢帝国においては秦の制度を受け継ぐが、国家の支配の根幹である官僚制度は、その基本的な精神の部分で、任用における民意の重視など、三晋地域の都市社会で形成された原理に大きく規定されていたとする。とすれば、およそ四百年続く前漢・後漢の安定期を隔てて起きた黨錮事件は、都市社会の原理である儒教思想を背景として、政治刷新を目指した官僚集団と、君主独裁といういわば秦の国家原理を貫こうとして、側近集団に支えられた後漢皇帝との衝突と見ることが可能かもしれない。

9、それぞれについては個別に書評も発表されている。また『歴史学研究』七〇七号での研究動向に加え、小嶋氏に「戦後中国古代国家史研究における「後漢史」の位置」(『中国史学』九、一九九九年)がある。国家と在地社会の結合の論理を重視する氏の主張は今後の後漢時代研究に向けての重要な提言であろう。

10、富谷『史窓』五一、一九九四年での書評。

## 後漢王朝の「豪族連合政権」化

### 本章の課題

後漢王朝について、従来、「豪族連合政権」という性格規定が多く見られた<sup>注1</sup>。確かに前漢時代後期以降、在地社会においては豪族の大土地所有が進行し、また国家の側もそれを制御する姿勢からそれを利用する姿勢に転換してきた。さらに後漢王朝では中央政府の主要官職を豪族出身者が独占するようになっており<sup>注2</sup>、趙翼も述べる、前漢王朝の建国の功臣は多くが亡命無頼の徒であるのに比較して、後漢では儒教教養を身につけたものが多い、という違いを生む原因にもなっている<sup>注3</sup>。

しかし五井直弘氏が指摘するように、「豪族連合政権」という概念規定そのものにあいまいさが残る<sup>注4</sup>。東晋次氏はそれを充足するための条件として、

- ① 豪族層による地域的権力の単位が形成され
- ② それらを代表するものが中央政府において政治的に結合すること

という二点を提示するが<sup>注5</sup>、その場合は後漢王朝の建国段階はそれに該当しないことになる。またもし仮に「豪族連合政権」という概念を皇帝が豪族勢力の結集の核となっている状態と理解すると、それは後漢王朝建国段階にも適用できるが、その場合にも劉秀がどのような豪族勢力を結集していったのかを検討しなければならぬであろう。

後漢王朝は前漢の春陵侯の支族出身の劉秀が

I. 南陽郡南部の蔡陽県春陵郷（旧の白水郷）で兄

の劉績を頭目として挙兵し、

II 荊州の諸反乱集団と提携して新王朝と戦いこれに勝利し、

III 更始政権に属したが、やがて独自に河北平定を進めて自立し、

IV 更始政権崩壊の中で帝位に就き、全国を平定した。

という四段階を経て建国したものである。Iの段階について、彼の一族（春陵劉氏）の経営状況や社会生活についての宇都宮清吉氏の詳細な研究があり、三代前に零陵郡から発展途上の南陽郡に移されて以来、領内の可耕地を大規模に開発してきた豪族であり、同じ南陽郡で大規模開発を進める新野県の陰氏、鄧氏や湖陽県の樊氏などと通婚関係で結びついてきたことが明らかにされている。しかし近年は建国におけるIIIの段階を重視する研究が次々と発表されており、本論ではそれらを取り上げ、また建国過程の各段階の史料を再検討することにより、後漢王朝と豪族の結合の様相を検討していきたい。

## 一、劉秀と南陽豪族

宇都宮氏は劉秀について「秦漢政治史」にて

彼は豪族である自己の一族ならびに、南陽地方の他姓の豪族を結合して兵をあげ、この地方の宛（河南省南陽県）を根拠地として着々成功し、ついに王莽の大軍を昆陽にやぶる。：：中略：：劉秀はかくて黄河以北を平定し、ついに建武元年（西紀二五年）諸將に推戴されて皇帝位につき、洛陽に都をさだめる。すなわち東漢の始祖光武帝とはこの人である。

と述べて、後漢王朝の建国と南陽の豪族社会との直接の連携を強調した<sup>77</sup>。確かに本章末尾の（後漢王朝建国功

臣表）で示したように、「雲台二八將」に代表される建国を支えた功臣たちに南陽を本貫とする者が多い点は、宇都宮氏の所説を裏付けるようである。

しかし劉秀の挙兵の様子の細部を見ると、両者の直接の連携を逡巡させる史料がある。たとえば春陵での旗揚げ時の様子は『後漢書』紀一上光武帝紀上に

時に伯升（劉績）已に衆と會して兵を起す。初め、諸家の子弟は恐懼し、皆、亡逃自匿して曰く、伯升、我を殺さんとす、と。光武の絳衣大冠（秩序無視の装い）するを見るに及び、皆、驚きて曰く、謹厚なる者も亦復た之を爲す、と。乃ち稍く自ら安んず。

時伯升已會衆起兵。初、諸家子弟恐懼、皆亡逃自匿、曰、伯升殺我。及見光武絳衣大冠、皆驚曰、謹厚者亦復爲之。乃稍自安。

とあり、何よりも先ず、挙兵の首謀者は劉秀ではなく兄の劉績であることが明らかである。後に劉績が殺害されたので、代わって劉秀が浮上してくるが、あくまでもピンチヒッターとしての登場だったのである<sup>78</sup>。

周囲の豪族も疑心暗鬼の状態であったようである。『後漢書』伝四劉績伝や伝二二陰識伝によれば、挙兵に当たっては宛県の富豪李氏、族兄の劉賜、南陽郡の有力豪族で姻戚関係にあった鄧晨、陰識（陰皇后の兄）らがその一族・賓客を率いて参加したので六部隊、総数では七、八千人という陣容になった。しかし南陽郡の中心である宛（郡治）や湖陽、新野などの県は王莽側につき、舅の樊宏や劉秀の旧友であった鄧禹が参加していないことは気になる（『後漢書』紀一上光武帝紀上、伝二二樊宏伝、伝六鄧禹伝）。また、幼くして孤児になった劉秀兄弟を扶養してきた叔父の劉良すら挙兵に強く反対していた（『後漢書』伝四趙孝王良伝）。冠軍県で「衆數百人を羽山に聚め、自ら將軍と號す。（聚衆數百人於羽山、自號將軍）」と、同じく反王莽の立場を取り、後に劉秀の腹心として奮戦することになる賈復もこの段階では参加していない

〔後漢書〕 伝七賈復伝〕。

さらに参加者の側でも、鄧晨は自らの賓客を率いてはいたが、後に小長安の戦いで敗れた時に巻き添えをくった宗族から「家自ら富足す。何故に婦家の人に随いて湯鑊中に入るや。〔家自富足。何故随婦家人入湯鑊中〕」〔後漢書〕 伝五鄧晨伝〕と、劉秀らへの加担は無謀であると厳しく非難されており、その参加はあくまでも彼個人のレベルにとどまっていたようだ。このように見てくると、挙兵時の劉秀らは南陽郡の豪族を組織して広範な支持を獲得することができていなかったと考えるべきであろう。

勢力が十分でなかったことは、南陽郡の制圧のために湖北の緑林山から北進してきた新市・平林・下江といった農民反乱集団と提携したことからもうかがえる。両者の提携が実現したのは農民反乱集団とはいっても、その幹部には王常、馬武、劉玄のような豪族出身者が含まれていたからであるが、彼らは族的結合を率いてではなく単独での参加であり、全体として見ればやはり農民反乱集団という性格が優越していた<sup>注1)</sup>。

両漢交替期の諸反乱集団を分析した木村正雄氏が「そもそも春陵侯国軍団は、劉伯升・劉秀兄弟と李通等南陽豪族によっておこされたものであった。しかし、伯升等が当初から平林・新市の兵の助力を求め、特に小長安の敗戦後、下江の兵の協力で大勢を挽回したことなどで、この連合軍団の実権は農民叛乱軍側に握られてしまった」と述べるように、両者の力関係は農民反乱側が優越し、劉秀らはその中に取込まれてしまったのである<sup>注2)</sup>。

『後漢書』紀一上光武帝紀上に見える「軍中、財物を分かつに均ならず、衆は恚恨（怒り恨む）し、反きて諸劉を攻めんと欲す。〔軍中分財物不均、衆恚恨、欲反攻諸劉〕という内紛や、「光武、初め牛に騎し、新野の尉を殺して乃ち馬を得る。〔光武、初騎牛、殺新野尉乃得馬〕」というその財力と不釣合いに思える記事も、農民反乱集団の中での軌轢

や、それを避けるための細心の配慮としてみれば整合的に理解できよう。

南陽の反乱軍は春陵侯の自家筋にあたる劉玄を皇帝に擁立し（更始帝）、同年には昆陽の戦いに勝利し、北上して洛陽・長安を相次いで攻略して王莽政権を崩壊させた。こうして成立した更始政権の内部では官僚としての行政経験の有無や地縁結合から、自然と南陽の豪族が優位を占めていったと想像されるが、豪族の支持を背景に劉玄と皇帝位を争った劉縯が農民反乱集団の首領たちによって殺害されたように<sup>注3)</sup>、依然として農民反乱集団という側面を強く持っていた。劉秀自身についても、彼は九卿（太常）に列したが、あくまでも一部将として遇されたに過ぎない。政権に参加した南陽出身者と劉秀のかかわりを見ても、この段階で劉秀に付していた者は僅かであり、狩野直禎氏が指摘するように、その多くは劉秀が更始政権から離脱し、新たに河北で集団を結集し始めてから帰属するのである<sup>注4)</sup>。

このように見てくると、南陽は劉秀の後漢王朝建国の直接の地盤とはなっていないと判断するのが妥当であろう。とすれば、「豪族連合政権」論の鍵はⅢの河北平定の段階に求めねばならない。

## 二、劉秀と河北諸勢力

小嶋茂稔氏は、河北平定に進み更始政権から自立していく劉秀集団について

① 河北の豪族に支えられたことで他の競争相手から抜きんできたこと

② 河北の地方官を糾合して政権を形成した点に、光武帝政権が公権へ転化した契機を見出させることという二点を指摘する<sup>注5)</sup>。

更始元年の十月から幽州・冀州の平定を任せられ河北に出発した時点で劉秀の幕僚（「内は官職」）には、馮異〔主簿〕、苗萌〔從事〕、鮑期〔掾史〕、叔壽〔掾史〕、段建〔掾史〕、左隆〔掾史〕という潁川郡出身者が顔を揃え（『後漢書』伝七馮異伝）、同じく潁川出身で（『傳』）俊と賓客十餘人、北して追ひ邯鄲に及ぶ。上謁するに世祖は潁川兵を將いて、常に征伐に従わしむ。（俊與賓客十餘人、北追及於邯鄲。上謁世祖使將潁川兵、常從征伐）（『後漢書』伝十二傳俊伝）とある傳俊や「河北に至るに及び、以て偏將軍と爲し、從いて羣賊を破り、數ば陳を陥し敵を卻く。（及至河北、以爲偏將軍、從破羣賊、數陷陳卻敵）」（『後漢書』伝八臧宮伝）という臧宮、そして鄴で追いついてきた南陽出身の鄧禹を加えた、小嶋氏の表現を借りれば「原基集団」と称すべきグループが存在していた。

しかし鄴、邯鄲から進んで薊に達したところで、卜者の王郎が邯鄲にて前漢成帝の子の子輿を詐稱して挙兵すると、郡国は皆な降り、内応者も出て劉秀は僅かな人数で南に逃げることになった（『後漢書』伝十一任光伝）。王郎の挙兵を聞いた劉秀が薊の市にて王覇に募兵させたところ、人々の笑いものにされたという記事もあり（『後漢書』伝一〇王覇伝）<sup>注14</sup>、劉秀を競争相手から抜き出させた勢力基盤をこの「原基集団」に求めることはできないのである。

窮迫した劉秀をとりあえず受け入れたのは信都太守の任光（南陽郡出身）と和成太守の邳彤であった。しかしこれとても「世祖、二郡の助を得ると雖も、兵衆未だ合せず。（世祖雖得二郡之助、而兵衆未合）」で、周囲には長安への帰還を主張する者が多かったという（『後漢書』伝十一邳彤伝）。劉秀は王郎に対抗するために河北の農民反乱軍との合流さえも考えている<sup>注15</sup>。

次に劉秀支持に動いたのが賓客・宗族を率いて数千の兵力を握った劉植、劉植の説得で王郎側から寝返った眞

定王劉揚、眞定国藁県の著姓（有力豪族）であった郭況であった。『後漢書』伝十一劉植伝に

時に眞定王劉揚、兵を起し、以て王郎に附し、衆は十餘万。世祖、（劉）植を遣し揚を説かしめ、揚すなわち降る。世祖困りて眞定に留まり、郭后を納む。后は即ち揚の甥なり。故に此を以て之と結ぶ。……因りて兵を進むるを得て、邯鄲を抜き、從いて河北を平らぐ。

時眞定王劉揚起兵以附王郎。衆十餘万、世祖遣植説揚、揚迺降。世祖因留眞定、納郭后。后即揚甥也。故以此結之。……因得進兵拔邯鄲、從平河北。

とあるように、劉秀は劉揚と郭皇后を通じて姻戚関係を結び、その勢力が王郎打倒に大きな役割を果たした。

そして劉秀の立場を決定的に高めたのが、『後漢書』紀一上光武帝紀上に

會ま、上谷太守耿況、漁陽太守彭寵は各の其の將吳漢、寇恂等を遣し、突騎を將い來たりて、王郎を撃つを助けしむ。

會上谷太守耿況、漁陽太守彭寵各遣其將吳漢、寇恂等將突騎來助擊王郎。

とある、上谷・漁陽郡の精銳部隊の來援であった。『後漢書』伝八吳漢伝によれば、吳漢（南陽郡宛県出身）は大將軍を拜して幽州十郡の精銳部隊（突騎）を率いて王郎を破っただけでなく、「光武北して羣賊を撃つに、（吳）漢は常に突騎五千を將いて軍鋒と爲り、數ば先登して陳（陣）を陥す。（光武北擊羣賊、漢常將突騎五千爲軍鋒、數先登陷陳）」とあるように、河北の農民反乱との戦いでも活躍した。『續漢書』百官志太尉の条に引く『漢官儀』には「世祖、幽并州の兵騎を以て天下を定む。故に黎陽に營を立て、謁者を以て之を監せしむ。兵騎千人……（世祖以幽并州兵騎定天下。故於黎陽立營、以謁者監之。兵騎千人……）」とある。

小嶋氏の指摘のように、これらの記事からは、劉秀を皇帝位に押し上げた最大の功労者は河北の幽州や冀州・并州の諸郡の擁した武力であったと読み取れる。しかし河北に注目するだけでは、建武十一年に并州牧の郭伋が批判しているような南陽出身者の重用がなぜ行われたのかという疑問に答えられないだろう<sup>注16</sup>。

この点について、藤川和俊氏は劉秀が降伏した河北の農民反乱集団（銅馬賊）を兵力に組み込み、それと人格的な結びつきを持ったので「銅馬帝」と仇名されたという記事に注目する<sup>注17</sup>。そして氏は河北系豪族の連合により形成された一地方政権にすぎなかった劉秀政権が皇帝を中心とする中央集権政権へと変化したことを、河北豪族の力が強くなりすぎるのを抑えたい劉秀が生活基盤の回復を目指す銅馬賊と直接、人格的信頼関係で手を組み、それが劉秀の指導力を向上させたと見る。またその統率が任されたことで南陽郡の出身者が台頭し、逆に河北の眞定王劉揚は誅殺され、郭皇后とその子の皇太子彊は廃されたと推理するのである<sup>注18</sup>。この説明は劉秀と南陽の豪族の關係についての整合的な理解を与えてくれるとともに、建国段階で後漢王朝の皇帝権力（劉秀）は直屬の強力な武力を手に入れ、それを基盤にして王朝を建設したという推論に導いてくれる。

ただ、史料からは、農民反乱集団は手厚い慰撫は受けても、そこから政権幹部に抜擢されたものはおらず、結局は下級武將や兵士として使役されたということしか確認できない。したがって両者が提携したとまでは考えにくい。また『後漢書』紀一上光武帝紀上の建武二年十一月の条には、銅馬などの餘賊が別に皇帝を立てて反抗した記事もある。そして建国段階での皇帝権力のあり方についても、先の「豪族連合政権」論や小嶋氏の①の所説とかかわって、河北における劉秀の立場、特に河北の郡県を掌握している豪族との關係に依然として問題が残さ

れているのである。

#### 四、劉秀と豪族

劉秀を支持した上谷太守耿況、漁陽太守彭寵はその後も兵馬を供給して天下統一を助けた。しかし耿況は扶風・茂陵出身であり、彭寵と彼を説得して劉秀側に付かせた呉漢はともに南陽・宛県の出身であるから、これだけでは河北の豪族が劉秀を支持したとは判断できない。逆に、支持しない例はいくつも挙げられる。

前漢時代後半以降、郡府の属僚には在地の有力豪族からの任用が一般化し、彼らを中心に地方行政が運営されていた<sup>注19</sup>。漁陽郡の場合を見ても南陽郡出身で安樂県の令であった呉漢は「素より光武の長者なるを聞き、獨り歸心するを欲す。〔素聞光武長者、獨欲歸心〕」であったが、その他は「官屬は皆、王郎に附するを欲し、寵は奪う能わず。〔官屬皆欲附王郎、寵不能奪〕」（『後漢書』伝八呉漢伝）であった。

また鉅鹿の豪族であった耿純は早くから劉秀を支持するが<sup>注20</sup>、その参陣の様子は『後漢書』伝十一耿純伝に

（耿）純、從昆弟（耿）訢、宿、植と共に宗族、賓客二千餘人を率い、老病者は皆、載木して自ら隨い、育（貫県の誤りであろう）に於いて奉迎す。

純與從昆弟訢、宿、植共率宗族賓客二千餘人、老病者皆載木自隨、奉迎於育。

とある。この文に付された李賢注は『左氏伝』の記事を引いて「載木」の木を木棺と解し、死をもいとわぬ決意の表明とする。しかし、同時に家屋も焼き払って出発しており、一族を挙げて同行するために歩けない者を板に載せて担いでいったと読むほうが自然であろう。そこま

でしたのは耿純自らが

猶お宗人賓客に半ば同心せざる者有るを恐れ、故に  
屋室を燔焼し、其の反顧の望（後戻りする気持ち）を絶  
つなり。

猶恐宗人賓客半有不同心者、故燔燒屋室、絶其反顧之望。

と告白しているように、その一族・賓客ですら劉秀支持  
で固まらず、かなりの動揺を抱えていたからである。

河北の豪族の劉秀支持が不安定である例は他にもあ  
る。信頼する鄧晨を太守に据えた常山郡でも鄆県の大姓  
の蘇公が王郎側に走り（『後漢書』伝十一耿純伝）、当時  
の劉秀にとって唯一の足場ともいえる信都郡でも『後漢  
書』伝十一李忠伝に

王郎、將を遣し信都を攻せしむ。信都の大姓馬寵等  
は城を開いて之を内（い）れ、太守宗廣及び忠の母  
妻を収め、親屬をして忠を招呼せしむ。……世祖、  
すなわち任光をして兵を將いて信都を救わしむに、  
光の兵は道にて王郎に散降し、功無くして還る。會  
ま更始、將を遣し信都を攻破せしめ、忠の家屬は全  
を得る。世祖困りて忠を還して太守の事を行わせ、  
郡中の大姓の邯鄲に附す者を収め、數百人を誅殺せ  
しむ。

王郎遣將攻信都、信都大姓馬寵等開城内之、収太守宗廣及忠母  
妻、而令親屬招呼忠。……世祖遣使任光將兵救信都、光兵於道

散降王郎、無功而還。會更始遣將攻破信都、忠家屬得全。世祖  
因使忠還行太守事、収郡中大姓附邯鄲者、誅殺數百人。

とあるように、有力豪族の馬寵らの内応をきっかけに郡  
内があっけなく総崩れ状態になつてゐる。

こうした様子は河北での劉秀の勢力が脆弱であつた時  
期だけではなく、彼が王郎を倒して河北にある程度の確  
固たる地盤を築いた後にも、依然として続いている。た  
えば『後漢書』伝六七酷吏・李章伝には

光武即位し、陽平令を拜す。時に趙魏の豪右は往往

（つねづね）屯聚し、清河の大姓趙綱は遂に縣界に塙  
壁（とりで）を起こし、甲兵を繕い、在所の害と爲る。

光武即位、拜陽平令。時趙魏豪右往往屯聚、清河大姓趙綱遂於  
縣界起塙壁、繕甲兵、爲在所害。

とあり、反抗勢力が依然として広い地域に存在していた  
ことがうかがえる。これはなぜなのだろうか。翻つて元  
は卜者にすぎなかつた王郎の側が、なぜ広範な支持を獲  
得して劉秀を圧倒できたのだろうか。

王郎擁立の仕掛人となつたのは趙縵王子の劉林で、趙  
国の「大豪」の李育、張參を配下に集めていた。王郎が  
より大きな支持を集め得たのは、前漢成帝の子という正  
統性のプロパガンダの成功に加え<sup>注21</sup>、より豪族連合的  
で豪族と利害が一致するイメージを帯びていたからでは  
ないか。しかも劉林は最初、劉秀が河北に侵攻してきた  
赤眉攻撃をもちかけ、それに劉秀が取り合わなかつたた  
めに、王郎を擁立したという（『後漢書』伝二王昌（王郎）  
伝）。当時の河北の地方政府を支えていた豪族は、大規模  
農民反乱に揺さぶられ、それに対抗するための結集の核  
を求めていた<sup>注22</sup>。それを上手く受け止めたのが王郎で  
あり、逡巡したのが劉秀だったのである。これでは河北  
の人々が劉秀の立場を農民反乱側の一員と曲解あるいは  
誤認してもやむを得ないだろう。しばしば受けた反発や  
不安はこのように農民反乱集団とのつながりからの説明  
が可能であろう。

それに対して劉秀支持に動いた任光、呉漢、彭寵はい  
ずれも南陽郡出身である。先に引いた呉漢伝に「素より  
光武の長者なるを聞く」とあるように、彼らは南陽との  
地縁があることで、劉秀の正しい立場―農民反乱集団と  
は一線を画し豪族側に立つ人物であること―についての  
情報を得ていたのではないだろうか<sup>注23</sup>。

一方、『後漢書』伝二一郭伋伝には

更始新たに立つに、三輔は連ねて兵寇を被り、百姓

は駭震（恐れ慄く）し、強宗右姓は各の衆を擁して營を保ち、先に附すを肯ずる莫し。更始は素と仮の名を聞き、徴して左馮翊を拜し、百姓を鎮撫せしむ。

更始新立、三輔連被兵寇、百姓駭震、強宗右姓各擁衆保營、莫肯先附。更始素聞假名、徵拜左馮翊、使鎮撫百姓。

とあり、三輔では「強宗右姓」と表現される在地の豪族が集団を率いて割拠し、更始政権に従わなかったことが述べられている。こうした動きは三輔に限らない。その本拠地というべき南陽においても『後漢書』伝二二樊宏伝に

更始立ち、宏を以て將と爲さんと欲す。宏、叩頭して辭して曰く、書生兵事を習わず、と。竟に免され歸るを得て、宗家親屬と與に營塹（とりで）を作り自守し、老弱の之に歸する者、千餘家。……世祖（光武帝）即位するや、光祿大夫を拜し、位は特進にて三公に次ぐ。

更始立、欲以宏爲將。宏叩頭辭曰、書生不習兵事。竟得免歸、與宗家親屬作營塹自守、老弱歸之者、千餘家。……世祖即位、拜光祿大夫、位特進、次三公。

とあるように、湖陽県の大豪族樊宏が同様の動きをとっていた。

こうした豪族の更始政権への反発と、それと対称的な劉秀への加担については、土屋紀義氏の民衆反乱（農民反乱）への対抗から豪族反乱集団が形成されたという指摘が参考になる。更始政権は農民反乱集団という性格を脱せなかつたから、豪族の不安を招いてしまったのではないか注<sup>24</sup>。

上述のように前漢後半期以来、すでに地方政府の掾史は豪族によって占められ、郡県の支配機構を取り込むには豪族の広範な支持が不可欠になっていた。小嶋茂稔氏は「河北において劉秀を支えたのは河北の在地の豪族層そのものではなく、河北の地方官やその配下という地位

にあった人士達であつた」とし、「郡太守段階の地方官がその掌握している統治機構を附随させて劉秀の配下に入った」という理解を示す注<sup>25</sup>。実際、河北の豪族が広範に直接劉秀支持で動いたという様子は見られない。また、王郎から出兵催促を受けた上谷郡の対応ぶりを見ると、功曹であつた寇恂が、門下掾の閔業とともに太守の耿況を説得して劉秀支持に転換させている。その中で

邯鄲拔（にわ）かに起るも、信向す可きに難し（信賴して従えない）。昔、王莽の時、難（はばか）る所は獨り劉伯升有りしのみ。今聞くに大司馬劉公（劉秀）は伯升が母弟にて、賢を尊び士に下（へりくだ）り、士多く之に歸す、と。攀附す可きなり。（『後漢書』伝六寇恂伝）

昔王莽時、所難獨有劉伯升耳。今聞大司馬劉公伯升母弟、尊賢下士、士多歸之。可攀附也。

と述べ、劉續の弟として間接的ではあるが劉秀の立場や人物像を理解し、その支持を主張しているのである。寇恂は同伝によれば上谷郡昌平県の有力豪族（「世爲著姓」）出身であり、閔業も同様に在地の有力豪族であつたと考えられる。このように地方政府の帰趨は地域の豪族の支持とリンクするものであり、郡太守段階での地方長官の主導性はそれほど強調できないのではないだろうか。

とすれば、豪族の支持を得られなかつた更始政権は地方政府を取り込むこともできず、安定した財政基盤を持たないために略奪に頼り、そのためにいつそう豪族に忌避されるといふ、悪循環に陥ることになつたという推測が可能になる注<sup>26</sup>。

それについて、先の史料で南陽の大豪族であつた樊宏が更始政権に対しては「營塹を作りて自守す」という態度をとりながら、河北で劉秀が独自の動きを始めるとさつそく参加してきたのは象徴的である。鄧禹も最初は参加せず、河北に劉秀が向かつてから後を追つてきた（『後

漢書』伝六鄧禹伝)。これらは劉秀が農民反乱集団から離脱したこと、また彼は豪族側との親和性を持つことが豪族層に承認されたことを反映しているのではないか。

もちろん更始政権側も悪循環の中でもがくだけけなく、王莽打倒に成功すると、本格的な支配体制の構築に向かつてはいた。先の史料で、人望があり郡太守や州牧の行政経験を持つ郭伋を左馮翊に起用したというのもその一環であろう。また各地に使者を派遣し、「先んじて降らん者には爵位を復せん。〔先降者復爵位〕」と宣伝させて慰撫・招安に努めた(『後漢書』伝六寇恂伝)。しかし更始帝は次第に遊興に耽溺するようになり、その周囲の様子も『後漢書』伝一劉玄伝に

時に朱軾、朱鮪は山東に命を擅にし、王匡、張卬は三輔に横暴す。其の官爵を授くる所の者は、皆な羣小の賈豎(卑しい商人)にて、或は膳夫庖人の多く繡面衣、錦袴……を著し(不釣合いな豪華な衣装で着飾り)、道中に罵詈する有り。長安之が爲に語りて曰く、竈下の養(料理長)は中郎將、羊胃を爛るは騎都尉、羊頭を爛るは關内侯、と。

時朱軾、朱鮪擅命山東、王匡、張卬横暴三輔。其所授官爵者、皆羣小賈豎、或膳夫庖人、多著繡面衣、錦袴……有道中罵詈。長安爲之語曰、竈下養中郎將、爛羊胃騎都尉、爛羊頭關内侯。

とあり、人材登用の誤りを軍師將軍の李淑が「譬うれば猶お木に縁つて魚を求め、山に升つて珠を採るがごとし。〔譬猶緣木求魚、升山採珠〕」と批判している。実際に行政運営能力を欠いた者も多く、慰撫・招安の努力が逆に、「諸將出征し、各の自ら専ら牧守を置く。州郡交錯して従う所を知らず。〔諸將出征、各自專置牧守。州郡交錯不知所従〕」とあるような、集団的無責任と混乱の状態を各地で招いてしまったのである(以上、劉玄伝)。たとえば幽州の場合、更始政権は当初、漁陽太守に父が同郡の太守であった彭寵を起用し、上谷太守には現職の耿況を留任させようと

していた。ところが

王莽敗れ更始立つに及び、諸將の地を略する者、前後多く威權を擅にし、輒(しきり)に守令を改易せんとす。況は自ら(王)莽の置く所なるを以て、懐いは安からず。

及王莽敗更始立、諸將略地者前後多擅威權、輒改易守令。況自以莽之所置、懷不安。

であった上に印綬の受渡しでの思わぬ行き違いもあり、反発した耿況は寇恂の劉秀支持の意見に同意し(『後漢書』伝九耿弇伝)、同じく吳漢らの説得に応じた彭寵とともに、劉秀支持へと鞍替えしたのである。

劉秀は幽州の兵馬を得ると、河北・南陽の豪族を並べて重用し、彼らを正面に据えた布陣で河北の平定を進めていった。農民反乱集団(銅馬賊)を吸収したが、兵力としてあつかい、銅馬賊の指導者を決して重用しなかつた。銅馬賊の兵士を与えられた南陽の豪族が將軍として活躍していくが、彼らの重用は藤川氏の言われる河北勢力の牽制という狙いに加えて、自らの集団の性格が豪族主導であることを明確に演出し、統発する大規模農民反乱に直面した河北の豪族の不安を払拭しようとしたためとも考えられよう注27。

つまり後漢王朝成立過程の中で生まれた「豪族連合政権」という性格は、拳兵の時点で南陽の豪族に支持されていたから生まれたのではなく、また河北に転進してすぐ実現したものでなく、安定した勢力基盤を持たずに統一戦争を進めた劉秀が、地方政府を掌握しようとして選択した、いわば選び取られた姿だったのである。また豪族の側は大規模農民反乱への危機感から早期の安定実現を求め、農民反乱集団という性格を引きずる更始政権に反発し、それを離脱した劉秀を結集の核として歓迎したのである。

赤眉の西進で更始政権は崩壊するが、その後の三輔の

様子が『後漢書』伝七馮異伝に

時に赤眉、延岑注三、三輔を暴乱し、郡縣の大姓は各の兵衆を擁す。大司徒鄧禹、定むること能わず。乃ち(馮)異を遣し、禹に代りて之を討たしむ。

時赤眉、延岑暴乱三輔、郡縣大姓各擁兵衆。大司徒鄧禹不能定。乃遣異代禹討之。

とあり、建武二年に馮異が鎮撫に派遣されることになった。その時に光武帝(劉秀)は

三輔は王莽更始の亂に遭い、重ねるに赤眉延岑之酷を以てし、元元は塗炭するも依訴する所無し。今たびの征伐は必ずしも地を略し城を屠るには非ず、要は之を平定安集するに在るのみ。諸將は健闘せざるに非ざるも、然れども虜掠を好む。卿は本とより能く吏士を御す。念いて自ら修勅し、郡縣の苦しむ所と爲る無かれ。

三輔遭王莽更始之亂、重以赤眉延岑之酷、元元塗炭、無所依訴。今之征伐、非必略地屠城、要在平定安集之耳。諸將非不健闘、然好虜掠。卿本能御吏士。念自修勅、無爲郡縣所苦。

と戒めている。『後漢紀』卷四にも「兵家(武装集団)は縦横し、百姓は塗炭す……兵家の降る者は其の渠帥(頭目)をして皆な京師を詣でしめ、其の小民は散じて農桑に就かせ、其の營壁を壊し、復た聚ること無からしめよ。

〔兵家縦横、百姓塗炭。將軍今奉辭討諸不軌。兵家降者、遣其渠帥、皆詣京師、散其小民就農桑、壞其營壁、無使復聚。〕とある。

ここでは割拠する武装集団への対策も在地社会の安定を最優先にさせるとともに、特に虜掠を厳禁するように命じていることが注目される。

そして新政権の財政基盤も「前將軍鄧禹、西して關中を征するに軍糧乏しく、(王)丹、宗族を率いて麦二千斛を上る。〔前將軍鄧禹西征關中、軍糧乏、丹率宗族、上麦二千斛〕」という事例のように豪族からの提供もあったが(『後漢書』伝十七王丹伝)、多くは河内郡の太守に配された寇恂

が馬二千、租四百万斛を供給したとあるように(『後漢書』伝六寇恂伝)、地方政府を掌握する中で獲得されていた。こうした劉秀の姿勢が認知されていくとともに、さらに豪族の支持―それは地方政府の支持にもつながる―を獲得し、全国支配にも着実に成功していくことになったのである。

このように豪族との結びつきによって後漢王朝の建国を理解した場合に、もう一つ問題として残るのは、それと相い矛盾するかのような、建武十六年の豪族の反乱をいかに説明するかという点である。

『後漢書』紀一下光武帝紀下によれば

郡國の大姓及び兵長、羣盜、處處に並び起ち、在所を攻劫し、長吏を害殺す。郡縣追討するも、到れば則ち解散し、去れば復た屯結す。青、徐、幽、冀の四州は尤も甚し。冬十月、使者を遣して郡國に下らしめ、羣盜の自ら相い糾擿(相互告発)するを聽し、五人にて共に一人を斬る者は其の罪を除く。吏の逗留回避(一箇所から動かずわざと見逃す)して故縦する者と雖も皆な問う勿れ、禽討を以て効(てがら)と爲すを聽す。其の牧守令長の界内に盜賊あるも収捕せざるに坐す者、又た畏慄(おくびょう)を以て城を捐て守りを委(す)てし者は皆な以て負(つみ)と爲さず。但だ賊を獲うるの多少を取りて殿最(評価)を爲し、唯だ蔽匿する者は乃ち之を罪す。是に於いて更も相い追捕し、賊は並に解散す。其の魁帥を他の郡に徙し、田を賦(あた)え稟を受(さず)け、生業に安んぜしむ。是れ自り牛馬は放牧し、邑門は閉ざさず(平和・安定が戻った)。

郡國大姓及び兵長、羣盜處處並起、攻劫在所、害殺長吏。郡縣追討、到則解散、昨復屯結。青、徐、幽、冀四州尤甚。冬十月、遣使者下郡國、聽羣盜自相糾擿、五人共斬一人者除其罪。吏雖逗留回避故縦者、皆勿問、聽以禽討爲効。其牧守令長坐界内盜賊而不收捕

者、又以畏傾捐城委守者、皆不以爲負。但取獲賊多少爲殿最、唯蔽匿者乃罪之。於是更相追捕、賊並解散。徙其魁帥於他郡、賦田受粟、使安生業。自是牛馬放牧、邑門不閉。

とある。この事件はその前年に行われた

詔して州郡に下し、墾田の頃畝及び戸口年紀を檢覈（調査）せしめ、又た二千石、長吏の阿枉にして平ならざる者を考實せしむ。

詔下州郡檢覈墾田頃畝及戸口年紀、又交實二千石長吏阿枉不正者。という土地戸口の一斉調査ともかかわっていると思われるが、そこには後漢王朝に対する豪族の強い反発を見取れるだろう。

しかしこれほどの範囲での反乱にしては、それに対する後漢王朝の反応は穏やかであり、また反乱側も地域内に留まり、反後漢王朝で広範囲に結託する様子が見られないことに注意したい。小嶋氏は、一斉調査は両漢交替期の混乱の中で経済的既得権益を拡大した豪族に対し中央政府が相応の均衡状態を求めたものであり、この事件は既得権益を侵された豪族の反発であると理解する<sup>注29</sup>。この理解に従えば、一部の豪族の既得権益の拡大は周囲にとつては負荷であり、それを抑えて相応の均衡状態に戻そうという後漢王朝の施策により多くの支持が集まった可能性が考えられよう。

一部に強い反発があつても、もはやそれが周囲に波及したり、後漢王朝の打倒に向かうような条件を失つていたことに、後漢王朝に対する豪族の支持の定着を見ることのできるのではないだろうか。

## 小結

『後漢書』伝十一劉植伝は王郎に追われて信都郡に逃げてきた劉秀が劉植一族と合流し、さらに劉植の斡旋で

真定王の劉揚や真定郡の大豪族であつた郭氏と結びついたことを述べている。その中に

郭后を納め、……迺（劉）揚及び諸將と與に郭氏漆里の舍に置酒（宴會）し、揚、筑を撃き歡を爲す。

納郭后、……迺與揚及諸將置酒郭氏漆里舍、揚擊筑爲歡。

という宴が記録されている。また洛陽入城時に更始帝たちは粗末でだらしない風体で嘲笑や恐怖の対象となつたのに対し、司隸校尉となつた劉秀とその属僚は威儀を正したので、三輔の吏士は歡喜して迎えたという（『後漢書』紀一上光武帝紀上）。

本章では、光武帝は農民反乱集団である更始政權から離脱することで、ようやく地方行政組織を握る豪族層に支持されることが可能になつたのであり<sup>注30</sup>、農民反乱集団を武力としては取り込んだが、それと同一化したのではないことを見てきた。この漆里での盛大な宴会や洛陽での態度は、劉秀が豪族側の人物であることを宣伝するものだったのでないだろうか。そして劉秀はこうした姿勢を以後も続け、前漢以来の名門である竇氏や梁氏に厚遇を与えて取り込んだ。建国当初から中央政府の主要官職を豪族に独占させたのは、自らが豪族の一員であつた彼の知友に豪族が多かつたという事情とともに、全国支配の確立のために、地方政府を掌握した豪族勢力の結集の核となるべく、豪族との親和性をアピールするという狙いがあつたと考えた。

一方、范曄は劉秀が銅馬帝と呼ばれたというエピソードを民衆とのつながりを示すものとして『後漢書』に収録したようであるが、もしその集団の性格が農民反乱集団のままであれば、おそらく劉秀は統一に成功せず、更始帝と同じ運命を辿つたであろう。

以上、近年発表された新たな理解を取り上げ検討してきたが、結果的に導き出された後漢王朝の初発の姿は、南陽との無条件の結びつきは排するものの、在地社会に

おける豪族の規制力に依存し、そのまとまりの上に立つ皇帝権力というものである。そしてそうだったのは、自らの正統性の弱さや確固たる支持勢力の欠如を豪族勢力の糾合の核となることで補わねばならなかったからである。これは従来の一般的理解の大枠を出るものではないが、逆にその妥当性を確認できたと考ええる。では、こうした後漢王朝の初発の姿が「戚宦交替専権論」や「清濁二分論」とどうかかわるのか。章を改めて検討を進めていきたい。

## 注

- 1、楊聯陞「東漢的豪族」(『清華學報』一一—四、一九三六年)。西嶋定生「古代國家の權力構造」(『國家權力の諸段階』一九五〇年)。
- 2、渡邊義浩『後漢時代の社会と國家』一九九五年の第二章に詳細な整理がある。
- 3、趙翼『二十二史劄記』卷四の「東漢功臣多近儒」。
- 4、五井「後漢王朝と豪族」(『漢代の豪族社会と國家』二〇〇一年)、一四〇頁。
- 5、東『後漢時代の政治と社会』一九九五年、一〇頁。「豪族連合政権」という用語には「豪族」とその「連合」という二つの要素が含まれている。前者を重視すれば豪族の特色である族的結合が明確に發揮されている後漢王朝成立時期の功臣勢力(陰氏・鄧氏・耿氏ら)の活躍が注目される。後者を重視すれば豪族が後漢王朝の統治構造の一部になることが必要であり、東氏が指摘するように、在地社会を掌握した有力豪族が官僚として安定して中央・地方政府に進出するようになる中期以降が該当することになる。ただ、その場合も「儒

家官僚」のありかたを考えた場合、彼らの政治行動とその本貫地での一族の私的な経営がどこまで関連しているかという問題が生じてくる。

6、宇都宮「劉秀と南陽」(『漢代社会經濟史研究』一九五五年)。

7、宇都宮「秦漢政治史」(『中国古代中世史研究』一九七七年)三一—八頁。

8、王莽側も天下の郷亭に劉縯の画像を描かせ、それを射的させていたという(『後漢書』伝四劉縯伝)。

9、たとえば劉玄は春陵侯の自家筋であるが、その客が法を犯したために、官吏の追及を避けて亡命していた(『後漢書』伝一劉玄伝)。

10、木村「前後漢交替期の農民叛乱」(『中国古代農民反乱の研究』一九七九年)二八—六頁。氏は反乱を農民反乱集団と豪族反乱集団に二分して、農民反乱集団は「地域を支配せず、生産集団そのものでもない以上、流動しながら寇掠することが必然的であった」と見る。それに対し、豪族反乱集団は「その基本構造は中央政府とかわらず、郡県の生産体制を政治的に支配し、そこからの税役収入によつてその集団を維持していた」(三〇—三頁)とする。そして「更始政権からの独立時に光武集団の基礎となったのは河北の土豪、豪族たちであった。したがつて光武集団は、両漢交替期反乱史上、河北豪族集団の反乱として位置づけるべきである」(三〇—二頁)と述べる。また五井直弘氏も「両漢交替期の叛乱」(注4前掲書)で、同様な視点から農民軍・豪族軍という分類を使用している。呂蘇生氏も「略論劉秀在緑林起義中的貢獻」(『中国古代史論叢』九)にて、緑林の農民反乱集団と劉秀の結合を重視している。

11、『後漢書』伝四劉縯伝によれば、豪族は劉縯を支持していたが(「豪傑咸歸於伯升」)、新市や平林の首領

たちは劉續の威明を畏れ、懦弱な更始帝を擁立したという。それに対して「豪傑失望」とあり、劉續の勢力が高まることで「更始君臣は自ら安んぜず（更始君臣不自安）」となり、劉續殺害を企んだという。

<sup>12</sup>、狩野「光武帝の政治指針」(『後漢政治史の研究』一九九三年)。光武・明・章の三代にわたって宿老となる趙憲も、最初は更始政權に仕えており、その崩壊後に、一時南陽に戻ったところを光武帝が再登用した(『後漢書』伝十六趙憲伝)。

<sup>13</sup>、小嶋「後漢時代の国家と社会」(『歴史学研究』七六、一九九八年)。

<sup>14</sup>、募兵の場所が市であったことにも意味を見出すべきかもしれない。桐本東太氏「中国古代における市の位相」(三田史学会『史学』六四—三・四、一九九五年)は、市の持つ非日常性や反権力性を指摘されているが、この場合も郡の行政機構を利用できず市場に集まる者たちに直接呼びかけねばならなかったのは、この時点での劉秀集団の正統性の弱さが反映されているのではないか。

<sup>15</sup>、『後漢書』紀一上光武帝紀上に「秀、二郡の兵の弱きを以て、城頭子路、刁子都の軍中に入らんと欲す。任光以て不可と爲す。(秀、以二郡兵弱以、欲入城頭子路、刁子都軍中。任光以爲不可)」とある。城頭子路は東平の爰會(字は子路)が肥城の劉詡とともに盧城の前で挙兵し、それを仇名につけたという。爰會が都從事、劉詡が校三老を自称し、黄河・濟河の間を寇掠し、その勢力は二〇万あまりと言われる。刁子都は東海の人で六、七万の衆を率い、徐州・兗州を荒しまわったという(『後漢書』伝十一任光伝)。

<sup>16</sup>、小嶋注13前掲論文。

<sup>17</sup>、藤川「銅馬賊と後漢軍団」(『中国古代史研究』七、研文出版、一九九七年)。同「後漢初期の皇太子廃位

問題をめぐる若干の問題」(『青山学院大学東洋史論集・東アジア世界史の研究』一九九四年)。「後漢書」紀一上光武帝紀上によれば、光武帝は高湖、重連といった農民反乱集団と合流した「銅馬賊」を破り、降伏した「渠帥」を列侯とし、その集団に戻ることを許した。また自ら輕装でそれらの陣を慰撫に訪れたので、降者は光武帝を信賴、心服したという。その集団を配下の將軍たちに率いさせ、勢力は数十万となったので、関西では彼を「銅馬帝」と呼んだという。

<sup>18</sup>、西川春華「光武帝における皇后交替の背景について」(『立正大学大学院研究論集』二〇、一九九六年)も同様の指摘をする。

<sup>19</sup>、嚴耕望『秦漢地方行政制度史』上篇一・二(秦漢地方行政制度)一九六一年。

<sup>20</sup>、鉅鹿の耿氏については、岡安勇「後漢における豪族の勢力形成とその展開」とくに鉅鹿およびその他の耿氏について(『法政史学』四六、一九九四年)。

<sup>21</sup>、『後漢書』伝九耿弇伝に王郎の挙兵を聞いた上谷郡の吏が「劉子輿は成帝の正統、此を捨て歸せずして、遠く行きて安(いず)ここに之かかん。(劉子輿成帝正統、捨此不歸、遠行安之)」と不安がる様子が記録されている。

<sup>22</sup>、河地重造氏も「赤眉の巨大なエネルギーをまのあたりにみた支配階級の不安と動揺、これこそが豪族層をして『民の思う』漢王朝への服従を餘儀なくせしめた原因ではなかつたらうか」と述べている(「赤眉の亂と後漢帝国の成立について」(『歴史学研究』一六一、一九五三年)、二三頁)。

<sup>23</sup>、『後漢書』伝十一任光伝に「初め郷畜夫、郡県の吏と爲る。漢兵宛に至り、軍人光の冠服の鮮明なるを見て、解衣せしめ、將に殺して之を奪わんとす。(初爲郷畜夫、郡県吏。漢兵至宛、軍人見光冠服鮮明、令解衣、將殺奪之)」とある。略奪の直接の被害者になった経験をもつ任光

が劉秀を選んだのは、劉秀が農民反乱集団とは一線を画する人物であると理解していたからであろう。

<sup>24</sup>、土屋「一世紀前半の民衆反乱集団に関する若干の問題」(『中国民衆反乱の世界』一九七四年)。同「両漢交替期における豪族の動向―民衆反乱への対応をめぐって―」(『続中国民衆反乱の世界』一九八三年)。

<sup>25</sup>、小嶋「河北における劉秀集団の確立過程―後漢政權成立史のための覚書―」(『日本秦漢史学会報』三、二〇〇二年)。

<sup>26</sup>、穎川郡父城縣の馮異は縣長の苗萌とともに更始側の攻撃を防いでいたが、劉秀に対しては「更始の諸將の父城を攻める者は前後數餘輩、異堅く守りて下らず。光武、司隸校尉と爲るに及び、道すがら父城を經るに、異等即(ただち)に門を開き牛酒を奉じて迎う。(更始諸將攻父城者前後數餘輩、異堅守不下。及光武爲、司隸校尉、道經父城、異等即開門奉牛酒迎)」と大きく態度を変えている。その理由として「今諸將は皆な壯士にて屈起し、多く横暴なり。獨り劉將軍有りて到る所虜掠せず。其言語舉止を觀るに、庸人に非ざるなり。(今諸將皆壯士屈起、多横暴。獨有劉將軍所到不虜掠。觀其言語舉止、非庸人也)」と述べている(『後漢書』伝七馮異伝)。

<sup>27</sup>、河北に向かった時の「原基集団」の少なき、特に下江などの農民反乱軍に所属していた人物が臧宮だけであるという点も、農民反乱集団からの離脱を明確にするためではないか。

<sup>28</sup>、『後漢書』伝三によれば延岑は南陽出身で関中に割拠し、劉秀の攻撃を受けて再び南陽に戻り數県を占拠し、それも追われて蜀の公孫述の下に逃れた。その出自は不明であるが、安定した支配を確立できていない点を見れば、地方政府を握る豪族に支持される人物ではなかつたようである。

<sup>29</sup>、小嶋茂稔「建武度田政策始末攷」(『山形大学紀要』

(社会科学)三三一・二、二〇〇二年、二〇〇三年)。

また事件の様子から見れば、この年になつてから始まつたというよりも、それ以前から続いていたものが、一斉調査をきっかけに拡大したのではないかと思う。

とすれば、そのきっかけとして『後漢書』紀一下光武帝紀下に見える建武六年六月辛卯の詔の「今、百姓は難に遭い戸口は耗少す。而るに縣官吏職の置く所は尚お繁(おお)し。其れ司隸、州牧をして各の所部を實(しら)べ、吏員を省減せしめよ。…是に於いて：

：吏職は減損し、十にて其の一を置く。(今百姓遭難、戸口耗少、而縣官吏職所置尚繁。其令司隸、州牧各實所部、省減吏員。

…於是：吏職減損、十置其一)」とある県官吏職の削減や、同七年三月丁酉の詔の「今、國に衆軍有つて並に精勇多し。宜しく且つ輕車、騎士、材官、樓船の士及び軍の假吏を罷め、民伍に還し復せしむべし。(今國有衆軍、並多精勇。宜且罷輕車、騎士、材官、樓船士及軍假吏、令還復民伍)」とある地方軍削減もそれと関わつていのではないか。

<sup>30</sup>、好並隆司「前漢帝国における小農民の闘争」(『秦漢帝国史研究』一九七八年)は「光武帝は土豪の存在とその対応の姿勢を評価しつつも、それと必しも平和的には共存しえていない豪族官僚の地位保全をうちだしている。それは更始と比べてより豪族の性格のつよい立場にある」と述べ(四八四頁)、銅馬帝という呼称とのずれを指摘する。ここに見られる「土豪」について好並氏は「小農集団の核」と定義され、大地主や官僚を出す豪族層と区別している。本論では豪族についての厳密な定義や分類の作業を欠いているが、ここで好並氏が提示された分類と同じく、大地主や官僚を出す地域の政治的支配層を豪族とする。

〈後漢王朝建国功臣表〉

○は明帝期に建国の功臣として南宮雲台に肖像が描かれた二八將。  
 ◎は『後漢書』伝十二(卷二二)の末尾の三二功臣で加わった四名。  
 △の五名は光武帝期に特に活躍した人物として上谷が選んで加えた。  
 〱内は本貫地の郡・県で、南陽出身者が半数近くを占めている。  
 洋数字は典拠となる『後漢書』の伝数。ローマ数字は劉秀側に加わった時期で、I 挙兵時、II 新王朝との戦い、III 河北平定中、IV 即位と更始政権の崩壊後、を示す。(更)は先に更始政権で任官してから劉秀に合流した者である。史料的に断定しがたい場合は?を付した。  
 I (三名)、II (六名)、IV (六名)に比べて、III (二二名)の多さに注目されたい。

|     |         |    |     |                |
|-----|---------|----|-----|----------------|
| ○鄧禹 | 〔南陽・新野〕 | 6  | III | 旧友             |
| ○寇恂 | 〔上谷・昌平〕 | 6  | III | 上谷郡功曹          |
| ○馮異 | 〔穎川・父城〕 | 7  | III | 河北に同行          |
| ○岑彭 | 〔南陽・棘陽〕 | 7  | III | 南陽郡吏           |
| ○賈復 | 〔南陽・冠軍〕 | 7  | III | (更) 漢中王劉嘉の校尉   |
| ○呉漢 | 〔南陽・宛〕  | 8  | III | (更) 元は馬商人      |
| ○蓋延 | 〔漁陽・要陽〕 | 8  | III | (更) 漁陽郡吏       |
| ○陳俊 | 〔南陽・西鄂〕 | 8  | III | (更) 漢中王劉嘉の長史   |
| ○臧宮 | 〔穎川・邾〕  | 8  | II  | (更) 下江幹部で河北に同行 |
| ○耿弇 | 〔扶風・茂陵〕 | 9  | III | 上谷太守耿況の子       |
| ○鮑期 | 〔穎川・邾〕  | 10 | II  | (更?) 河北に同行     |
| ○王霸 | 〔穎川・穎陽〕 | 10 | II  | (更?) 河北に同行     |
| ○祭遵 | 〔穎川・穎陽〕 | 10 | II  | (更?) 河北に同行     |
| ○任光 | 〔南陽・宛〕  | 11 | III | (更) 信都太守       |
| ○李忠 | 〔東來・黄〕  | 11 | III | (更) 信都都尉       |
| ○萬脩 | 〔扶風・茂陵〕 | 11 | III | (更) 信都令        |
| ○邳彤 | 〔安平・信都〕 | 11 | III | (更?) 和成卒正      |

|     |                       |    |     |               |
|-----|-----------------------|----|-----|---------------|
| ○劉植 | 〔鉅鹿・昌城〕               | 11 | III | 劉揚を説得         |
| ○耿純 | 〔鉅鹿・宋子〕               | 11 | III | 河北の大姓         |
| ○朱祐 | 〔南陽・宛〕                | 12 | I?  | 挙兵前から親交       |
| ○景丹 | 〔馮翊・櫟陽〕               | 12 | III | 上谷長史          |
| ○王梁 | 〔南陽・要陽〕               | 12 | III | (更) 漁陽郡吏      |
| ○杜茂 | 〔南陽・冠軍〕               | 12 | III | ? 官を捨て河北に同行   |
| ○馬成 | 〔南陽・棘陽〕               | 12 | II  | (更) 官を捨て河北に同行 |
| ○劉隆 | 〔南陽・ <sup>宛</sup> 棘陽〕 | 12 | III | (更) 官を捨て河北に同行 |
| ○傅俊 | 〔穎川・襄城〕               | 12 | II  | (更?) 河北に同行    |
| ○堅鐔 | 〔穎川・襄城〕               | 12 | III | (更?) 河北に同行    |
| ○馬武 | 〔南陽・湖陽〕               | 12 | III | (更) 緑林幹部      |
| ○李通 | 〔南陽・宛〕                | 15 | III | (更) 劉秀に挙兵を促す  |
| ○王常 | 〔穎川・舞陽〕               | 15 | IV  | (更) 緑林幹部      |
| ○寶融 | 〔扶風・平陵〕               | 13 | IV  | (更) 更始政乱で早く辞官 |
| ○卓茂 | 〔南陽・宛〕                | 15 | IV  | (更) 姻戚        |
| ○鄧晨 | 〔南陽・新野〕               | 5  | I   | 漢中王劉嘉と同行      |
| △來歙 | 〔南陽・新野〕               | 5  | IV  | (更) 漢中王劉嘉と同行  |
| △馬援 | 〔扶風・茂陵〕               | 4  | IV  | 劉秀の姻戚         |
| △樊宏 | 〔南陽・湖陽〕               | 2  | IV  | 劉秀の姻戚         |
| △陰識 | 〔南陽・新野〕               | 2  | I   | (更) 陰皇后一族     |

## 外戚専権の再評価

### 本章の課題

序論で述べたように、現在その活況を言われる後漢時代研究であるが、一般概説書などに描かれる政治史は依然として、

幼少の皇帝を擁して権力をふるう外戚を、成長した皇帝を擁した宦官が倒すが、皇帝が急逝してしまい、再び外戚が幼少の皇帝を擁して権力をふるう。こうした外戚・宦官の専権を批判した「儒家官僚」は厳しく弾圧された。

という、いわば「戚宦交替専権論」でまとめられることが多い。しかしこれに対しては、皇帝急逝という「偶然」にすべてを帰結していいのか、王莽の前漢王朝篡奪を鑑としたはずの後漢王朝がなぜ外戚を確実に抑える体制を整えなかったのか、というきわめて素朴な疑問を禁じえない。しかも第三代章帝の時に馬太后（明帝皇后）の一族の「過盛」が言われ（『後漢書』伝三二第五倫伝）、第四代和帝の初めに竇太后の臨朝称制の下で竇氏が権勢を振るつてからは、ごく短い皇帝親政の期間を間に挟みながら、鄧氏・閻氏・梁氏と外戚の専権が繰り返されていくのである（本論文末尾の（後漢后妃系図）を参照）。

また後漢時代の后族について渡邊義浩氏が重要な指摘をしている<sup>注1</sup>。それは

I、次代の皇帝を生んでいない皇后が多い（臨朝称制する皇太后と皇帝に血縁がない）。

II、歴世の婚姻関係を有し、また罪を得て排除され

た外戚が再び復活するという、再生産性を持つ。というものである。

和帝が鄧皇后の立后にあたって

皇后の尊きは朕と同體。宗廟を承け、天下に母たり。豈、易からんや。（『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀）

皇后之尊、與朕同體。承宗廟、母天下。豈易哉。

と述べているように、皇后の地位の重要性は十分に認識されていた。また同皇后紀の序には

漢の法、常に八月に人を筭するに因りて、中大夫と掖廷丞及び相工（人相見）を遣わし、洛陽の郷中に於いて良家の童女の年十三以上二十已下、容姿端麗にして法相に合える者を閱視せしめ、載せて後宮に還り、可否を擇び視て、乃ち用て登御す。明らかに聘納を慎み、詳らかに淑哲を求むる所以なり。

漢法、常因八月筭人、遣中大夫與掖廷丞及相工、於洛陽郷中閱視良家童女、年十三以上二十已以下、容姿端麗、合法相者、載

還後宮、擇視可否、乃用登御。所以明慎聘納、詳求淑哲。

とあり、制度面の門戸の広さを窺わせるが、（後漢后妃系図）を見ると、それとは裏腹に現実の運用面では皇后やその候補の貴人を出したのは、桓帝の田貴人（采女）や靈帝の何皇后（家本屠者）などの少数の例外を除いて、建国の功臣の一族に限定され、陰氏や竇氏など同じ一族が繰り返して皇后・貴人を出している。

しかし竇氏の場合、一度は和帝暗殺を謀ったとして排除されている（『後漢書』伝十三竇憲伝）。それが復活してきたという点は、後漢王朝のありようを考える上で重要な問題である。

本論では、後漢政治史の論理の再構築に向けて、外戚専権の背景や后族に見られるこうした特徴や問題について、当該時期の政治過程とからめながら再考察していきたい。

## 一、後漢王朝の成立と外戚

范曄は『後漢書』紀一〇上皇后紀の序文で外戚問題にふれ、

明帝聿に先旨に遵い、宮教頗る修まり、嬪后を登建するに必ず令(うるわ)しき徳を先にし、内には閭(後宮)より出ざるの言無く、權は私溺の授無く、其の敵を矯せりと謂う可し。向使し因みに外戚の禁を設け、甲令(法の筆頭)に編著し、后妃の制を改正して厥の方來(將來)に貽(のこ)せしかば、豈に休(めでた)からざらんや。己を御すること度ありと雖も、而れども防閑(禍を防ぐ)未だ篤からず。故に孝章より以下、漸く色授を用い(容貌による寵愛が度をすぎず)、恩は好合に隆んにして遂に滔蠹(内から害虫に食い荒らされる)を忘れたり。

明帝聿遵先旨、宮教頗修、登建嬪后、必先令徳、内無出聞之言、權無私溺之授、可謂矯其敵矣。向使因設外戚之禁、編著甲令、改正后妃之制、貽厥方來、豈不休哉。雖御己有度、而防閑未篤。故孝章以下、漸用色授、恩隆好合、遂忘滔蠹。

と述べて、明帝までの厳しい姿勢が章帝以降に受継がれなかつたことを惜しんでいる。確かに明帝期は「後宮の家は封侯與政を得ず。〔後宮之家不得封侯與政〕」であつた(『後漢書』紀二明帝紀)。しかしこの范曄の主張から導き出される結論は「迂闊」という枠から出るものではないだろう。

実際の様子を見ると、章帝の建初元年(七六)に帝、諸舅を封爵せんと欲す。(馬)太后聽さず。明年夏、大いに早す。事を言う者以爲らく、外戚を封ぜざるの故なり、と。有司此に因りて上奏し、宜く舊典に依るべしとす。太后詔して曰く、凡そ事を言う者は皆な朕に媚び以て福を要(もと)めんと欲する

のみ。……固く許さず。(『後漢書』紀一〇上馬皇后紀)

建初元年、帝欲封爵諸舅。太后不聽。明年夏、大旱。言事者以爲不封外戚之故、有司因此上奏、宜依舊典。太后詔曰、凡言事者皆欲媚朕以要福耳。……固不許。

とあり、封爵を辞退する外戚に強要する皇帝という、逆転した構図になっている。そして結局は馬太后の反対にもかかわらず、馬氏は列侯とされ、

司隸校尉梁松奏す。特進防、光、廖、廖子豫、三家は奴婢千人、兄弟父子並びて爵土を受け、榮顯は世に冠たるに、多く京師の膏腴美田を買い、大廬を作り、城郭に近帶して(町の周りを独占して)、小民を妨困す。

司隸校尉梁松奏、特進防、光、廖、廖子豫、三家奴婢千人、兄弟父子並受爵土、榮顯冠世、多買京師膏腴美田、作大廬、近帶城郭、妨困小民。

と指弾されるような「后族過盛」が生じたのである(『太平御覽』卷八二一に引く『東觀漢記』)。

ところが建初二年に、すでに

今、貴戚近親は奢縦なること度なく、嫁娶と送終は尤だ僭奢を爲す。有司は典を廢て、肯えて舉察すること莫し。『春秋』の義、貴きを以て賤しきを理む。今、三公自り並びに宜しく明らかに非法を糾し、威風を宣べ振うべし。(『後漢書』紀三章帝紀)

今貴戚近親、奢縦無度、嫁娶送終、尤爲僭奢。有司廢典、莫肯舉察。『春秋』之義、以貴理賤。今自三公並宜明糾非法、宣振威風。

という詔勅が出されている。また貴戚近親の「奢縦」を問題にして取締りを命じながら、なぜそれと逆行する寵遇を馬氏や竇氏に与えたのだろうか。

また遡つて、王莽の篡奪を同時代で体験した初代光武帝の段階において、

光武、前代の權臣太（はなは）だ盛んにして、外戚政に與り、上は明主を濁し、下は臣子を危うくせしを、閔傷（憂い）し、后族の陰、郭の家は九卿を過ぎず、親屬の榮位は許、史、王氏（前漢の外戚）の半ばにも及ぶこと能わず。（『後漢書』紀二明帝紀注引の『東觀漢記』）

光武閔傷前代權臣太盛、外戚與政、上濁明主、下危臣子、后族陰、郭之家不過九卿、親屬榮位不能及許、史、王氏之半耳。

とあるように外戚を非常に警戒し、また功臣たちの軍事力の剥奪も進め、「帝は方に吏事を以て三公を責め（行政の責任者を三公にし）、故に功臣は並に用いられず。（帝方以吏事責三公、故功臣並不用）」（『後漢書』伝七賈復伝）「功臣を退けて文吏を進む（退功臣而進文吏）」（『後漢書』紀一下光武帝紀）と、直接彼らが政務に関らせないようにしていた。こうした功臣勢力への警戒にもかかわらず、その死の直前には陰皇后の兄弟である陰興を大司馬（後に太尉に改称）にして実権を握らせようとする、相矛盾した動きが見られた（『後漢書』伝二二陰興伝）。陰興の辞退で実現はしなかったが、当時陰氏の賓客の横暴が報告されており（『後漢書』伝十六蔡茂伝）、外戚問題の可能性はこの段階から生まれていたのである。

こうした事例から判断すれば、「迂闊」という決着では不十分であり、皇帝権力の側に、危険性を認識しつつもそれを超越して、どうしても外戚を必要とする条件があったと考えるべきであろう。

後漢時代の外戚についての研究史を顧みると、后妃制度についての鎌田茂雄氏、藤川正数氏の研究、外戚専権の権力基盤を軍事力掌握と関連づける大庭脩氏、内朝の掌握に求める増淵龍夫氏、尚書体制との関わりを検討する富田健之氏、皇太后の権威の淵源を嫡妻権から解釈する岡安勇氏、谷口やすよ氏などの成果が積み重ねられてきた。近年では外戚抑制の方針が転換された原因を、儒

学浸透の時代に生まれた章帝の「親親主義」に求める東晋次氏、章帝期の白虎觀での儒教教義選定会議で皇后の嫡妻権（皇帝と一体となって宗廟を伝える）が承認されたことを強調する渡邊義浩氏等の研究がある<sup>注3</sup>。しかし光武帝の時にすでに外戚抑制に揺らぎがあったとすれば、それをも含めた説明が必要であろう。

それについて第一に注目したいのが、李學銘氏の後漢王朝は婚姻政策で豪族を取りこんだという指摘、そして東晋次氏の「外戚による輔政とは現実的には帝室と女性の与え手一族との協同、相互扶助的な政治的同盟である」という理解である<sup>注3</sup>。下倉涉氏はそれを受けて、当時の人々が堅持していた母を基点・結節点とする血縁的な絆意識を「母の原理」と呼び、「母の原理」に基づく皇帝と外戚の相互的な関係が外戚保翼の慣行を生み出し、さらにその当権・擅朝という事態を招いたとする<sup>注4</sup>。

前章で見たように、劉秀の建国の道程は平坦ではなかった。兄の劉演に随って挙兵したが、農民反乱集団の更始政権に飲み込まれ、確固たる基盤を持たなかったために河北に渡つても冷遇され、漢朝の正統を主張する王郎や銅馬などの農民反乱集団に押されがちであった。河北の豪族の支持で地方政府の兵馬を獲得し、また南陽・潁川の豪族にも支えられて覇権を確立したが、軍事基盤である河北で彭寵、足元の南陽でも鄧奉や陰識（陰皇后の兄）が反乱を起こすなど、動揺が続いていた。さらに劉秀の立場は春陵侯劉氏の支族に過ぎず、その正統性―皇帝は劉秀とその血脈でなければならぬという根拠―は薄弱であり、王莽の篡奪を可能にしたものとして封殺すべき讖緯思想を利用するなど<sup>注3</sup>、なりふりかまわぬ態度で皇帝権力の確立を図った。しかも明帝は十七年の長きにわたって皇太子であった劉彊（郭皇后子）を退けて立太子され、さらに功臣とともに戦陣に立った劉秀のようなナリスマ性にも欠けている。こうした事情からは、危

除を承知で、明帝の保護を外戚陰氏に期待したと解釈することができよう。

また後漢王朝では次の皇帝を産んでいない皇太后（皇后）が多く、生母と外戚が一致しないという上記の特徴も、皇帝権力の基盤が弱いために、生母の一族の勢力が弱い場合にはより有力な先帝の皇后の一族との同盟が選択されたと見ることが可能であろう。

第二に注目したいのが陳勇氏の権力牽制説である注。それによれば、統一過程で「北人」（耿弇・吳漢ら河北に地盤を持つ功臣たち）が活躍したが、光武帝は「南人」（鄧禹・陰識ら南陽・潁川出身の功臣たち）を起用してそれを牽制し、さらに隴右の平定で新たに帰順した竇氏・梁氏ら「新臣」と皇室が通婚し軍事の重任を委ねることで、「旧臣」（「北人」と「南人」を牽制したと見る。つまり功臣勢力に相互牽制させ、その上に皇帝が乗るといふ構造である。陳氏はさらに文吏を登用して功臣を抑えたと論を進めていくが、安定した権力基盤を持たない光武帝（劉秀）がそうした政策をとれたのも、功臣が牽制しあっていたからであろう。実際、光武帝の皇后は郭氏・陰氏ら「旧臣」であつたが、公主は「新臣」に降嫁し、明帝・章帝の後宮を見ると、「新臣」である馬氏・竇氏・梁氏・宋氏から次々と后妃が迎えられている。

明帝の皇后を出した馬氏は戦国趙の馬服君趙奢を祖先に掲げ、前漢武帝期に吏二千石を以つて扶風に移された高級官僚の家柄である。皇后の父の馬援は新末に新成大尹（漢中太守）となり、その三兄も新朝でそろつて二千石の官に昇つた。王莽敗北後は一時隗囂に身を寄せ、劉秀に従うと伏波將軍として活躍した（以上『後漢書』伝十四馬援伝）。

章帝の皇后を出す竇氏も前漢文帝の皇后を出した名門で、吏二千石の高級官僚家として前漢宣帝期に常山から扶風に移されている。後漢時代は竇融から始まるが、新

朝側の將軍として昆陽で戦い、その後一時、更始政権に参加するが、天下の情勢を見て隴西に割拠した。そのため後漢王朝への帰服は遅れ、建武五年（二九）によく使者が通じて涼州牧に任じられ、建武八年に隗囂を親征した光武帝に合流し、安豊侯に封じられた。ところが同十四年には

（竇）融到る……引見せらるるに、諸侯の位に就き、賞賜恩寵は京師を傾動す。數月にて拜して冀州牧と爲り、十餘日にて又大司空に遷る。融、自ら舊臣に非ざるに一旦入朝するに功臣の右に在るを以て、召會進見の毎に、容貌辭氣の卑恭は已に甚し（常に控えめな態度であつた）。帝、此を以て、愈よ之に親厚す。

融到……引見、就諸侯位、賞賜恩寵、傾動京師。數月、拜爲冀州牧、十餘日、又遷大司空。融自以非舊臣、一旦入朝、在功臣之右、每召會進見、容貌辭氣卑恭已甚し。帝以此愈親厚之。

とある。さらに兄弟には公主が降嫁し、同二三年には陰興に代わつて行衛尉事で弟の竇友とともに禁兵を典つた。こうした過剰とも思える厚遇によつて、明帝即位時には竇氏一公、兩侯、三公主、四二千石。相與に時に並び、祖自り孫に及ぶ。官府邸第は京邑に相い望み、奴婢は千を以て數う。親戚、功臣中に於いて與に比を爲す莫し。

竇氏一公、兩侯、三公主、四二千石。相與並時、自祖及孫。官府邸第相望京邑、奴婢以千數。於親戚、功臣中莫與爲比。

という繁栄を見せた（以上『後漢書』伝十三竇融伝）。

梁氏も春秋晉の大夫梁益を先祖に掲げ、費十萬を以つて茂陵に移された家柄である。前漢末に安定に戻り、梁統は更始政権で中郎將となつたが、竇融とともに隴西に割拠したために光武帝への帰参が遅れ、また列侯となつたが官は九江太守に終わった。その子の梁松は光武帝の娘の舞陰長公主と結婚し、「博通經書、明修故事」であつたことも与つて、礼制の整備では「常に論議に與り、寵

幸比する莫し」と活躍し、光武帝の崩御にあたっては遺詔を受けて輔政し、明帝の永平元年（五八）に九卿（太僕）に上る（以上『後漢書』伝二四梁統伝・同梁松伝）。宋氏も前漢から続く名家であるが、竇皇后の讒言で章帝が太子を廃し、その生母の宋貴人も自殺したために史書に詳細が記録されていない（以上『後漢書』紀一〇上宋貴人紀）。

これら「新臣」で注目されるのは、「旧臣」が在地の有力豪族に過ぎないのに対し、そろって全国的に由緒ある家柄だという点である。南陽以外では認知度の低かった光武帝にとって、それとの通婚は相互牽制に加えて、全国的な権威の確立という面からも必要であったのではないか。また竇氏は、光武帝が竇融に与えた書面では、

毎に外屬を追念するに、孝景皇帝は竇氏に出自し、定王は景帝の子、朕の祖とする所なり。（『後漢書』伝十三竇融伝）

毎追念外屬、孝景皇帝出自竇氏、定王、景帝之子、朕之所祖。と述べているように、光武帝にとって最も重要な正統性の根拠である前漢景帝との血脈の連続にも関わっていた。

## 二、外戚専権の開始と皇帝権力

章帝の時代に外戚への抑圧が緩和され、続いて和帝が十歳で即位すると竇太后の臨朝称制が開始され、後漢時代最初の外戚専権を招く。和帝は梁貴人（妹）の子であったが、その出生は秘され、梁貴人姉妹は暗殺され、梁竦も獄死したという（『後漢書』伝二四梁竦伝）。

外戚専権のきっかけを作った章帝期の政策転換の原因は、もちろん東晋次氏の述べるように、儒教尊崇の時代に生まれた章帝個人の性格に帰される部分が大いだろう。しかし当時の政治情勢を見ると、転換を促した条件

をそれ以外にも見出すことが可能ではないか。

それを検討する手がかりとして、『後漢書』紀一〇上陰皇后紀の

永平三年（六〇）冬、（明）帝、（陰）太后に従い章陵に幸す。舊宅に置酒（宴会）し、陰、鄧の故人の諸家の子孫と會し、並に賞賜を受（さず）く。

永平三年冬、帝、從太后幸章陵。置酒舊宅、會陰、鄧故人諸家子孫、並受賞賜。

という記事に注目したい。これは何を目的とした会合だったのだろうか。

明帝の政治姿勢は『後漢書』紀二明帝紀の論に

明帝は刑理に善く、法令分明なり。日晏るるまで朝に座し、幽枉は必ず達す（無実はず晴らした）。内外に倖曲の私（諂い者）なく、上に在って矜大の色（驕り高ぶり）なし。

明帝善刑理、法令分明。日晏座朝、幽枉必達。内外無倖曲之私、在上無矜大之色。

と賞賛されているが、現実には『後漢書』伝三一鍾離意伝に

帝、性は褊察（根掘り葉掘り調べる）にして、好んで耳目を以て陰發して明と爲す（正当な方法以外で摘発することをよしとした）。：：：朝廷悚（おそ）れ慄かざる莫く、争いて嚴切を爲し、以て誅責を避く。

帝性褊察、好以耳目陰發爲明。：：：朝廷莫不悚慄、争爲嚴切、以避誅責。

とあるように、行き過ぎも見られた。

たとえば「新臣」に対しては、馬氏が重用されなかっただけでなく、竇氏は竇融の子の竇穆が「輕薄と交通し郡縣に屬託して政事を干亂す。（交通輕薄、屬託郡縣、干亂政事）」と言われ、退けられて永平五年に獄死し、その子の竇勳も洛陽で獄死した（『後漢書』伝十三竇勳伝）。竇勳の娘が建初三年（七八）に章帝の皇后となるが、その時

点でも竇氏は「家既に廃壊す」であつた（『後漢書』紀一〇上竇皇后紀）。梁氏も郡縣への請託が発覚して梁松が免官となり、さらに怨望、誹謗の罪で永平四年に獄死した。それに連座して弟の梁竦は九眞郡に移され、後に明帝は本郡に戻ることが許したが、鬱々として日々を送り、辟召を受けても応じなかつたという（『後漢書』伝二四梁竦伝）。梁貴人姉妹はその梁竦の娘である。

さらに明帝は「旧臣」の陰氏、鄧氏に対しても決して特別扱いはしなかつた。即位前から南陽・潁川の功臣勢力にあまり好感情を持っていなかつたのではないかと思わせるエピソードも伝えられているが<sup>注8</sup>、会合の前年（永平二年）に陰豊が妻の酈邑公主（光武娘）を殺害して誅され、連座してその父の陰就（陰皇后の兄弟）が自殺している。また陰就の客の馬成の犯罪を厳しく処断して「是に於いて外戚は斂手して（そろって）敢えて干法するもの莫し。（於是外戚斂手、莫敢干法）」と恐れられた洛陽令虞延を南陽太守に就け、三公（大尉・司徒）に昇進させている（『後漢書』伝二三虞延伝）<sup>注9</sup>。さらに『後漢書』伝十三竇憲伝によれば章帝が後に

昔、永平中、常に陰黨、陰博、鄧疊三人をして、更に相い糾察せしめ、故に諸の豪族に敢えて法を犯す者なし。

昔、永平中、常令陰黨、陰博、鄧疊三人、更相糾察、故諸豪族莫敢犯法者。

と述べ、その注に

陰・鄧は皆、外戚を以て其の踰侈を恐れ、故に更に相い糾察せしむなり。

以陰・鄧皆外戚、恐其踰侈、故使更相糾察也。

とあるような緊張状態を強いていた。永平三年冬の集いには、こうした明帝の姿勢に対し、陰氏・鄧氏が帝室とは特別に親密な関係であることを確認し印象づけようという陰太后の思いが込められていたのだろう。

そしてこうした明帝の行き過ぎが相互牽制の構造を揺るがし、永平年間の後半には諸王謀反と呼ばれる大規模な反明帝陰謀を引き起こしたのではないか。東晋次氏は事件の背後に明帝の法治主義的皇帝一元支配に対する諸王・外戚・功臣子孫・賓客・豪族など種々の階層の反発を見出だし、それが諸王を通じて政治世界に浮上したものと<sup>注10</sup>する。この指摘は正鵠を射ていると思う。

ただ、永平一三年の楚王英の謀反では『後漢書』伝三二楚王英伝に

楚獄は遂に累年に至る。其の辭語相い連なり、京師の親戚、諸侯、州郡の豪族より考案の吏に及ぶ。阿附し相い陥れ、死徒に坐す者、千を以て數う。

楚獄遂至累年。其辭語相連、自京師親戚諸侯州郡豪族及考案吏。

阿附相陷、坐死徙者、以千數。

とあるように大量の連座者が出ており、その中に南陽・潁川の「旧臣」の影も見え<sup>注11</sup>、また先の陰氏誅殺や同母（陰太后）弟の山陽王荆までが繰り返し反明帝の策謀をめぐらして自殺に追い込まれたことをあわせれば、反発は「旧臣」・「新臣」を問わず功臣全体に高まつていたことが確認されよう。

法治主義的皇帝一元支配を突き進めた結果、信賴する楚王英や山陽王荆にまで謀反を起こさせた明帝の姿勢は<sup>注12</sup>、後世の論者の視点で、かつ外戚・宦官の弊害との対照として見るならば

政は察（あき）らかにして姦に勝つ。（『後漢書』紀二明帝紀の贊）

政察姦勝。

であろうが、同時代人の目には『後漢書』紀二明帝紀の論に

鍾離意、宋均の徒は常に察慧（細かすぎる）を以て言を爲す。夫れ豈に弘人の度（度量の広さ）未だ優ならざるか。

鍾離意、宋均之徒、常以察慧爲言。夫豈弘人之度未優乎。

とある鍾離意や宋均の評価がより妥当なものだったのではないか。『後漢書』紀三章帝紀の論にも「章帝は素より人の明帝の苛切を厭うを知りたれば、事は寛厚に従う。」

〔章帝素知人厭明帝苛切、事從寬厚〕とある。章帝の政策転換はこうした明帝期への反省が背景にあつたと考えたい。

しかし章帝も単純に緩和したのではなく、「永平の故事を用い、吏治は嚴を尚ぶ。〔用永平故事、吏治尚嚴〕という側面もあつた（『後漢紀』卷十一）。また建初三年には对羌族遠征に成功した馬防が車騎將軍・城門校尉となり、「貴寵最盛」で九卿と席を絶つという破格の待遇を受けたが、一方で後宮にはその前年（建初二年）に竇氏姉妹・

梁氏姉妹がそろつて入り、また馬太后の一族である宋貴人姉妹（姉が清河王慶の生母）も入つた。狩野直禎氏はこれに三輔の豪族の競合を見出すが注<sup>13</sup>、皇帝側から見れば、三者を競合させることで従来の相互牽制の上に乗る皇帝という構造を守つたということにならう注<sup>14</sup>。

その章帝死後の竇氏専権の様子を『後漢書』伝十三竇憲伝に見ると、竇憲には章帝臨終時の「顧命之託」が与えられていたようである（『後漢書』伝三五張酺伝）、和帝を即位させると、兄弟ともに近侍・宿衛の官に就き、内朝での枢機を握つた。さらに竇憲は都郷侯劉暢殺害の贖罪として北匈奴遠征を行い、それが成功して大將軍に進むと大將軍の班位が三公を越えて太傅の次に改められた。外朝の百官に対しては表向きには太傅・録尚書事を置いてその押さえとしたが、それに任命された鄧彪〔南陽〕は鄧禹の一族で竇氏のイエスマンに終始したという（『後漢書』伝三四の本伝。以下本貫を【】で示す）注<sup>15</sup>。

しかしなぜ、こうした「（竇）憲、威權は朝廷を震す。〔憲、威權震朝廷〕」という竇氏の突出に対する批判が、相互牽制を担うべき「旧臣」や「新臣」の側から出なかつたのだろうか。また、竇氏専権を不満とする和帝は孤立

してしまい、相談相手は宦官しかおらず、清河王慶の助けなしには謀議の参考とする『漢書』外戚伝の入手すらままならなかつた（『後漢書』伝四五清河王慶伝）、というのはどの様な事情を反映しているのだろうか。

竇氏専権の背景について、東晋次氏は南陽・潁川勢力に対抗すべく三輔人士が竇氏を押し上げたという理解を示されている注<sup>16</sup>。確かに『後漢書』伝十三竇憲伝に

（竇）憲既に匈奴を平げ、威名大いに盛んなり。耿夔、任尚等を以て爪牙と爲し、鄧疊、郭璜を心腹と爲し、班固、傳毅の徒を皆な幕府に置き、以て文章を典らしむ。刺史、守令は其の門に出ること多し。

憲既平匈奴、威名大盛。以耿夔、任尚等爲爪牙、鄧疊、郭璜爲心腹、班固、傳毅之徒皆置幕府、以典文章。刺史、守令多出其門。

とあり、また『後漢書』伝三一宋均伝に付す宋意伝に  
永元の初、大將軍竇憲の兄弟は貴盛にして、歩兵校尉鄧疊、河南尹王調、故蜀郡太守廉范ら羣黨し、憲の門に出入し、執を負んで放縱す。

永元初、大將軍竇憲兄弟貴盛、歩兵校尉鄧疊、河南尹王調、故蜀郡太守廉范等羣黨、出入憲門、負執放縱。

とあつて、竇氏の与党は耿夔〔扶風〕、郭璜〔真定〕、廉范〔京兆〕、班固〔扶風〕、傳毅〔扶風〕ら三輔や河北の出身者が中核となつて注<sup>17</sup>。しかし与党の中の鄧彪〔南陽〕・鄧疊〔南陽〕、郭璜〔真定〕、耿夔〔扶風〕に注目すれば注<sup>18</sup>、それは「旧臣」と「新臣」である竇氏の結託とも読める。また与党の列に、後に竇氏に連座して処分された「旧臣」の耿信〔扶風〕や「新臣」の馬光〔扶風〕を加えると注<sup>19</sup>、それはより明確になる。功臣勢力に相互牽制させると注<sup>20</sup>、それはより明確になる。功臣勢力に相互牽制させると注<sup>20</sup>、それはより明確になる。功臣勢力に相互牽制させると注<sup>20</sup>、それはより明確になる。功臣勢力に相互牽制させると注<sup>20</sup>、それはより明確になる。

こうした状態に対抗すべく、和帝は新たな勢力と結び

ついでいく。その一つは鄭衆ら宦官であるが、それとも『後漢書』伝三三の論に

永元の際、天子（和帝）幼弱にて太后臨朝し、竇氏は盛威の權に憑く。將に呂霍の變（皇帝廢立）有らんとす。幸に漢德未だ衰えず、大臣忠を方（なら）べし。袁（安）、任（夔）二公は色を正して朝に立ち、樂（恢）、何（敞）の徒は柱下に抗議す。故に能く幼主の斷を挾み、姦回の偏を勦す（迫りくる禍を断ち切つた）。然らざれば、國家危うきなり。

永元之際、天子幼弱、太后臨朝、竇氏憑盛威之權。將有呂霍之變。幸漢德未衰、大臣方忠。袁、任二公正色立朝、樂、何之徒抗議柱下。故能挾幼主之斷、勦姦回之偏。不然、國家危矣。

と述べられる、袁安ら「儒家官僚」である。竇氏を倒した永元四年（九二）の政変では宦官の活躍が述べられることが多いが、実際には丁鴻が太尉兼衛尉として南北宮に屯し、竇氏勢力を排除した注<sup>20</sup>。そして『後漢書』紀四和帝紀には

竇憲の誅より後は、帝躬ら萬機に親しみ、災異有る毎に輒ち公卿に延問し（次々問いかけ）、得失を極言せしむ。

竇憲誅後、帝躬親萬機、每有災異、輒延問公卿、極言得失。

とあり、和帝は積極的に政務に臨み、政策能力を備えた張酺・張禹・徐防・魯恭・黄香・樊準らを次々と登用して政治刷新を進めたのである注<sup>21</sup>。

このように見ると、和帝による竇氏打倒とその後の親政は、従来の「旧臣」「新臣」の相互牽制の上に乗る皇帝から「新興の「儒家官僚」に支えられた皇帝」への転換であり、後漢王朝全体の構造改革と理解できるのではないか。

ところが和帝は元興元年（一〇五）に二七歳で急逝してしまふ。和帝の後宮には永元四年に陰氏・鄧氏が相次いで入り、陰皇后の巫蠱事件で鄧氏が代わって立后され、

幼少の殤帝・安帝を擁して鄧皇后が皇太后として臨朝稱制することになった。そして鄧氏は和帝の刷新策を継承していく。すると『後漢書』伝六鄧騭伝に

時に元二の災に遭い、人士荒飢し、死者相い望み、盜賊羣起し、四夷侵畔す。（鄧）騭ら節儉を崇び、力役を罷め、天下の賢士何熙、祓諷、羊浸、李邵、陶敦らを推進して朝廷に列し、楊震、朱寵、陳禪を辟して之を幕府に置く。故に天下は復た安んず。

時遭元二之災、人士荒飢、死者相望、盜賊羣起、四夷侵畔。騭等崇節儉、罷力役、推進天下賢士何熙、祓諷、羊浸、李邵、陶敦等列於朝廷、辟楊震、朱寵、陳禪置之幕府。故天下復安。

とあるように、鄧氏と「儒家官僚」が結びつき、進み始めた構造改革に擦れが生じてしまったのである。

### 三、後漢後期の外戚―梁氏と竇氏―

安帝の皇后には明帝の貴人を出していた閭氏が再登場し、安帝急逝後は閭太后の臨朝稱制下で兄の閭顯が実権を握った。続く順帝、桓帝の後宮には梁氏、竇氏が再登場し、どちらも皇帝急逝後は皇太后として臨朝稱制するが、特に梁太后の下で梁冀は約十五年間、三代の皇帝にわたって実権を握り、後漢最大の外戚専権を引き起こした。和帝期に一度は厳しく処断された竇氏を含め、こうした復活の背後にはどのような事情があったのだろうか。順帝が梁商の娘を皇后とした理由は、『後漢書』紀一〇下梁皇后紀に見える。それによれば、

陽嘉元年（一三三）春、有司、長秋宮を立てんことを奏し、以えらく、乘氏侯（梁）商は先帝の外戚なり。

春秋の義、娶るに大国を先とすれば、梁小貴人宜しく天祚に配し位を坤極に正すべし（皇后とすべきである）、と。（順）帝、之に従い、乃ち壽安殿に於いて

貴人を立てて皇后とす。

陽嘉元年春、有司奏立長秋宮、以乘氏侯商先帝外戚。春秋之義、娶先大國、梁小貴人宜配天祚、位正坤極。帝從之、乃於壽安殿立貴人爲皇后。

とあり、「大國」つまり梁氏が章帝の貴人を出した有力な一族であることを根拠とする有司の意見に、順帝はすんなりと従っている。また桓帝が竇皇后を立てた様子は『後漢紀』卷二二に見えるが、こちらにも「上、武の三輔の大族にて、武の盛名有るを以つて后掖廷に入り、月を逾えて立てて皇后と爲す。〔上以武三輔大族、武有盛名、后入掖廷、逾月立爲皇后〕とある。竇氏が有力な一族であることを根拠りどころにしている点からは、渡邊義浩氏が述べるように儒教教義（白虎觀會議での『春秋』解釈）の影響を確認できる注<sup>22</sup>。

しかし『後漢書』伝三四胡廣伝に

順帝、皇后を立てんと欲するに、貴人の寵有る者は四人、建てる所を知るなく、議は籌を採り、神を以つて選を定めんと欲す。胡廣と尚書郭虔、史敞、上疏して諫めて曰く、詔書を竊見するに、立后の事は大にして謙りて自專せず、之を籌策に假り、疑を靈神に決さんと欲す。篇籍の記す所、祖宗の典故に未だ嘗て有らずなり。神を待み筮に任せば、既に必ず賢に當るに非ず。就し其の人に値りても、猶お徳選に非ざるがごとし。……宜しく良家を參じ、徳有るを簡求し、徳同じは年を以てし、年鈞しければ貌を以てし、之を典經に稽（はか）り、之を聖慮に斷ずべし。……帝、之に従い、梁貴人の良家子を以て、立てて皇后と爲すを定む。

順帝、欲立皇后、而貴人有寵者四人、莫知所建、議欲探籌、以神定選。胡廣與尚書郭虔、史敞、上疏諫曰、竊見詔書、立后之事大、謙不自專、欲假之籌策、決疑靈神。篇籍記所、祖宗典故、未嘗有也。待神任筮、既不當賢。就值其人、猶非徳選。……

宜參良家、簡求有徳、徳同以年、年鈞以貌、稽之典經、斷之聖慮。……帝從之、以梁貴人良家子、定立爲皇后。

とあるのを見れば、さらに別の方向にも推理を進めていけるのではないか。梁氏を含めた四貴人が等しく寵愛されていた以上、もし胡廣らが良家・有徳と条件規定を持ち出さずそのまま籤で選んでいたら、他の貴人が皇后になつた可能性も考えられる。また良家を強調すれば梁氏が浮上することは、彼らにも当然予期されたはずである注<sup>23</sup>。これは梁氏立后の可能性を十分に認識した上での発言と見るべきだろう。竇氏の場合も『後漢書』伝五六陳蕃伝に

初め桓帝、幸する所の田貴人を立てて皇后と爲さんと欲す。（陳）蕃、田氏は卑微にして、竇族は良家なるを以て、之と争うこと甚だ固し。帝、已を得ずして、乃ち竇后を立つ。

初、桓帝欲立所幸田貴人爲皇后。蕃以田氏卑微、竇族良家、争之甚固。帝不得已、乃立竇后。

とあり、陳蕃は竇氏を強く推している。梁冀の請託を拒否して左遷された経験を持つ陳蕃のみならず（『後漢書』伝五六陳蕃伝）、胡廣らもすでに章帝・安帝死後の外戚専権を体験してきただけに、無自覚で自ら同じ弊害を招き寄せたとは考えにくい。当時の梁氏や竇氏には異なつた条件や評価が備わつていたと見るべきであろう。

この推論に対しては胡廣がその後の梁氏専権の中で中央・地方の大官要職を歴任し、後に梁氏の与党として処罰されているから、単純に梁氏に阿諛したと解釈することも可能であろう。しかし西川利文氏が指摘するように胡廣の政治活動は梁氏への迎合だけでは語れないし注<sup>24</sup>、またどちらの場合も、周囲の他の官僚からも大きな反対が出た様子がないのである。

では、それがどのような条件・評価であつたかを『後漢書』伝二四梁商伝に引く『東觀漢記』に見ると、梁皇

後の父である梁商の人となり

(梁) 商少くして韓詩を持し、兼ねて衆議傳記を讀す。天資聰敏にして、萬情に昭達す。……孝友は閭闔に著れ、明かに友朋と信結す(交友關係は公明正大である)。其の朝廷に在りては、儼恪矜嚴(厳めしいが慎み深い)にして、威にして猛からず。退いては私館に食し(公私のけじめをつけ)、接賓待客すること、寛和にして肅敬なり。

商少韓詩、兼讀衆書傳記、天資聰敏、昭達萬情。……孝友著於閭闔、明信結於友朋。其在朝廷、儼恪矜嚴、威而不猛。退食私館、接賓待客、寛和肅敬。

とある。また後に大將軍となると、『後漢書』伝二四梁商

(梁) 商、自ら戚屬にして大位に居るを以て、毎に謙柔を存(こころが)け、己を虚しくして賢を進め、漢陽の巨覽、上黨の陳龜を辟して掾屬と爲し、李固、周舉を從事中郎と爲す。是に於いて京師翕然とし(一斉にもりあがり)、稱して良輔と爲し、(順)帝委ね重んず。

商自以戚屬居大位、每存謙柔、虚己進賢、辟漢陽巨覽、上黨陳龜爲掾屬、李固、周舉爲從事中郎。於是京師翕然、稱爲良輔、帝委重焉。

とあるような政治姿勢をとった。また桓帝の竇皇后の父竇武は『後漢書』伝五九の本伝によれば、「少くして經行を以て著稱せられ、常に大澤中に於いて教授す」とある。その政治姿勢も「位に在りては多く名士を辟し……」とあり、さらに陳蕃と組んで宦官打倒を目指す中

(竇) 武是に於いて同志を引き、尹勳を尚書令と爲し、劉瑜を侍中と爲し、馮述を屯騎校尉と爲す。又天下名士にて廢黜されし者、前司隸校尉李膺、宗正劉猛、太僕杜密、廬江太守朱寓等を徴し、朝廷に列す。請いて前の越巂太守荀翌を從事中郎と爲し、

穎川陳寔を辟して屬と爲し、共に計策を定める。是に於いて天下の雄俊は其の風旨を知り延頸企踵(期待のあまり伸び上がる)せざるは莫く、其の智力を思い奮わす。

武於是引同志尹勳爲尚書令、劉瑜爲侍中、馮述爲屯騎校尉。又徵天下名士廢黜者前司隸李膺、宗正劉猛、太僕杜密、廬江太守朱寓等、朝廷於列。請前越巂太守荀翌爲從事中郎、辟穎川陳寔爲屬、共計策定。於是天下雄俊、知其風旨、莫不延頸企踵、思奮其智力。

と、多くの「儒家官僚」を抜擢した。これらと同様な政治姿勢を外戚に求めれば、和帝から安帝期の鄧氏の「推進天下賢士」にそれを見出すことが可能であろう。

梁商・竇武はどちらも官界で主流を占めるようになってきた「儒家官僚」との親和性があり提携を積極的に進めていったから、特に大きな反対を受けないことなくその娘が皇后に上り得たのではないだろうか。また竇氏はこれより先に順帝の貴人を出しているが、その父の竇章の場合も馬融、崔瑗と交遊し、その振舞いは「居貧」「講讀を輟めず」であり、「謙虚にして士に下り、時輩を収進し(謙虚下士、収進時輩)」て「甚だ名譽を得る」とある(『後漢書』伝十三竇章伝)。彼らの復活は有力な一族であったというだけでなく、その新たな政治姿勢——「儒家官僚」との提携——への転換が大きな後押しとなったと見たい。このように理解した場合に問題として残るのは、なぜ皇帝側もそれを受け入れたのかという点と、皇帝の側近として台頭してきた宦官との関わりをどう説明するかという点である。

それを考える手掛かりは順帝の即位にともなう閻氏の没落にあるのではないか。建光元年(一二一)の鄧太后逝去を契機に鄧氏は排除され、安帝の親政が始まる。それは『後漢書』伝六八宦者・孫程伝に

(李) 閻、(江) 京は並に中常侍に遷る。江京、大長

秋を兼ね、中常侍樊豐、黃門令劉安、鉤盾令陳達及び王聖（安帝の乳母）、聖が女の伯榮と與に内外を扇動し、競いて侈虐を爲す。又、帝の舅の大將軍耿寶、皇后の兄大鴻臚閻顯は更も相い阿黨し、遂に大尉楊震を枉殺し、皇太子を廢して濟陰王と爲す。

閻、京並遷中常侍。江京兼大長秋、與中常侍樊豐、黃門令劉安、鉤盾令陳達及王聖、聖女伯榮扇動内外、競爲侈虐。又帝舅大將軍耿寶、皇后兄大鴻臚閻顯更相阿黨、遂枉殺大尉楊震、廢皇太子爲濟陰王。

とあるように、乳母や宦官、皇后閻氏の一族、お気に入り馮石などを左右に集めた側近政治であった。一方、鄧氏と結んでいた「儒家官僚」を見ると、楊震が三公の一角を占めていたが、『後漢書』伝四四楊震伝に

（楊）震が前後の上る所は轉じて切至（懇切周到）有り、（安）帝、既に之に平ならず。而して樊豐等、皆側目（妬み）憤怒するも、俱に其の名儒なるを以て、未だ敢て害を加えず。

震前後所上、轉有切至、帝、既不平之。而樊豐等、皆側目憤怒、俱以其名儒、未敢加害。

とあるように、安帝やその側近との間には深刻な対立・断絶が生じていたことがうかがえる。先に述べた振れ「儒家官僚」と外戚鄧氏の結合で抑えられていた皇帝側の反撃が安帝による側近政治であるとすれば、これは当然の結果かもしれない。そして安帝の末年に側近勢力の意見で皇太子劉保（後の順帝）が廢されると、それに対する來歴や張皓ら「儒家官僚」の激しい反対運動が展開された。

孫程伝をさらに見ていくと、延光四年（一二五）三月の安帝急逝でその側近内部で分裂、権力闘争（「専朝争權」）が起こり、四月には閻太后の臨朝称制の下で閻顯が江京・劉安・陳達ら宦官と組み、耿寶・王聖・樊豐ら他の安帝側近を排除して実権を握った。ところが後嗣とな

った少帝（北郷侯劉懿）が一〇月二七日に死去し、閻氏側は急ぎ候補となる王子たちを呼び集めた。その最中の十一月四日に政変が起こり、廢太子（順帝）支持の孫程ら一部の宦官グループが江京を殺害し順帝を擁立すると、尚書以下、官僚たちはそちらにつき、順帝の即位が既成事実となつてしまつた。渡邊義浩氏の述べるように、皇帝権力が成立したことで擬似権力にすぎない外戚の権力は崩壊したのであるが注25、その皇帝権力の成立の正当性という部分で、官僚たちの順帝支持により閻氏は孤立してあつてなく排除されてしまつたのであり、もしこの時に官僚が順帝の下に集まらなければ、別に新帝を擁立して閻氏が勝利することもできたのである。

この一連の事件は中央政界での宦官の発言力を高め、次の順帝の時代には養子を取つて襲爵させることが認められようにもなるが、同時に官僚たち、特に当時官界の主流を占めるようになっていた「儒家官僚」の支持なくして、安定した政権運営は困難であることを皇帝側に痛感させたであろう。そしてこうした政界における「儒家官僚」の比重の高まりが順帝の梁商重用の背景となつたのではないか。

梁商は陽嘉三年（一三四）に大將軍に任じられるが、すでに順帝は成人しており、渡邊氏も述べるようにこれは後漢時代では異例の人事である注26。順帝は反対派の宦官のクーデターでも梁商を強く支持し、梁商が死去すると親しく葬儀に臨み、格別の賜与を与えるとともに、その子の梁冀を葬儀の前に大將軍に就けるなど（『後漢書』伝二四梁商伝）、梁氏に寵遇を与えつづけて行く。一方、梁商自身は周舉ら「儒家官僚」を起用するだけでなく、「性は慎弱（臆病）」にして威断無く、頗る内豎（宦官）に溺れ（言いなりになる）、小黄門曹節等の中に用事するを以て、遂に子の冀、不疑を遣し、與に交友を爲さしむ。〔性慎弱無威断、頗溺於内豎、以小黄門曹節等用事於中、遂遣子冀、

不疑、與爲交友」とあるように宦官とも親交した(『後漢書』伝二四の本伝)。そして李固を従事中郎とし、その意見を容れて、宦官と衝突して陥れられた王龔を救うなど(『後漢紀』卷一九)、「儒家官僚」と宦官の調停者の役割を担った。

このように見てくると、梁商の在り方は宦官と「儒家官僚」の二頭立ての馬車の御者役に比すことができるのではないか。そしてそれに順帝が乗りこむという構造だったのである。

こうした梁商の役割の評価は次の梁冀専権にも関わっていく。『後漢書』伝二四梁冀伝はその専権を彼自身「職に居りて暴恣す」「非法多し」というパーソナリティから説明している。しかしそれだけでは専権がかくも長期にわたったことの説明は困難であろう注27。また李固や杜瓊の梁冀批判とその悲劇的な死が『後漢書』伝五三李固伝に印象的に描かれているが、一方で梁冀に対する朝廷内の様子は『後漢書』伝三五袁安伝に付す袁盱伝に

時に大將軍梁冀、朝を擅にし、内外は阿附せざるもの莫し。唯だ(袁)盱と廷尉邯鄲義、正身自守す。

時大將軍梁冀擅朝、内外莫不阿附。唯盱與廷尉邯鄲義、正身自守。

とあり、梁冀への礼遇をめぐる会議では胡廣のみならず、梁冀の請託を拒否してきた黄瓊さえもが、やや控えめながらも特別待遇案を提案している(『後漢書』伝五一黄瓊伝)。「後漢書」伝六四上袁紹伝に引く『英雄記』に「(袁)成字は文開、梁冀と好を結び、言は従わざる無し。京師諺(うわさ)して曰く、事諧ならざれば、文開に問え(上手くいかなないことがあつたら袁成に頼め)、と。(成字文開、與梁冀結好、言無不從。京師諺曰、事不諧、問文開)」とあり、袁紹の父親の袁成と梁冀の親交が伝えられている。さらに桓帝とその側近の宦官に梁冀が倒されると、

其の他の連及する所の公卿、列校、刺史、二千石は死者數十人。故吏、賓客の免黜せらる者三百餘人。朝廷空となる。

其它所連及公卿、列校、刺史、二千石死者數十人。故吏、賓客免黜者三百餘人。朝廷爲空。

という大量連座に発展し(『後漢書』伝二四梁冀伝)、その中には和帝期に外戚竇憲の権勢を批判した韓稜や周榮の孫の韓演・周景も含まれている(『後漢書』伝三五韓稜伝、同周景伝)。

これらの事例から判断すれば、黄宛峰氏が指摘するように頑固に梁氏批判を貫いた李固らは「儒家官僚」の中で少数派と見るべきであり注28、梁商を引き継いで、梁冀の周囲にも「儒家官僚」を含めた総与党体制が形成されていたと考えられる。それが長期にわたる梁氏専権を可能にしたのである。

視点を「儒家官僚」の側に移せば、すでに東晋次氏によつて、「儒家官僚」が出身郡の士大夫サークルを基盤にして全国的なサークルを形成し、順帝期以降、皇帝を中心とした豪族連合政権的国家体制の樹立をめざして、儒教理念を鍛え上げ、猛烈な外戚・宦官批判を行うことになる注29。そして「地方人士」の側からすれば、地方社会の秩序崩壊に対する危機感を抱かざるを得ず、公権力との提携の必要性を痛感した結果、官僚化への強い欲求が生まれ、後漢初以来官界の主流地域出身者の存在によつて困難となつていた官界進出を達成するために貴戚鄧氏と協同せざるをえなかつた注30。ことが指摘されている注31。

「儒家官僚」が中央官界で活動していくためには、吉川忠夫氏も述べるように、現実に権力を握る者との妥協や駆け引きが必要であつた注32。場合によつては渡邊義浩氏が考証されたように、宦官との提携すらありえたのである注33。それに対して和帝死後の鄧氏専権は外戚主

導による両者の提携という一つのモデルを提供したのであるが、順帝死後の梁氏専権とその結末は「儒家官僚」に外戚主導での提携の限界を痛感させ、「儒家官僚」の側の主体性を高め、東氏の言う「貴戚政治の克服」を進行させる転機となったのではないだろうか。

## 小結

本章では後漢時代の外戚専権を、諸勢力の均衡の上に立つ皇帝という視点から検討してきた。その中で章帝期の梁氏専権の成立の原因を建国の功臣勢力に相互牽制させ、その上に皇帝が乗るという構造が崩れ、梁氏を中心に総与党状態になったことに求めた。一方、順帝死後の梁氏専権は「儒家官僚」と宦官の二つの勢力の調停者役となった梁氏の下で総与党状態が生まれてしまったことに原因を求めた。つまり後漢王朝が外戚専権を招いたのは「偶然」や「迂闊」ではなく、それを防止するシステムを政治過程の中でうまく機能させられなかったためであろう。

また従来、後漢王朝は豪族の連合に支えられていたという理解があるが<sup>3)</sup>、同じく豪族に支えられるとはいっても、和帝親政を境にして、建国の功臣たちによつて構成された豪族連合から「儒家官僚」を中核に構成された新たな豪族の連合へと性格が変化していく。それが和帝期の寶憲と桓帝期の梁冀という二つの外戚専権の展開にも反映されていたと考えたい。

最後に、順帝は「儒家官僚」と宦官の二頭立ての馬車を梁商に御させたと述べたが、その視角を延長して行くこと、黨錮事件はその馬車から「儒家官僚」を外したということになる。この問題は靈帝期の新たな動きにつながるが、章を改めて検討を進めたい。

## 注

1、渡邊「後漢時代の外戚について」（『後漢国家の支配と儒教』一九九五年）、二七八頁。

2、鎌田「漢代の後宮」（『秦漢政治制度の研究』一九六二年）。藤川『漢代における礼学の研究・増補版』一九八五年。大庭「前漢の將軍」（『秦漢法制史の研究』一九八二年）。増淵「後漢黨錮事件の史評について」（『新版・中国古代の社会と国家』一九九六年）。富田

「後漢後半期の政局と尚書体制——『省尚書事』をめぐって——」（『九州大学東洋史論集』二九、二〇〇一年）。

岡安「漢魏時代の皇太后」（『法政史学』三五、一九八三年）。谷口「漢代の皇后権」（『史学雑誌』八七—

一一、一九七八年）、同「漢代の『太后臨朝』」（『歴史評論』三五九、一九八〇年）。東「後漢初の皇帝支配と外戚・諸王」、同「漢代の貴戚に関する覚書」（『後漢時代の政治と社会』一九九五年）。渡邊注1前掲論文。

3、李「從東漢政治実質論其時帝室婚姻嗣統與外戚升降之關係」（『新亞学報』九—二、一九七〇年）。東注2前掲書、三三〇頁。

4、下倉「漢代の母と子」（『東北大学東洋史論集』八、二〇〇一年）、三九頁。

5、富谷「白虎觀會議前夜——後漢讖緯学の受容と展開——」（『史林』六三—六、一九八〇年）。

6、陳「論光武帝“退功臣而進文吏”」（『歴史研究』一九九五年第四期）。また祝総斌氏は後漢王朝が三公制度を採用したのも、権力均衡により皇帝権力を強めようとしたためであるとされる（『両漢魏晋南北朝宰相制

度研究』、六一頁。

7、たとえば南陽郡で富強を誇った樊氏、陰氏、鄧氏にしても、鄧晨がわずかに「世吏二千石」とあるものの代々の官歴は楊州刺史（曾祖父）・交阯刺史（祖父）・豫章都尉（父）に過ぎず、全国的な知名度は低かった。光武帝に馬氏・竇氏・梁氏が帰属していく過程については狩野「後漢成立期の隴西」（『後漢政治史の研究』一九九三年）に詳しい。

8、『後漢書』伝十二劉隆伝に、全国での墾田調査で河南・南陽は特別扱いされ、それに不満をもらす光武帝に対して即位前の明帝が南陽は近臣が多く南陽は近親が多いので違反が横行し、基準にはならないという趣旨の発言をしている。

9、光武帝の時に「貴戚且宜斂手、以避二鮑」と言われた鮑永の子で「奉法守正、有父風」という鮑昱を中元年に司隸校尉に任じ、さらに司徒に昇させた（『後漢書』伝十九鮑永伝）。

10、東「竇氏専權と三輔人士」（注2前掲書）。

11、楚王英の事件に馬武の子の伯濟、杜茂の子の元が関係している（『後漢書』伝十二馬武・十二杜茂伝）。

12、『後漢書』伝三二楚王英伝に「顯宗太子爲りし時より、英常に獨り太子に歸附し、太子特に之を信愛す。即位するに及び、數ば賞賜を受く。（自顯宗爲太子時、英常獨歸附太子、太子特信愛之。及即位、數受賞賜）」とある。

13、狩野「後漢和帝期についての一考察」（注7前掲書）、三七三頁。

14、『後漢書』伝二四梁統伝の冒頭に光武帝に合流する前の河西での挿話として、竇融・梁統を含めた諸郡の太守が頭目を互選し、最初は梁統が位次により推されたが、あえて辞退したために竇融が選ばれたと記述されている。『後漢書』伝十三竇融伝には「各の謙讓す」とだけあり、この梁統伝の文は両者の激しいライバル

意識を垣間見させてくれる。また順帝期にも両者が貴人として並び、「是の時、梁竇並びて貴なり。各の賓客有りて、多く其の間に交構す。（是時梁、竇並貴。各有賓客、多交構其間）」とある（『後漢書』伝十三竇章伝）。

15、上谷「和帝の時代」（『古代文化』五二—八、二〇〇〇年）。

16、東「班固と竇氏—後漢外戚政治成立の一断面—」（注2前掲書）。

17、耿夔は『後漢書』伝九の本伝。郭璜は『後漢書』紀四和帝紀の永元四年六月の条の注に郭況（郭皇后の子）の子とある。廉范は『後漢書』伝二一の本伝。班固は『後漢書』伝三〇上の本伝。傳毅は『後漢書』伝七〇上の本伝。これ以外では王調は『三輔決録注』に「調字叔和、爲河南尹」とあるから三輔内の出身であろう。

18、鄧疊を南陽の鄧氏の一員と見るのは『後漢書』伝十三竇憲伝に陰黨、陰博とならべて記され、その注にも「陰・鄧は皆、外戚を以て……」とあること、また同伝に鄧疊の母の元が禁中に入りしていたとあることによる。

19、耿秉は『後漢書』伝九の本伝に「長子耿冲嗣。及竇憲敗、以秉竇黨、國除」とある。馬光は馬援の子で、『後漢書』紀四和帝紀永元六年二月の条にその自殺が見え、注に引く『東觀漢記』に「光前坐黨附竇憲、歸國。爲憲客奴所誣告、乃自殺」とある。

20、注15上谷前掲論文。

21、注15上谷前掲論文。

22、渡邊注1前掲書、二八三—二八六頁。

23、堀敏一『中国古代の身分制—良と賤—』（一九八七年）は「良家」が必ずしも大族に限定されなければならないことを述べるが、同時に「良家子」に限定される宿営や太子舎人が皇帝や太子の側近に限られ、「特定の上層家族

群とみて差支えない」ことも指摘する(二三六頁)。  
この場合、梁氏以外の三名の候補者が全て不適切な身分であったとは考えにくい。身分を示す厳密な法制用語としての「良家」と、一般的な有力な一族を表現する用語の「良家」の両方が存在していた可能性を考えたい。

24、西川「胡広伝覚書」(『佛教大学文学部論集』八二、一九九八年)。

25、渡邊注1前掲書、二八三〜二八六頁。

26、渡邊注1前掲書、二九二〜二九四頁。

27、梁冀の専権については多田狷介「後漢後期の政局をめぐって―外戚・宦官・清流士人―」『漢魏晋史の研究』一九九九年)および斎藤英敏「黨錮前史―梁氏専権とその時代」(『中央大学アジア史研究』一九、一九九五年)を参照。

28、黄「東漢潁川、汝南、南陽士人与党議始末」(『中国史研究』一九九五年四号)。

29、東注2前掲書、三三九頁。

30、東注2前掲書、二四二頁。

31、吉川「范曄と後漢末期」(『六朝精神史研究』一九八四年)が述べる「権道派」というありかたが参考になる(一九〇頁)。

32、渡邊「後漢時代の宦官について」(注1前掲書)、三二九〜三三八頁。

33、「豪族連合政権」論については東注2前掲書序章第一節および本論文第2章の注4を参照。

本章の課題

後漢時代二百年の中で章和二年（八八）の第四代和帝の即位から、延光四年（一二五）の第六代安帝の逝去までの約四十年間はちょうどその折り返し点にあたる。また、この期間は後漢末期の黄巾の乱に向けて社会不安が蓄積していく時期でもあり、史料の中に非常に多くの自然災害（水旱災・蝗災など）やそれに対して講じられた対策が記録されている。それらを通じて後漢時代中期の政治や社会の動きを見てみようというのが本章の目的である<sup>注1</sup>。

序論でも述べたように、この期間についての一般的な理解は外戚政治の開始である。実際、和帝の即位とともに外戚竇氏が専権をふるい、さらに和帝が二七歳の若さで急逝すると二〇歳そこそこの鄧太后が臨朝称制し、外戚鄧氏が権力を握った。鄧氏はまだ乳児の熹宗、幼少の安帝を相次いで即位させ、鄧太后の死まで権力を手放さなかった。

またこの期間は『後漢書』伝七八宦者列伝の序で范曄が

中興の初、宦者は悉く閹人を用い、它の士を復た雑調せず（士人は混ぜなかった）。永平中に至り、始めて員数を置き、中常侍四人、小黄門十人。和帝幼弱に即祚し、竇憲兄弟は權威を専總し、内外の臣僚は親しく接するに由し莫く、與に居る所の者は唯だ閹宦

第二部

後漢中期の地方行政刷新とその背景

のみ。故に鄭衆禁中に專謀を得て、終に大慙（悪）を除き、遂に分土の封を享け、超えて宮卿の位に登る。是に於いて中官始めて盛んなり。

中興之初、宦者悉用閹人、不復雜調它士。至永平中、始置員數、中常侍四人、小黄門十人。和帝即祚幼弱、而竇憲兄弟專總權威、内外臣僚、莫由親接、所與居者、唯閹宦而已。故鄭衆得專謀禁中、終除大慙、遂享分土之封、超登宮卿之位。於是中官始盛焉。

と述べるように、宦官の政治介入の端緒とも見られてきた。こうした負のイメージは、嚴耕望氏のこの時期の地方政治のあり方についての次の様な総括――

後漢時代中期は官僚に儒雅な者が多く、寛和な尚ばれた。そこで政治の緩みが生じた。中央は何もしなかつたが、一部の地方官の自発的な活躍に支えられたりした。しかし、結局は安帝期以降の外戚・宦官勢力の台頭に押されて政治は崩れていった。<sup>注2)</sup>――  
――によって、さらに強められるだろう。

しかしこの時代に出された一つの詔勅とその周囲に広がる中央・地方の動きを見ていくと、それとは違った、中央による積極的な地方行政刷新という側面が現れてくるのである。

### 一、「延平元年七月庚寅の勅」

和帝の急逝によって殤帝が生後百余日で即位したのは元興元年（一〇五）十二月であった。そして、翌延平元年八月に死去し、安帝が即位する。その延平元年の七月に次のような勅が出されたことを『後漢書』紀四殤帝紀が伝えている。

秋七月庚寅、司隸校尉、部刺史に勅して曰く、夫れ天の災戾を降すは、政に應じて至る。聞くに、郡國或いは水災有りて秋稼を妨害す。朝廷は咎を惟い、

憂い惶れて悼懼す。而るに郡國は豊穰虚飾の譽を獲んと欲し、遂に災害を覆蔽し、多く墾田を張り<sup>注3)</sup>、流亡を揣らず、競いて戸口を増やし、盜賊を掩匿し、姦悪をして懲無からしめ、署用は次に非ず、選舉は宜に乖き、貪苛の惨毒は平民に延及す。刺史は頭を垂れて耳を塞ぎ、阿私し下比して、天を畏れず、人に愧じず。假貸の恩は數しば恃む可からず。今自り以後は將に其の罰を糾さんとす。二千石長吏、其れ各の傷害せられし所を實覈し、爲に田租、芻粟（飼料の刈り草と切り藁を納める税。錢納も可）を除け、と。

秋七月庚寅、司隸校尉、部刺史に勅曰、夫天降災戾、應政而至。聞者、郡國或有水災、妨害秋稼。朝廷惟咎、憂惶悼懼。而郡國欲獲豊穰虚飾之譽、遂覆蔽災害、多張墾田、不揣流亡、競增戸口、掩匿盜賊、令姦惡無懲、署用非次、選舉乖宜、貪苛慘毒延及平民。刺史垂頭塞耳、阿私下比、不畏于天、不愧于人。假貸之恩、不可數恃。自今以後、將糾其罰。二千石長吏、其各實覈所傷害、爲除田租、芻粟。

この勅（以下で「延平元年七月庚寅の勅」と呼ぶ<sup>注4)</sup>の内容を要約すると、災害と政治腐敗の因果関係から司隸校尉・州刺史に管区内の郡国への統制強化を命じたもので、末尾では郡國の太守や国相（守・相）に災害調査と被災民救済の実行を命じたものである。ここで注目されるのは、単純に地方官に精勵を求めただけでなく、細かに地方官の不正を列挙していることである。豊作・平安と偽るための①災害のみみ消し、②被災民の放置、③戸口・田土の水増し、④盜賊・犯罪の放置、⑤選舉・人材登用の不正が郡国に見られるとし、それを監察すべき司隸校尉や刺史がおもねり（阿私）やへつらい（下比）でそれを見逃していると述べるのである。

この内容は先に見た嚴耕望氏の、中央は地方を放置したという理解にとは相反するものである。ここからは逆に自然災害の深刻化に際して積極的に地方政府を統制

していこうという中央政府の態度を読み取ることが可能である。しかもこの時期には同様の詔勅が他にも出されているのである。

例えば、遡つて和帝の永元五年(九三)二月丁未には

詔して曰く、去年秋麥の入るは少なく、民の食の足らざらんことを恐る。其れ尤だ貧にて自給能わざる者の戸口人数を上れ。往者、郡國の貧民を上るや、衣履釜鬻を以て贖と爲し、而して豪右は其の饒利を得たり。詔書もて實覈し、以て之を益すること有らんと欲するも、而るに長吏は躬親すること能わず、反りて更に徵召會聚して農作を失わせ、百姓は愁擾す。若し復た犯す者有れば、二千石先ず坐せん、と。

(『後漢書』紀四和帝紀)

詔曰、去年秋麥入少、恐民食不足。其上尤貧不能自給者戸口人数。

往者郡國上貧民、以衣履釜鬻爲贖、而豪右得其饒利。詔書實覈、欲有以益之、而長吏不能躬親、反更徵召會聚、令失農作、愁擾百姓。若復有犯者、二千石先坐。

とあつて、生活困窮民調査を命じたことが、生活用具を財産とみなしたり注、農作業の妨げとなることで、逆に民衆を苦しめたことを挙げ、守・相を戒めている。続く三月戊子にも地方政府の人材登用の不正を厳しく指弾する詔が出され、その中で章帝建初八年(八三)に示された人材登用の原則(「辟士四科」)について注、それが守られていないことを述べる。

詔して曰く、良才を選擧するは爲政の本なり。科ごとくに行能(人物評価)を別つこと、必ず郷曲に由る(在地社会に求める)。而るに郡國の吏を擧ぐるや、簡擇を加えず。故に先帝は明らかに在所に勅して、之を試みるに職を以てして、乃ち選に充てることを得しむ。又た德行尤異にして職を経るを須(もち)いざる者は、別に署して状上せしむ。而るに宣布してより以來、出入(かれこれ)九年、二千石は曾て承奉せず、

心を恣にして好みに従い、司隸、刺史は訖に糾察すること無し。今、新たに赦令を蒙れば、且くし復た申勅(戒め)し、後に犯す者有れば、其の罰を顯明にせん。位に在りて選舉を以て憂いと爲さず、督察するも發覺を以て負と爲さざるは、獨り州郡のみに非ざるなり。是を以て庶官は多く其の人に非ず(この問題は多くの官僚にあてはまることである)。下民の姦邪の傷(そこない)を被るは、法の行われざるに由るが故なり。(『後漢書』紀四和帝紀)

詔曰、選舉良才爲政之本。科別行能、必由郷曲。而郡國舉吏、不加簡擇。故先帝明勅在所、令試之以職、乃得充選。又德行尤異、不須經職者、別署狀上。而宣布以來、出入九年、二千石曾不承奉、恣心從好、司隸、刺史訖無糾察。今、新蒙赦令、且復申勅、後有犯者、顯明其罰。在位不以選舉爲憂、督察發覺不以爲負、非獨州郡也。是以庶官多非其人。下民被姦邪之傷、由法不行故也。

とあるから、兩者を合わせれば「延平元年七月庚寅の勅」と同内容のものとなるだろう。永元年間では他にも同八年九月の京師での蝗災で吏民から政府の責任を問う声が多く出たことに對し、和帝は自らの自己批判を表明するとともに責任の押し付け合いを戒め、刺史、守・相には百僚の師尹(役所の長官たち)は勉めて厥の職を修め、刺史、二千石は刑辟(刑罰)を詳らかにし、冤虐(冤罪)を理め、鰥寡を恤み、孤弱を矜れみ、災を致き蝗興せしの咎を思惟せよ。(『後漢書』紀四和帝紀)百僚師尹勉修厥職、刺史、二千石詳刑辟、理冤虐、恤鰥寡、矜孤弱、思惟致災興蝗之咎。

と命じている。蝗災の原因は同条の注に引く『礼記』月令では「孟夏(四月)に春令を行えば、則ち蝗蟲災を爲す。(孟夏行春令、則蝗蟲爲災)」とあり、たとえば季春にあてられる堤防修理などが長期化して時期を越えてずれこむと、そこに因果關係が想定されることになる。

こうした統制は時代を下つて鄧太后臨朝称制下の安帝

期にも続いてゐる。元初二年（一一五）には地方長官の不正の実態を述べて戒める詔が出ており、その中でも州郡隱匿し頃歩を裁言す（出鱈目に言う）。

州郡隱匿、裁言頃歩。

とあるように、中央への不正報告を慎み、蝗災対策に努めることを求めている（『後漢書』紀五安帝紀）。同四年にも長雨に対し、それが「人怨」によつて起きてゐるといふ反省から

其れ武吏の威を以て下を暴（しいた）げ、文吏の妄に苛刻を行い、郷吏の公に因りて姦を生じ、百姓の患苦とする所と爲るは、有司、其の罰を顯明にすべし。

（『後漢書』紀五安帝紀）

其武吏以威暴下、文吏妄行苛刻、郷吏因公生姦、爲百姓所患苦者。有司顯明其罰。

と述べ、郷吏（末端の地方官）の公務を利用した不正にまで注目してゐる。

ただし、こうした地方政治への勅戒のみならず、この時期を特別に取り上げる必要はないのであつて、吏治が緩和されたという章帝期でも元和二年春正月乙酉の詔に

聞（さき）に二千石に勅して各の寛明を尚ばしむる

も、而るに今、富姦は下に賂を行い、貪吏は上に法を枉げ、罪有るも論ぜず過無きも刑を被らしむるは、甚だ大逆なり。夫れ苛を以て察と爲し、刻を以て明と爲し、輕を以て徳と爲し、重を以て威と爲し（苛酷を省察、酷薄を明察、投げやりを仁徳、尊大を威嚴とはきちがえる）、四者興る或（あ）らば、則ち下に怨心有り。

吾が詔書數ば下り、冠蓋（使者の車）道に接するも、而るに吏は理を加えず、人或いは職（生業）を失う。其の咎、安くにか在る。勉めて舊令を思い、朕の意に稱え。（『後漢書』紀三章帝紀）

聞勅二千石各尚寛明、而今富姦行賂於下、貪吏枉法於上、使有罪不論而無過被刑、甚大逆也。夫以苛爲察、以刻爲明、以輕爲

徳、以重爲威、四者或興、則下有怨心。吾詔書數下、冠蓋接道、而吏不加理、人或失職、其咎安在。勉思舊令、稱朕意焉。

とあり、守・相の職務態度を責めている。また外戚や宦官が政治を壟断したとされる桓帝期の延熹九年（一六六）でも

（春正月）己酉、詔して曰く、比歲登（みの）らず民は多く飢窮し、又た水旱疾疫の困しみ有り。盜賊の徵發は南州（荊州）尤も甚だし。災異日食の謹告は累ねて至る。政の亂れは予に在つて、仍に咎の徵を獲たり。其れ大司農をして今歳の調度の徵求及び前年調する所の未だ畢らざる者を絶ち、復た収責すること勿らしめよ。其の灾旱盜賊あるの郡は租を収すること勿く、餘郡は悉く半ばにて入れしめよ、と。

（『後漢書』紀七桓帝紀）

己酉詔曰、比歲不登、民多飢窮、又有水旱疾疫之困。盜賊徵發南州尤甚。災異日食謹告累至。政亂在予、仍獲咎徵。其令大司農絶今歲調度徵求、及前年所調未畢者、勿復收責。其灾旱盜賊之郡、勿收租、餘郡悉半入。

といった詔を確認でき、同じく桓帝期の人である崔寔が『政論』（『全後漢文』卷四六）にて、

今、朝廷縷々恩澤の詔を下し卹民の言を垂ると雖も、而るに法度制令は甚だ養民の道を失う。勞思して功無く、華繁にして實は寡し。

今、雖朝廷縷々下恩澤之詔、垂卹民之言、而法度制令甚失養民之道。勞思而無功、華繁而寡實。

と述べ、心配する割に成果は乏しく（勞思而無功）、言葉は多くとも効果が少ない（華繁而寡實）と批判しているからである。地方長官への督励のみならば、おそらくそれは後漢時代を通じて定例化されていた通常の行政行為にすぎないだろう。この時期を特に際立たせるのはその内容や具体的施策の量（頻度）なのである。

たとえば『後漢書』紀五安帝紀を見ると、安帝の永初

元年九月丁丑の条には

詔して曰く、今自ら長吏の、考を被つて竟るも未だ報ぜず（査問を受けてまだ決定が出ていない段階）、父母の喪に非ざるに自り故なく輒りに職を去る者は、劇縣ならば十歳、平縣ならば五歳以上に於て、乃ち次用を得させん、と。

詔曰、自今、長吏被考竟未報、自非父母喪無故輒去職者、劇縣十歳、平縣五歳以上、乃得次用。

とあり、職務怠慢や職場放棄に具体的かつ厳しい対応が示されている。こうした統制強化は、もしそれを安易に行えば、逆に実績を上げるための過剰な刑政や問題のみ消しに結びつきかねないものである。和帝永元十年三月壬戌の詔では水利工事への取り組みを促しつつも

因縁して妄りに發し、以て煩擾と爲る勿れ。

勿因縁妄發、以爲煩擾。（『後漢書』紀四和帝紀）

とあり、それが無理な徵発に結びつくのを警戒している。また同一六年七月戊午の詔でも

今、秋稼は方に穂つけんとして早し、雲雨は霑さず。

疑うらくは吏の惨刻を行い、恩澤を宣はず、妄りに罪無きをを拘え、良善を幽閉せし致す所ならん。

其れ一切、囚徒の法に於いて疑わしきは決すること勿く、以て秋令を奉ぜよ。方に煩苛の吏を察し、其の罰を顯明にせん、と。（『後漢書』紀四和帝紀）

今、秋稼方穂而早、雲雨不霑。疑吏行惨刻、不宜恩澤、妄拘無罪、幽閉良善所致。其一切囚徒於法疑者勿決、以奉秋令。方察煩苛之吏、顯明其罰。

とあり、旱災との因果関係から刑罰が苛酷に向かい、孟秋に行うべき薄刑が守られていないことを警戒している。

現任の地方長官への統制とともに人事の刷新にも努めており、同永元七年四月辛亥には日食に諸官の意見を求め封事を徴するとともに、詔して

有司、郎官の寛博にして謀有り、才は城を典るに任

（た）えうる者三十人を詳に選べ。（『後漢書』紀四和帝紀）

有司詳選郎官、寛博有謀才任典城者三十人。

と命じ、選出された全員を県長、侯相に補している。元興元年正月戊午にも三署郎を禁中に召見し、七十五人を選除して謁者、県長、侯相に補している（『後漢書』紀四和帝紀）。安帝期でも元初六年（一一九）二月壬子に

三府に詔し、掾屬の高第にして能く惠利牧養する者各の五人を選ばしめ、光祿勳と中郎將に孝廉の郎の寛博にして謀有り、清白にして行い高き者五十人を選ばしめ、出して令、長、丞、尉に補す。（『後漢書』紀五安帝紀）

詔三府選掾屬高第、能惠利牧養者各五人、光祿勳與中郎將選孝廉郎寛博有謀、清白行高者五十人、出補令、長、丞、尉。

とあり、ここでも人材を選ばせ、地方長官の大量任用——逆に言えば大量交替でもある——を行っている。

さらに人事関係では、『後漢書』紀四和帝紀の永元一四年の条を見ると

是の歳、初めて郡國の上計を郎官に補すを復す。

是歳、初復郡國上計補郎官。

とあり、郡國から中央に報告に派遣されてくる上計吏を郎官に任用する制度が和帝期に復活している。『續漢書』百官志二、大鴻臚の条注で「觀國之光」とも称され、地方の実情に通じた優秀な人物が上計吏に選ばれた。彼らを中央に留め任用することについては鎌田重雄氏が「後漢朝の郡國政治への強き関心を示すものである」と評されているが、光武帝期より見られなかつたそれがこの時期に復活しているのも、この時期ならでのことであろう。

このように記事を並べてみると、「延平元年七月庚寅の勅」を含めて、この後漢時代中期、和帝親政の永元年間から鄧太后臨朝称制下の安帝の元初年間に及んだ、積

極的な地方行政刷新策の姿がおぼろげながら浮かび上がってくるだろう。とすれば次に、こうした動きの背後に存在した事情、おそらくは地方社会が直面していた危機や地方政府への不信の実態に検討を進めていかねばならない。

## 二、後漢時代中期の自然災害状況

後漢時代の水旱災記事を通観すると、この和帝・安帝の時期には記事の頻度とともに、そこに書かれる被災州郡の数字が大きくなっていることが注目される。本論文末尾の〈後漢水旱災年表〉参照<sup>注</sup>。以下、煩雑を避けて災害記事の出典は年表にて示す。「延平元年七月庚寅の勅」を挟んで、同年六月に「郡國三十七雨水」とあり、直後の九月には「六州大水」、「河、濟、渭、雒、洧水、盛長泛溢して秋稼を傷つく。〔河濟渭雒洧水、盛長泛溢傷秋稼〕」と、黄河水系での大規模な氾濫が伝えられている。十月には「四州大水」とある。そこで十月に「詔して宿麦下（ま）かれざるを以て、貧人に賑賜す」とあり、翌永初元年の正月に司隸・兗・豫・冀・冀・并州の貧民に穀物配給が行われている（『後漢書』紀五安帝紀）。また同年二月丙午に

廣成（河南尹梁東）の游獵地及び被災郡國の公田を以て貧民に假與す。

以廣成游獵地及被災郡國公田假與貧民。

とあるのも、これへの対策であろう（『後漢書』紀五安帝紀）。勅の中で災害と失政の相関を述べているが、確かに通常の範囲を超えた災害に遭遇していたのである。

しかも、和帝期・安帝期には同様な大規模水旱災が慢性化している。

和帝即位の翌年、永元元年（八九）の「郡國九大水」

の後、永元年間には旱災（同二・四年）・蝗虫災（同四年）をへて、同五年二月丁未の詔では「昨春秋麥入るは少なく、民食の足らざらんことを恐る。〔昨春秋麥入少、恐民食不足〕」と言われ（『後漢書』紀四和帝紀）、同六年には濟河流域で飢饉による流民が発生している。同十年の「五州雨水」、同十三年の「荊州雨水」、同十四年の「三州（兗・豫・荆）雨水」、同十五年秋の「四州（兗・豫・冀）雨水」と続く水災は農作物への被害を伴っていた。同十五年には「雒陽、郡國二十二並に旱し、或は稼を傷つく。〔雒陽、郡國二十二並旱、或傷稼〕」と旱災による被害も報告されており、関東を中心に被害の打撃が蓄積されていく。

また安帝即位直後の永初元年（一〇七）に  
是歳、郡國十八地震う。四十一雨水、或は山水暴至す。二十八風し、雹雨る。

是歳、郡國十八地震。四十一雨水、或山水暴至。二十八風、雹雨。

と記録され、また『續漢書』天文志中の同年の条には

是歳、郡國四十一、縣三百一十五雨水す。四瀆（江・河・淮・濟）溢れ、秋稼を傷つけ、城郭を壊し、人民を殺す。

是歳、郡國四十一、縣三百一十五雨水。四瀆溢、傷秋稼、壊城郭、殺人民。

とある。翌二年六月に「郡國三十七雨水」、同三年にも「京師及び郡國四十一雨水」と、同じく大規模な水災の記事がある。災害は南の淮河水系にまで拡大しており、この前後の数百年間は、被災報告の数字だけを取り上げれば後漢王朝二百年間で最大のものである。全国で州が十三、郡國が百余り（属国を含む）あるから、その半数近くが被害を伝えていることになる。

こうした大きな被災の数字は、もちろん、その第一の原因は自然のもたらした災害である異常な気象現象——長雨や旱魃——であろう。記録の有無にかかわらず、災害

の打撃は実際に農民の上に蓄積されており、多田狷介氏が指摘されるように、この時期は後漢末の黄巾の乱に集まる、大量の没落農民発生を開始段階である。永初二年正月には「時に州郡大いに飢え、米は石二千。人相い食し、老弱は道路に相い弃つ。（時州郡大飢、米石二千。人相食、老弱相弃道路）」とある。同三年には羌族との戦いによる混乱も加わって、関東・江淮間だけでなく京師から并州・涼州にまで「民相い食う。（民相食）」、「人相い食う。（人相食）」という凄惨な状況が生じ、緊急の対策が求められていた。もはや地方政府が単独で対応できるレベルを超えるものとなっていたのである。

しかしそれと同時に、もし災害が起きても中央に報告されなければ記録されることがないということにも注意したい。「延平元年七月庚寅の勅」でも「災害を覆蔽し」と述べるように、現実には放置するケースも多かったのである。それに対して「勅」が出され、厳しい監察を加えることを命じている。州・郡が所轄地域に細かく実態調査を求め、通常であれば放置されていたような災害も拾い上げられて中央に報告され、結果として大きな被災の数字になった可能性もあるのではないか。唐突とも思えるこの数字は自然現象の結果だけではなく、この時期の政治姿勢をも反映したものであると考えたい。

### 三、後漢時代中期の自然災害対策

以上のような状況の中で、一連の地方行政刷新策と並行して、具体的な災害対策も推進されていった。「延平元年七月庚寅の勅」でも田租・芻藁の免除を郡國に命じているが、この時期に実施されている対策は多岐にわたる。先行研究の分類を参考にしつつ、以下、整理・概観を試みたい<sup>1)</sup>。

第一に、緊急対策としての賑恤・稟貸策から見てみよう。和帝期では

（永元十六年春正月己卯）詔すらく、貧民の田業有りて而るに匱乏を以て自ら農する能わざる者に種糧を貸さん、と。（『後漢書』紀四和帝紀）

詔貧民有田業而以匱乏不能自農者、貸種糧。

とあり、また安帝期の永初二年春正月には

河南・下邳・東萊・河内の貧民に稟す。（『後漢書』紀五安帝紀）

稟河南・下邳・東萊・河内貧民。

とある。和帝・安帝期の同様な緊急の災害対策の記事を『後漢書』帝紀から拾えば、和帝の永元五年三月庚寅の使者を遣わして貧民を分行し、流冗を舉實させ、倉を開いて賑稟せしむること三十餘郡。

遣使者分行貧民、舉實流冗、開倉賑稟三十餘郡。

を皮切りにして急増し、管見では三八例を数える。これは後漢時代全体で約七〇例ある中で、過半数を超えるものである（本論文末尾の〈後漢賑恤年表〉を参照）。

もちろん史料をより厳密に扱うならば、その前の永元三年十月癸未に和帝の長安行幸にともなう賑恤が実施されており、

其れ、賜うに、：：鰥寡、孤独、篤癯、貧にて自ら存すること能わざる者に、粟を人ごとに三斛。（『後漢書』紀四和帝紀）

其、賜、：：鰥寡、孤独、篤癯、貧不能自存者、粟人三斛。

とあるその「貧不能自存者」に被災民が含まれていないとは言い切れないし、また北辺の戦乱による流民の存在も考えるべきであろう。そして何よりも、これは中央が報告を受けて命じたという間接的な記録であって、上述のように実態が地方政府から報告されてこなかったり、命じても当該の地方政府がどこまで実効性を持つ賑恤・稟貸を実施したか、また実施できたのかは明らかではない。

いことにも注意しておきたい。しかし、少なくともこの時期の中央政府の姿勢が災害対策の面で無策や放置というものではなく、かなり対策に力を入れていたことは明らかにできうるだろう。

さらにそのことを補強してくれるのが、実施方法において中央から使者を派遣し、直接、実態調査や対策の監督・実施に当たらせていることである<sup>注11</sup>。先に挙げた永元五年三月庚寅の場合がそうであり、その後も永元六年二月乙未に

謁者を遣わして分行させ、三河、兗州、冀州、青州の貧民に稟貸せしむ。(『後漢書』紀四和帝紀)

遣謁者分行、稟貸三河、兗州、冀州、青州貧民。

とあり、また同十一年二月に

使を遣わして郡國を循行させ、災害を被り自ら存すること能わざる者に稟貸せしむ。(『後漢書』紀四和帝紀)

遣使循行郡國、稟貸被災不能自存者。

とある。安帝即位直後の延平元年九月辛丑にも

六州に大水あり。己未、謁者を遣わして虚實を分行させ、災害を擧げ、乏絶を賑せしむ。(『後漢書』紀五安帝紀)

五安帝紀)

六州大水。己未、遣謁者分行虚實、擧災害、賑乏絶。

とある。「虚實」とあるようにこうした使者派遣による災害対策は、裏返してみれば、地方政府への不信感の現われでもある。その点では「延平元年七月庚寅の勅」と共通したものである。また被災した六州よりの災害報告に対し早速に使者派遣が決定されているのは、殤帝急死と安帝擁立の狭間で、天人相関説による外戚専権への天譴に神経質になっていた鄧太后やその周囲の心持を読み取るべきかもしれない。

同じく安帝期の永初二年二月には

光祿大夫樊準、呂倉を遣わして冀、兗州を分行し、

流民に稟貸せしむ。(『後漢書』紀五安帝紀)

遣光祿大夫樊準、呂倉分行冀、兗州、稟貸流民。

とある。それに対応する記述が『後漢書』伝二二樊準伝にあり、

(樊)準、部に到り、倉を開いて食を稟し、生業を慰安す。流民咸な息うを得たり。

準、到部、開倉稟食、慰安生業。流民咸得息。

とある<sup>注12</sup>。

こうした賑恤の土台を支えるのは倉庫制度である。後漢時代には平準倉が置かれず、中央の太倉と地方の郡県の倉庫によって備蓄や凶作対策が図られていた。また前漢時代の郡国の倉庫は中央の大司農に直属していたが、後漢時代には郡国に属するようになる<sup>注13</sup>。ただし開倉の権限は皇帝にあり、許可を待たず開倉した場合は処罰の対処になっている<sup>注14</sup>。

しかしこうした賑恤―倉庫制度も、さらに災害が拡大し長期化すれば備蓄が底をついてしまい、実行そのものが困難になる。安帝の永初元年に

揚州五郡の租米を調し、東郡、濟陰、陳留、梁國、下邳、山陽に贍給す。(『後漢書』紀五安帝紀)

調揚州五郡租米、贍給東郡、濟陰、陳留、梁國、下邳、山陽。

とあり、揚州から黄河下流の諸郡への緊急食糧輸送が行われている。同七年にも零陵・桂陽・丹陽・豫章・會稽の租米を調して南陽・廣陵・下邳・彭城・山陽・盧江・九江の飢民に賑給している<sup>注15</sup>。しかしこうした江南方面からの供給も安帝期までで、次の順帝期には自然災害が江南にまで拡大し、負担の肩代わりは不可能になってしまった。時代が下って桓帝の延熹六年(一六三)には光祿勳であった陳蕃が上書の中で

況や當に今の世は三空の厓(なやみ)有るべき哉。田

野空、朝廷空、倉庫空。是れ三空と謂う。(『後漢書』伝五六陳蕃伝)

況當今世有三空危哉。田野空、朝廷空、倉庫空。是謂三空。

と述べているが、靈帝期にはついに賑給の記事が見られなくなってしまう。中央・地方ともに、もはや賑恤―倉庫制度は機能できなくなったようである。

災害の長期化で大幅な出費増が予想される場合には、それに対応して収粟策と儉約策も取られる。

前漢時代に引き続き<sup>注16</sup>、後漢時代でも収粟策として贖罪、売爵（入錢授爵）・売官（入錢補官）が行われている。贖罪の例は先の緊急食糧輸送と同時期の安帝永初元年九月に見え、

丙戌、詔して、死罪以下及び亡命をして贖わしむること各の差有り。（『後漢書』紀五安帝紀）

丙戌、詔、死罪以下及亡命贖各有差。

とある。売爵・売官の事例は『後漢書』紀五安帝紀の論注に、

吏人をして錢穀を入れ、關内侯に至ることを得さしむなり。

永初三年令吏人入錢穀、得至關内侯也。

という事例が見られ、また『後漢書』紀五安帝紀の永初三年の条にはそれに対応して

三公、國用の足らざるを以て奏し、吏人をして錢穀を入れて、關内侯、虎賁、羽林郎、五大夫、官府の吏、緹騎、營士と爲るを得さしむること、各の差有り。

三公、以國用不足、奏令吏人入錢穀、得爲關内侯、虎賁、羽林郎、五大夫、官府吏、緹騎、營士、各有差。

とある。

後者の事例では羽林郎以上が官界進出、五大夫以下は徭役免除が購入する側の主な目的と考えられるが、ただ注目したのは、前漢時代にはしばしば見られ、とかく批判を受けてきた売官（入錢補官）が、後漢時代にはこの他には桓帝の延熹四年七月、靈帝期に行われたのみだ

という点である<sup>注17</sup>。この時期の切迫した状況がそこにも窺いうるのではないか。また靈帝期の光和元年（一七八）の場合は二千石と四百石の官が対象に加えられており（『後漢書』紀八靈帝紀に引く『山陽公載記』）、一般に売官は定員の多い官を用いるから、郡国守相や県令までがその対象にされた可能性もあるが、安帝期にはそれはなかった。ここにも地方行政をめぐる姿勢の違いがうかがえるのではないか。

儉約策は応急的には政府の支出削減により、救済能力の維持が期待されるが、それよりも宮中の節約は物忌みと同じく天人相関の呪術的効果が期待されていた。殤帝延平元年六月に郡国三十七で雨水が報告されると、鄧太后によつて

己未、詔して曰く、夏自り以來、陰雨は節を過ぎ、

煖氣は効あらず。將た厥の咎有るか。寤寐に憂い惶れて未だ由る所を知らず（心配で夜も寝られない）。昔、

夏の後（禹）は衣服を悪しく飲食を菲（うす）くし、孔子曰く、吾は閑然とすること無し（非の打ち所がない）、

と。今、新たに大憂（和帝急逝）に遭い、且つ歳節（時候）未だ和せざれば、膳を撤し服を損し、補い有らんことを庶う。其れ太官（料理係）、導官（米穀係）、

尚方（什器係）、内署（衣服係）の諸の服御珍膳の靡麗にて成し難きの物（入手困難な高級品）を減じよ、と。（『後漢書』紀四殤帝紀）

己未、詔曰、自夏以來、陰雨過節、煖氣不効。將有厥咎。寤寐憂惶、未知所由。昔夏后惡衣服、菲飲食、孔子曰、吾無閑然。

今新遭大憂、且歳節未和、撤膳損服、庶有補焉。其減太官導官尚方内署諸服御珍膳靡麗難成之物。

と、禹の謹慎ぶりを手本とした宮中の衣食の華美抑制が命じられている。

またそれには民間に対する率先垂範による教育的意味

合いもあった。安帝永初元年九月庚午には

三公に詔し、舊令を明申させ、奢侈を禁じ、浮巧の物を作り、厚葬に財を殫くすことを無からしむ。

〔後漢書〕紀五安帝紀

詔三公明申舊令、禁奢侈、無作浮巧之物、殫財厚葬。

とあり、それと前後して同月壬午には、中央が率先するよう

太僕、少府に詔し、黄門の鼓吹を減じ以て羽林の士に補す。厩馬にて乘輿の常に御する所に非ざる者は、皆な半食を減ず。諸の造作する所にして宗廟園陵の用に供するに非ざるは、皆な且く止む。〔後漢書〕紀五安帝紀

詔太僕、少府、減黄門鼓吹、以補羽林士。厩馬非乘輿常所御者、皆減半食。諸所造作、非供宗廟園陵之用、皆且止。

とある。同四年には元日の儀礼を「年飢えるの故に」簡略化し〔後漢書〕紀五安帝紀の注)、正月丙午には中央百官と州郡縣の官吏の俸を減じている。元初五年(一一八)七月丙子の詔でも奢侈に流れがちな世情について警告し、加えてそれを取り締まるべき地方官の怠慢に対しても厳罰をほのめかしている〔後漢書〕紀五安帝紀)。次に被災民に対する負担軽減策として税の減免や放貸について見てみよう。流民対策のものとは後述するとして、『後漢書』紀四和帝紀・同殤帝紀・紀五安帝紀から十例を拾うことができる。

〔和帝期〕

① (永元四年十二月壬辰の詔)

今年、郡國の秋稼は旱、蝗の傷(そこな)う所と爲る。其の什に四以上は田租、芻粟を収する勿れ。満たざる者有れば實を以て之を除け。

今年郡國秋稼爲旱蝗所傷。其什四以上勿收田租、芻粟。有不滿者、以實除之。

② (同九年六月戊辰の詔)

今年の秋稼は蝗虫の傷う所と爲る。皆な租、更、芻粟を収する勿れ。若し損失する所有れば、實を以て之を除き、餘の當に租を収すべき者は亦た半ばにて入れよ。其の山林の饒利、陂池の漁採は以て元元(庶民)に贍(めぐ)み、假税を収すること勿れ。

今年秋稼爲蝗虫所傷。皆勿收租、更、芻粟。若有所損失、以實除之、餘當收租者亦半入。其山林饒利、陂池漁採、以贍元元、勿收假税。

③ (同十三年九月壬子の詔)

荊州は比歳節あらず(不具合)、今茲(今年)は淫水害を爲し、餘は頗(いささ)か登ると雖も、而れども多くは均しく浹(あまね)からず。深く四民の農食の本を惟い、慘然として矜れみを懐く(これでは足りないだろうと深く心配する)。其れ天下をして半ばにて今年の田租、芻粟を入れしめ、宜しく實を以て除くべき者有れば、故事の如くせよ。貧民は種食を假し、皆な収責する勿れ。

荊州比歳不節、今茲淫水爲害、餘雖頗登、而多不均浹。深惟四民農食之本、慘然懷矜。其令天下半入今年田租芻粟、有宜以實除者如故事。貧民假種食、皆勿收責。

④ (同十四年十月甲申の詔)

兗・豫、荊州は今年水雨淫過にて多く農功を傷なう。其れ被害の什に四以上は皆な半ばにて田租、芻粟を入れしめよ。其の満たざる者は實を以て之を除かん。兗豫荊州、今年水雨淫過、多傷農功。其令被害什四以上皆半入田租芻粟。其不滿者、以實除之。

⑤ (同十六年七月辛巳の詔)

天下をして皆な半ばにて今年の田租、芻粟を入れしめ、其の災害を被る者(二月に水災、七月に旱災で傷稼)は實を以て之を除け。貧民の貸を受けし種糧及び田租、芻粟は、皆な収責する勿れ。

令天下皆半入今年田租芻粟、其被災害者、以實除之。貧民受貸

種糧及田租芻粟、皆勿收責。

〔殤帝期〕

⑥ (延平元年七月庚寅の勅)

二千石長吏、其れ各の傷害せられし所を實覈し、爲に田租、芻粟を除け。

二千石長吏、其各實覈所傷害、爲除田租、芻粟。

〔安帝期〕

⑦ (永初七年八月丙寅の詔)

郡國の蝗を被り傷稼すること十の五已上なれば、今年の田租を収する勿れ。満たざる者は實を以て之を除け。

郡國被蝗傷稼十五已上、勿收今年田租。不滿者、以實除之。

⑧ (建光元年十一月己丑の詔)

今年の田租を除き、其の災(郡國三十五に地震)を被ること甚だしき者は口賦を収する勿らしむ。

除今年田租、其被災甚者勿收口賦。

⑨ (建光元年十一月丙午の詔)

京師及び郡國の水雨(秋に京師及び郡國二十九に水雨)を被りて稼を傷なう者は頃畝に隨つて田租を減ぜよ。

京師及郡國被水雨傷稼者、隨頃畝減田租。

⑩ (延光元年の詔)

田の淹傷(この年は京師及び郡國二七に雨水と大風)を被りし者は、一切、田租を収する勿れ。

田被淹傷者、一切勿收田租。

他にも永初四年正月辛卯の詔で三輔への羌族の侵攻で「三輔比(しきり)に寇亂に遭い人庶流冗するを以て、三年の逋(未納)の租、過更、口算、芻粟を除く。〔以三輔比遭寇亂、人庶流冗、除三年逋租、過更、口算、芻粟〕」ことが見られたが、自然災害とは異なるので除外する。

これらの例について、平中荅次氏の研究がある<sup>18</sup>。

氏は被害の程度と田租の減免率のあいだに「什四免租の制」という原則があり、被害が四割を超えると田租全額が免除されるとした。和帝①永元四年・④同十四年の記事がそれに当てはまる。しかし安帝の永初七年(⑦)の記事では五割が免除の線引きとなっている。これを四割の書き誤りと見ることも可能であるが、しかしこの時期は連年の災害で財政状況が悪化しており、減税の事例も永初年間の初めには延平元年(⑥)から永初七年(⑦)まで間隔が空いている。これは基準の引き上げであり、備蓄(倉庫制度)の目減りに対応して、取れるものならば取っておかないと以後の救済策の実施が困難になるという、当時の逼迫した状況を反映しているのだと考えたい。また平中氏は四割以下の被害の場合は「實除減半制」の原則が適用され、被害を受けなかつた分にかかる税がその半分に減じられることを指摘されている。こうした減免にかかわる規定は、その実施においては運用が郡縣に委ねられてしまつたから、「延平元年七月庚寅の勅」でも述べられているように地方長官がどこまで災害を正しく把握し、公正に救済を加えるかに左右される危険性がある。

災害がさらに拡大すると安輯策(流民対策)が必要になる。それを大別すると、①生業の提供としての土地開放、②賑卹の二つが中心である。流民は章帝期からその増加が史料に目立つてくるが、自然災害だけでなく北辺での異民族の侵入が加わつて急増してくる。しかもそこに農民の流亡化に乗じた豪族の侵略が加えられ、さらに拍車がかけられていった。

土地開放を見ると、流民に対して陂池山林や皇帝の資産である園池開放による臨時的な獵採の許可が行われた。『後漢書』紀四和帝紀では永元年間に五例(五年二月、同年九月、九年六月、十一年二月、十二年二月)ある。

たとえば五年九月には「其れ官有の陂池は採取を得さしめよ。假税を収する勿らんこと二歳。〔其官有陂池、令得採取。勿收假税二歳〕」とあり、五年二月には

京師の離宮の果園、上林、廣成の園自りは尽く、以て貧民に假し、恣に採捕を得さしめて其の税を収せず。

自京師離宮果園、上林、廣成園尽、恣以假貧民、恣得採捕、不収其税。

とあり、洛陽周辺の宮園が開放されている。また同十一年二月の場合はその方法として使者が派遣され、被災者に稟貸するとともに「山林池澤に漁采させ、假税を収せず。〔令得漁采山林池澤、不收假税〕」という処置を執っている。

また開放の対象には公田も含まれており、仮作が許された。『後漢書』紀五安帝紀には永初元年二月の条に

廣成の游獵地及び被災の郡國の公田を以て、貧民に假與す。

以廣成游獵地及被災郡國公田、假與貧民。

とある。前漢・後漢を通じて地方政府による公田経営が行われ、それが皇帝権力の基礎にもなっていたが注<sup>19</sup>、松崎つね子氏は後漢時代には「経営」から「恤民」に性格が変化していたことを指摘している注<sup>20</sup>。更に同じ後漢時代でも章帝の元和元年（八四）二月甲戌に見られる

其れ郡國をして、人の田無く它界に徙りて肥饒に就かんと欲する者を募らしめ、恣ままに之を聽るせ。

在所に到れば、公田を賜給し、爲に耕庸を雇い、種餉を賃（か）し、田器を貰與（与える）し、租を収する勿きこと五歳、筭（人頭税）を除くこと三年。其の後に本の郷に還らんとを欲する者は禁ず勿れ。〔後漢書』紀三章帝紀）

其令郡國募人無田欲徙它界就肥饒者、恣聽之。到在所、賜給公田、爲雇耕庸、賃種餉、貰與田器、勿收租五歳、除筭三年。其後欲還本郷者、勿禁。

というような短期での帰還も想定した、より一層の緊急対策的な公田の利用になつてきたようである注<sup>21</sup>。

また流民を受け入れる先の郡國の態度にも変化が生じている。この元和二年では「還るを欲する者は禁ず勿れ」とあるのは逆に定住を求めていたからだと考えられるが、安帝の永初元年十一月戊子には

司隸校尉と冀并の二州の刺史に勅すらく。民訛言して相い驚き（風評に動揺し）、舊居を棄捐し、老弱相い攜えて道路に困窮す（放浪し苦しんでいる）。其れ各の所部に勅し、躬親ら曉らかに諭さしめよ。若し本郡に歸らんと欲すれば、在所は爲に長檄を封ぜよ（遠距離通行手形を発行しなさい）。欲せざれば強いること勿れ。〔後漢書』紀五安帝紀）

勅司隸校尉、冀并二州刺史。民訛言相驚、棄捐舊居、老弱相攜、困窮道路。其各勅所部、躬親曉諭。若欲歸本郡、在所爲封長檄。

不欲勿強。

とあり、帰還の場合には通行手形を発行するなどの便宜を図ることを命じる一方で、帰還を強制することを禁じている。流民の増加と被災地域の拡大の中、次第に受け入れ先も負担に耐えられなくなつてきたのであろう。とすれば、その中間に位置する「延平元年七月庚寅の勅」の「流亡を揣らず」という一節は、地方長官が成績水増しのために流出を見落とし流入をごまかし、戸口数のみ大きくしようとしていることを指摘したものでないだろうか。

最後により長期的な対策として、農地開発と水利事業について見ておきたい注<sup>22</sup>。

前漢時代までは中央の大司農直属であつた都水官が、後漢時代には郡國に属せしめられ、その結果、郡國を主体とする農地開発・水利事業が推進されることになつた。無論、郡國を超える範圍の事業―例えば王景の黄河治水等―は中央政府の監督によつて行われているが、実際に

地方長官による独自の取り組みの事例も数多い注<sup>33</sup>。本論文末尾の（後漢水利勸農年表）をもとに、数のみを挙げれば

#### 光武帝期七例

（任延）（王梁）（李忠）（杜詩）（馬援）（鄧晨）（張堪）

明帝期 一例（鮑昱）

章帝期 五例（楊仁）（秦彭）（王景）（張禹）（馬稜）

和帝期 三例（何敞）（魯丕）（張躬）

安帝期 事例なし

順帝期 二例（崔瑗）（馬臻）

桓帝期 事例なし

靈帝期 一例（李言）

獻帝期 一例（張導）

となる。

後漢時代中期から事例数が減少し、代わって中央政府が郡国の水利事業を督励する事例が登場する。永初年間の水災を経て、元初年間に入り少し落ち着きを取り戻すと、元初二年正月に

西門豹の漳水を分けて支渠と爲す所を修理し、以て民田を溉す。『後漢書』紀五安帝紀）

修理西門豹所分漳水爲支渠、以溉民田。

とあり、水利の再建が始まった。同年三月辛酉には

三輔、河内、河東、上黨、趙國、太原に詔し、各の舊渠を修理し、水道を通利し、以て公私の田疇を溉さしむ。『後漢書』紀五安帝紀）

詔三輔、河内、河東、上黨、趙國、太原、各修理舊渠、通利水道、以溉公私田疇。

とある。同三年の正月甲戌にも

太原の舊の溝渠を修理し、官私の田を溉灌す。『後漢書』紀五安帝紀）

修理太原舊溝渠、溉灌官私田。

とある。その溝渠とは注によれば春秋晋の智伯が晋水を堰き止めて晋陽に注がせたもので、下って汾水に注ぐという。これは以前に見られていた地方長官の自発的な行為とは異なり、中央が一斉に地方の郡国に命じている例であり、こうした形式のものは後漢時代中期以外には見られない。またその工事の受益者は「民田」「公私田疇」「官私田」とあり、私田・公田の両方に及んでいるが、これについては建武十八年に汝南郡で鄧晨が行った鴻郤陂の修復の記事から地方での水利工事の実態をうかがうことが可能である。

『後漢書』伝七二上方術・許楊伝によれば、鴻郤陂は前漢成帝の時に廃棄されていたが、太守となった鄧晨が再建を考え、工事の実務を「水脈に曉す」という許楊に担当させた。都水掾となった許楊は地勢を計算し堤防（塘）を四百余里にわたって築き、数年をへて完成にこぎつけた。その成果は「百姓其の便を得て、歳を累ねて大いに稔る。〔百姓得其便、累歳大稔〕」となったが、工事の完成には豪族の協力が大きく預かっていたようで、「豪右大姓は陂役に因縁し、競いて在所に辜較（独り占め）せんと欲す。〔豪右大姓因縁陂役、競欲辜較在所〕」と、参加した豪族は負担の代償（「辜較」とあるので、おそらくはその私田により多くの分水を受けること）を求めてきた注<sup>34</sup>。そしてそれを断固として阻止しようとした許楊は、逆に収賄の誣告を受けて投獄されてしまう注<sup>35</sup>。同じ事情がそれ以降の工事でもあったはずであり、「民田」「公私田疇」「官私田」の中の「民田」「私田」には工事に参加した当該地域の豪族の私有地が含まれていたと考えられる。好並隆司氏は漢代を通じて治水灌漑政策の性格が「君主のための治水灌漑から、民を一応の考慮にいたした治水灌漑に転換していく」こと、そして「その転換の基本的理由は前漢中期以後の在地豪族の成長に求めなければならぬ」ことを指摘している注<sup>36</sup>。これらの水利工事が

命じられた背後には、直接に利害を有する豪族層のはたらかけも想定すべきだろう。また同時に、その実施に中央政府が積極的に関与していることを考えると、その背後に在地の豪族層と中央との密接な関係の存在が浮かび上がってくる。和帝期でも永元十年三月壬戌の詔で

隄防溝渠は地理を順助し壅塞を通利する所以なり。

今、廢慢懈弛するも以て負と爲さず。刺史、二千石は其れ宜に隨い疏導せよ。因縁して妄りに發し、以て煩擾を爲すこと勿れ。將に顯らかに其の罰を行わん。(『後漢書』紀四和帝紀)

隄防溝渠、所以順助地理、通利壅塞。今廢慢懈弛、不以爲負。

刺史、二千石其隨宜疏導。勿因緣妄發、以爲煩擾。將顯行其罰。

と、全国に向けて水利の再建を命じている。

このように自然災害対策の概観からも中央の積極的な取り組みが見て取れよう。決して無策ではないし、一部地方官の自発的活躍に頼るものでもなかったのである。

#### 四、「阿私下比」の意味

後漢時代中期に多くの自然災害対策に関する施策が記録され、またそこに積極的な中央の関与が見られるのは、単に災害の多少によるだけではないだろう。使者派遣において述べたように、裏返して考えれば、それだけ地方政府への信頼感が低下しているのであり、中央の直接の干渉・関与が必要になっているのである。

「延平元年七月庚寅の勅」でも地方長官の怠慢が指弾されていたが、時代が下って桓帝期でも『潜夫論』卷四三式第十七に

今者(このころは)、刺史守相は怠慢率多(おお)く、法律に違背し、詔令を廢勿にし、専ら情を利に務め、公事を恤せず(裁判に力を入れない)。細民は怨結(無実

を言い合う)するも、控告する所無く、下土は邊遠にて能く闕を詣でる者は萬に數人無く、其の省治(審査)を得るは百に一も能わず。

今者、刺史守相、率多怠慢、違背法律、廢勿詔令、專情務利、不恤公事。細民冤結、無所控告、下土邊遠、能詣闕者、萬無數人、其得省治、不能百一。

とあり、地方長官の腐敗した様子が述べられている。「情を専らにして利に務め」という点については、『三輔決錄』卷二に同じ桓帝期に南郡太守となつた馬融の様子が記録されており、

馬融南郡太守と爲る。二府は融を以て郡に在りて貪濁にして、主記掾の岐肅の錢四十萬を受け、融の子疆は又た吏の白向の錢六十萬、布三百匹を受け、肅を孝廉、向を主簿と爲す、とす。

馬融爲南郡太守。二府以融在郡貪濁、受主記掾岐肅錢四十萬、融子疆又受吏白向錢六十萬、布三百匹。爲肅孝廉、向主簿。

とある。ここでは四〇万、六〇万という巨額の贈賄が発覚している。また明帝期の蜀郡太守第五倫の事例では、『後漢書』伝三一の本伝に

蜀郡太守に遷る。蜀地は肥饒にて、人吏は富實なり。掾史の家貲は多く千萬に至り、皆な鮮車怒馬(立派な馬車)にて、財貨を以て自ら達す(出世をはかる)。

倫は悉く其の豐贍なる者を簡び之を還らしむ。更りに孤貧志行の人を選び、以て曹任に處せしむ。是に於いて賂を争うは抑絶し文職は修理す(行政は整った)。

遷蜀郡太守。蜀地肥饒、人吏富實。掾史家貲多至千萬、皆鮮車怒馬、以財貨自達。倫悉簡其豐贍者還之。更選孤貧志行之人、以處曹任。於是抑絶争賂修理文職。

とある。豪族が地方長官に請託を行うのは地方政府の掾史の地位を占めようとして行う獵官運動と関わっていたようである。財力のある者を排除したという第五倫は以前に會稽太守であった時に躬ら重労働の芻切りをして馬

を養い<sup>注7</sup>、俸給の殆どを貧民の救済に回したと伝えられていたように、やや頑なな人物であったようであるが、請託を撥ねつけた彼の行為が特に注目を集めたのは、逆に言えば請託が横行し特別なことではなくなっていたからであろう。先に見た永元五年三月戊子の詔で郷举里選の重要性が述べられ、地方政府での勤務実績を十分に考慮すべしと戒めているが、後漢時代の選挙制度では任官コースの中心は

地方政府の掾史—孝廉等—中央の郎官

とたどっていくものであり、そのスタートは地方政府にある。後漢時代には本籍地回避の制度が確立し、地方長官と任地との情実関係が予防されていたが<sup>注8</sup>、地域社会の中で豪族が成長しその地位を固定化しようとするにつれ、自然と不正が常態化するようになったのである。それについて川勝義雄氏は、復讐が横行し、郷邑に高樓が立ち並び、急があれば互いに救助することにしていたという『太平御覽』巻五九八に引く『僮約』の記事から後漢時代の在地社会には豪族相互の厳しい競合対立があったと指摘している<sup>注9</sup>。しかし常時私的暴力が発現し緊張状態を強いられていたというのは実態としては考えにくい。逆に対立があればそれを緩和させる方向の動きが生じるはずで、『隸釈』巻五に収める「劉熊碑」は陳留郡酸棗県の県令の治績を在地の人々が醸金して顕彰した石碑であるが、その碑文について、渡邊義浩氏は同碑の碑陽の文面に「五經在寬」という儒教イデオロギーを利用した統治が反映していると見て、豪族のまとまりの契機と見る<sup>注10</sup>。また東晋次氏は碑陰に名前を連ねた人々の肩書きを整理し、豪族社会の中に「士大夫」豪族と非士大夫（土豪）豪族の区別が生まれてきたことを述べる<sup>注11</sup>。こうしたまとまりや階層化の中で私的暴力が社会的権力に置き換えられ、地方政府でどのような位置を占めるかを巡って激しい競争が生じていたのだろう。『後

漢書』伝五七黨錮・范滂伝には、人物本位の人事を行ったために、排除された側からそれは私党（「范党」）であるという批判が出ている。

さらに問題はこうした地方長官と地域社会にかかわる問題だけではなかった。「延平元年七月庚寅の勅」では、それを取り締まるべき州刺史までが「阿私下比（おもねり、へつらい）」という姿勢に墮落していることが批判されている。これはどういう事情なのだろうか<sup>注12</sup>。

それを推測する手がかりの一つが『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀の次の記事である。

司隸校尉、河南尹、南陽太守に詔して告して曰く、毎に前代の外戚賓客を覽るに威權を假借し輕薄總詞して、奉公を濁亂するに至る有り、人の患苦と爲る。咎は執法の怠懈に在り。其の罰を輒行せざるの故なり。今、車騎將軍（鄧）騭等、敬順の志を懷くと雖も、而るに宗門廣大にて姻戚少なからず、賓客は姦猾にて多く禁憲に干る。其れ明らかに儉勅を加え相い容護する勿れ。是自り親屬の罪を犯すは假貸する所無し。

詔告司隸校尉、河南尹、南陽太守曰、每覽前代外戚賓客、假借威權、輕薄總詞、至有濁亂奉公、爲人患苦。咎在執法怠懈、不輒行其罰故也。今車騎將軍騭等、雖懷敬順之志、而宗門廣大、姻戚不少、賓客姦猾、多干禁憲。其明加儉勅、勿相容護。自是親屬犯罪、無所假貸。

とあり、単に地方だけの事情に止まらず、中央の外戚とのかかわりが地方政府の腐敗を引き起こしているという認識が見られる。同じ認識は後漢末の仲長統にも見られ、彼は『昌言』法誠篇に

而して、權は外戚の家に移り、寵は近習の豎に被り、其の黨類と親しみ、其の私人を用う。内は京師に充ち、外は列郡に布き、賢愚を顛倒し、選舉を貿易す。疲驚境を守り、貪殘民を牧し、四夷を忿怒せしめ、

乖叛を招致して、亂離は斯こに瘼（や）み（反抗反乱を招いている）、怨氣並に作し：：水旱災を爲す。此れ皆な戚宦の臣の然るを致す所なり。

而權移外戚之家、寵被近習之豎、親其黨類、用其私人、内充京師、外布列郡、顛倒賢愚、貿易選舉、疲驚守境、貪殘牧民、忿怒四夷、招致乖叛、亂離斯瘼、怨氣並作：：水旱爲災。此皆戚宦之臣所致然也。

と記している。注目したいのは「外は列郡に布き、賢愚を顛倒し、選舉を貿易し」という部分である。官物横領などとともに、こうした錢帛を蓄えることで『後漢書』伝四一橋玄伝に見える靈帝期の南陽太守蓋升のように「臧數億以上」と言われる巨額の財を築いた例も見られる。辺境や一部の劇治の地は別として、地方長官は実入りのいいポストなのである。そうなると中央の権門が地方長官に自己の一族や配下の賓客を送り込み、資金を集める集財機関化する例が出てくる。

後漢時代初期にも既に中央権門や在地の豪族との癒着が地方政治を乱すことが問題となっていた。たとえば光武帝期に陰氏（陰皇后の一族）の賓客の横暴が報告されている。しかし当時は建武十五年（三九）六月に

詔して州郡に下して墾田の頃畝及び戸口年紀を檢覈せしむ。又た二千石、長吏の阿枉して平ならざる者を考實せしむ。（『後漢書』紀一下光武帝紀下）

詔下州郡檢覈墾田頃畝及戸口年紀。又考實二千石、長吏阿枉不平者。

とあり、地方長官や地方政府幹部の査察が行われた。そしてその結果は『後漢書』伝十二劉隆伝に

是の時、天下の墾田は實を以てせざるもの多く、また戸口年紀は互いに増減有り。（建武）一五年、詔して州郡に下して其の事を檢覈せしむ。而るに刺史、太守は平均ならざるもの多く、或は豪右を優饒し羸弱を侵刻す。百姓は嗟怨し道を遮りて號呼す。：：

謁者を遣し考實せしめ、具に姦状を知る。明年、劉隆坐して徵されて獄に下り、其の疇輩（同輩）十餘人皆な死す。帝、隆の功臣なるを以て、特に免じて庶人と爲す。

是時、天下墾田多不以實、又た戸口年紀互有増減。一五年、詔下州郡檢覈其事。而刺史太守多不平均、或優饒豪右、侵刻羸弱。百姓嗟怨、遮道號呼。：：遣謁者考實、具知姦状。明年、劉隆坐徵下獄、其疇輩十餘人皆死。帝以隆功臣、特免爲庶人。

とあるように、こうした出鱈目な状態に厳しい姿勢で臨み、南郡太守劉隆以下の大量処罰に発展した注33。また『後漢書』伝六六の循吏伝の序に「建武、永平の間、吏事は刻深なり。亟ば謠言單辭（ささいな噂）にて守長を轉易す。（建武、永平之間、吏事刻深。亟以謠言單辭、轉易守長）」とあり、光武・明帝期には地方長官に対して厳格な姿勢が採られ、頻繁に人事異動も行われていた。ところが前章でも見たように、続く章帝期からは統制がゆるみがちとなり、さらに幼少の和帝が即位すると外戚竇氏の専権が始まり、急速に腐敗の度合いが進行してしまったのである。『後漢書』伝十三竇憲伝・伝三五袁安伝によれば、竇氏は一族と党を中央の要職に配するとともに、「刺史、守令は多く其の門に出る。（刺史、守、令多出其門）」と地方長官にも任用し、「憲、景等、日に横を益し（專横の度をまし）、盡く其の親黨、賓客を名都大郡に樹て、皆な吏人に賦斂し更に相い賂遣す。（憲、景等、日益横、盡樹其親黨賓客於名都大郡、皆賦斂吏人、更相賂遣）」と収奪を進めた。さらに竇憲伝に「其餘の州郡は亦復た風を望みて之に従う。（其餘州郡、亦復望風之從）」とあるように、それが全国化してしまつた。その結果、竇憲の納妻の祝いには全国の州郡から慶賀の使者が集まつたという（『後漢書』伝七二上方術・李郃伝）。

かくして地方政府は、下からは豪族層、上からは中央権門に結びつき、利権のサンドイッチ構造になつてしま

ったのである。これでは「延平元年七月庚寅の勅」が述べられるように、監察を加えるべき刺史が「阿私下比」とならざるをえなかったであろう。

## 小結

「延平元年七月庚寅の勅」を手がかりにして、永元五年から始まった積極的な地方行政刷新の動きを取り出そうと試みてきた。そしてこの時期を政治の緩みや中央政府の無策で説明することはできないこと、その背景には在地社会が抱えていた二つの重大な危機——自然災害の激化と地方政府の変質があることを確認してきた。前者への対策実行を強化し、後者を是正することが刷新の主眼であったと見ていいだろう。

このことに関連して多田狷介氏が注目すべきコメントを示している。氏は自らの「後漢帝国そのものが、公権力としての性格を弱め、私的権力への傾斜を強めたのではないか」という予測に対し、「後漢帝国がいかに私的権力への傾斜を強化しようと、存続した限りにおいては共同の利益の統括、代表体として現象せねばならない側面を払拭し得ないという、これまたきわめて常識的な認識を得た」と述べる<sup>注34</sup>。従来の研究では、外戚・宦官の弊害を説き連ねる范曄の論理に目がいき、こうした「常識的な認識」が後回しになっていたのではないか。確かに賄賂が横行し直言の士は退けられたという側面を備えているが、少なくとも後漢時代中期の和帝親政期・安帝前半の鄧氏専権期を無能・腐敗で一括することはできないのである<sup>注35</sup>。

とすれば、それを誰が推進したのかという課題が次に生じてくる。和帝や鄧太后がそれを命じたとしても、若年で社会経験の乏しい二人に具体的施策の立案実行を期

待することはできない。彼らをブレイクとして支えた官僚の存在を想定すべきであろう。次章ではそうした官僚の具体像について検討を加えていきたい。

## 注

1、本論文中では序論で述べたように光武帝・明帝・章帝の三代を前期、和帝・安帝期を中期、順帝・桓帝・靈帝期を後期と区分する。

2、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編卷上、一九六一年の四一四、四一五頁。原文は「東漢中葉、政風丕變、吏多儒雅、治尚寬和、雖或有浸弛之病、然無爲自化、亦時有焉。：：惜中葉以後、王綱不振、威宦擅朝、上則政出私門、下則朋黨比周、清静之化、不敵貪濁之風、此惠文之治所以不見於安順桓靈也」とあり、「惠文之治所」は「政尚寬緩、頗得清静爲化之効」と説明される。

3、不正行為としての「多く墾田を張り」とは、『後漢書』伝二九劉般伝に章帝の永平年間のこととして

又た郡國、牛疫、水旱を以て墾田多く減ず。故に詔し勅して區種して頃畝を増進せしめ、以て民の爲にせんとするなり。而るに吏は度田を舉（おこな）いてに前より多からしめんと欲し、種えざるの處に至るまで亦た通じて租を爲す。申（かき）ねて刺史、二千石に勅して務めて實覈せしめ、その増加する有らば、皆な田を奪うと同罪ならしめよ。

又郡國以牛疫水旱、墾田多減。故詔勅區種、増進頃畝、以爲民也。而吏舉度田、欲令多前、至於不種之處、亦通爲租。可申勅刺史二千石、務令實覈。其有増加、皆使與奪田同罪。

とあるのが参考になる。後漢では『後漢書』紀一下光

武帝紀下、建武六年十二月壬申の詔に

頃者、師旅は未だ解けず、用度は足らず、故に什一の税を行う。今、軍士は屯田し、糧儲は差や積む。

其れ郡國をして見（現）田の租を収せしめ、三十にして一を税すること舊制（前漢景帝）の如くならん。

頃者、師旅未、用度不足、故行什一之税。今軍士屯田、糧儲差積。其令郡國収見田租、三十税一如舊制。

とあるように、現在耕作中である田に対して租がかけられた。そこで耕作不能な耕地を可能であるとして、税をかけたというのであろう。

耕地面積の統計を見ると、前漢時代の最大が哀帝元始元年の八二七万八八八九頃（『漢書』卷二八下地理志下）であるのに対し、後漢は最大が和帝元興元年の七三二万一七〇頃であり、以後は減少に向かう（『續漢書』郡國志五に引く『漢官儀』）。それについて臧知非「漢代田税徴収方式与農民田税負担新探」『史学月刊』一九九七年第二期は、豪族や高級官僚の隱匿が後漢時代の数字を縮小させていると見る。とすればそれは後漢王朝の地方への統制力が和帝期をピークとして低下していくことを反映したものであるう。

4、漢代の公文書制度については『後漢書』紀一下光武帝紀下の注に引く『漢制度』と蔡邕『獨断』の記事をもとにした、大庭脩「漢代詔勅の形態について」（『秦漢法制史の研究』一九八二年）、謝朝斌『中国古代公文書之流衍及範例』（一九八六年）、汪桂海『漢代官文書制度』（一九九九年）を参照。「戒勅」という文書は皇帝が刺史や太守などの地方官や將軍に向けて発する戒告を内容とする文書で、正式には「有詔勅某官」という形式を取る。

5、その文に付された李賢注では、日常生活用具を財産として数えたので実態以上に豊かなことになり、負担する役が増えてしまう。そこであわてて手放し、豪族

はそれを買ひ叩いて儲けたという。ここで「役」とあるが、唐代の李賢が後漢時代の実態をどこまで正確に理解していたのかはわからないが、たとえば「漢侍廷里父老僱約束石券」では里父老の就任にも財産資格が言われており、そうした負担を煩わしく感じる有力者が地方長官と組んで、本来ならば該当しない人々に押し付けようとしたとも考えられよう。「漢侍廷里父老僱約束石券」については山田勝芳「父老僱約束石券」と秦漢時代の父老」（『秦漢財政收入の研究』一九九三年）、東晋次「父老僱石券の解釈に寄せて」（『後漢時代の政治と社会』一九九五年）、渡邊義浩「僱考」（『後漢国家の支配と儒教』一九九五年）など多数の研究がある。

6、注に引く『漢官儀』に「建初八年十二月己未、詔書辟士四科。一曰德行高妙、志節清白。二曰經明行脩、能任博士。三曰明曉法律、足以決疑、能案章覆問（入念に調べる）、文任御史。四曰剛毅多略、遭事不惑、明足照姦、勇足決斷、才任三輔令。皆存孝悌清公之行。自今已後、審四科辟召、及刺史、二千石察舉茂才、尤異孝廉吏、務實校試以職。有非其人、不習曹事、正舉者故不以實法」とあり、地方での実務経験を重視する方向が見て取れる。

7、鎌田「郡国の上計」（『秦漢政治制度の研究』一九六二年）、六九頁。『後漢書』伝二一張堪伝に明帝が諸郡の計吏を召見した様子が見え、風土と前後の守令の能否を質問している。なお、郡国吏の郎官任用は桓帝期になつて楊秉の意見で廃止される。その理由は曾我部静雄氏「上計吏と朝集吏」（『国士館大学人文学部紀要』二、一九七〇年）でも指摘される郎官の人数が膨張することであるが、『後漢書』伝四四楊秉伝には「宜しく横を絶つべし」とあり、「横拜」つまり不適当な人物が官界進出の手段として不正に就任することも

理由にされている。

8、後漢時代の自然災害記事の整理については陳高備等編『中国歴代天災人禍表』(一九八六年)を先駆とし、近年では佐藤武敏『中国災害史年表』(一九九三年)、影山輝国『東漢災異年表』(『実践国文学』四四、一九九三年)がある。佐藤氏は災害と対策の展開を主に帝紀をもとに整理し、影山氏は思想史の観点から五行志なども利用して整理する。

9、多田「黄巾の乱前史」(『漢魏晋史の研究』一九九九年)。

10、災害対策の整理では、鄧雲特『中国救荒史』(一九三七年)が消極(救済)と積極(予防)に大別する。日本の研究では前漢時代については木村正雄「支那倉庫制度発展の基礎条件」(『史潮』一〇—三・四、一九四九年)、佐藤武敏「秦漢時代の水旱災」(『人文研究』三五—五、一九八三年)、牧英明「前漢時代の水旱災に対する救済策について」(『立命史学』六、一九八五年)があり、魏晋南北朝では佐久間吉也『魏晋南北朝水利史研究』(一九八〇年)、小尾孟夫「南朝における救荒策について」(『広島大学教育学部紀要Ⅱ部』二二、一九七三年)がある。中国側では羅彤華『漢代的流民問題』(一九八九年)、馬大英『漢代財政史』(一九八三年)がある。水利に関係しては武漢水利電力学院・水利水電科学研究院(『中国水利史稿』編写組編『中国水利史稿』上(一九七九年)、鄭肇經『中国水利史』(一九三九年)を参照。

11、西村元祐氏の整理をもとに通常の年間業務サイクルをまとめれば、郡国の守相は春に管区の県を巡視し、勸農や調査・救済を行い、県の令長もそれに対応して勸農に努め、さらに郷に五官掾を派遣して事務処理をさせる。秋になれば八月には戸口調査(案比)が行なわれ、県から戸口・墾田・錢穀の出入・治安の状況を

記入した集簿が郡国に提出される。それをもとに郡国は県の成績の上下を判定し、一括書類を上計で中央に報告するということになる(『中国経済史研究』均田制度篇一九六八年、二四頁)。また『續漢書』天文志の災害記事の中にも県の被災数を集計したものが見られ(明帝永平三年、安帝永初元年)、被災調査の単位は県であったと考えられる。前漢時代と同じく後漢時代の中央と地方の連絡は年末の上計吏の派遣による報告が中心であり、上計吏が携えた報告の内容は、たとえば『漢書』卷四二張蒼伝の記述でも①戸口、②墾田面積、③財政(錢穀収支)、④治安状況(盜賊の多寡)となつている。これは「延平元年七月庚寅の勅」で列挙された不正内容の項目と同じであるから、使者派遣には上計吏を通じて見えている地方の実態に対する皇帝の不信感をうかがうことも可能であろう。また賑恤では先に中央に報告して開倉の許可を求め、その認可を待つて行うというのが大原則である。しかし順帝期に張掖太守となつた第五訪の伝に「歳飢え、粟は石數千。訪、乃ち倉を開きて賑給し、以て其の敵を救う。吏は譴を懼れ、争いて上言せんと欲す。訪曰く、若し上の報を須(ま)たば、是れ民を弃するなり。太守は一身を以て百姓を救うを樂しむ、と。遂に穀を出して人に賦う。(歳飢粟石數千。訪、乃開倉を賑給以救其敵。吏懼譴、争欲上言。訪曰、若上須報、是弃民也。太守樂以一身救百姓。遂出穀賦人)」という記事があり(『後漢書』伝六六循吏・第五訪伝)、報告・許可の連絡の往復を待つていたら対策が手遅れになることを述べている。とすれば使者派遣には確実性とともに、より迅速に対応するという狙いもあったのではないか。

12、陳業新「兩漢荒政特点探析」(『史学月刊』二〇〇二年八期)は前漢時代には使者派遣による中央の直接介入が中心で、後漢には地方政府が主体であったこと、

そして両漢代を通じて対策の効果は担当する地方官の姿勢（吏治）にかかっていたとする。たとえば『史記』平準書に見える前漢武帝期の山東での水災対策では、①使者派遣による調査、②郡国の倉庫を開き賑恤、③豪富に相貸假させる、④貧困民の関西への移動、⑤移民先の県から衣食の給与、⑥使者派遣による⑤の監督となつている。後漢時代に再び使者派遣が増加するのは地方政府主体での運営が困難になつてきたからである。

<sup>13</sup>、『後漢書』伝七一獨行・戴就伝では会稽郡の属官として倉曹掾の名称が見られる。

<sup>14</sup>、明帝期に青州刺史王望が許可を待たずに開倉して罪に問われた事件がある。これは本論文第三部第五章でふれる矯制問題にかかわってくる。

<sup>15</sup>、『後漢書』紀五安帝紀は続けて、「又調濱水縣穀輸敖倉」とあり。注に引く『東觀漢記』は濱水の縣を彭城、廣陽、盧江・九江とし、そこから穀九十万石を敖倉に送つたとする。しかし同月に彭城、盧江・九江などの飢民に賑給しており矛盾が生じる。救荒運輸については王子今「両漢救荒運輸略論」（『中国史研究』一九九三年三期）が詳細に記事をまとめており、同様の指摘をする。

<sup>16</sup>、『史記』平準書にある元封元年（前一〇〇）の桑弘羊の対策では、中心は①入粟による補官、②入粟による復除、③緊要地域への穀物輸送、であり、その成果は「民賦を益さずして、天下は饒を用う」であった。

<sup>17</sup>、『漢書』卷八九循吏・黄霸伝に「馮翊以霸入財爲官、不署右職」とあり、買官による官界進出では差別待遇があつたようである。靈帝期の事例については本論文第三部で述べるように、大胆な改革が進められており、それに伴う極度の財政不足に起因していたようである。

<sup>18</sup>、平中「漢代の田租と災害による其の減免」（『中国

古代の田制と税法―秦漢經濟史研究―一九六七年）。増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」（『中国古代の社会と国家』一九九六年）、重近啓樹「秦漢の公田について」（『中国古代の法と社会』栗原益男先生古稀記念論集一九八八年）、山田勝芳「漢代の公田について―経営形態を中心として―」（『秦漢財政収入の研究』一九九三年）。山田氏は漢代の公田経営を二分し、官直営で穀物収入の確保をめざす「第一形態」と貧民の生活安定を図る「第二形態」があつて、財政難であつた前漢武帝期には「第一形態」が中心であつたが、次第に弛緩し、小農民の没落の増加とともに「第二形態」が増加するという展開を述べる（一二四頁）。

<sup>20</sup>、松崎「漢代の土地政策における貧・流民対策としての公田仮作経営」（『中国古代史研究』四、一九七六年）。

<sup>21</sup>、この詔の意味について重近啓樹氏は、現地で未開発地の公田を賜給するのは開発後の民田化を予定したものであり、開発と経営基盤が安定するまでの期間、官の直接経営下で徙民を雇耕傭とする雇傭労働形態がとられ、その報酬として種（種子）と餉（糧食）が支給され、農具も貸与されたとする。そして算賦三年・田租五年の免除期間を経過後、公田は民田となり、一般郡縣民と同様の負担を負つたとする。またこれとは異なり、臨時の詔によつて既に開発された熟田について公田仮与や仮税免除が行われた場合、特定の指示が無い場合は当該の年に限つてのものであることを指摘する。「漢代の仮作について―その歴史的特質についての一試論―」（『新しい歴史学のために』一九五号、一九八九年）、五〇七頁。

<sup>22</sup>、鶴間和幸氏「秦漢期の水利法と在地農業経営」（『歴史学研究 別冊特集』一九八〇年）では地域性に注目

し、八区に区分するが、藤田勝久「中国古代社会と水利問題」(『殷周秦漢時代史の基本問題』二〇〇一年)では、漢代の華北・長江流域では、なお生産形態のちがいに由る郡県の地域性が明確ではない(一七五頁)とする。

<sup>23</sup>、藤田勝久「漢代における水利事業の展開」(『歴史学研究』五二一、一九八三年)、同「漢代郡県制と水利開発」(『岩波講座世界歴史』三、一九九八年)を参照。

<sup>24</sup>、「豪右因縁」という表現は『後漢書』伝二九劉般伝にも見られ、この場合は常平倉の運営に関わって「常平倉は外は利民の名有るも、而れども内は實は百姓を侵刻し、豪右は因縁して姦を爲し、小民は其の平を得ること能わず、之を置くは便ならず。(常平倉外有利民之名、而内實侵刻百姓、豪右因縁爲姦、小民不能得其平、置之不便)」と述べられている。

<sup>25</sup>、渡邊義浩「『徳治』から『寛治』へ」(注5前掲書)二〇六〜二〇九頁はこの事件について、鄧晨が豪族の讒言を受け入れて許楊を投獄したことを「豪族層があらゆる具体的な儒教によって」許楊は「濁流」とされたとし、また投獄した鄧晨については豪族の讒言をそのまま受け入れ、豪族の「因縁」を許さなかった許楊を処罰する政治が「郡職を楽しみ、吏民が之を称え」た良太守鄧晨の政治であると解釈する。しかし獄中で械が自然に解けたことを聞いた鄧晨が「忠信は以て感靈す可く、今其の効(しるし)ならんか(忠信なら奇跡が起きるんだなあ)。「忠信可以感靈、今其効乎」と驚いて許楊を釈放していることを見れば、鄧晨は許楊を有罪と信じて投獄していたのであり、豪族層との調和から無実を罰したのではない。逆に豪族層を抑えるために収賄の噂の立った許楊を投獄したのである。

<sup>26</sup>、好並「漢代の治水灌漑事業と豪族」(『秦漢帝国史

研究』一九七八年)、三八七頁。

<sup>27</sup>、重労働と表現したのは山田注5前掲書九三頁の指摘に基づく。

<sup>28</sup>、本籍地回避については濱口重國「漢代における地方官の任用と本籍地との関係」(『秦漢隋唐史の研究』一九六六年)を参照。

<sup>29</sup>、川勝「漢末のレジスタンス運動」(『六朝貴族制社会の研究』一九八二年)。

<sup>30</sup>、東「後漢時代の選挙と地方社会」(注5前掲書)。

<sup>31</sup>、渡邊注5前掲書第一篇第三章。

<sup>32</sup>、『後漢書』伝五一左雄伝によれば、彼は安帝期に孝廉に挙げられ冀州刺史に進むが、その時の経験として「州部に豪族多く、請託を好む。左雄、常に閉門して交通に與せず。貪猾の二千石を奏案し、回忌する所無し。(州部多豪族、好請託。左雄常閉門、不與交通。奏案貪猾二千石、無所回忌)」とある。時期は安帝期の末、永寧〜延光年間(一二〇〜一二五)のことと思われるが、この記事で、郡太守に対する奏案を遠慮しなかったことがわざわざ特記されるのは、一般的に州刺史と郡太守の間には微妙な関係があったことの裏返しではないか。

『後漢書』伝二一蘇章伝には「順帝時(蘇章)冀州刺史に遷る。故人清河太守と爲り、章行部して其の姦臧を案ず(巡視して思人の汚職を調査した)。乃ち太守を請(まね)き、爲に酒肴を設け、平生の好を陳べ甚だ歡む。太守喜びて曰く、人皆な一天有り、我獨り二天有り、と。章曰く、今夕蘇孺文と故人の飲するは、私の恩なり。明日冀州刺史の事を案ずるは、公の法なり。遂に其の罪を擧ぐ。(順帝時遷冀州刺史。故人爲清河太守、章行部案其姦臧。乃請太守、爲設酒肴、陳平生之好甚歡。太守喜曰、人皆有一天、我獨有二天。章曰、今夕蘇孺與故人飲者、私恩也。明日冀州刺史案事者、公法也。遂舉其罪)」とある。監察にあたるべき刺史の官秩が低いことで、昇進コースの中では刺史

と郡太守が逆転する。そのためさまざまな人間関係のしがらみが両者の間に入り込むことがあったようである。

<sup>33</sup>、小嶋茂稔「建武度田政策始末攷」(『山形大学紀要』(社会科学)三三一・二、二〇〇二年、二〇〇三年)は、両漢交替期の混乱の中で経済的既得権益を拡大した豪族に対し、中央政府が相応の均衡状態を求めたものであり、建国当初から拡大を放置するものではなかったことを指摘する。外戚や宦官はそうした拡大部分を収奪の糸口とするのであるから、在地社会の均衡の破綻を推し進めるものになったのであろう。

<sup>34</sup>、多田狷介「後漢後期の政局をめぐって―外戚・宦官・清流士人―」(注9前掲書)、一〇二頁。

<sup>35</sup>、この時期に政治刷新の動きを見る研究には王彦輝「東漢中后期改良思潮及改良活動浅議」(『秦漢史論叢』五、一九九二年)もある。ただ、中期・後期を一貫して改革ととらえており、それぞれの時期の意味は明らかにされていない。

## 本章の課題

後漢時代中期以降は一般に外戚・宦官の台頭が注目され、その弊害が言われるあまり、他の側面が軽視されがちであった。しかしそれは政策面で無為になることと同意味ではない。前章では外戚鄧氏が実権を握った殤帝期に出された「延平元年七月庚寅の勅」を手がかりにして、第四代和帝の親政の下で、外戚と結びついた地方政府の腐敗と自然災害の深刻な打撃に対処すべく、積極的な刷新政策が推進され、それが続く殤帝期から安帝期にかけての鄧太后臨朝でも継承されていたことを指摘した。続いて本章ではそうした刷新策を推進した官僚たちの具体像を提示したい。行論の中で、彼らを「刷新派」官僚と仮称する。

### 一、魯恭とその人脈

第一に「刷新派」官僚とは具体的にどのような顔ぶれかを明らかにしておこう。

和帝は、その治世の前半は外戚竇氏に実権を握られていたが、永元五年（九三）に竇憲打倒に成功し、その後、元興元年（一〇五）に急逝するまで親政を行い、刷新策を推進した。その時の様子として『後漢書』紀四和帝紀に

竇憲誅せし後より、帝躬ら萬機に親しむ。災異有る毎に輒ち公卿に延問し、得失を極言せしむ。

自誅竇憲後、帝躬親萬機。每有災異、輒延問公卿、極言得失。

とあり、その「公卿」としては『魯詩』博士・侍中で活躍し「政事の人に益有る毎に、恭輒ち其の便を言い、隱諱する所無し。」（毎政事有益於人、恭輒言其便、無所隱諱）とし、しばしば民政に意見を献じ、後に司徒に進んだ魯恭（『後漢書』十五同伝）や、『後漢書』伝十五魯丕伝に

時に侍中賈逵、（魯）丕は道藝深明なれば宜しく任用せらるべしと薦む。和帝朝會に因みて諸儒を召見す。丕と侍中賈逵、尚書令黃香等、數事を相い難ず。帝、丕が説を善とす……。

時侍中賈逵、尚書令黃香等、相難數事。帝善丕説。  
侍中賈逵、尚書令黃香等、相難數事。帝善丕説。

とある魯丕や賈逵、黃香らの名前が挙げられる。また、続く殤帝・安帝期に外戚として実権を握った鄧氏（鄧太后・鄧鸞）の周囲には、

鸞等節儉を崇び、力役を罷め、天下の賢士何熙、祓諷、羊浸、李郃、陶敦等を推進し朝廷に列せしめ、楊震、朱寵、陳禪を辟して之を幕府に置く。故に天下復た安んず。（『後漢書』伝六鄧鸞伝）

鸞等崇節儉、罷力役、推進天下賢士何熙、祓諷、羊浸、李郃、陶敦等列於朝廷、辟楊震、朱寵、陳禪置之幕府、故天下復安。

という鄧氏の名士登用策で起用された人々があった。これらの人々が刷新策の推進で大きな役割を果たしたと考えられる。

ところで益州広漢郡の人である鐔頭は『華陽國志』卷一〇中「広漢士女總讚論」および『後漢書』伝三六陳寵伝によれば、太守陳寵の主簿から孝廉に挙げられ、安帝期に豫州刺史、光祿大夫、侍中、長樂衛尉を歴任したという。光祿大夫は光祿勳に属し、『續漢書』百官志二の注に「凡そ大夫、議郎は皆、顧問應對を掌し、常事無し。」

詔令を唯て所使す。「凡大夫、議郎皆掌顧問應對、無常事し。唯詔令所使」とあり、侍中も同百官志三の注に「左右に侍して、衆事を贊導し、顧問應對するを掌す。〔掌侍左右、贊導衆事、顧問應對〕」とある。長樂衛尉も長樂宮に居住した鄧太后を護衛する職であるから、彼は鄧太后に親任されそのブレインであつた可能性が高い。

その鐔頭について「広漢士女總讚論」には次のような一節がある。

鐔、蔡は翩翩（才知が優れる）たりて交友は惟だ賢なり。鐔頭、字は子誦、邾の人なり。蔡弓、字は子騫、雒の人なり。俱に攜えて共に學ぶ。冬は則ち親に侍し、春は行きて業を受く。張霸、李邵、張邵、陳禪と友と爲り、共に司徒魯恭に師う。

鐔、蔡翩翩、交友惟賢。鐔頭字子誦、邾人也。蔡弓、字子騫、雒人也。俱攜共學。冬則侍親、春行受業。與張霸、李邵、張邵、陳禪爲友、共師司徒魯恭。

これによれば、鐔頭は鄧氏に重用され安帝期の初めに三公に上つた李邵、陳禪らとともに、和帝から安帝期にかけて政界の中枢で活躍した魯恭の門生だったのである。

魯恭は司隸扶風の人で、『後漢書』十五の本伝によれば十五歳で太学に入り弟の魯丕とともに『魯詩』を学び、「戸を閉じて講誦し、人間の事を絶つ。兄弟俱に諸儒の稱する所と爲り、學士争て之に歸す。〔閉戸講誦、絶人間事。兄弟俱爲諸儒所稱、學士争歸之〕」と儒学に打ち込み、早くから注目されていた。章帝期に太尉趙意に辟召され、白虎觀の議に参加し、河南中牟県の令から侍御史を拜した。

その後、『魯詩』博士、侍中として和帝に信任され、その相談相手となつた。本伝に『魯詩』博士となつたこと、「是れに由つて家法の學者日ごとに盛んあり。（由是家法學者日盛）」とあり、鐔頭らもその一人であつたのだから。

その後、樂安相に出て群盜問題を解決した。永元九年に議郎で中央に戻され、同年八月に侍中、冬には光祿勳に

進む。「広漢士女總讚論」には司徒魯恭とあるが、彼は和帝の永元十三年から同十五ごろ、そして一旦は族弟の弘農都尉魯炳の事件に連座して罷免されたが（伝に引く司馬彪『續漢書』）、延平元年の殤帝即位で長樂衛尉に復し、翌年（永初元年）から安帝の永初三年にかけて二度目の司徒に就任し、同六年に八一歳で卒した。

さらにその具体的な政治活動を本伝に見ると、中牟令では「専ら徳化を以て理と爲し、刑罰に任じず。〔専以德化爲理、不任刑罰〕」と、過剰な刑罰を慎んで教化に努め、吏人の信服を得るとともに当時河南尹であつた袁安の知遇を得、その推挙で和帝にも知られることとなつた。樂安相でも「購賞を重くし、恩信を開く。〔重購賞、開恩信〕」という方法で盜賊の災いを鎮め、治績を積んでおり、なかなかの行政手腕がうかがえる。和帝期には外戚竇憲の匈奴遠征に反対しているが、光祿勳では「選舉清平にて、京師貴戚の能く其の正を枉げるもの莫し。〔選舉清平、京師貴戚莫能枉其正〕」とあり、貴戚―外戚や諸王らからの請託に屈せず、硬骨漢ぶりを示した。

和帝期の司徒としては、刑罰の乱用を防ごうとした和帝が麥秋に案驗と薄刑を命じたのが裏目に出て、苛察を好んだ州郡は逆に盛夏に斷獄を行うようになったことに對して上疏し、

臣、伏して詔書を見るに、：：舊制、立秋に至れば乃ち薄刑を行う。永元十五年自り以來、改めて孟夏を用う。而れども刺史、太守は深く民を憂い事を息（やす）むるの原（もと）、良を進め殘を退くるの化を惟わず（月令に従つて民を休まることの本質や正しい人事を行うことで教化がおこなわれることを認識しない）。因つて盛夏を以て農人を徵召し、拘對考驗して、連滯已む無し（拘束してあれこれ取調べ、長く留められてしまふ）。司隸京師を典り、四方是れ則とするも（司隸校尉を手本とする）、而れども近（このごろ）は春月に諸部を分行し、

貧人を勞來(ねぎらい)せんと託言して(口では言うが)、  
而も隱惻の實無く、郡縣を煩擾し、急に非ざるを廉  
考し、逮捕一人にて罪は十數に延び、上は時氣に逆  
らい、下は農業を傷う：。

臣、伏見詔書、…：舊制、至立秋乃行薄刑。自永元十五年以來、  
改用孟夏。而刺史、太守不深惟憂民息事之原、進良退殘之化、  
因以盛夏徵召農人、拘對考驗、連滯無已。司隸典京師、四方是  
則。而近春月分行諸部、託言勞來貧人。而無隱惻之實、煩擾郡  
縣、廉考非急、逮捕一人延罪十數、上逆時氣、下傷農業。

と述べて、刺史・太守の行き過ぎた嚴罰主義の弊害を列  
挙している。またこれに対応して『後漢書』紀四和帝紀  
の永元十六年の条には

詔して曰く、今秋稼は方に穂つけんとして早し、雲  
雨は霑わず。疑うらくは吏は慘刻を行い、恩澤を宣  
べず、妄りに罪無きを拘え、良善を幽閉せるの致(ま  
ね)く所ならん。其れ一切の囚徒の法に於いて疑わ  
しき者は決すること勿く、以て秋令を奉ぜよ。方に  
煩苛の吏を察し、其の罰を顯明にせん。

詔曰、今秋稼方穂而早、雲雨不霑。疑吏行慘刻、不宜恩澤、妄  
拘無罪、幽閉良善所致。其一切囚徒於法疑者勿決、以奉秋令。  
方察煩苛之吏、顯明其罰。

とあり、魯恭の意見は和帝によつて採用されている。

魯恭の弟の魯丕も同じく和帝の側近となる。『後漢書』  
伝十五の本伝によれば、太学で学び五經に兼ね通じ、魯  
詩、尚書を教授して、「當世名儒」として名声を博した。  
しかし彼の官歴を見ると兄の魯恭と同様に地方長官とし  
て州課第一とされ、趙相・東郡太守としては積極的な水  
利再建を行っている注<sup>1</sup>。永元十一年に中央に戻されて論  
議を主とする中散大夫に就き、和帝の信任を得た。翌年、  
侍中で一時罷免されたが、安帝の永初二年に大將軍鄧騭  
の推挙で侍中、中郎將となり、三老の礼を受けた注<sup>2</sup>。

魯恭の門生の張覇、李郃、張皓、陳禪もその後、大き  
な足跡を後漢時代中期以降の官界に残していく。

張覇は『後漢書』伝二六の本伝によれば益州蜀郡の人  
で、長水校尉の樊儵から『嚴氏公羊春秋』を受けるなど  
「博覽五經」となった彼のまわりには孫林、劉固、段著  
らが集まった。その「五經」には魯恭に学んだ『魯詩』  
も含まれるのだろう。張覇はまた『嚴氏公羊春秋』に刪  
削を加え、「張氏学」と名付けて一家の学を起こしている。  
官僚としての歩みは孝廉に挙げられ、光祿主事をへて、  
永元中に会稽太守に任じられて地方の教化や人材登用に  
功績を挙げ、中央に戻つて四遷して侍中に至つた。侍中  
の時にまだ虎賁中郎將の鄧騭が親交を求めているから、  
永元年間の和帝親政期のこととわかる。しかし鄧騭との  
交わりを逡巡し、七〇歳で病死した。將作大匠翟酺らが  
諸儒、門人と本行を追録したという。

李郃は益州漢中郡の人で、「河洛風星」の占いを能く  
したために『後漢書』伝八二方術伝上に立伝されている  
が、父の李頡は博士であり、李郃自身も「父業を襲し、  
太學に遊び、五經に通ず」とある儒家の家系であつた。  
子の李固も博士となり、その後、順帝・桓帝期を代表す  
る「清流派」官僚として外戚梁冀の専横と戦い、後漢政  
治史に名を残していく。

李郃自身は外戚竇憲の権勢に批判的な態度をとり注<sup>4</sup>、  
永元五年の竇憲失脚直後に孝廉に挙げられた。五遷して  
尚書令に昇り、永初六年に太常、元初四年に司空に至つ  
た。司空の職は四年間で免ぜられたが、安帝死後の北郷  
侯即位で司徒に起用され、密かに順帝の擁立を画策した  
という。『華陽國志』卷一〇下の「漢中士女」によれば、  
彼は尚書郎・尚書左丞・尚書令と一貫して尚書系列の官  
を歩んでいることがわかる。東晋次氏が想定されるよう  
に永初年間の初めには尚書令に就いていたと考えられ注<sup>3</sup>、  
和帝と鄧氏の両方の信任が厚かつたようである。鄧

驚の配下であつた任尚の断罪では馬英とともに鄧氏党に阿る様子も見えたが（『後漢書』伝一九劉愷伝）、鄧鷹の弟の鄧豹の河南尹就任には貴戚を抑えるべき職に貴戚の子弟は適當でないと反対意見を述べているから（『太平御覽』卷二三六注引『李郃別傳』）、その政治姿勢は鄧氏の私党というものではなかつたようである。

張皓は益州犍爲郡の人で、『後漢書』伝四六の本伝によれば少くして京師に遊学し、永元中に帰つて州郡に仕え、鄧鷹の大將軍府に辟招され、五遷して尚書僕射となり、それを八年勤めてから彭城相に出た。鄧鷹が大將軍となるのは永元元年冬であるから、張皓は安帝期に中央官界に進出したようである。また永寧元年（一二〇）に彭城相から廷尉として中央に戻るから、尚書僕射に在任していたのは安帝の永初年間の終わりから元初年間にかけてであろう。廷尉として安帝期の末年を過ぎ、永寧二年の鄧太后の死とその後の鄧氏の没落を目撃し、安帝の皇太子（後の順帝）廃位事件では廃位反対運動に参加した。それが評価されてか、順帝の即位とともに司空を拝した。彼の子は順帝期の終りから桓帝期にかけて中央官界で活躍し、外戚梁冀の専權に反対した張綱である。

陳禪は益州巴郡の人で、『後漢書』伝四一の本伝によれば郡の功曹、州の治中従事をへて車騎將軍鄧鷹に辟召された。鄧鷹の車騎將軍就任は殤帝延平元年から永初二年であるから、鄧氏専權の開始後間もない時期に中央官界に出てきたのであろう。その後、漢中太守、左馮翊、諫議大夫と進むが、永寧二年の元会で西南夷の樂や奇術が演じられたことをシニカルに「夾谷の会」に比して弾劾され、玄菟郡候城県の障尉に左遷された。「朝廷多く之を訟う」という弁護の声と匈奴の入寇で遼東太守には任用されたが、鄧鷹が廃されるとその故吏として罷免されてしまった。その後の官歴は複雑で、安帝期の末に閻皇后を擁して実權を握つた外戚閻顯が車騎將軍となると、

その長史として復活する。その後、順帝の即位をめぐつて閻氏の一党は誅されたが、彼は逆に司隸校尉に任じられていたから、閻氏とは違う立場をとつたのであろう。

このように、儒学で名高い魯恭が和帝親政から鄧氏専權の時期にわたつて司徒となり、その門下に集まつた益州の人々も鄧氏専權から安帝、順帝の時代に三公や九卿、尚書令などの政權中枢で活躍する<sup>注5</sup>。こうした門生だけでなく、『後漢書』魯恭伝には「恭、再び公位に在り、選辟高第し列卿郡守に至る者數十人。〔恭再在位、選辟高第列卿郡守者數十人〕」とあり、彼の故吏としても数多くの人材が官界に進出して和帝、安帝期の政治刷新策を支えていたことがわかる。また魯丕の推挙した人々も「皆、帷幄近臣に備わ」つたという（『後漢書』伝十五の本伝注引の司馬彪『續漢書』）。中でも兗州山陽郡の王龔は順帝期に三公に昇り、宦官の勢力拡大を抑えようとし、また汝南太守時代には後に党錮事件で「儒家官僚」のリーダーとなる陳蕃を起用して、その官界進出の足がかりを作つた（『後漢書』伝四六王龔伝）。

## 二、和帝・鄧太后とそのブレイク

こうしたいわば「魯恭人脈」に加えて、刷新策が続いた時期にはどのような性格の官僚が起用され政策を企画・推進していたのだろうか。

和帝親政が開始された時期の三公を見ると、永元四年には太尉尹陸（司隸・河南）・司徒丁鴻（豫州・潁川）・司空劉方（青州・平原）がいる。尹陸と丁鴻は前年の匈奴遠征をめぐる公卿の会議で竇憲に反対論を唱え、竇憲が同四年の政変で倒されると和帝は「先の議者の邪正の節を追思（追思先議者邪正之節）」して、これらを三公に任用した（『後漢書』伝三五袁安伝）。

また丁鴻は『後漢書』伝二七の本伝によれば、明帝の儒学の師である桓榮の弟子の中でも「學問最高」と言われ、司徒に進んで行太尉兼衛尉で京師の南北宮に屯して寶憲打倒の中心となった。他に、永元九年に張奮を継いで司空に昇った韓稜（豫州・潁川）も寶憲一党の処分では活躍しており（『後漢書』伝三五の本伝）、以上の四人の場合には明らかに外戚寶氏に反対してきたことが重用された理由であろう。しかし自然災害やそれに伴う流民の急増が深刻な政治課題となる中で、反外戚専権という条件に加えて、地方の実情に通じ実務運営能力に優れた官僚が表舞台に登場してくる。

永元年間に続いて三公として重用されるのが張酺・張禹・陳寵である。張酺は豫州汝南郡の人で、後漢書』伝三五の本伝によれば祖父の張充に『尚書』を学び、さらに桓榮に師事した。皇太子時代の章帝の侍講を務め、その即位後に東郡太守に出て十五年間在職した<sup>注</sup>。和帝期の初めに魏郡太守・河南尹で寶氏の権勢に抵抗した様子が見え、寶氏が倒れると永元五年に太僕、さらに同年中に太尉に昇った。地方長官時代の事跡を見ると、豪族を抑え（「搏擊豪強」）、地方官吏の汚職・犯罪にも厳しい姿勢を貫いている。また『玉海』巻六一に引く『東觀漢記』に和帝期初めの張酺の一言が見られるが、そこで地方行政刷新の具体策として

故、州牧刺史の入りて奏事するは、下問を通し外事を知る所以なり。數十年以來、其の道の煩撓に歸すを重んじ、故に時に止めて奏事する勿し。今、因りて以て故事と爲す。臣以爲らく、刺史の事を視て歳満つれば奏事すること舊典の如くせしむべし。州中の風俗を問わば、好惡の所道を過ぎ（過度のえこひいき）、事の見聞（問題の発覚）する所を恐れん。衆職の考課、章を下して告ぐる所及び自ら意有るを擧ぐる者の、之と異なるは賞し、其の尤も状無く、詔書に逆らう

は罪法を行う。冀わくは勅して其の餘を戒め、各の職する所に敬慎せしめ、貪邪便佞を衰滅せん、と。

故州牧刺史入奏事、所以通下問、知外事也。數十年以來、重其道歸煩撓、故時止勿奏事。今、因以爲故事。臣以爲刺史視事歲滿、可令奏事如舊典。問州中風俗、恐好惡過所道、事所見聞。

考課衆職、下章所告及自擧有意者、冀異之、其尤無狀、逆詔書、行罪法。冀勅戒其餘、令各敬慎所職、于以衰滅貪邪便佞。

と述べ、刺史に毎年、直接の歸京報告（奏事）をさせることの有益を主張する。刺史は光武帝の時に直接報告に戻ることが停止され、当時は殤帝の時の「延平元年七月庚寅の勅」で「阿私し下比す（おもねりへつらう）」と言われるように、監察が疎かになりがちであった<sup>注</sup>。ただ、州はすでに地方行政組織という性格を強めており、この建策は実施されなかつたようである。

後に司隸校尉晏稱との諍いで策免されるが、永元十六年に光祿勳から魯恭に代わって司徒を拝し、まもなく死去した。彼は魏郡太守徐防を高く買っていたようで、太尉の時には病氣を理由に徐防に官を譲ることを乞うており、その徐防が永元十四年に司空に昇ってくる。

張禹は冀州趙国の人で、『後漢書』伝三四の本伝によれば張酺と同じく太常桓榮に、『歐陽尚書』を学んでい。章帝期に孝廉にあげられ、揚州・兗州の刺史として清廉ぶりが言われ、下邳相では水利再建や勸農に努めている。和帝の永元六年に大司農で中央に戻り、同十二年に張酺に代わって太尉を拝した。「和帝、之に甚だ禮す」と言われるように厚い信任を得て、同十五年の和帝の南巡では衛尉を兼ねて留守を任された。幼少の殤帝が即位すると太傅・録尚書事となり、鄧太后の意向を受けて禁中に常駐した。また三公と朝見の席を絶するという破格の待遇を受けている。安帝永初元年（一〇七）秋に「寇賊、水雨」の故を以て徐防らが策免された時に彼も骸骨を乞うが許されず、太尉を拝し、同五年まで任を続けた。同七

年に死去している。

彼の経歴を見ると本伝に

(元和)三年(八六)、下邳の相に遷る。徐縣北界に

蒲陽坡有り、傍に良田多きも埋廢(荒廢)して修す

ること莫し。禹、爲に水門を開き、通引して灌漑し、

遂に孰田數百頃を成す。吏民を勸率し、種糧を假與

し、親しく自ら勉勞し、遂に穀實を大いに収む。

三年、遷下邳相。徐縣北界有蒲陽坡、傍多良田而埋廢莫修。禹、

爲開水門、通引灌漑、遂成孰田數百頃。勸率吏民、假與種糧、

親自勉勞、遂大收穀實。

とある下邳相時代の蒲陽坡改修、そして殤帝の太傅時代に

提案した京師近郊の宮園の貧民への開放と、和帝と安

帝期に行われた災害対策のモデルと思われる政策やアイ

デアが次々と出てくる。また安帝の永初年間には

後、連歲災荒し、府臧空虚なり。禹、上疏し、三歲

の租税を入れて以て郡國の稟假を助くるを求む。詔、

之を許す。

後、連歲災荒、府臧空虚。禹上疏、求入三歲租税以助郡國稟假。

詔許之。

とあり、中央の財源となる租税を三年間地方に回し被災

民救済に充てようというのである。華北では連年の自然

災害の打撃が蓄積し、救荒策の基礎となる倉庫制が破綻

しつつあったのであろう。ただこうした方法はこの一度

だけで安帝期には見られず、『後漢書』紀五安帝紀を見る

と永初年間には江南から被災郡国への租米の転送が行わ

れているから、このアイデアの前提となる租税収入その

ものが張禹やそれを許可した鄧太后らの想像を越える状

態になつていたとも考えられる。

和帝親政期の末、永元十六年に陳寵が司空に昇る。彼

は豫州沛国の人で『後漢書』伝三六の本伝によれば代々

律令を家学とし、彼もその分野の専門家として官歴を積

み上げていた。明帝期に司徒府の辭曹として天下の獄訟

を掌り、『辭訟比』七卷(判例集)を撰し、章帝期には尚

書として「是時、永平の故事を承け、吏政は嚴切を尚び、

尚書の決事は重きに率近す。(是時承永平故事、吏政尚嚴切、

尚書決事率近於重)」という明帝期以来の峻嚴すぎる傾向の

改革に努め、しばしば意見を述べた。ところがあまりに

清廉な態度を貫きすぎ、外戚竇憲が尚書に推薦した張

林を「素行貪濁」と評して恨みを買って太山太守、広漢

太守に転出させられた。上述の鐔頭を起用したのはこの

時である。

広漢太守としての姿勢は

西州の豪右は并兼し、吏は姦貪なるもの多く、訴訟

は日に百もて數う。寵到り、良吏王渙、鐔頭等を顯

用し、以て腹心と爲す。訟者は日に減り、郡中靜肅

す。

西州豪右并兼、吏多姦貪、訴訟日百數。寵到、顯用良吏王渙、

鐔頭等、以爲腹心。訟者日減、郡中靜肅。

とあり、その腹心の王渙の伝にも「豪右を避(はばか)ら

ず」とある(『後漢書』伝六六循吏・王渙伝)。豪族の過

剰な私利追求を抑えて地域の調和を図ることを施政方針

としていたようだ。

下からの在地の豪族の請託だけでなく、上からは外戚

竇氏の請託も寄せられたが、陳寵は一貫してそれに屈せ

ず、「正を守りて阿せず」という姿勢を守った。和帝はそ

うした陳寵を竇氏打倒とともに永元五年に大司農に抜擢

した。ただし翌年には廷尉に移ったから、こうした経済

官僚にはあまり適任ではなかったのかもしれない。逆に

廷尉としては水を得た魚のようで、『後漢書』伝三六の本

伝にも

性は仁矜(思いやりがある)なり。理官に爲るに及び、

數ば疑獄を議す。常に親しく自ら奏を爲り、毎に經

典に附す。務めて寛恕に従い、帝は輒ち之に従う。

濟活する者(救われるもの)、甚だ衆し。其の深文刻敝

は此れに於りて少衰す。

性仁矜。及爲理官數議疑獄、常親自爲奏、每附經典。勞從寬恕、帝輒從之。濟活者甚衆。其深文刻劾、於此少衰。

とあり、和帝の支持を得て明帝期以来の司法の傾向をようやく改革した。一時、罪に連座して罷免されたが、詔により刑罰を免れ、尚書、大鴻臚を歴任して永元十六年に司空に昇った。延平元年の四月に死去するが、台頭してきた外戚鄧氏に対しては鄧太后の父の鄧訓の追封には先例がないと反対し、またその葬礼に子の陳忠を送ることを拒むなど、かつて竇氏に反対したのと同様の姿勢をここでも守っている。

陳寵にはこのように実務に通じた有能な行政官という側面が見て取れるが、同じ性格は先の魯恭・魯丕兄弟、そして三公には就任しなかったが『後漢書』伝十五魯丕伝に

和帝、朝會に因り諸儒を召見し、丕と侍中賈逵、尚書令黄香等、數事を相い難ず。

和帝因朝會召見諸儒。丕與侍中賈逵、尚書令黄香等、相難數事。

とある和帝の側近、賈逵や黄香にもあてはまる。皇帝側近として政策決定の中枢に位置した後漢時代の尚書令の機能は冨田氏の研究に詳しいが、安帝期に尚書僕射であつた陳忠について「時に三府は任軽く、機事は専ら尚書に委ねる。〔時三府任軽、機事專委尚書〕」、「今の三公、其の名に當ると雖も其の實無し。選舉誅賞は一に尚書に由れり。尚書は任ぜらるること三公に重く、陵遲してより以來、其れ漸く久しき矣。〔今之三公、雖當其名而無其實。選舉誅賞、一由尚書。尚書見任、重於三公、陵遲以來、其漸久矣〕」とある（『後漢書』伝三六陳忠伝）。

黄香は荊州江夏郡の人で、『後漢書』伝七〇上文苑伝に収められた本伝によれば、「家貧しく、内に僕妾無し」であつたが、「經典を博學し道術を究精して文章に能れ、京師號して曰く、天下無雙の江夏黄童」と。〔博學經典、究精

道術、能文章、京師號曰、天下無雙江夏黄童〕という名声を獲得した。章帝期には尚書郎で「數ば得失を陳べ、賞賚は増し加わる。常に獨り臺上に止宿し、晝夜省闔を離れず。帝聞きて之を善とす。〔數陳得失、賞賚增加。常獨止宿臺上、晝夜不離省闔、帝聞善之〕」と、その職務に精勵した。

和帝親政下では尚書令に進み、後に東郡太守への転出を辞退し二千石にて尚書令（本来は千石の職）を続けており、その文章力が文書行政の核となる尚書に最適と判断されたようである。また『北堂書鈔』卷五九に引く『東觀漢記』の周榮の記事では「尚書令と爲り、納言に在りて機密を管す」とあり、尚書の任務を「納言」「管機密」と言い換えており、まさに皇帝のブレインの職である。

黄香伝に「樞機を管し甚だ信重せらる。而して香は亦た祇だ物務（実務）に勤め、公を憂うこと家の如し。〔管樞機甚見信重。而香亦祇勤物務、憂公如家〕」とあり、また『北堂書鈔』卷五九に引く『東觀漢記』の

黄香尚書令と爲る。上（和帝）其の才を愛し、臺閣に朝する毎に、遂に尊重せらる。香、之て力を勤めて公を憂い、畏慎周密（仕事がきっちりしている）にて毎に奏議を用い、建畫する所は未だ嘗て流布せざるなし。

黄香爲尚書令、上愛其才、每朝臺閣、遂見尊重。香之勤力憂公、畏慎周密、每用奏議、所建畫未嘗流布。

という記事からも、その信任の厚さや朝廷内での存在感の大きさがうかがえよう。ただ、あまりの信任に、逆に「議者、其の過倖を譏る。〔議者譏其過倖〕」という批判も出てしまい、和帝急逝後の延平元年には魏郡太守に出された。そこで豪族層と協力した勸農政策で実績を上げたことが伝えられているから、行政能力も兼ね備えていたのであろう。彼の子は桓帝期に太尉に進んで「儒家官僚」の中心人物となつた黄瓊である。

賈逵は司隸扶風の人で、『後漢書』伝二六の本伝に「内

は帷幄に備わり、秘書近署を兼ねて領し、甚だ信用せらる。(内備帷幄、兼領秘書近署、甚見信用)とある。二千石の家柄であるとともに、父の賈徽が劉歆・塗暉・謝曼卿から学んだ『左氏春秋』『古文尚書』『毛詩』などを継承し、章帝の侍講となつてゐる。伝には「學者は之を宗とし、後世稱して通儒と爲す。(學者宗之、後世稱爲通儒)とあり、「通儒」とはその注に引く『風俗通義』が「先王の制を授え、當時の事を立て、國體を綱紀し、本を原(たず)ね化を要(まとめ)るは、此れ通儒なり。(授先王之制、立當時之事、綱紀國體、原本要化者、此通儒也)」と述べるように、現実の政治にも大きな影響力を有する儒學者への賛辞である注。曆の改定でも業績を残し、また魯丕や劉愷を推挙するなど、人材登用という面でも注目される(『後漢書』伝二九劉愷伝)。

刷新策は和帝の周囲に集まつた、これら有能な官僚たちによつて支えられていた。和帝個人やその親政は短期間であつたこともあつて、従來の研究ではほとんど注目されてこなかつたが、政策の内容や人事面からの再評価が可能であり、また必要なのではないだろうか。

しかし和帝の急逝で親政は中断され、生後百余日の殤帝を擁して、外戚鄧氏が実権を握る。殤帝即位の初め、政府の中核には太傅に張禹、三公の太尉に徐防、司徒に梁鮪、司空に陳寵・尹勤と並ぶ。また張禹と徐防は録尚書事でもあり、名目だけの尊重ではなく実権も与えられていた。

その徐防は豫州沛国の人で『後漢書』伝三四の本伝によれば『易』を家学とし、明帝期に尚書郎に抜擢されてから「職は樞機を典り、周密畏慎(仕事がちんとしてゐる)にて二帝に奉事す。(職典樞機、周密畏慎、奉事二帝)とある。和帝期には司隸校尉から魏郡太守に出たが、永元十年に中央に戻ると少府、続いて大司農と、経済官僚を歴任して「政事に勤曉し、所在に迹有り」とその有能ぶりが言

われている。同十四年には司空を拝し、十六年には司徒に進み、和帝の親政を支えた。殤帝即位で太尉・参録尚書事となり「數ば賞賜を受け、甚だ優寵せらる」とある。安帝が即位すると龍郷侯に封じられ、食邑千戸を与えられた。『北堂書鈔』卷六〇に引く『東觀漢記』には「臺閣にて典職十年、三世に奉事し未だ嘗て過あらざる者なり。(臺閣典職十年、奉事三世、未嘗有過者也)とある。

このように、和帝親政期と外戚鄧氏専権期を比較してみると、そこに人的側面の継承、つまり和帝に信任されていた人物が引き続き鄧氏にも信任されているという関係を見出すことが可能である。また逆に鄧氏の重要なブレンとなつた人物の履歴をたどつても、同様な関係を確認できる。その代表例として樊準を見てみよう。

『後漢書』伝二二に彼とそ一族の伝があるが、樊準は荊州南陽郡の人で、その一族(湖陽県の樊氏)は光武帝の姻戚に連なり、建國の功臣の樊宏やその子で『春秋』を修め「教授門徒前後三千餘人」という樊儵が出てゐる。「産業數百万」という父の樊瑞は特に官途に就かなかつたようだが、樊準は永元十五年の和帝の南陽行幸に際し、郡の功曹から郎中に抜擢され、都に戻るとすぐに尚書郎に補された。人事に対して和帝は永元六年三月丙寅の詔にて

朕は眇末(若輩)を以て鴻烈(帝業)を承奉す。陰陽は和せず、水旱は度に違ひ、濟河の域(兗州)は凶饑流亡するも、而るに未だ忠言至謀の匡救する所以の策を獲ず。寤寐に永く歎じ(夜も悩み眠れず)、用て思いて孔(はなは)だ疚む。惟んみるに、官人は上に得ず(役に立たず)、黎民は下に安んぜず。有司は寛和を念じずして、競いて苛刻を爲し、不急を覆案して以て民事を妨ぐ。甚だ、上は天心に當り下は元元を濟う所以には非ざるなり。忠良の士を得て、以て朕の逮ばざるを輔けしめんとする。其れ三公、中二千

石、二千石、内郡の守相をして賢良方正、直言極諫を能くするの士を各の一人擧げしめん。巖穴を昭かにし、幽隱を披き（隠れた人材も探し出し）、公車に詣らしめよ。朕、將に悉く焉を聽かん、と。（『後漢書』紀四和帝紀）

朕以眇末承奉鴻烈。陰陽不和、水旱連度、濟河之域、凶饑流亡、而未獲忠言至謀所以匡救之策。寤寐永歎、用思孔疚。惟官人不得於上、黎民不安於下。有司不念寬和、而競爲苛刻、覆案不急、以妨民事。甚非所以上當天心、下濟元元也。思得忠良之士、以輔朕之不逮。其三公、中二千石、二千石、内郡守相、舉賢良方正、能直言極諫之士各一人。昭巖穴、披幽隱、遺詣公車。朕將悉聽焉。

と述べているが、掛声だけに終るのではなく、實際に「親しく策問に臨み、郎吏に選補す。（親臨策問、選補郎吏）」と、自ら試問に臨むほどに人材登用に熱心に取り組んだ（同和帝紀）。鄧氏の「推進天下賢士」にも和帝のこうした姿勢が継承されているようだが、樊準も和帝に発掘された人物なのである。

『後漢書』伝二二の本伝によれば、和帝死後も鄧太后の信任を得て、しばしば政策立案に関与している。

たとえば儒学者や文吏（地方政府の法務担当官吏）の実態について

今、學者は蓋し少なく、遠方は尤も甚だし。博士は倚席して（いすを片付けて）講ぜず、儒者は競いて浮麗（軽薄な議論）を論じ、謔（直言）の忠を忘れ、諛（諂媚）の辭を習う。文吏は則ち法律を去つて誣欺（ごまかし）を學び、錐刀の鋒を鋭くして刑辟の重きに斷つ（細かいことで重く処分を下す）。徳は陋く俗は薄く、以て苛刻を致す。

今、學者蓋少、遠方尤甚。博士倚席不講、儒者競論浮麗、忘謔審之忠、習諛諛之辭。文吏則去法律、學誣欺、銳錐刀之鋒、斷刑辟之重。徳陋俗薄、以致苛刻。

と述べ、その理念との乖離を問題視し、対策として人材登用とともに「（趙）孝、（承）宮が如き者有れば注し、徴して公車に詣らしめ、以て聖上講習の期を俟つべし。（有如孝、宮者、徴詣公車、以俟聖上講習之期）」、「公卿に各の明經及び舊儒の子孫を擧げしめ、其の爵位を進め、其の業を績せしむ。（公卿舉各明經及舊儒子孫、進其爵位、使績其業）」等の學術振興策を提案している。また文吏に対しては「郡國の書佐（書記官）を召し、律令を讀ましむ」ことを求めた。細かい点は不明であるが、鄧太后は「深く其の言を納め、是の後は屢ば方正、敦樸、仁賢の士を擧（深納其言、是後屢舉方正、敦樸、仁賢之士）」げたという。

御史中丞に移ると永初年間初めに続いた水旱災に対して上疏し、「陰陽の調和は儉節にあり」として具体的に

今、先に太官（料理係）、尚方（御物係）、考工（機械係）、上林の池籩の諸官をして無事の物を實減し、五府をして中都官吏、京師作者を調省せしむべし可し。此の如くは、則ち化は四方に及び、人勞は省息す。伏して見るに、被災の郡は百姓凋殘（疲弊）し、賑給は能く贍に勝る所に非ず（賑恤だけでは対処できない）、其の名有りて其の實無しに終るを恐る。征和元年の故事に依り、使を遣して持節にて慰安せしめ、尤も困乏する者は徙して荆、揚の孰郡に置き、既に轉運の費を省き、且つ百姓をして各の其所に安んじせしむ可し。今、西屯の役（羌族との戦い）有りて雖も、宜しく東州の急を先にすべし。もし使者を遣わして二千石と隨時消息（連絡相談）せしめ、悉く富人を留めて其の舊土を守らしめ、尤だ貧しき者は轉じて過所にて衣食せしむは、誠に父母の計なり。願わくば臣の言を以て公卿の平議に下さんことを。

今可先令太官、尚方、考工、上林池籩諸官、實減無事之物、五府調省中都官吏、京師作者。如此則化及四方、人勞省息。伏見被災郡、百姓凋殘、恐非賑給所能勝贍、雖有其名、終無其實。

可依征和元年故事、遣使持節慰安、尤困乏者、徙置荆揚執郡、既省轉運之費、且令百姓各安其所。今雖有西屯之役、宜先東州之急。如遣使者與二千石隨時消息、悉留富人守其舊土、轉尤貧者過所衣食、誠父母之計也。願以臣言下公卿平議。

と述べて、宮中・京師での冗費節減や余剩人員の削減、被災民救済を確実にするための使者派遣、困窮者の荊州・揚州への移住を建議している。これらは鄧太后に採用され、公田開放、樊準自らが冀州に派遣された使者派遣による地方政府への直接介入が実現した。

また『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀の「舊とは太官、湯官（酒）の經用は且に歳に二萬萬。太后勅もて止め、日ごとに珍費を殺省し、是れ自り數千萬を裁（へら）す。郡國の貢する所に及びては、皆、其の過半を減ず……。」

〔舊太官湯官經用歲且二萬萬。太后勅止、日殺省珍費、自是裁數千萬。及郡國所貢、皆減其過半……。〕という詔からうかがえる鄧太后の姿勢も、樊準の獻策と一致するものであろう。詔ではこの後には続けて、太官だけでなく実際に上林の鷹犬を売り払い、尚方に華美な細工物の制作をやめさせ、諸園の管理人の整理など、徹底した經費削減を実施したことを述べている。

以上、検討できた人物は和帝親政期と鄧氏專權期に政界の中枢にいた官僚たちのごく一部にすぎないが、両時期に連続性があったことを確認できよう。しかし全体的には人的繼承であっても、和帝親政から外戚鄧氏の專權への政局の轉換は「刷新派」官僚にも重大な影を落としていた。

### 三、「礼教派」・「刷新派」・「清流派」

後漢時代中期の官僚の動きについては、すでに狩野直禎氏と東晋次氏による研究がある。

狩野氏は後漢時代後期から末期に活躍した「清流派」官僚との脈絡で安帝期の楊震・張皓や順帝期の李固等を取り上げて考察し、「安帝から順帝の時代……は、後漢が建国より丁度百年を経過した時で、後漢王朝が最初から取っていた儒教尊重の政策も地方に浸透し、地方豪族は儒教を身に纏って中央へと進出してくる際に当たっていたのではないだろうか。そしていわゆる名節の士なるものが地方豪族を背景として出現してくる……」と述べ、その「名節の士」を「礼教派」と呼ばれて「清流派」と結び付けた<sup>注12</sup>。そこで地方豪族が官僚となるのは、貴族化した外戚を除いて「その他の地方豪族は、後漢時代にあつてはまだ自立するほどの力もつていなかった。その結果後漢の王朝に依存しつつ、勢力を伸張していかなければなら」ず、またそれによって豪族間の競争でも有利になれるからであり、国家の存続を考えて皇帝を支持するのであると述べる<sup>注13</sup>。

宦官との関係では「儒教道徳の実践者を以て任ずる豪族の代表者達」が政治に容喙するだけでなく、「恥ずべき刑に処せられ」、自ら志願して「儒教の倫理に背いて」「天子の側近に巣くう」宦官勢力を「二重の意味で憎悪する」のも当然であろうと説明する<sup>注14</sup>。また外戚との関係では「和帝・安帝の時代は、こうした儒生（楊震らを指す。上谷註）が、儒教的教義に根ざした議論を立てて反外戚・宦官を標榜し、政治の浄化を主張することによって三公に登り得た時代でもあつた」とする<sup>注15</sup>。

狩野氏の議論の中で「礼教派」官僚の行動を規定する要素として重視される儒教的教養は魯恭・丁鴻・徐防など、後漢時代中期に活躍した官僚にも共通する点である。また、個人として習得していくだけでなく、それは官僚相互のネットワークをも生み出している。儒教理念に反するような政治情勢に彼らが激しく反発するのも当然であろう。

ただ、逆に言えば儒教は当然の基礎教養であつて、この時期、そして彼らだけの固有・特殊のものではない。後漢時代では初代の光武帝とその周囲の建国の功臣にも儒教教養が備わり<sup>注16</sup>、律令を中心に学び司法のスペシヤリストとして活躍する陳寵ですら「法律を傳えると雖も而して經書に兼通す。〔雖傳法律、而兼通經書〕」とあり、朝廷での議論では「常に親しく自ら奏を爲り、毎に經典を附す。〔常親自爲奏、每附經典〕」と儒教を基にした論理構成を行つていた（『後漢書』伝三六陳寵伝）。さらには順帝期から桓帝期に専横を極め「儒家官僚」と衝突した外戚梁氏一族でも、梁不疑は「經書を好む」とある（『後漢書』伝二四梁冀伝付梁不疑伝）。とすれば、儒教教養は「儒家官僚」の行動を規定する必要条件ではあつても十分条件にはならないだろう。そして外戚鄧氏と「礼教派」官僚が提携しており、さらには渡邊氏が「州輔碑」の考証から明らかにしたように、「清流派」官僚と宦官の提携すらありえたのである<sup>注17</sup>。

東晋次氏は殤帝から安帝期に外戚鄧氏がとつた政治姿勢に注目する。それによれば

順帝期における「地方」人士官界進出の条件としては章帝末和帝初の竇氏と異なり、鄧氏が「推進天下賢士」の方策を採つて、貴戚と「地方」人士との協同によつてその貴戚政を強固ならしめんとしたことがあげられる。

とし、そうした政治姿勢を余儀なくさせた要因として、異民族侵入、災害頻発による小農民の疲弊・流亡化、諸反乱の発生という危機的状況を「地方」人士の持つ地域支配力をテコに克服する課題を鄧氏が背負わなければならなかつたことが考えられるとする。逆に「地方」人士の側は

地域社会の秩序崩壊に対する危機感を抱かざるを得ず、公権力との提携の必要性を痛感した結果、官僚

化への強い欲求が生まれ、後漢初以来官界の主流地域出身者の存在によつて困難となつていた官界進出を達成するために貴戚鄧氏と協同せざるをえなかつた。

として両者の結合を説明した<sup>注18</sup>。

ただ、東氏の理解のように、積極的な地方行政刷新策実行の上で、殤帝から安帝期には確かに外戚鄧氏の存在が大きい、それが和帝親政から継続的に実施されていたことを考えると刷新策全体を鄧氏や鄧氏が起用した「地方」人士にのみ帰することはできないだろう。魯恭人脈を含め、和帝親政を支えた官僚が外戚鄧氏を認め、それと結び、殤帝・安帝期にかけても政治の中枢に座り続けたことも併せて評価すべきではないか。

もちろん和帝親政期を支えた顔ぶれを見ると張覇のように外戚鄧氏を避けた人物もいたし、徐防はほどなく災異責任を述べて自ら官を去つてゐる。官に残つた李郃や張皓にしても鄧氏一辺倒ではない。東氏も「貴戚鄧氏と協同せざるを得なかつた」官僚の中に鄧氏と一定の距離を置こうとする態度があつたことを指摘する<sup>注19</sup>。こうした細かな情勢にも注意が必要であろう。

そのことについて注目したいのが永初元年の安帝即位をめぐる政界の動向である。

同年十一月に周章（荊州・南陽）が太常から司空に昇るが、その周章が鄧騭を誅殺し平原王勝（和帝の皇子）を擁立するクーデターを計画していた。その事情を『後漢書』紀四殤帝紀・伝二三周章伝は次の様に伝えている。和帝が十二月辛未に急逝すると、鄧太后は年長の皇子劉勝を痼疾（虚弱体質）であるとして退け、その日の夜に生後百余日の皇子隆（殤帝）を擁立した。和帝の皇子は夭折が続いたために隠し秘して民間で養育することになり（『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀）、殤帝も史書に生母についての記載は一切見られない。鄧氏にとっては傀儡と

して利用しやすいと判断してのことだろう。ところが殤帝が明けて延平元年八月に二歳で急死してしまふと、「羣臣、勝の疾は痼に非ざるを以い、意は成な之に歸す」(『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀)と人望を集めていた劉勝の恨みを恐れた鄧太后は、和帝の兄の清河王慶の子で十三歳の劉祐を担ぎ出した。『後漢書』紀五安帝紀には殤帝崩御に先立つて「延平元年、慶始めて國に就くも鄧太后、特に詔して帝を清河邸に留める。(延平元年、慶始就國、鄧太后特詔留帝清河邸)」と記されているから、幼少で虚弱な殤帝の緊急事態を想定してあらかじめ備えていたのである。

こうした鄧氏の態度に対し、和帝に反竇氏の姿勢を評価されて起用され、その親政期には宦官鄭衆らへの寵遇に強く反対するなど氣骨ある態度を示していた周章が反発したのであるが、周章伝に鄧氏が「衆心附さず」であったのでクーデターを計画したとある点を重視したい。この事件は周章個人のことではなく、外戚鄧氏の私権拡大に対する周囲の強い反発が表面化したものなのである。不安定な政治情勢は和帝期の刷新策の二つの背景——自然災害の激化、中央権力と結びついた地方政府の腐敗——を考えれば当然のことかもしれない。刷新策を推進してきた官僚たちは、依然として続く自然災害を前にし、皇帝親政によつて推進されてきた政策の存続に大きな不安を覚えたのであろう。

それに対し鄧氏は、同じ外戚とはいっても私権の拡大のみに走つた先の竇氏とは異なり、刷新策維持を表明することで「衆心附さず」を乗り切ろうとしてきた。州刺史・郡太守の不正腐敗ぶりを列挙した「延平元年七月庚寅の勅」や儉約、貧困民の救済、人材発掘などの諸政策は、単なる対策にとどまらず、和帝親政期の刷新策の継承という態度表明でもあったのではないだろうか。

そのことを示す具体例としては、たとえば人事におけ

る劉愷(徐州・彭城)の重用に注目したい。明帝期に常平倉や農業政策について発言した劉般の子で、「愷の入朝するや、位に在る者は其の風行を仰がざる莫し。(愷之入朝、在位者莫不仰其風行)」と言われた劉愷は永初元年に太常、同六年に司空、元初二年に司徒と進み、「性篤古にて、處士を貴び、選舉有る毎に必ず巖穴を先にす。論議は正を引き、辭氣は高雅たり。(性篤古、貴處士、每有選舉、必先巖穴。論議引正、辭氣高雅)」という評価を得た。公卿や刺史、太守に三年の服喪を義務付けようという鄧太后に大方の反対を抑えて賛成したことが『後漢書』伝二九の本伝に見える。しかし鄧鷹の配下であった任尚の断罪では鄧鷹に媚びた馬英や李邵とは異なる態度を貫いた。元初六年まで司徒をつとめ、一度は退くが翌建光元年の鄧太后死去、安帝の親政開始をうけて八月に太尉として再起用されるから、鄧氏に靡いた人物ではない。このように中立的な立場を守つた人物であるからこそ、逆に鄧氏は三公に置いて、その政治姿勢の象徴的役割を担わせようとしたのではなからうか。

また、政治姿勢という点では、殤帝急逝後ほどなく、河南尹・司隸校尉・南陽太守に向けて次の様な詔が出されている。

毎に前代の外戚の賓客を覽るに、威權を假借し輕薄諛詞(さわがしく)し、奉公を濁亂して人の患苦を爲すこと有るに至る。咎は執法の怠懈して輒ち其の罰を行わざるの故に在り。今、車騎將軍(鄧)鷹等は敬順の志を懷くと雖も宗門廣大にして姻戚少ならず、賓客は姦猾にして多く禁憲を干す。其れ明らかに檢勅を加え、相い容護する勿れ。(『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀)

每覽前代外戚賓客、假借威權、輕薄諛詞、至有濁亂奉公、爲人患苦。咎在執法怠懈、不輒行其罰故也。今、車騎將軍鷹等雖懷敬順之志、而宗門廣大、姻戚不少、賓客姦猾、多干禁憲。其明

ここで「前代の外戚」とあるのは章帝期の馬氏、竇氏らを指すと考えられるが、幼少の殤帝・安帝を立てて外戚政治を続ける鄧氏自らがその権勢に遠慮をするなど命じるのは自己矛盾と言ふべきものであろう。しかし鄧氏の「推進天下賢士」の中で和帝期に活躍した「刷新派」官僚が取り込まれ重用されていることを、逆に「刷新派」官僚がそうした自己矛盾的な鄧氏の姿勢を、現実的判断から支持したのだと見て取ると、この詔の背景に和帝親政期からの刷新策の盛り上がり、外戚勢力とのせめぎあい、そしてその中で妥協することによって地位の安定を図る鄧氏の姿、といったさまざまなものが浮かび上がってくる。

ところがその鄧氏にも、現実としてはやはり、権力の濫用という側面があつた。『後漢書』伝七一 獨行・李充伝に「貴戚時を傾け」「賓客堂に満つ」と描写され、また鄧訓に先例なき追封を行い、大將軍鄧騭以下、京兆尹鄧豹、度遼將軍鄧遵、將作大匠鄧暢と高官や列侯を輩出するという姿は、刷新策の原因ともなつた先の竇氏の再現を思わせるに十分なものであり、臨朝称制の長期化には鄧氏の内部からも不安の声が出ていた<sup>注20</sup>。そこに強度の差はあるにせよ、周章や張覇らからの反発が生じたのである<sup>注21</sup>。このような鄧氏の二面性が「刷新派」官僚を鄧氏支持と反鄧氏に引き裂いていくことになつたのである。

鄧太后の死とともに鄧氏の権力は一気に崩壊し、永寧二年（一一二）に鄧騭は自殺に追い込まれた。その中で鄧氏と結んでいた人々は様々な態度に分かれていく。「推進天下賢士」で登用された大司農朱寵は官を捨てて郷里に戻るが、同じく故吏でも張皓、楊震、段諷は官に留まる。このことは張皓、楊震らが結びついていたのは鄧氏そのものではなく、その刷新政策であつたことを示

しているのではなからうか

その後、安帝による親政が開始されると、『後漢書』伝三六 陳忠伝に「忠以爲らく、臨政の初、宜く賢才を徵聘し、以て風化を宣助すべし」と。數ば隱逸及び直道の士、馮良、周燮、杜根、成翊世の徒を上げ薦め、是に於いて公車もて良、燮等を禮聘す。（忠以爲臨政之初、宜徵聘賢才、以宣助風化。數上薦隱逸及直道之士、馮良、周燮、杜根、成翊世之徒、於是公車禮聘良、燮等）、「後、連ねて災異有り、詔して有道を舉げ、公卿百寮をして各の封事を上げしむ。（後連有災異、詔舉有道、公卿百寮各上封事）」と、一時期は人材登用や献策を求めるなどの刷新策継承を期待させる動きもあつた。しかしすぐに安帝の側近—乳母王聖や宦官江京ら—の勢力が台頭し、和帝親政期のような政治刷新の再現の期待は裏切られた。「刷新派」の系譜を引く人々は、今度はその側近勢力と対決していくことになる<sup>注22</sup>。

そうした厳しい情勢の中で、かつて鄧氏と結びついていた官僚の中に、外戚閻氏と結ぶ動きが生じる。先に述べた魯恭門下生の陳禪がそうである。そして安帝死後、その閻氏の力で王聖一派は排除された。これは外戚を中心に刷新派勢力が結集した鄧氏専権期の再現を期待したものでないかと思う。しかし閻氏も結局は私権拡大に向かつて期待を裏切り、新たな結集の核として、政治刷新を求める官僚を周囲に集めた外戚梁商が期待されることになつた。

東氏の言われる「危機的状况」の下で、在地社会を社会的基盤とし「礼教」（儒教教養）を思想的基盤とする「儒家官僚」たちが正しく情勢を認識して具体的な施策を提案・実行していく中で、本章で言う皇帝や外戚のプレーンとしての「刷新派」官僚が登場してくるのである。

またその施策を進めていく中で、政治の実権を握りその私権化を進める宦官や外戚（いわゆる「濁流」）との一時的な提携もありえたが、やがて対立が避けがたくなり、

さらに宦官や外戚の権勢の背後に存在する皇帝権力にまで及ぶ、激しい批判に向かうことになった。

このように見てくると従来の研究および本章で用いてきた「礼教派」「刷新派」「清流派」というカテゴリーは、儒教教養を身につけて官界に進出し、政治刷新に取り組み、やがて皇帝権力と衝突していく官僚たちを、時系列で切り取ったそれぞれの段階の姿ということになるのではないだろうか。

## 小結

『後漢書』伝六六循吏伝の序によれば、光武帝は

數ば公、卿、郎將を引き、禁坐に列せしめ、廣く民の瘼（やまい）を求め、風謠を觀納す。故に能く内外は匪懈し（官僚たちは精勵し）、百姓は寬息す。

數引公卿郎將、列于禁坐、廣求民瘼、觀納風謠。故能内外不解、百姓寬息。

であつたという。これには先に見た「朝會に因みて諸儒を召し、丕と侍中賈逵、尚書令黄香等、數事を相い難ず」という和帝の姿と相い通じるものがある。しかし光武帝の場合はあくまで老練な皇帝の主導のものであり、和帝の場合は経験不足の若い皇帝が在地の事情に通じた官僚に支えられたものという相違がある。そして和帝期の政治刷新の経験は、「儒家官僚」たちに自分たちの手で政治刷新—王朝のまさにあるべき姿の復活—が実現できるという自意識と自信とを身につけさせ、それを彼らのコンセンサスとしたのではないか。後漢時代の後半は外戚・宦官の専権が続くが、彼らはそれに抗して直言を挙げ続けたのは、そうした自信と期待感の裏返しであり、この点にこそ後漢時代中期の地方行政刷新の重要性があるのではないかと考える。

ただ、これは後漢王朝の皇帝権力にとつては新たな難題との遭遇にもなるだろう。范曄は『後漢書』で至尊の皇帝の支柱となる官僚たちの至誠という物語を描き出したが、実際には生身の皇帝個人と厳しい在地社会の状況を背負う「儒家官僚」の間には「ずれ」が内包されているからである。それが表面化することで、事態は両者が衝突する党錮事件へと進んでゆくことになるのではないだろうか<sup>注23</sup>。

## 注

1、『後漢書』伝十五魯丕伝に「丕、二郡に在りて、爲人は澼灌を修通し、百姓殷富なり。（丕在二郡、爲人修通澼灌、百姓殷富）」とある。

2、ここに見られる三老とは養老礼の三老であり、明帝の時に同じく三老となつた李躬は「年耆學明」とある（『後漢書』紀二明帝紀）。魯丕も同様に評価されたのであろう。三老については西岡市祐「漢代の『三老』の様態について」（『漢文学会会報』三四、一九八八年）を参照。

3、東晋次「後漢中期政治史試論」（『後漢時代の政治と社会』一九九五年）、二〇六頁。

4、『後漢書』伝七二上方術・李郃伝に「竇將軍は椒房の親なるも禮徳を修めず、而して專權驕恣たり……。〔竇將軍椒房之親、不修禮徳、而專權驕恣……〕」といふ、李郃の批判的発言がある。

5、上田早苗「巴蜀の豪族と国家権力—陳壽とその祖先たちを中心に—」（『東洋史研究』二五—四、一九六七年）は豪族と国家権力との関わりという側面から魯恭人脈を検討され、巴蜀の豪族の官界進出によって、羌

族の益州侵入に対する中央軍の派遣や褒斜道の復旧工事などが実現していったことを指摘する。

6、章帝期の建初七年に大鴻臚の韋彪が郡太守の久任について献策し「其れ二千石の事を視ること久しと雖も、而れども吏民の便安とする所と爲る者は、宜しく秩を増し賞を重くし、妄に遷す勿れ。惟れ聖心を留められんことを。書奏し、帝之を納む。〔其二千石視事雖久、而爲吏民所便安者、宜増秩重賞、勿妄遷。惟留聖心。書奏、帝納之。〕」と、在地社会に利益をもたらす場合は久任をさせることになった(『後漢書』伝十六韋彪伝)。しかし久任は逆に在地勢力との癒着も生じやすく、和帝期からは逆に久任は少なくなる。漢代の郡太守の久任の動向とその意味については末次信行「漢代の地方統治政策について―地方長吏の在職期間の考察を中心として―」(『東方学』六八、一九八六年)を参照。

7、後漢時代の刺史については、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編卷上、一九六一年。紙屋正和「漢代刺史の設置について」(『東洋史研究』三三―一、一九七四年)を参照。

8、『後漢書』伝三六の本伝に「性周密にして常に人臣の義を稱し、畏慎せざるを苦とす。樞機に在りて自り門人を謝遣し、知友を拒絶して、唯だ公家に在る而已。〔性周密、常稱人臣之義、苦不畏慎。自在樞機、謝遣門人、拒絶知友、唯在公家而已。〕」とある。

9、富田「後漢時代の尚書・侍中・宦官について―支配権力の質的变化と関連して―」(『東方学』六四、一九八二年)は、後漢時代に尚書が皇帝の秘書官からさらに「発達」して、「組織としての官僚機構の中心機関化―国政担当機関化―」して行くことを指摘し、それに対応して侍中・中常侍や宦官といった皇帝の側近官も発達して行くことを述べる。同「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』四五―二、一九

八六年)では章帝期に韋彪が尚書就任には地方長官の経験が必要であると述べて許可されたことなどを引き、「陛下の喉舌」(『後漢書』伝五三李固伝)からさらに「陛下とともに天下を理する者」(同)へと発展していく様子を整理する。ただし、三公を軽視できないことは下倉涉氏「三公」の政治的地位について」(『集刊東洋学』七八、一九九七年)が述べるとおりである。強いてまとめれば、皇帝の政治的決断に対して、三公は顧問として間接的に、尚書は実務取りまとめ役として直接的に影響力を行使する立場となると考えている。10、木島史雄氏によれば、「通儒」という言葉には「多くの經書に高い学識を持つ学者」という以外に「寛政をおこなう」といった現実政治への応用といった側面があった。「中世通儒考」(『中国中世社会と宗教』二〇〇二年)。

11、孝、宮はそれぞれ趙孝(『後漢書』伝二九趙孝伝)と承宮(『後漢書』伝十七承宮伝)のことである。ともに明帝期にすぐれた行いで顕彰された。特に承宮は左中郎將で「數ば忠言を納め、政を陳べ、論議は切慤(核心をつく)にて朝臣は其の節を憚り(その政治姿勢に圧倒され)、名は匈奴に播(つた)わる。〔數納忠言陳政、論議切慤朝臣憚其節、名播匈奴。〕」とある。

12、狩野「後漢時代地方豪族の政治生活―犍爲張氏の場合―」(『後漢政治史の研究』一九九三年)、三七九頁。  
13、狩野「後漢中期の政治と社会―順帝の即位をめぐる―」(注12前掲書) 四四三頁。

14、狩野、同注12。

15、狩野「楊震伝についての一考察」(注12前掲書)、四一三頁。

16、趙翼『廿二史劄記』卷四に「東漢功臣多近儒」として、前漢の功臣の多くが無頼の徒であったのに対し後漢では戦いのさなかでも学問を愛好した光武帝を筆

頭に、功臣たちも儒学を身につけた者が多いことを述べている。第一章で述べたように、後漢王朝の建国では農民反乱からの離脱が大きな意味を持ったと考えているが、儒学はその過程で光武帝を農民反乱集団から区別する指標にもなったのではないか。彼が自らやその周囲の儒教教養を宣伝材料にしていた可能性も考えたい。

<sup>17</sup>、渡邊義浩「後漢時代の宦官について」(『後漢国家の支配と儒教』一九九五年)。

<sup>18</sup>、東注3前掲書、二四二頁。地方人士の中央進出については、永初年間の涼州の様子も参考になる。当時、羌族の侵攻が続いて危機を迎え、負担の増大から放棄すべしという意見が出ていた。虞詡はそれに反対する議論の中で、涼州が世情不安に陥っているので州人や地方長官の子弟を登用すべきだと主張する。そしてその狙いは「外は勸厲を以て其の功勤に答え、内は拘致を以て其の邪計を防ぐ。(外以勸厲、答其功勤、内以拘致、防其邪計)」と述べている。政権に参加させるということにはこうした人質的な取り込み(「拘致」という狙いもあつたのではないか)。

<sup>19</sup>、東「後漢中期政治史試論」(注3前掲書)、二一〇頁。  
<sup>20</sup>、『後漢書』紀一〇上鄧皇后紀に、一族の鄧康が「太后の久しく朝政に臨むを以て、心に畏懼を懷き、病に託して朝せず(病氣と称して引きこもった)。(以太后久臨朝政、心懷畏懼、託病不朝)」とある。

<sup>21</sup>、徐防は永初元年九月庚午に「災異寇賊」のために太尉を策免されている。またその翌日には尹勤が「雨水傷稼」により司空を策免された。影山輝国氏は、災異思想は漢代に特に流行したが「現実的には君主権の放埒なる伸張を規制するというより、むしろ君主を差し置いて政治を壟断する者を批判し、失われた君主権を回復せんと意図する者や、或いは逆に、三公らに災異

責任を転嫁して自己の権益を保持せんとする権臣によつて、互いに他を打倒排斥するための論理的武器として利用されたことを示しているといえるであろう」と述べる(五七頁)。「漢代における災異と政治―宰相の災異責任を中心に―」(『史学雑誌』九〇―八、一九八一年。しかし徐防の場合は注に引く『東觀漢記』に「防、比(しきり)に上書し自ら過咎を陳べ、遂に策免せらる。(防、比上書自陳過咎、遂策免)」とあるのによれば、自ら災異責任を申し出て官を退いたというのが実情であつたようで、鄧氏に敬遠されて罷免されたというよりも、刷新策を担ってきた一人として、鄧氏の強引な安帝擁立に対する不信、反発からの行動と理解すべきではないか。

<sup>22</sup>、注9前掲富田「後漢時代の尚書・侍中・宦官について―支配権力の質的变化と関連して―」では、安帝の側近政治への批判は安帝が中常侍・侍中といった側近官を手足として政治を行ったことに對する官僚側の不満(十一頁)として説明される。しかし侍中は官僚の就く官であるから、それに近侍の小人を充てたことに對する不満と見るべきであろう。

<sup>23</sup>、順帝の招きに對して「天下に二道あり。出ずると處するとなり。(天下有二道。出與處也)」(『後漢書』伝七二上方術上・樊英伝)と述べた張楷のように、政治と距離を置く逸民という在り方が後漢中期以降に増加してくるのも、こうした自覚からではないか。逸民の増加については都築晶子『逸民的人士』小論(『名古屋大学文学部三十周年記念論集』、名古屋大学文学部、一九七九年)を参照。この問題は結論にて再考する。

本章の課題

序論でも述べたように、後漢時代後半の政治史は、中央政界で権勢を握った宦官・外戚の所謂「濁流」勢力と、儒教教養を身につけ政治刷新を主張する「儒家官僚」の所謂「清流」勢力とが激しく衝突したという「清濁二分論」の構図によって語られてきた。

中でも宦官の弊害は『後漢書』伝六八宦者列伝の序で范曄が

秦は奢侈と虐政で災を招き、前漢は外戚で滅び後漢は宦官で国を傾けた。

嬴氏以奢侈致災、西京自外戚失祚、東都緣閹尹傾國。

と述べ、また清代考証学の趙翼も『廿二史劄記』巻五「東漢宦官」で中平六年の政変について言及して、

後漢は宦官が滅びるとともに、国そのものも滅びた。  
……於是宦官之局始結、而國亦隨之亡矣。

と解説しているように、後漢王朝崩壊の根本原因とされる。同時代人の評価でも、桓帝期の朱穆の上疏で宦官の弊害が次のように述べられている（『後漢書』伝三三朱穆伝）。

天朝の政事は一に其の手を更て、海内を權傾し、寵貴は極まり無し。子弟親戚は並に榮任を荷い、故に放濫驕溢（やりたい放題）し、能く禁禦する莫し。凶狡無行の徒は媚びて以て官を求め、執を待み寵を怙（たよ）るの輩は百姓を漁食す。天下を窮破し、小人を空竭（窮乏）せしむ。

第三部

黨錮事件と靈帝期改革

天朝政事、一更其手、權傾海内、寵貴無極。子弟親戚、並荷榮任、故放濫驕溢、莫能禁禦。凶狡無行之徒、媚以求官、恃執怙寵之輩、漁食百姓。窮破天下、空竭小人。

そして本章で扱う桓帝延熹九年（一六六）・靈帝建寧二年（一六九）の二度にわたった黨錮事件は、『後漢書』紀七桓帝紀延熹九年の条に

司隸校尉李膺等二百餘人、誣を受けて黨人と爲り、並に坐して獄に下り、名を王府に書す。

司隸校尉李膺等二百餘人、受誣爲黨人、並坐下獄、書名王府。

と記録され、同じく『後漢書』紀八靈帝紀の建寧二年冬十月丁亥の条に

中常侍侯覽、有司に諷し、前の司空虞放、太僕杜密、長樂少府李膺、司隸校尉朱寓、潁川太守巴肅、沛相荀昱、河内太守魏朗、山陽太守翟超、皆な鉤黨を爲すと奏し、獄に下り死する者百餘人、妻子は邊に徙し、諸の附従する者は錮五屬に及ぶ。州郡に制詔し大いに鉤黨を擧げ、是に於て天下の豪傑及び儒學行義の者は、一切結びて黨人と爲る。

中常侍侯覽諷有司奏前司空虞放、太僕杜密、長樂少府李膺、司隸校尉朱寓、潁川太守巴肅、沛相荀昱、河内太守魏朗、山陽太守翟超、皆爲鉤黨、下獄、死者百餘人、妻子徙邊、諸附従者錮及五屬。制詔州郡大擧鉤黨、於是天下豪傑及儒行義者、一切結爲黨人。

とあるように宦官の讒言をきっかけにし、大量の連座者を出した、宦官勢力による最大の「儒家官僚」弾圧として理解されている注<sup>1</sup>。

ところが宦官側の様子を見ると、靈帝の熹平元年（一七二）五月に第二次黨錮事件の発端を作った長樂太僕の侯覽が

有司擧げ奏すらく、覽、專權驕奢なり、と。策して印綬を収め、自殺せしむ。阿黨する者は皆な免ず。

有司擧奏、覽專權驕奢、策収印綬、自殺。阿黨者皆免。

とあるように弾劾を受けて自殺し（『後漢書』宦者・侯覽伝）、光和二年（一七九）には司隸校尉陽球が黨錮事件を主管した宦官王甫とその子の長樂少府王萌、沛相王吉を弾劾し、三人は獄死している（『後漢書』伝六八宦者・曹節伝）。宦官側が勝利して専権をふるったとは単純に断じがたいのである注<sup>2</sup>。

また范曄は『後漢書』の黨錮列伝に弾圧された「儒家官僚」たちのプロフィールを収録しているが、その序文で事件の推移を整理して、

凡そ黨事は甘陵、汝南に始まり、李膺、張儉に成る。海内塗炭し、二十餘年、諸所蔓衍するは皆な天下の善士なり。

凡黨事始甘陵、汝南、成於李膺、張儉。海内塗炭、二十餘年、諸所蔓衍、皆天下善士。

と述べている。中央政界での事件の発端がなぜ地方の郡（甘陵、汝南）での事情と結び付けられるのだろうか。本章ではこれらの疑問を糸口にして、従来の黨錮事件についての理解やその根本にある「清濁二分論」という構図の妥当性を問い直していきたい。

### 一、黨錮事件研究の視点

黨錮事件については既に豊富な先行研究の蓄積がある。中でも近年の研究動向の出発点と目されているのが楊聯陞氏の研究である。氏は事件の本質を濁流豪族（宦官）と清流豪族（「儒家官僚」）の政権闘争と見て、黨錮事件を地方社会の実態と結びつける視点を提示している注<sup>3</sup>。

それに対し宇都宮清吉氏は漢代の豪族論から宦官を豪族と同一視することを批判し、事件の本質は国家のイデオロギーに関わる本質的衝突と見て、「この紛争はその性質において、どこまでも禮教的・法術的な漢朝天子の

秩序力を、純正に維持擁護せんとする、政治的にしてかつ社会的な漢人の通念と、それをみだす勢力との闘争であつた」と述べる<sup>注4</sup>。確かに中央の官である宦官をそのまま安易に在地の勢力である豪族と置き換えることはできないだろう。

しかし一方で宦官は請託などを通じて地方の豪族と繋がっていたのであり、永田英正氏は政争の背後に選挙をめぐる対立関係を見いだす<sup>注5</sup>。また多田狷介氏は宦官・外戚の私権力の拡大が豪族の大土地経営と結びつきを持つていたこと<sup>注6</sup>、岡崎文夫氏・江幡眞一郎氏は宦官（とその親族与党）が直接農民から収奪を行い、在地社会を荒廃させたことを検討している<sup>注7</sup>。

党錮事件を在地社会の実態とリンクさせて理解しようという視点は、川勝義雄氏によってさらに深化・発展された。氏は初め濁流（宦官政府）への清流派（「儒家官僚」）——黄巾のレジスタンス運動の構図として事件をとらえたが<sup>注8</sup>、増淵龍夫氏から逸民的人士の存在をもとに、太學生の清議に見られた価値基準の自己撞着から結局は内朝の掌握をめぐって宦官と対立する外戚に利用されてしまったとする批判を受けると<sup>注9</sup>、事件を「領主化傾向」——豪族が財力と武力によって郷邑の一円に露骨な支配を及ぼそうとする傾向——とそれを支える政治権力（宦官）とに対する知識階級（「儒家官僚」・逸民）の抵抗としてとらえる視点を提示した<sup>注10</sup>。

これに対して好並隆司氏は豪族政権的傾向をもつ外戚と皇帝独裁体制を企図する宦官を区別すべきであると批判し、当時の政治の現実には外戚か宦官かの二者択一状態であり、富豪層を中心とする郷邑共同体の上に安座する形の政体形成を目指す党人はそのどちらにも反対する「展望のない闘い」となったと見る<sup>注11</sup>。「領主化傾向」については、東晋次氏が選挙での既得権益を重視した「清流派」の「儒家官僚」にも「領主化傾向」を見いだせる

ことを指摘する<sup>注12</sup>。また宦官と後漢王朝の政治運営システムの検討から、鎌田重雄氏は宦官が台頭して尚書を皇帝の側近から次第に外に追いやったので、尚書を中心とする士人官僚と宦官の権力闘争が起きたと述べる<sup>注13</sup>。これらの先行諸研究を総括すると、共通点として、宦官と「儒家官僚」という対立軸を設定して黨錮事件を理解していこうという視点をみ出しうる。しかしそれだけでは最初に示した宦官のあり様についての疑問に答えることができないのではないだろうか。

これに対し新たな視点を提示するのが渡邊義浩氏である。氏は宦官の権力を皇帝の親任に拠る疑似皇帝権力にすぎないと理解し、黨錮事件はそうした宦官と党人の戦いであるが、その激烈さによって宦官の背後にある皇帝権力にまで及び、党人は後漢の国家権力と対峙するようになったと見る<sup>注14</sup>。

確かに宦官の権力は強大であつたが、一度皇帝の信任を失えばあつてなく排除されてしまう。先の例だけでなく、その権勢を恐れられた宦官單超については、『後漢書』伝五六陳蕃伝に附す朱震伝には

初め州の從事と爲り、濟陰太守單匡の臧罪を奏し、并せて匡が兄の中常侍車騎將軍超に連ねる。桓帝、匡を収めて廷尉に下し、以て超を譴す。超、獄を詣てて謝す。

初爲州從事、奏濟陰太守單匡臧罪、并連匡兄中常侍車騎將軍超。桓帝収匡下廷尉、以譴超。超詣獄謝。

とあり、桓帝によって兄の單匡は投獄され、單超自身も譴責されている。桓帝の親任を得ていた管霸と蘇康にしても、その権勢は『後漢書』伝五六陳蕃伝に

中常侍蘇康、管霸等復た任用せられ、遂に忠良を排斥し、共に相い阿媚す。大司農劉祐、廷尉馮緄、河南尹李膺、皆な旨に忤うを以て、之が爲に罪に抵る。

中常侍蘇康、管霸等復被任用、遂排陷忠良、共相阿媚。大司農

劉祐、廷尉馮緄、河南尹李膺、皆以忤旨、爲之抵罪。とあり、また『後漢書』伝五七黨錮・劉祐伝に

(劉祐)三たび轉じ大司農たり。時に中常侍蘇康、

管霸内に事を用い、遂に天下の良田美業、山林湖澤を固む。民庶窮困し、州郡累氣(不滿が高まる)す。

祐、書を所在に移し、科品に依りて之を没入す。桓帝大いに怒り、祐を論じ左校に輪す。……三公缺く毎に、朝廷皆な意を祐に屬すも、譖毀を以て用いず。

三轉大司農。時中常侍蘇康、管霸用事於内、遂因天下良田美業、山林湖澤、民庶窮困、州郡累氣。祐、移書所在、依科品没入之。桓帝大怒、論祐輪左校。……每三公缺、朝廷皆屬意於祐、以譖毀不用。

とあるように、桓帝の治世では絶大なものがあつたが、桓帝が逝去すると『後漢書』伝五九竇武伝に

時に中常侍管霸頗る才略有り、省内に専制す。(竇)武先に覇及び中常侍蘇康等を誅さんと白し、竟に死す。武復た數ば曹節等を誅殺せんと白するも、太后尤豫(ためらい)して未だ忍ばず、故事は久しく發せず。

時中常侍管霸頗有才略、專制省内。(竇)武先白誅霸及中常侍蘇康等、竟死。武復數白誅殺曹節等、太后尤豫未忍、故事久不發。

とあるように、あつけなく排除されてしまつた注15。曹節らとともに竇武・陳蕃を倒した王甫も、最初に「本草の課題」で述べたように、同じく靈帝の光和二年に酷吏と形容される陽球によつて摘発され、「父子悉く杖下に死す。(父子悉死杖下)」、「乃ち甫が屍を夏城門に僵磔(横にして磔る)し、勝に大署して曰く、賊臣王甫、と。(乃僵磔甫屍於夏城門、大署勝曰、賊臣王甫)」という悲惨な末路を辿つた(『後漢書』伝六七酷吏・陽球伝)。

現実には皇帝は宦官を秘書的な中常侍に充てたことでその耳目を塞がれ注16。またそれを親任するあまり讒言を鵜呑みにしてしまう場合も多かったであろうが、皇帝

を宦官の傀儡と解するのみではこうした事例を説明できない。

増淵氏の指摘のように「君寵をぬきにすれば、彼らは何の力もない近習の微官にすぎ」注17、その権力行使も疑似皇帝権力という渡邊氏の理解が妥当であろう。

## 二、『後漢書』黨錮列伝序の文脈

次に、『後漢書』黨錮列伝の序において黨錮事件の発端がなぜ地方に求められたのかという問題に進もう。趙翼は『廿二史劄記』卷五「宦官之害民」で

後漢は唐や明と同じく宦官の弊害が激しかったが違ひもあり、唐や明では国家を破壊したことが民衆に波及したのに対し、後漢では民衆を苦しめたことが国家に波及した。

東漢及唐明三代、宦官之禍最烈。然亦有不同。唐明閹寺先害國而及於民。東漢則先害民而及於國。

という興味深い解説を加えている。直接的な在地社会への打撃という観点は従来の研究でも受容されており、上掲(注7)の岡崎氏・江幡氏を代表として、宦官の弊害が在地社会に及んだことから、清濁二流の衝突が地方でも生じていたとする。劉修明氏・曹莉芳氏は『三国志・魏志』卷六董卓伝の注に引く『典略』の

黄門常侍張讓等、天常を侮慢し王命を操擅して、父子兄弟は并に州郡に据し、一書門を出ずれば、便ち千金を獲る。京畿の諸郡の數百萬の膏腴美田は皆な讓等に屬す……

黄門常侍張讓等侮慢天常、操擅王命、父子兄弟并据州郡、一書出門、便獲千金、京畿諸郡數百萬膏腴美田皆屬讓等……

という記事をもとに、土地争奪に巻き込まれた中小地主が外戚と同盟して宦官に対抗したのが黨錮事件であると

の理解を示している注<sup>18</sup>。

しかしこれらに共通して、宦官に重点が置かれたために、それがなぜ「儒家官僚」への大規模な弾圧につながるのかという因果関係が十分明らかにされていないという問題が残されている。それについて、『後漢書』黨錮列伝序の叙述の構造を読み直しながら検討を試みたい（煩を避けて原文は末尾に『後漢書』黨錮列伝序としてまとめ掲げた。丸数字はその各段落に対応する）。

先ず序の全体を一瞥すると、具体的展開を述べた②③④で三つの「謡」「謡」「流言」——文中の使用法では人々の非公式で噂や流言飛語に近い輿論——がつながっていくことが注目される。

「党人の議」の発端とされる②では冀州清河郡甘陵県の在地社会での対立の中に「謡」が登場する。河南尹（秩中二千石）と尚書（秩六百石）の賓客が同次元で対立したというのは後漢時代の尚書の任の重さを反映しているようであるが注<sup>19</sup>、それとともに②と③の「謡」（地方政府の功曹の評判）が並置されていることを重視したい。

さらに④で「此れ因り流言は轉じて太學に入り」、「天下の模楷は李元禮、強禦を畏れぬ陳仲舉、天下の俊秀は王叔茂：：」という「流言」が太学内に広がったことを考えれば、おそらく②と③の事例には何か共通した論理があり、それが太学での議論につながるものであったのだろう注<sup>20</sup>。

川勝氏は漢末から魏晋にかけての貴族制社会の構造について「郷論環節の重層構造」という理解を提示し、県・郷規模での輿論の上に郡規模の広がりを持った第二次郷論が成立し、そこで支持された名士が中央に送り込まれることで第三次郷論が成立されたとした注<sup>21</sup>。この理解が黨錮事件の発端においても妥当すると思う。しかし范曄が展開した文脈は、在地社会での対立競合関係がそのまま中央での「清流」・「濁流」の対立に連なるとい

うことではないのではないか。

それについて、③の「汝南太守范孟博、南陽宗資主畫諾：：」という部分の意味が問題になる。その注に引く『謝承後漢書』では同じ話をさらに詳しく

宗資、字は叔都、南陽安衆の人なり：：少くして京師に在り、孟氏易、歐陽尚書を學ぶ。孝廉に擧げられ、議郎を拜し、御史中丞、汝南太守に補せらる。署して范滂を功曹と爲し、政事を委任す。功を滂に推して其の美を伐らず。任善の名は海内に聞こゆ。

宗資、字叔都、南陽安衆人……少在京師、學孟氏易、歐陽尚書。

舉孝廉、拜議郎、補御史中丞、汝南太守。署范滂爲功曹、委任

政事。推功於滂、不伐其美。任善之名、聞於海内也。

と述べている。

増淵氏も述べるように、後漢時代の郡の属僚には在地の有力豪族が採用された注<sup>22</sup>。中でも人事を担当する功曹は特に重視されていたが注<sup>23</sup>、それに郡太守の職務を委ねきつた宗資の姿勢が無責任・無能と非難されるのではなく、逆に望ましいものとして賞賛されたということなのである。

ただこの場合、委任された側の范滂のプロファイルは単なる在地の有力豪族というものではなかった。彼は中央政界でも名声を獲得し、李膺の知友で「名は京師を震う。〔名震京師〕」と言われた郭泰との交流が伝えられている（『後漢書』伝五八郭泰伝）。そしてその政治姿勢は『後漢書』伝五七黨錮・范滂伝に

復た太尉黄瓊の辟する所と爲る。後に詔して三府掾屬に謠言を擧げしむ。滂、刺史、二千石の權豪の黨二十餘人を奏す。尚書、滂の劾する所の猥に多きを責め、私故の故なるを疑う。滂、對して曰く、臣の擧する所は叨穢姦暴（汚らわしく心が振れる）にて深く民の害を爲すに非ざる自りは、以て簡札を汗（けが）さんや（これほど無駄に書いたりほしない）。聞る會日（締

切)の迫促なるを以て故に先に急なる所を擧ぐ。其の未だ審ならざる者は方に更に參實せん。臣聞く、農夫草を去れば嘉穀必ず茂る。忠臣姦を除けば、王道以て清し。若し臣の言の貳有らば、顯に戮を甘受す、と。吏、詰する能わず。滂、時の方に艱なるを覩て、意の行わざるを知り、因りて劾を投じて去る。太守宗資先に其の名を聞き、請いて功曹に署す。

復爲太尉黃瓊所辟。後詔三府掾屬、舉謠言。滂奏刺史二千石權豪之黨二十餘人。尚書責滂所劾衆多、疑私故。滂對曰、臣所舉自非叨穢姦暴深爲民害、以汗簡札。聞以會日迫促、故先舉所急。其未審者方更參實。臣聞農夫去草嘉穀必茂。忠臣除姦、王道以清。若臣言有貳、甘受顯戮。吏不能詰。滂觀時方艱、知意不行、因投劾去。太守宗資先聞其名、請署功曹。

とあるように、中央での政治刷新の一翼を担う気概に満ちていた。儒教教養を身につけ、中央での政治刷新に取り組んだという経歴は彼を本論文で用いる「儒家官僚」の範疇に加えることを可能にするだろう。志半ばにして汝南郡に戻って功曹の任を受けたが、伝には

滂、職に在りては嚴整として惡を疾む。其の行に孝悌に違ひ、仁義に軌せざる者有れば、皆な埽迹斥逐し(追い払って)、共に朝に與らず。異節を顯に薦め、幽陋を抽抜す。滂が外甥西平の李頌、公族の子孫にして郷曲の弃する所と爲り、中常侍唐衡、頌を以て資に請い(請託し)、資、用いて吏と爲す。滂、其の人に非ざるを以て、寝めて召さず。資、怒を遷し(やつあたりして)、書佐の朱零を捶(鞭打ち)す。零、仰ぎて曰く、范滂の清裁なるは猶お利刃を以て腐朽を齒するごとし(ばつさりと用いてはならない人物を切り捨てています)。今日寧じて咎死を受くるも、滂には違ふ可からず、と。資、乃ち止む。郡中の中人以下、怨に歸さざるなく、乃ち滂の用う所を指して、以て范黨と爲す。

滂在職、嚴整疾惡。其の有行違孝悌、不軌仁義者、皆埽迹斥逐、不與共朝。顯薦異節、抽拔幽陋。滂外甥西平李頌、公族子孫、而爲郷曲所弃、中常侍唐衡以頌請資、資用爲吏。滂以非其人、寢而不召。資遷怒、捶書佐朱零。零仰曰、范滂清裁、猶以利刃齒腐朽。今日寧受咎死、而滂不可違。資乃止。郡中中人以下、莫歸怨、乃指滂之所用、以爲范黨。

とあり、自らの外甥にかかわる宦官の請託をも拒絶し、太守の意向に違い、あるいはそれに不満を持つ郡人から非難されながらも、頑ななまでにその政治姿勢を貫き続けた。

南陽太守の成瑨と功曹岑晫の場合も同様である。功曹の岑晫は太學で学び、郭泰や朱穆と交友し李膺や王暢に幹國の器有りと賞賛され、「董正天下之志(政治刷新の志)」の持主であったと述べられている。そして成瑨の親任を受け、中賊曹吏の張牧とともに、宛の富賈で桓帝の美人の外親であり中官とも結んでいた張汎を逮捕し、赦免が命じられてもそれを無視して誅殺し、さらにその宗族・賓客二百人余をも殺害した。中常侍侯覽が張汎の妻に訴えさせたので事情を知った桓帝は激怒し、成瑨は獄死し、岑晫は齊魯の間に逃亡したという(『後漢書』伝五七黨錮・岑晫伝)。彼を信任した成瑨も『後漢書』黨錮列伝序の注に引く『謝承後漢書』では

成瑨、少くして仁義を修め學に篤く、清名を以て孝廉に擧げられ、郎中を拜し、南陽太守に遷る。郡舊より豪強多く、中官黃門は境界に齧牙(結託)す。瑨下車して、威嚴を振り以て之を檢攝(調べ正す)す。是の時桓帝の乳母、中官貴人の外親の張子禁、貴執を怙恃し、法網を畏れず。功曹岑晫、勸めて子禁を捕え、宛の獄に付して之を笞殺せしむ。桓帝、瑨を徵し、獄に下りて死す。

成瑨少、修仁義、篤學、以清名見舉孝廉、拜郎中、遷南陽太守。郡舊多豪族、中官黃門齧牙境界。瑨下車、振威嚴以檢攝之。是

時桓帝乳母、中官貴人外親張子禁、怙恃貴執、不畏法網、功曹岑暉勸使捕子禁、付宛獄、笞殺之。桓帝徵瑯、下獄死。

とあり、桓帝の乳母につながる者の無法にも厳格に法を以て対処し、怒った桓帝が成瑯を獄死させたという。

このように③は舞台を地方政府に置いて置いているが、政治刷新を目指す「儒家官僚」たちの活動を踏まえ、それを可能にした太守たちの人事を賞賛しているのである。

こうした内容の③と同一の文脈の上に並べられるのであるから、②も単なる地方豪族の勢力争いとどまるものではなく、「天下の規矩」として賞賛される房伯武と、桓帝の恩寵だけで重職に預かった周仲進という優と劣の対比を含んだものと見るべきであろう。さらに当時、郡府では太守と掾属の關係が君臣關係に例えられていたことが『後漢書』伝一九鄧暉伝に見えるが、范滂や岑暉の事例は宦官や側近を親任して政治が乱れる中央政府との対比になっているのであり、「謠」が次の④で太学内に広がっていくのは、中央においても②と同様の状況があり、それを是正して③のように「儒家官僚」を重用して政治を委ねるべきであると考えられたからではないだろうか。

当時の太学の状態を見ておこう。太学は前漢武帝期に創設され、以来、官僚予備軍育成機関の役割を担ってきた。『後漢書』伝六九上儒林伝の序などによれば、後漢では光武帝の建武五年に再建され、十四博士が置かれた。安帝の元初年間（一一四〜一二〇）には「博士の選舉は多く實を以てせず。（博士選舉多不以實）」（『後漢書』伝四四楊震伝）と言われ緩みが目立つようになり、また安帝の儒教嫌いの性向も加わって学舎も荒廃していたが、順帝が翟酺の意見を受けて再建に乗り出し、陽嘉元年（一三二）に二四〇房・一八五〇室が設けられた。学生も本来の博士弟子に加え、地方推薦者、六百石以上の高級官吏の子弟と、増加の一途を辿る。そして梁冀専権中の本初元年（一四六）に梁太后が出した「大將軍から六百石

まで、悉く子を就學させよ」という詔もあって、桓帝期には三万余人（内、弟子だけでも三千人を数えた）にまで膨張してしまつた<sup>注24</sup>。

『後漢書』伝四三申屠蟠伝には

是より先、京師の游士范滂等、朝政を非訐（批判）し、公卿より以下、皆な節を折りて之に下る。太學生争いて其の風を慕い、以爲らく文學將に興り處士復た用いられん、と。

先是京師游士范滂等非訐朝政、自公卿以下皆折節下之。太學生爭慕其風、以爲文學將興、處士復用。

という記事がある。范滂が「京師の游士」と呼ばれうる立場であつた時期は『後漢書』に明記されていないが、黨錮に連座した時に郡功曹の官名が付されていないから<sup>注25</sup>、汝南郡を去つて京師に戻つたのであろう。とすればこの記事は③の「謠」が伝わつた時点での太学の様子を伝えるものとなる。こうした太学定員の異常な膨張が就職への不安を醸成し、そこに「時に權富の子弟、多く人事を以て擧を得るも、貧約にして志を守る者は窮退を以て遺らる。（時權富子弟多以人事得擧、而貧約守志者以窮退見遺）」と『後漢書』伝五一黄琬伝にあるように外戚・宦官の選挙介入が横行したことで、学生に不満が鬱積していたのである<sup>注26</sup>。

こうした環境の中での議論であるから、その内容も現状の人物任用を批判して郭泰（林宗）、賈彪（偉節）、李膺ら自分達のリーダー格の「儒家官僚」を宣揚し、宗資と范滂の關係に同じく、皇帝はそれに全面的に政治を委ねるべきであるという主張に結びついたのであろう。もちろんそれは太学生の登用と一体化したものである。④ではそうした議論が官界にまで影響力を持つようになったというのである。

続く⑤、⑥では、河南尹の李膺に寵愛する占師を処分された桓帝が宦官の讒言もあつて激怒し、李膺と同じく

「朝廷を誹訕し、風俗を疑亂す」と、朝廷に批判的な言動をとつていた陳寔らへ処分が拡大したことが述べられる。従来の黨錮事件研究の解釈では当時の宦官の権勢や李成が宦官と交流があつたという部分に引きつけ、宦官と儒家官僚の対決として理解しがちであつた。しかし『後漢書』伝五七黨錮・賈彪伝で賈彪が「公孝（岑暉）、要君（勢いを恃んで君主に強要する）を以て讐（罪科）を致す。（公孝以要君致讐）」と述べているように、その批判は宦官を重用する天子たる桓帝自身に向かつていたのである。逆に「使者四たび出で、道にて相望む」という部分からは桓帝の怒りの激しさをうかがうことが可能であろう。

批判が皇帝権力そのものに向かつては、弾圧された「儒家官僚」―「黨人」と呼ばれた―が、皇帝によって処罰されたにもかかわらず、その判断を誤りとして「黨人」側の正義を唱える広範な議論がわきあがり、『左氏伝』の故事に因んだ非公式な称号―「三君」「八俊」「八顧」「八及」「八廚」―で称えられたことから確認できよう。

以上のように文脈を読んできると、発端が地方に置かれたのは、在地社会に弊害を及ぼす宦官を打倒排除せよというだけではなく、地方をモデルケースとして、中央でも「儒家官僚」を起用し政務を委ねよという主張に連続していたからであり<sup>注6</sup>、その議論は自ずから宦官だけでなく、起用を怠る皇帝にまで向かうものだったのである。事件の構造を理解する上で、基本となる対立軸は台頭する「儒家官僚」勢力と皇帝権力の間に設定されるべきであろう。

### 三、皇帝権力批判の系譜

桓帝期を見ると李膺だけでなく、黨錮事件以前に、す

でにその前段階と言えるような事態が発生していた。例えば『後漢書』伝四七李雲伝に次のようにある。

桓帝延熹二年、大將軍梁冀を誅し、中常侍單超等五人、皆な冀を誅する功を以て、並に列侯に封ぜられ、權を専らにして選舉す。又た掖庭の民の女の亳氏（皇后鄧氏のこと）を立てて皇后と爲し、數月の間に后の家の封ぜらるる者四人、賞賜は巨萬たり。是時、地數ば震え裂け、衆災頻に降る。雲素より剛にして國の將に危しを憂い、心に忍ぶ能はず。乃ち露布にて上書し、副を三府に移す。曰く、臣聞く皇后は天下の母、徳は坤靈に配す。其の人を得れば則ち五氏來備し（五穀が豊穰となり）、其の人を得ざれば則ち地動き宮を搖す。比年災異あり、多と謂う可し。皇天の戒、至ると謂う可し。高祖（前漢の劉邦）命を受けて、今に至るまで三百六十四歳、君の期一たび周りに當り、當に黃精の代りて見ゆ有り（易姓革命の兆しが生じている）。姓は陳、項、虞、田、許氏ならん。此の人を太尉、太傅、典兵の官に居らしむ可からず。舉厝は至重にして、慎まざる可からず（立ち振る舞いを慎重にして、お気をつけられたほうがいいでしょう）。功を班ち賞を行うは、宜く其の實に應ずべし。梁冀權を持ち、専ら擅に天下に虐流すと雖も、今罪を以て誅を行うは、猶お家臣を召して之を搯殺するごときのみ（いくら実權を握っていたといっても、家臣を呼び出して殺したというだけのことです）。而るに猥に謀臣を萬戸以上に封ずるは、高祖之を聞かば、非らる無きを得んや（あまりの褒美の多さをお叱りになるではありませんか）。西北の列將、體を解く無きを得んや（西北の辺境で羌族と戦っている將軍たちはやる気をなくすではありませんか）。孔子曰く、帝は諦（明察）なりと。今、官位は錯亂し、小人諂いて進み、財貨（贈收賄）は公（あらわ）に行われ、政化は日に損して、尺一（詔書板）の拜用は御

省を経ず（勝手に皇帝の命令が出されている）。是れ帝は諦ならざるを欲するか（真実が見えない方がいいのか）、と。帝、奏を得て震怒し、有司に下して雲を逮え、尚書都護に詔し劔戟にて黄門北寺獄（宦官所管の特殊監獄）に送り、中常侍管霸と御史、廷尉を使って雑りて之を考せしむ（総出で取り調べさせた）。時に弘農の五官掾杜衆、雲の忠諫を以て罪を獲るを傷み、上書して雲と同日に死せんと願う。帝愈よ怒り、遂に并せて廷尉に下す。

桓帝延熹二年、誅大將軍梁冀、而中常侍單超等五人、皆以誅冀功並封列侯、專權選舉。又立掖庭民女毫氏爲皇后、數月間、后家封者四人、賞賜巨萬。是時地震裂、衆災頻降。雲素剛、憂國將危、心不能忍、乃露布上書、移副三府。曰、臣聞皇后天下母、德配坤靈、得其人則五氏來備、不得其人則地動搖宮。比年災異、可謂多矣。皇天之戒、可謂至矣。高祖受命、至今三百六十四歲、君期一周、當有黃精（米八青）代見、姓陳、項、虞、田、許氏、不可令此人居太尉、太傅、典兵之官。舉厝至重、不可不慎。班功行賞、宜應其實。梁冀雖持權專擅、虐流天下、今以罪行誅、猶召家臣搃殺之耳。而猥封謀臣萬戶以上、高祖聞之、得無見非。西北列將、得解體。孔子曰、帝者諦也。今官位錯亂、小人諂進、財貨公行、政化日損、尺一拜用不經御省。是帝欲不諦乎。帝得奏震怒、下有司逮雲、詔尚書都護劔戟、送黃門北寺獄、使中常侍管霸與御史廷尉雜考之。時弘農五官掾杜衆傷雲以忠諫獲罪、上書願與雲同日死。帝愈怒、遂并下廷尉。

東氏はこの事件を「宦官と儒家官僚の争克を示す事件」の一つに加えている注<sup>277</sup>。たしかに糸口は宦官批判であり、「尺一の拜用は御省を経ず」など、宦官の専横ぶりがあるが、中心はそれを重用する桓帝に直接向けられた強烈な批判となっている。しかも李雲は憂国の思いを述べるだけでなく、「是帝欲不諦乎」という暴言に近い表現を使い、さらにその内容が漏れるように封せず剥ぎ出し（「露布」）で提出し、コピー（「副」）を三公

に送るということを行った。桓帝の激怒も然るべしというものである。

ところが、弘農郡の五官掾であった杜衆を口火にして、李雲を弁護する声が次々と出てくるのである。李雲伝には陳蕃（大鴻臚）・楊秉（太常、楊震の子）・沐茂（洛陽市長）・上官資（郎中）らの名前が見え注<sup>278</sup>、例えば陳蕃は李雲の態度は悪いが忠國の念からであり、それを殺せば諫言の道をふさぐことになると弁護した（『後漢書』伝五六陳蕃伝）。黄瓊は延熹七年の病死の直前に桓帝に上疏し、李固や杜喬に続けて李雲を挙げて、その言動を弁護している（『後漢書』伝五一黄瓊伝）。また『後漢書』伝二〇下襄楷伝によれば、襄楷は後に李雲事件を引いて桓帝を批判する中で、

李雲が上書は明主の當に諱むべからざる所なり。杜衆は死を乞い、諒に以て聖朝を感悟せしむも、曾つて赦宥無く、而も并せて殘戮を被り、天下の人は咸に其の冤なるを知る。

李雲上書、明主所不當諱。杜衆乞死、諒以感悟聖朝。曾無赦宥、而并被殘戮。天下之人、咸知其冤。

と述べているから、桓帝の判断に納得しない声は広く見られたのであろう。しかし桓帝の怒りは解けず、同じく李雲伝によれば

帝悲り甚しく、有司奏して以て大不敬と爲す。詔して蕃、秉を切責して、免じて田里に歸し、茂、資は秩二等を貶す。時に帝、濯龍池に在り。管霸、雲等の事を奏す。霸、詭言（言いくるめなだめようとする）して曰く、李雲は野澤の愚儒にて、杜衆は郡中の小吏たり。狂癡（物狂い）より出たり。罪を加ふるに足らず、と。帝、霸に謂いて曰く、帝不諦を欲すは是れ何等の語ぞ、と。而るに常侍之を原さんと欲するや、と。顧みて小黄門を使って其の奏を可（ゆる）し、雲、衆、皆な獄中に死す。

帝恚甚、有司奏以爲大不敬。詔切責蕃、乘、免歸田里、茂、資貶秩二等。時帝在濯龍池、管霸奏雲等事。霸諛言曰、李雲野澤愚儒、杜衆軍中小吏。出於狂戀、不足加罪。帝謂霸曰、帝欲不諱、是何等語。而常侍欲原之邪。顧使小黃門可其奏、雲、衆皆死獄中。

とあり、宦官（管霸）が皇帝と「儒家官僚」の衝突を宥めようとしたが、それでも桓帝は譲らなかつた。

また太学でも同様の動きが見られた。桓帝の永興年間（一五三〜一五四）に冀州刺史として精力的に綱紀肅正を進めていた朱穆が父親の葬儀に天子の礼制（金縷玉衣）を用いた宦官趙忠を告発し、逆に桓帝の怒りをもって処罰された。すると「太学書生」の劉陶ら数千人が闕に押しかけて上書・抗議し、そのために桓帝は朱穆を赦免したという（『後漢書』伝三三朱穆伝）。同じく延熹五年には宦官の賄賂要求を拒絶して陥れられた皇甫規の処罰は不当であるとして、太学の学生が三百人あまりで闕に押しかけ、結果的に赦免を獲得している（『後漢書』伝五五皇甫規伝）。示威運動による勝利を太学生はすでに経験していたのである<sup>注29</sup>。また劉陶は『後漢書』伝四七の本伝によれば時局を批判し朱穆・李膺を再起用することを求める上疏を行い、その文末に「臣、敢えて不時（時代に合わない）の義を諱言（諫言を諱む）の朝に吐く……」（臣敢吐不時之義於諱言之朝……）という辛辣な言葉を添えたが、特に処罰はされなかつた。『後漢紀』卷二二ではこれを永寿元年（一五五）にかけ、また文にも若干の相違があるが、その冒頭には当時の世相を夏桀や殷紂の世に比すという大胆な振る舞いが見える。『後漢書』が記載しないのは、あまりにも不適切と范曄が考えたからかもしれない。そして李膺自身にも同様な振る舞いがあった。『後漢書』伝五七黨錮・李膺伝によれば、司隸校尉として野王令張朔（中常侍張讓の弟）の犯罪を摘発し、洛陽獄に附して処刑した。その時、張讓の哀願を受け自ら李膺と対

面した桓帝が先に許可を得るべきではないかと詰問すると、それに『禮記』第八文王世子篇の、大辟（死刑）に赦免令が三回繰り返されても有司は拒絶したという故事を引いて答え、遂に屈しなかつたという。それに対し桓帝は罪を犯したのだから仕方ないと引くしなかつた。

このように次々と皇帝に譲歩させてきた彼らは、第一次黨錮事件でも勝利、あるいは実害の伴わない譴責程度で終わることを予想（期待）していたのではないだろうか。

渡邊氏は黨人の名声が皇帝権力を超克し、皇帝権力そのものへの批判へ向かつた契機を黨錮事件に求めている<sup>注30</sup>。確かに、『後漢書』伝五七黨錮・李膺伝に

（李）膺、免ぜられて郷里に歸り、陽城の山中に居る。天下の士大夫、皆な其の道を高尚とし、朝廷を汗穢とす。

膺、免歸郷里、居陽城山中。天下士大夫、皆高尚其道、而汗穢朝廷。

とあり、全国的な批判的輿論の形成が確認できる。さらに『三國志・魏志』卷一武帝紀に

頃之、冀州刺史王芬、南陽許攸、沛國周旌等、豪傑と連結し、靈帝を廢して合肥侯を立てんと謀り、以て太祖（曹操）に告ぐ。太祖之を拒み、芬等遂に敗る。

頃之、冀州刺史王芬、南陽許攸、沛國周旌等連結豪傑、謀廢靈帝、立合肥侯、以告太祖（曹操）、太祖拒之、芬等遂敗。

とあり、同条の注に引く『九州春秋』によれば河間への靈帝の巡行を襲撃しようとしていたらしい<sup>注31</sup>。『後漢書』伝六一皇甫嵩伝には靈帝時期に篡奪をすすめられたことも見え、黨錮事件以後に皇帝批判が高まっていくことは明らかである。

しかし李雲事件のように黨錮事件以前にも同様な例を挙げうるものであり、直接皇帝に向けられた批判の言動

は桓帝期以前から存在するのである。たとえば『後漢書』伝六鄧騭伝によれば安帝の建光元年の鄧太后の死去を契機として外戚鄧氏が排除されると故吏の大司農朱寵がその無実を訴え、さらに「衆庶多爲騭稱枉」とあるように広範な批判が起きていた。

また安帝延光三年に起きた安帝の廃太子事件では、公卿以下の会議の場で太子（後の順帝）の無実を主張する來歴・桓焉・張皓・殺諷・劉璋・薛皓らと廃太子を主張する大將軍耿宝が激しく対立し、安帝が廃太子を決定しても來歴らは譲らず、殺諷ら十余名で鴻都門に押しかけて抗議している（『後漢書』伝五來歴伝）。

このように、党錮事件に向けて批判の動きは徐々に、しかし確実に高まってきたのであり、逆に言えば、そうした圧力が皇帝にも伝わってきたからこそ、些細にも思える張成の事件を全国規模の一大疑獄へと拡大させたのである。さらに推論を進めれば、桓帝・靈帝期に宦官への信任が異常とも思えるほどに深まってしまったのは、皇帝・宦官の個人的性行の問題だけでなく、批判勢力である「儒家官僚」側の台頭と裏表の関係であったのではないか。事態は黨錮事件へ向けて着々と準備されていたのである。

#### 四、「儒家官僚」の台頭

ではなぜ皇帝権力に向かう批判が登場してきたのか。また、それを可能にした条件はどのようなものだろうか。近年の研究の中で同様な論点をもつものを見ると、たとえば李軍氏は士人（「儒家官僚」と宦官の抗争の中で「澄清天下之志」という政治理念が提示され、さらに「頡頏天子」という言葉に示されるように「儒家官僚」の後

漢皇帝に対する向心力と心理的委附が低下し、それに反比例して「儒家官僚」の独立意識が高まったとする。そしてその原因として①士人と太学生、州郡生徒とが政治的同盟を結んだこと（「漢末士人與太学生及州郡生徒結成了緊密的政治同盟」）、②朝野の人士が政治や人事について活発な議論を展開したこと（「漢末朝野人士勇于評議時事、針對朝廷發表不同政見、普遍形成一種抨擊朝政、臧否人物的清議風氣」）、③士人の活発な交友の中で政治的同盟が形成されたこと（「漢末士人普遍尚好交游之風、在広泛的交游活動中建立政治關係、結成政治同盟」という三点を示す<sup>注33</sup>）。しかし、なぜそうなったのかという説明は加えられていない。

一方、川勝上掲（注10）論文は在地社会での立場や行動が中央での清流としての活動に結びつくことを想定したが、渡邊氏はそれを批判し、宦官による選挙壟断に注目し、選挙での人物評価を重視した当時の政情から、宦官に付くか批判するかは在地社会での立場や行動は関係なく、立身にどちらが有利かというレベルでの議論であり、濁流か清流かは「政治的スタンスの問題」であるとする。また黨錮で処罰された「党人」の名声は在地社会と乖離しており、それを波及させたのは郭泰ら「人物批評家」であるとする<sup>注34</sup>。

しかし、第一次黨錮事件で范滂が釈放されると「始め京師を發するに、汝南、南陽の士大夫の之を迎うる者は數千兩」（始發京師、汝南、南陽士大夫迎之者數千兩）とあり（『後漢書』伝五七黨錮・范滂伝）、張儉の事例でも『後漢書』伝五七黨錮・張儉伝に

儉、亡命を得て、困迫して遁走す。門を望み投止するに、其の名行を重じ家を破りて相い容れざるなし。……其の經歷する所、重誅に伏する者は十を以て數え、宗親並皆（みな）殄滅せられ、郡縣之が爲に殘破す。

儉、得亡命、困迫遁走。望門投止、莫不重其名行破家相容。……

其所經歷、伏重誅者以十數、宗親殄滅、郡縣爲之殘破。

とあるように支持者は在地社会に広範囲に存在し、連座の拡大で一族や郡県を滅亡させるとまで言われている。

『後漢書』伝五四史弼伝の

出て平原相と爲る。時に詔書下りて鉤黨を挙げ、郡國の奏する所の相い連及する者、多きは數百に至る。

出爲平原相。時詔書下舉鉤黨、郡國所奏相連及者多至數百。

という記事は『後漢書』紀八靈帝紀建寧二年十月の条の「州郡に制詔し大いに鉤黨を挙げ」に対応すると思われるが、ここからもその支持層の範囲の広さを確認できよう。問題は個人のレベルにとどまらないのである。

また『後漢書』伝五七黨錮・李膺伝に見える景毅は

時に侍御史蜀郡景毅の子の顧、(李)膺の門徒と爲る。而るに未だ録牒有らず、故に讎に及ばず。毅乃ち慨然として曰く、本より膺の賢なるを謂い、子を遣し之を師とせしむ、豈に名籍に漏奪せるを以て、苟安(一時のがれ)而已とす可けんや、と。遂に自ら表して免歸す。時人、之を義とす。

時侍御史蜀郡景毅子顧爲膺門徒、而未有録牒、故不及於讎。毅乃慨然曰、本謂膺賢、遣子師之、豈可以漏奪名籍、苟安而已。

遂自表免歸。時人義之。

とあり、子が連座の中に数えられないことを不当としてゐる。また本人だけにとどまらず、周囲からもそうした行為が義として賞賛されたというのである。岑暉の場合も張汎事件が赦免とされると、さっそく州郡の察挙や三公の辟召を受けている(『後漢書』伝五七黨錮・岑暉伝)。やはり、彼らを後押しした社会的条件を明らかにすることが不可欠であろう。

それについて、本論では三つの視点から検討を加えたい。

第一は儒教イデオロギーである。

これについてはさらに二つの面に分けて考えること

が可能であろう。その一は広範な支持の背後にある、支持する層の成立・拡大である。

『後漢紀』卷二二に

是時太學生三萬餘人、皆な陳蕃、李膺を推し、其の行を被服(まねして身につける)す。是れ由り學生聲を同じくして競いて高論を爲し、上は執政を議し、下は卿士を議す。范滂、岑暉の徒は其の風を仰ぎて之を扇る。是に於いて天下翕然とし(一斉に盛り上がり)、臧否を以て談を爲し(人物評価を語り合い)、名行善惡は謡(うわさ)に託して言いて曰く、彊禦(悪強く善を退ける者)を畏れぬ陳仲舉、天下の模楷は李元禮、と。公卿以下皆な畏れ、側席(脇に退く)せざる莫し。又

た三君、八俊：：を爲り、陳蕃は三君の冠爲り、王暢、李膺は八俊の首爲り。海内の諸の名節志義を爲す者、皆な其の風に附す。膺等免廢せらると雖も、名は逾よ盛んにて、之を希う者は唯だ及ばざるを恐る。其の流に涉(かかわ)る者は時に免黜せらると雖も、未だ家に及ばずして、公府州郡争いて禮して之に命ず。

是時太學生三萬餘人、皆推陳蕃、李膺、被服其行。由是學生同聲競爲高論、上議執政、下議卿士。范滂、岑暉之徒仰其風而扇之。於是天下翕然、以臧否爲談、名行善惡、託謡言曰、不畏彊禦陳仲舉、天下模楷李元禮。公卿以下皆畏、莫不側席。又爲三君、八俊：：陳蕃爲三君之冠、王暢、李膺爲八俊之首。海内諸爲名節志義者、皆附其風。膺等雖免廢、名逾盛、希之者唯恐不及。涉其流者、時雖免黜、未及家、公府州郡争禮命之。

とあるように、黨錮事件で李膺らの直接の支持勢力となつたのは太學生であった。しかし「海内の諸の名節志義を爲す者、皆な其の風に附す」とあるように、それへの支持は地方にも波及していたのであり、張儉伝も伝えるように、中央の太學生だけでなく、地方でも郡縣を破滅させると言われるくらい広範な支持層が成立していた

のである。

『後漢書』伝六九下儒林伝下の論に

其の儒衣を服て、先王を稱し、庠序（初等学校）に遊び、横（鬢）塾に聚まる者は蓋し邦域に布之ず。

：其の著名高義にして門を開き徒を受くるの者は、編牒（弟子入り）するもの萬人を下らず。

其服儒衣、稱先王、遊庠序、聚横塾者、蓋布之於邦域矣……其著名高義開門受徒者、編牒不下萬人。

という一節があるが、光武帝の建武年間にすでに「公羊学」の丁恭（山陽郡）には遠方からも広く諸生が集まつて「著録數千人」と言われ、「歐陽尚書」の牟長（樂安郡）は千人あまりの学生を抱え、門人全体は「前後万人」であり、その子の牟紆も門生千人と伝えられる（『後漢書』伝六九上儒林・牟長伝）。和帝期の周磐は官歴は三県の令にすぎなかったが「教授門徒常千人」とある（『後漢書』伝二九周磐伝）。下つて順帝期の五経に通じた蔡玄（汝南郡）の場合は「門徒は常に千人、其の著録する者は萬六千人（門徒常千人、其著録者萬六千人）」であつたという（『後漢書』伝六九下儒林・蔡玄伝）。數量だけでなくその範圍も靈帝期の楊震碑（『隸釈』卷十二所載）の碑陰に刻まれた楊統（弘農郡、楊震の孫）の門生の分布を見ると關東全域に亘つてゐることがうかがえる（本章末尾の『隸釈』所収「楊震碑」碑陰人物の本貫地分布）を参照）。延熹七年に江夏郡であつた黄瓊の葬儀では「四方の名豪」が六、七千人集まり談論したというが（『後漢書』伝四三申屠蟠伝）、こうした子弟關係の広域ネットワークが情報ネットワークとしても機能し、黨錮事件のきつかけとされる三つの「謠」「謡」「流言」を結びつけ、また「天下の士大夫、皆な其の道を高尚とし、朝廷を汗穢とす」という輿論を形成したのではないだろうか。

孝經についての渡辺信一郎氏の議論にも注目したい。前漢後期以来の儒教浸透は後漢時代になつてその実を満

たし、儒教教養が当然の行動規範として人々を拘束するようになつていたが、中でも『後漢書』伝五二荀爽伝に「漢の制、天下をして孝經を誦せしめ、吏を選んで孝廉に挙ぐ。（漢制、使天下誦孝經、選吏孝廉）」とあり、前漢平帝元始三年（三）に学官を整備し、「郷をば庠と曰い、聚をば序と曰ふ。庠序に孝經の師一人を置く（郷曰庠、聚曰序。庠序置孝經師一人）」（『漢書』卷十二平帝紀）とあるように孝經が重要な役割を担つていた。氏は「『孝經』は、官府の小吏となつて官長に仕え、やがては命官となつて宰相にまでいたりうる現実的可能性をもつていた中家上層を主対象とし、彼らの構成する家を基礎にそこに現れる愛敬という心情的契機をもつて、君—臣—民からなる政治的關係の一元的親和性を説くところにその理論的核心をもつていた」と述べるが注4、まさに「孝經」の社会的意義はイデオロギーの共有によつて「儒家官僚」と在地の豪族勢力を結びつけたという点に求められるであろう。

その二は、それが皇帝批判のイデオロギー的拠り所となつた可能性である。学者の中には朝廷の招きに応じず、人格・學術を皇帝の命や官界での榮達よりも重視する姿勢が見られ、それが評価されてもいた注5。また『後漢書』伝四四楊震伝によれば安帝の側近政治に反対した楊震は安帝の不興を買い、自殺に追い込まれた。范曄は楊震伝に付した論で

延光の間、震、上相と爲り、抗直にて方に以て權枉に臨まんとし、公道を先にし身名を後にす。王臣の節を懷き、所任の體を識ると謂うべし。

延光之間、震爲上相、抗直方以臨權枉、先公道而後身名。可謂懷王臣之節、識所任之體矣。

と評し、「王臣の節」という皇帝への忠誠心を基準にした価値で判断している。楊震自身の認識も、死に臨んでの楊震自身の言葉に

死は士の常分なり。吾、恩を蒙り上司に居し、姦臣の狡猾を疾りて誅する能わず、嬖女（お気に入り）の傾亂を惡みて禁ずる能わず、何の面目にて復た日月に見えんや：

死者士之常分。吾蒙恩居上司、疾姦臣狡猾而不能誅、惡嬖女傾亂而不能禁、何面目復見日月……

とある。「日月」は皇帝と皇后、具体的には和帝と鄧太后を指すとも考えられるが、やはり皇帝が意識の中心に据えられていたのである。

川勝氏は「儒家官僚」が共有していた政治理念について、王符や楊秉（楊震の子）の説を引いて

地上の国家が天界の秩序の裏付けをもつという壮大な普遍的國家の理念は、原始儒教以来の觀念にもとづきつつ、ことに董仲舒によつて完備されたものであるが、これが後漢時代の士大夫の指導的な考え方であった。：かような國家理念をもつ、士大夫にとつて、君主の大権は当然、天子以外のものに掌握されてはならぬ。為政者はつねに秩序維持の原理たる礼を守るべきものとされる。

と述べている。そしてこうした普遍的な國家理念を歪める外戚や宦官といった濁流勢力に対し、清流士大夫が相互の團結をもち、これを阻止せんとする姿勢を明確に示していったとする注<sup>36</sup>。

しかし儒教理念と國家（制度）の關係、また儒教理念の中の皇帝と生身の皇帝の關係については、こうした理想が存在したために、逆に現実に対してより厳しい批判が生まれた可能性を考える必要があるのではないか。普遍的な國家理念が導き出す理想の皇帝像と現実の生身の皇帝とは往々にして一致しないからである。

また後漢時代の儒教思想では『孝經』とともに『春秋』が重視され、王望の事例に限らずしばしば『春秋』の義が政治指針とされていた注<sup>37</sup>。『春秋』諸家の中でも王莽

の篡奪を理論的に支えた『左氏伝』（古文学）に対し、後漢では『公羊伝』（今文学）が主流となり、それが章帝期の白虎觀會議で決定付けられた。その『公羊伝』の性格は、日原利国氏の研究によれば「包括的解釈」と呼ぶべきものであり、「一統を大ぶ（大一統）」として強大な君主権を是認する一方でその発想は動機主義であり郷党社会を思想的母体とする儒教主義であった注<sup>38</sup>。それが臣下が皇帝の命（制詔）を正確に履行しないという矯制の問題につながる。明帝期の青州刺史王望が独断で開倉し貧困民に賑恤を行った事件では、『後漢書』伝二九劉平伝に付す王望伝に

（明）帝、望の先に表請せざるを以て、百官に章示し、其の罪を詳議せしむ。時に公卿は皆な命を専らにするを以て、法に常條（明確な規定）有りとす。鍾離意獨り曰く、昔、華元、子反は楚、宋の良臣たり。君命を稟せず（したがわず）、擅に二國を平ぐ。春秋の義、以て美談と爲す。今、望は義を懷き罪を忘れ、仁に當りて譲らず、若し之を繩するに法を以てすれば、其の本情を忽にし、將に聖朝の愛育（民を慈しむ）の旨を乖る。帝、意の議を嘉とし、赦して罪とせず。

帝以望不先表請、章示百官、詳議其罪。時公卿皆以專命、法有常條。鍾離意獨曰、昔華元、子反、楚、宋之良臣、不稟君命、擅平二國、春秋之義、以爲美談。今望懷義忘罪、當仁不讓、若繩之以法、忽其本情、將乖聖朝愛育之旨。帝嘉意議、赦而不罪。

とあり、処罰が当然として議論されている。ところが明帝は鍾離意の主張——儒教理念（「義を懷きて罪を忘れ、仁に當りて譲らず」）は法（「先に表請せず」の処罰）に優先する——を支持し、赦免したのである。矯制の事例は少なからぬ詰問・弁護が行われたかが伝えられる事例は少ないが、前漢武帝期（元鼎年間）の博士徐偃の矯制では『公羊伝』莊公十九年の「疆を出でて以て社稷を安んじ國家に利する可きもの有れば、則ち之を專にするも可なり。

〔出疆有可以安穩、利國家者、則專之可也〕<sup>41</sup>」がその正当化の根拠に引かれている（『漢書』卷六四終軍伝）。

矯制が許容されたことを君主独裁体制の硬直化を防ぐ潤滑剤の役割を果たしたものと見ることも可能であるが<sup>注39</sup>、こうした理屈を敷衍すれば、先の李膺らの主張のように、皇帝の意向や法制度（赦免令）よりも在地社会の利益（民を害する佞臣の処分）や正義（独断での死刑）を優先してしかるべしとする立場を生み出してしまふのである。黨錮事件の原因となった「儒家官僚」の公然たる矯制行為もこうした『公羊伝』の動機主義の性格につながるのではないだろうか。

そしてこうした儒教の役割の理解が妥当であるとすれば、黨錮事件は一部官僚の正義感に燃えた行動といったレベルの問題ではなく、それは宇都宮氏が述べるように国家のイデオロギーに関わる衝突であり、儒教思想対皇帝権力という、秦漢帝国の本質にかかわる問題として再認識できるのではないかと思う<sup>注40</sup>。

第二に、利害や立場を越えて広範な参加を必然的ならしめた条件として、当時の在地社会の危機的状況を挙げたい。

イデオロギーが後漢時代人の行動を現代人の想像を越えて規制していたとしても、全てをそれだけで括ることはできない。たとえば范滂の場合、中常侍唐衡の請託拒否をめぐる「郡中中人以下、怨に歸せざるは莫く、乃ち滂の用うる所を指して、以て范黨と爲す。（郡中中人以下、莫不歸怨、乃指滂所用、以爲范黨）」（『後漢書』伝五七黨錮・范滂伝）とある。在地社会は磐石たる一枚岩ではなく、政治刷新を主張する「儒家官僚」とは対立する動きが存在した。東氏も「察举体制」内部の矛盾として、在地社会の階層分化が進む中、最上部に位置して郷論を指導する士大夫豪族と、「中人以下」と蔑称されるそれ以下の請託に上昇の望みを繋ぐ土豪豪族との間の亀裂を指摘

している<sup>注41</sup>。中央でも事情は同じであり、光祿勳となつた陳蕃は五官中郎將黄瓊とともに郎官の人事を典つたが、「權富に偏せず、執家郎（有力者の子弟）の譴訴する所と爲り、坐して免ぜられ歸す。（不偏權富、而爲執家郎所譴訴、坐免歸）」と、その不偏の姿勢を逆に攻撃されている（『後漢書』伝五六陳蕃伝）。後に竇武とともに中常侍曹節・王甫ら宦官勢力の打倒を図つた時には、同志の尹勳（尚書令）、劉瑜（侍中）、馮述（屯騎校尉）を起用し、第一次黨錮事件で退けられていた李膺・劉猛・杜密・朱寓らを朝廷に配置し、荀翌・陳寔をも幕僚に加えたことで「天下の雄俊、其の風旨を知り、延頸企踵（期待のあまり伸び上がる）せざるなく、其の智力を奮うを思う。（天下雄俊、知其風旨、莫不延頸企踵、思奮其智力）」（『後漢書』伝五九竇武伝）となつたが、そうした期待の一方で『後漢書』五行志一に

桓帝の初、京都の童謠（うわさ）に曰く、游平（竇武の字）賣印は自ら平有り、豪賢及び大姓を辟せず。

桓帝之初、京都童謠曰、游平賣印自有平、不辟豪賢及大姓。

ともあり、その人事で排除される側からは不満の声も上がっていた。

また「儒家官僚」陣営の側でも太学生 of 政治刷新の主張の中で人事欲求が占める割合が高かつたことはすでに指摘したとおりである。この点で渡邊氏の「政治的スタンスの問題」という指摘は非常に鋭く一面の真理を突いている。しかし立身出世の都合だけを考えれば、皇帝と密着した宦官と提携する方が確実に容易な立身の階梯である。特に第一次黨錮事件を経験した後は、批判する側に立つことの不利と危険は明白である。

こうした中で「儒家官僚」への広範な支持が盛り上がったのは利害の対立を超越し「政治的スタンス」を犠牲にしても、自然災害と農民反乱によつて大きく傾いってしまった、彼らの拠つて立つ基盤である在地社会の秩序の

再建を図らねばならなくなつていたからではないか。

農民反乱の激化については多田氏の研究があり、関東（黄河下流域）だけでなく順帝く桓帝期には江淮地区へも被害が拡大していたという<sup>注42</sup>。川勝氏は後漢時代の末には郷邑の支配をめぐる複数豪族のはげしい競合状況を指摘し、豪族の領主化傾向による小農民の没落と階層分化の進行で、古い郷邑秩序の危機的状況が起きていたとし、その調停者として清流士人の姿勢を理解する<sup>注43</sup>。第二部第三章でもふれたように、在地社会の対立に請託という形で中央での権力闘争が関わったことで、地方政府が本来担うべき調停・調整の機能が低下していた。藤田勝久氏はそうした後漢王朝の機能低下で在地社会の分解・対立が激化し、「後漢の桓帝期になると、地方統治の紊乱はますます激しくなり、崔寔『政論』のように官僚と豪族の弊害を指摘し、儒家でありながら、信賞必罰の法令によつて郡県の長吏が安定して統治できるようにすべきという主張があらわれてくる」と指摘する<sup>注44</sup>。

地方小吏や豪族は在任期間が過ぎれば去つていく長官とは異なり、それと直接に向かい合い続ける立場である。皇帝の側近に連なる無為無策無責任かつ貪欲なだけの地方長官たち―その立場からすれば、それは自然な姿でもあるのだが―への不信感と我身の不安をかき立てられていたことが予想される<sup>注45</sup>。そうした中で「儒家官僚」たちは積極的な地方行政刷新に取り組み、成果を上げていった。たとえば桓帝永興年間の冀州刺史朱穆は

永興元年、河溢れ人庶の漂害すること數十萬戸、百姓荒饑し道路に流移す。冀州盜賊尤だ多く、故に穆を擢し冀州刺史と爲す。州人有宦者三人有りて中常侍と爲り、並に檄を以て穆に謁す。穆之を疾み、辭して相見ず。冀部の令長、穆の河を濟るを聞き、印綬を解きて去る者、四十餘人。到るに及び、諸郡を奏劾し、自殺する者有るに至る。威略權宜を以て、

盡く賊の渠帥を誅す。權貴を舉劾し、或は乃ち獄中に死す。（『後漢書』伝三三朱穆伝）

永興元年、河溢、漂害人庶數十萬戸、百姓荒饑、流移道路。冀州盜賊尤多、故擢穆爲冀州刺史。州人有宦者三人爲中常侍、並以檄謁穆。穆疾之、辭不相見。冀部令長聞穆濟河、解印綬去者四十餘人。及到、奏劾諸郡、至有自殺者。以威略權宜、盡誅賊渠帥。舉劾權貴、或乃死獄中。

という圧倒的な影響力を発揮した。同じく桓帝期に青州刺史となつた李膺も「再遷して青州刺史たり。守令は威明を畏れ、多く風を望み官を弃つ。（再遷青州刺史、守令畏威明、多望風弃官）」であつたという（『後漢書』伝五七黨錮・李膺伝）。順帝の漢安元年（一四二）に「時に廣陵の賊張嬰等數萬人を衆め、刺史、二千石を殺し、揚徐の閒を寇亂すること十餘年を積ね、朝廷討つ能はず。（時廣陵賊張嬰等衆數萬人、殺刺史、二千石、寇揚徐閒、積十餘年、朝廷不能討）」であつた劇郡の廣陵に太守として赴任した張綱は人心を掌握して反乱集団の慰撫に成功し、一年後には「人情は悦服し、南州晏然（平穩）たり。（人情悦服、南州晏然）」となつた（『後漢書』伝四六張綱伝）。不安に包まれていた地方小吏や豪族にとつて、彼らの姿は鮮やかな対比を伴うものだったのでないだろうか。

第三は当該時期の政治過程との関連である。

後漢時代中期にはすでに和帝親政のブレイクたちや鄧氏の「推進天下賢士」政策による「儒家官僚」の進出が見られた（本論第二部第四章）。狩野氏は「楊震が活躍した和帝・安帝の時代は、こうした儒生が、儒教的教養に根ざした議論を立て、反外戚、宦官を標榜し、政治の浄化を主張することによつて、三公に上り得た時代でもあつた」と総括する<sup>注46</sup>。続く順帝期でも梁商は「儒家官僚」を積極的に起用し、その代表的人物である李固や黄瓊は三公に上つていく。

このように経世済民の経験と実績をへて自信をつけ

てきた「儒家官僚」、そして「儒家官僚」として政界で活動することを期待していた太学の生徒や在地の豪族にとつて、続く桓帝期の宦官専横の現実はその大きな落差に非常に強い不満を抱かせるものであつたらう。

黄宛峰氏が指摘した「儒家官僚」の集団的まとまりの形成にも注目したい<sup>注47</sup>。和帝・鄧氏・梁氏とそれぞれ結びついていた段階ではまだ中央にあつても個々の「儒家官僚」がばらばらの状態であつたが、李固をへて陳蕃・李膺というリーダーを中心に、政治刷新を標榜する政治集団へと結集、成長したのである。

ただ、このように総括すると、実態以上に「儒家官僚」側の言動を美化・正当化してしまふ危険性がある。集団が拡大する中で陳蕃らの周囲には、太學生だけに限らず、政治刷新の理念を後回しにして、名声を得て官界で優位に立つことなどの私利を第一とする者もたくさん集まつてくるのが容易に予測される。余華青氏は宦官専横の三方式として「操縦君主・隔絶君臣・結党自固」を挙げ<sup>注48</sup>、宦官王甫も黨錮事件の審問の中で范滂らが互いに推挙しあつて私党を作つていと糾弾している(『後漢紀』卷二二)<sup>注49</sup>。三方式はそのまま「儒家官僚」側にもあてはまるものだったのでないだろうか。それゆえに『續漢書』五行志一に見える河内郡の牢川の上書にも

汝、穎、南陽、上は虚誉を采り、専ら威福(カ)で従(せ)る)を作す。甘陵に南北二部有り、三輔尤も甚し。

汝、穎、南陽、上采虚誉、専作威福。甘陵有南北二部、三輔尤甚。

とあり、黨錮事件の発端となつた対立にまた違つた評価が述べられているのであろう<sup>注50</sup>。

また一般的には外戚専横は私権の拡大に走り「儒家官僚」と衝突したと理解されがちである。確かに梁冀の場合、順帝の死後に幼少の冲帝・質帝・桓帝を次々と擁立

し、それを批判する李固ら「儒家官僚」を自殺に追いやつた。しかしその反面、梁商の「賢を進む」(『後漢書』伝二四梁商伝)という姿勢は前章でも見たように「儒家官僚」進出の足掛かりにもなつたのであり、靈帝を擁立した寶武の場合には、實際上、陳蕃を筆頭とする「儒家官僚」との同盟で政権を担つていた。外戚と「儒家官僚」の政治的同盟の成立は、皇帝の側からすれば、その包囲の中で孤立してしまふことになる<sup>注51</sup>。宦官を父母に例えた靈帝の心情も理解できよう。

### 小結

以上、本章では、宦官による後漢時代最大の「儒家官僚」弾圧事件とされていた黨錮事件について、その本質が、台頭する「儒家官僚」と皇帝権力そのものとの衝突であつたことを検討し、そしてその背景を(一)儒教イデオロギー、(二)在地社会の危機的状況、(三)当時の政治過程との関連という三つの視点から考えてきた。

結果的には「儒家官僚」側が弾圧され、敗北して終わるのであるが、馬良懷氏は「後漢時代以降に士大夫と宦官勢力等との対決が見られなくなるのは、各時代の個別事情はもちろんとして、黨錮事件の重大な影響も無視できないのではないか」と述べている<sup>注52</sup>。渡邊氏は後漢時代に儒教を媒介とする政治が実現されたが、「儒家国家」としての後漢国家は外戚・宦官による国家権力の恣意的運用によつて次第に崩壊していくこと、そして名士の自律的秩序が形成され、その中から六朝貴族制の萌芽が形成されてくることを論じる<sup>注53</sup>。

両氏の議論で問題となるのは批判された皇帝権力側がどのようにそれに対応するのかという点が欠如していることである。その結果、馬氏の議論では一部士大夫の

隱遁志向は説明できるが、大多数の士大夫の一般的な姿勢である積極的な政治参加が、逆に矛盾した存在となつてしまふ。渡邊氏の議論でも序論で述べたように「儒教国家」が完成するとともに崩壊するという窮屈な歴史展開が導かれてしまふのである。黨錮事件で示された一時的な弾圧と解除だけでは問題の根本的な解決にはならない。黨錮事件という分岐点で、功臣勢力に支えられ、さらに「儒家官僚」と結んだ後漢王朝は、根本的な自己変革の「実験」を迫られることになつたのでないだろうか。次の第三部では靈帝期に見られる新たな動きの中に、こうした動きを追いかけていこう。

## 注

1、たとえば近年刊行された概説書を見ると呂名中氏が『中国通史』巻五（一九九五年、四百十一頁）で同様な論理を述べる。また鶴間和幸氏は『世界歴史体系中国史一、先秦〜後漢』（二〇〇三年）にて「中央政界で宦官勢力を批判した官僚たちが、逆に宦官側から党人としてひとくるみに呼ばれ、この党人と宦官の政争で党人側の多くの人材が犠牲に遭うことになつた」と述べる（五三八頁）。

2、『後漢書』伝四四楊秉伝、『後漢紀』巻二二によれば、延熹八年に侯覽・貝瑗が太尉楊秉によつて弾劾されると、桓帝もやむをえず侯覽を免官し、貝瑗の封国を削つたという。また渡邊義浩「宦官」（『後漢国家の支配と儒教』一九九五年）は『隸釋』の「州輔碑」の考証から、第一次黨錮事件に連座した延篤が宦官州輔と結びついていたことを明らかにする。趙翼も『二十四史劄記』巻五「宦官亦有賢者」で、宦官は十人中九人は

貪悪であるが例外もいと述べるが、黄巾の乱に際し「先に左右の貪濁者を誅し、黨錮の人を大赦せんと欲す」（欲先誅左右貪濁者大赦黨錮人）と主張した呂強や「博學多覽にて、著作校書し、諸儒之を稱す」（博學多覽、著作校書、諸儒稱之）であつた趙祐など（『後漢書』伝六八宦者・呂強伝）、宦官をすべて絶対悪と見るのは理念に過ぎるだろう。また曹騰は「其の進達する所は皆な海内の名人なり。（其所進達皆海内名人）」と言われている（『後漢書』伝六八宦者・曹騰伝）。「儒家官僚」の頭目陳蕃と組んで宦官勢力の排除を目指した外戚竇武が宦官山氷を親任していたように（『後漢書』伝五九竇武伝）、現実の政治生活の中では「儒家官僚」と宦官との間にも明確に切り離せない部分があつたのだろう。『隸釋』巻六所収の「中常侍樊安碑」によれば、桓帝の永壽四年に卒した宦官樊安は碑文に「樊氏以帝元舅：：」とあり、光武帝の生母の実家である南陽郡湖陽縣の樊氏の一員である。その一族から公羊学の大家である樊儵、和帝・鄧太后ブレンとなつた樊準が出てくるにもかかわらず、なぜ宦官となつたのか。宦官については儒教理念からは肉体を傷つけて父母の恩に背き、また君側の奸として排除すべしという主張が容易に導かれるが、同時代人にとってはまた違つた現実的評価が存在した可能性も考えるべきであろう。

3、楊聯陞「東漢的豪族」（『清華學報』十一—四、一九三六年）。

4、宇都宮清吉「書評 陳嘯江『魏晉時代の「族」』及び楊聯陞『東漢的豪族』（『中国古代中世史研究』一九七七年）。

5、永田英正「漢代の選舉と官僚階級」（『東方學報』京都四一、一九七〇年）。

6、多田狷介「後漢後期の政局をめぐって—外戚・宦官・清流士人—」（『漢魏晉史の研究』一九九九年）。



張儉・岑暉はいずれもただの功曹ではなかったのであり、中央政界との強いつながりを持つ人物であったことも軽視すべきではないだろう。

<sup>23</sup>、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編卷上（一九六六年）の四一四、四一五頁。「功曹」という呼称が通用しているが、宋一夫「漢代功曹、五官掾考」（『歴史研究』一九九四年第五期）は「五官掾」と「功曹」が同じものであることを論証している。「功曹」が重視されたのは後漢時代の特色であり、仲山茂「兩漢功曹考」（『名古屋大学東洋史研究報告』二七号、二〇〇三年）は「地方長官に圧倒される」前漢の功曹と「誹謗中傷の渦巻く地元社会から抜け出した、長官の優秀な補佐であり公平な裁定者として現れた」後漢の功曹を対比する（一七頁）。

<sup>24</sup>、黨錮時期の太学については吉川忠夫「黨錮と学問——特に何休の場合——」（『六朝精神史研究』一九八四年）および孫寧瑜「東漢太学生政治活動之研究」（『台北市立女子師範専科学校学報』九、一九七七年）を参照。後漢時代の教育制度全般については東晋次「儒学の普及と知識階層の形成」（注12前掲書）を参照。

<sup>25</sup>、『後漢書』伝五九竇武伝の永康元年の上書には「前：太尉掾范滂」とあり、『後漢紀』卷二二に見える牢順の上書には「汝南范滂」とのみある。

<sup>26</sup>、太学内部での不満の鬱積については注24の吉川、孫論文を参照。

<sup>26</sup>、注23仲山論文は「宦官と清節の士の政治抗争のさなかで、高明な太守が人品優れた功曹の諫言を嘉納し、また全幅の信頼を寄せ、周囲の誹謗中傷に耳を貸さないという地方政治の姿は、朝廷のあるべき姿を提示することに他ならなかったのではなからうか」と述べている（十八頁）。

<sup>27</sup>、東注12前掲書二三八〜二三九頁。

<sup>28</sup>、沐茂と上官資については詳細は不明であるが、こうした場面で発言していることを考えれば、陳蕃や楊秉と同様に「儒家官僚」と見ていいのではないか。

<sup>29</sup>、太学博士の意見を徴することはさまざまに見られたが、桓帝期には貨幣改鑄についての意見を「四府羣僚及太學能言之士」に求めており、当時太学に学んでいた劉陶が意見を上げていた（『後漢書』伝四七劉陶伝）。議論の詳細については狩野直禎「劉陶についての一考察」（『後漢政治史の研究』一九九三年）を参照。

<sup>30</sup>、渡邊「黨錮」（注2前掲書）、四〇八頁。

<sup>31</sup>、陳蕃の子の陳逸と襄楷らが謀議し、靈帝が河間の舊宅に行幸するところを襲撃しようと計画していたが、行幸が中止になったために未遂に終わった。靈帝の代役には合肥侯が目されていたが、詳細は不明である。<sup>32</sup>、李軍「土権与君権 上古漢魏六朝政治権力分析」（二〇〇一年）、一四八〜一五四頁。

<sup>33</sup>、渡邊注14前掲論文三七一〜三七四頁、三九八〜四〇一頁。

<sup>34</sup>、渡辺信一郎「孝経の国家論」（『中国古代国家の思想構造』一九九四年）、二四五頁。

<sup>35</sup>、羅義俊「兩漢博士家法株生原因略論」（『史林』一九九一年第一期、三頁）。羅氏は後漢時代の学者について、皇帝などの権威から独立した人格であるという姿勢を重視されている。

<sup>36</sup>、川勝注8前掲論文、九頁。

<sup>37</sup>、『孝経』と『春秋』が並んで重視されたことについては劉修明「漢以孝治天下」の発微」（『歴史研究』一九八三年六期）を参照。

<sup>38</sup>、日原利国「春秋公羊学の漢代的展開」（『漢代思想の研究』一九八六年）。馬彪「論漢代的儒宗地主」（『中国史研究』一九八八年第四期）。『左氏伝』は劉歆が王莽の篡奪を正当化したことで、官学としては『公

羊伝』と比べ、やや後退を余儀なくされたものの、政治の世界での言説や発想の中では穀梁伝も含め相応に重視されていたことは渡部東一郎「後漢における儒と法」(『集刊東洋学』七八、一九九七年)および田中麻紗巳「後漢初期の春秋学について」(『中村璋八博士古稀記念東洋学論集』汲古書院、一九九六年)が指摘されている。

39、孫家洲・李宜春「西漢矯制考論」(『中国史研究』一九九八年第一期)は臣下が皇帝の命(制詔)に不履行や違反をする矯制について、前漢時代の事例を検討し、それが原則としては厳しく断罪されるべきものでありながら、現実には成果が上がれば皇帝の判断で赦免されるケースが多く、それが君主独裁体制の硬直化を防ぐ潤滑剤の働きを持ったことを推測する。

40、宇都宮注四論文。

41、東注12前掲書、三一四頁。

42、多田「黄巾の乱前史」(『漢魏晋史の研究』一九九九年)。

43、川勝注8前掲論文、九頁。

44、藤田「漢代郡県制と水利開発」(『岩波講座世界歴史(新版)』三、一九九八年)、二四五頁。

45、任地に派遣されてくる地方長官の無責任ぶりは『潜夫論』巻五實邊第二四でも「太守令長は軍事を畏悪し、皆な素と此の土の人に非ざるを以て、痛は身に著かず、禍は我家に及ばず。故に争いて郡縣を壊し、内に遷さんと以う。〔太守令長畏悪軍事、皆以素非此土之人、痛不著身、禍不及我家、故争壊郡縣、以内遷〕と非難されている。

46、狩野「楊震伝についての一考察」(注29前掲書)。

47、黄宛峰「東漢潁川、汝南、南陽士人与党議始末」(『中国史研究』一九九五年第四期)。

48、余華青「中国宦官制度史」(一九九三年)、一六三―一六六頁。

49、『後漢書』伝五七黨錮・范滂伝には「王甫詰して曰く、君人臣と爲りて、忠國を惟わず、而して共に部黨を造り、自ら相い褒擧し、朝廷を評論し、虚構無端にて諸の謀結する所は、並に何を爲さんと欲するか。皆な情を以て對え、隱飾するを得ず、と。〔王甫詰曰、君爲人臣、不惟忠國、而共造部黨、自相褒擧、評論朝廷、虚構無端、諸所謀結、並欲何爲。皆以情對、不得隱飾〕とある。

50、司馬光も『資治通鑑』巻五六の靈帝建寧二年の条にて、「臣光曰く」として「党人は昏乱の世に生まれ、其の位に在らざるに四海横流して口舌を以て之を救わんと欲し、人物を臧否し濁を激し清を揚ぐ。虺蛇の頭を撩(なぶ)り、虎狼の尾を躡(つか)み、身は淫刑を被るに至り、禍は朋友に及び、士類殲滅するを以て、國隨いて以て亡ぶ。亦た悲しからずや。〔党人生昏乱之世、不在其位、四海横流、而欲以口舌救之、臧否人物、激濁揚清。撩虺蛇之頭、躡虎狼之尾、以至身被淫刑、禍及朋友、士類殲滅、而國隨以亡。不亦悲乎〕と述べている。

51、前漢以来の発展してきた官僚機構が、それ自体の安定化とともに皇帝権力を制約するようになるという山田勝芳氏の指摘もある(『後漢の司馬遷と少府』『史流』十八、一九七七年)。この構図を逆に皇帝側から見れば、「儒家官僚」が批判的言動を取っても、彼らなくして行政機構を運営できなくなっていたから、皇帝は妥協せざるをえなかったという解釈が可能ではないだろうか。

52、「論東漢后期的党錮之禍」(『華中師院学報』一九八三年第四期)、三八頁。原文は「東漢以后的士大夫之所以不敢站出来同宦官集团和一些專横擅權的進行鬭争、除了各時代的具体原因(主要的)之外、還有別一個不容忽視的原因、即東漢党錮之禍的嚴重影響」。

53、渡邊注14前掲論文、四二五頁。

『後漢書』伝五七黨綱列伝序

\*段落は文脈をわかりやすくするために上谷がつけたものである。

① ……桓靈の間に逮（およ）び、主荒れ政謬りて、

國命は闕寺に委ね、士子は與に伍と爲るを羞じ、故に匹夫は抗憤し、處士は横議（勝手な議論）し、遂に乃ち名聲を激揚（激しく盛り上げる）し、互に相い題拂（評価）し、公卿を品覈（品定め）し、執政を裁量す。

婁直（自らが正しいと言い張る）の風、斯に於いて行わる。夫れ上好めば則ち下必ず甚だ枉を矯す。故に直の必ず過ぐは、其れ理の然るべし。范滂、張儉の徒の心を清め惡を忌み、終に黨議に陥る若きは其れ然らざるや（当然であろう）。

……連桓靈之聞、主荒政謬、國命委於闕寺、士子羞與爲伍、故匹夫抗憤、處士横議。遂乃激揚名聲、互相題拂、品覈公卿、裁量執政。婁直之風、於斯行矣。夫上好則下必甚、矯枉故直必過、其理然矣。若范滂、張儉之徒、清心忌惡、終陷黨議、不其然乎。

② 初、桓帝蠡吾侯爲りしとき、學を甘陵の周福に受く。帝位に即くに及び、福を擢して尚書と爲す。時に同郡の河南尹房植、當朝に名有り。郷人之が爲に謠して曰く、天下の規矩は房伯武、師に因り印獲る周仲進、と。二家の賓客は互いに相い譏揣（そしる）し、遂に各の朋徒を樹て、漸に尤隙を成す。是れに由りて甘陵に南北部有り。黨人の議、此れより始まる。

初、桓帝爲蠡吾侯、受學於甘陵周福。及即位、擢福爲尚書。時同郡河南尹房植、有名當朝。郷人爲之謠曰、天下規矩房伯武、因師印獲周仲進。二家賓客、互相譏揣、遂各樹朋徒、漸成尤隙。由是甘陵有南北部。黨人之議、自此始矣。

③ 後に汝南太守宗資、功曹范滂に任じ、南陽太守成瑨、亦た功曹岑晜に委す。二郡又た爲に謠して曰く、

汝南太守は范孟博、南陽宗資は晝諾（許可と書く）を主る。南陽太守は岑公孝、弘農成瑨は但だ坐嘯（座つて了解と言う）す、と。

後汝南太守宗資任功曹范滂、南陽太守成瑨、亦委功曹岑晜。二郡又爲謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主晝諾。南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐嘯。

④ 此れに因りて流言は轉じて太學に入り、諸生三萬餘人、郭林宗、賈偉節を其の冠と爲し、並に李膺、

陳蕃、王暢と更に相い褒重す。學中語りて曰く、天下の模楷は李元禮、強禦を畏れぬ陳仲舉、天下の俊秀は王叔茂、と。又た渤海公族進階、扶風魏齊卿、並に危言深論し、豪強を隱（さ）けず。公卿より以下、其の貶議を畏れて履履して門に到らざる莫し。

因此流言轉入太學、諸生三萬餘人、郭林宗、賈偉節爲其冠、並與李膺、陳蕃、王暢更相褒重。學中語曰、天下模楷李元禮、不畏強禦陳仲舉、天下俊秀王叔茂。又渤海公族進階、扶風魏齊卿、並危言深論、不隱豪強。自公卿以下、其莫不畏貶議、履履到門。

⑤ 時に河内の張成、善く風角を説き、當に赦せらる

を推し占い、遂に子をして人を殺さしむ。李膺、河南尹爲り。督促收捕するも、既に宥に逢い免を獲る。膺、愈よ憤疾を懷き、竟に之を案殺す。初め、成、方伎を以て宦官と交通し、帝（桓帝）も亦た頗る其の占を諂す。成が弟子の牢脩、因りて上書し、膺等、太學の遊士を養い、諸郡の生徒と交結し、更に相い驅馳して共に部黨を爲し、朝廷を誹訕（誹謗）し風俗を疑亂す、と誣告す。是に於いて天子震怒し、郡國に班下（あまねく通達する）して黨人を逮捕し、天下

に布告して忿疾を同じくせしめ、遂に膺等を収執せしむ。其の辭の連及する所の陳寔の徒二百餘人、或は逃遁して獲ざるもの有るも、皆な懸賞購募せらる。使者四たび出で、道にて相望む。

(延熹九年のこと)

時河内張成、善説風角、推占當赦、遂教子殺人。李膺爲河南尹。促收捕、既逢宥獲免。膺愈懷憤疾、竟案殺之。初、成以方伎交通宦官、帝亦頗許其占。成弟子牢脩、因上書誣告膺等、養太學遊士、交結諸郡生徒、更相驅馳、共爲部黨、誹訕朝廷、疑亂風俗。於是天子震怒。班下郡國、逮捕黨人、布告天下、使同忿疾、遂收執膺等。其辭所連及陳寔之徒二百餘人、或有逃遁不獲、皆懸賞購募。使者四出、相望於道。

⑥ 明年、尚書霍諝、城門校尉竇武、並に表して爲に請う。帝意稍く解き、乃ち皆赦して田里に歸し、禁錮終身とし、黨人の名は猶お王府に書す。是より正直は廢放し、邪枉は熾結(權勢盛大)す。海内の希風の流は遂に共に相い標榜し、天下の名士を指して、之が爲に號を稱す。上を三君と曰い、次を八俊と曰い、次を八顧と曰い、次を八及と曰い、次を八廚と曰い。猶お古の八元八凱のごときなり。

明年、尚書霍諝、城門校尉竇武、並表爲請、帝意稍解、乃皆赦歸田里、禁錮終身。而黨人之名猶書王府。自是正直廢放、邪枉熾結。海内希風之流、遂共相標榜、指天下名士、爲之稱號。上曰三君、次曰八俊、次曰八顧、次曰八及、次曰八廚。猶古之八元八凱也。

さらに第二次黨錮事件の概略を加えておこう。

⑦ 建寧元年一月に儒家官僚の頭目であった陳蕃とそれと組んだ外戚竇武(三君の筆頭)が靈帝を擁立したが、同年九月に宦官のクーデターで二人は倒された。翌二年(一六九年)、「八及」の一人である張

儉の「郷人」である朱並が中常侍侯覽の意向をうけ、張儉を首謀に「同郷二十四人」が盟約して部黨を組織、国家反逆を企んでいると告発したことから、大規模な摘発へ発展した。結果、李膺ら百余人が殺され、一族・関係者に処罰が拡大した。後に黄巾の乱が起きると、中平元年(一八四年)に黨人と黄巾の結合を恐れて赦免が行われた。

『隸釈』所収「楊震碑」碑陰人物の本貫地分布

州別の人数 — 洋数字は人数

|         |  |
|---------|--|
| 冀州 (68) | 魏郡 (20) 渤海 (16) 中山國 (7) 甘陵 (6) 河間國 (6) 鉅鹿 (5) 安平 (3) 博陵 (3) 常山 (2) |
| 司隸 (45) | 河東 (15) 河南 (7) 河内 (4) 京兆 (3) 弘農 (2) 扶風 (2)                         |
| 豫州 (25) | 汝南 (13) 潁川 (6) 沛國 (3) 梁國 (2) 魯國 (1)                                |
| 兗州 (14) | 山陽 (5) 東郡 (4) 陳留 (4) 濟陰 (1)  |
| 荊州 (11) | 南陽 (11)  |
| 并州 (5)  | 太原 (5)   |
| 青州 (4)  | 平原 (3) 北海國 (1)   |
| 徐州 (3)  | 彭城 (3)   |
| 幽州 (3)  | 涿郡 (3)   |
| 益州 (1)  | 廣漢 (1)   |
| 涼州 (1)  | 漢陽 (1)   |

— 郡別の人数 — 10名以上

|       |      |
|-------|------|
| 冀州・魏郡 | (20) |
| 冀州・渤海 | (16) |
| 司隸・河東 | (15) |
| 豫州・汝南 | (13) |
| 司隸・馮翊 | (12) |
| 荊州・南陽 | (11) |

\* 『後漢書』伝四四楊震伝によれば楊氏の本貫は司隸弘農郡で、  
歐陽尚書を家学としていた。統は楊震の長子の牧の子で、碑陽  
には経歴が金城太守・沛相と記される。

\* 『隸釈』卷十二では楊統の門人の汝南陳熾らが建寧年間以後に  
建てたものと解釈している。

「中平六年の政変」の構図

本章の課題

後漢王朝第十一代靈帝の時代（在位一六八—一八九  
年）は、宦官の専横、黨錮事件、黃巾の乱と、王朝の斜  
陽化を象徴する事件が続いた。靈帝が中平六年（一八九  
年）四月に三十代半ばで急死すると、外戚何進は配下の  
袁紹の進言を受けて宦官勢力打倒を計画するが逡巡し、  
八月に逆に宦官によって殺害されてしまった。それを契  
機に京師で大規模な兵乱が起り、宮城が攻撃され宦官  
勢力は壊滅した。そして宦官勢力に支えられるといつて  
いい状態であった皇帝権力自体も崩壊し、混乱の中で、  
実権は京師に進軍した涼州の軍閥董卓に移った。これが  
「中平六年の政変」についての一般的理解であろう注<sup>1</sup>。  
少帝、獻帝と、年表上ではまだ三十年間余り後漢王朝が  
続いていくものの、もはや王朝交代前夜の情勢であり、  
実質上、この政変で後漢王朝の命運は尽きたといえる。  
では、政変はなぜ起きたのだろうか。従来、政治刷新  
を図る「儒家官僚」が外戚を擁して宦官と対立したとい  
う構図から論及されることが多かったが注<sup>2</sup>、それでは矛  
盾を生じる点もある。本稿では政変の中核となった何進  
配下の部隊に注目し、それが形成されていく過程を明ら  
かにすることで、政変の実像とその歴史の意味を再検証  
していきたい。

一、「中平六年の政変」

『後漢書』伝五九何進伝は注<sup>3</sup>、「中平六年の政変」の  
直前のこととして、

進、素より中官の天下の疾む所なるを知り、兼て蹇  
碩の己を圖るを忿る。朝政を乗るに及びて陰に之を  
誅せんと規る。

進素知中官天下所疾、兼忿蹇碩圖己。及乘朝政、陰規誅之。

と、外戚何進と蹇碩ら宦官との対立を述べている。そう  
した何進に「四世三公」の名門汝南袁氏の袁紹が接近し、  
宦官打倒の企てをもちかけた。何進伝は続けてその時の  
袁紹の言行を記録している。それによれば

袁紹、亦た素より謀有り、進が親客張津に因りて之  
に勸めて曰く。黃門常侍の權重きは日久しく又た長  
樂（董）太后と専ら姦利を通ず。將軍宜く更に賢良  
を清選し、天下を整齊し、國家の爲に患を除くべし、  
と。進、其の言を然りとす。又た以うに袁氏は累世  
寵貴にて、海内の歸する所にて、紹、素より善く士  
を養い、能く豪傑の用を得たり。其の從弟虎賁中郎  
將（袁）術、亦た氣俠（男だて）を尚ぶ。故に並に厚  
く之に待す。因て復た博く智謀の士逢紀、何顥、荀  
攸等を徴して、與に腹心を同じくす。

袁紹亦素有謀、因進親客張津勸之曰。黃門常侍權重日久、又與  
長樂太后專通姦利。將軍宜更清選賢良、整齊天下、爲國家除患。

進、然其言。又以袁氏累世寵貴、海內所歸、而紹素善養士、能  
得豪傑用。其從弟虎賁中郎將術、亦尚氣俠。故並厚待之。因復  
博徵智謀之士逢紀、何顥、荀攸等、與同腹心。

とあり、袁紹の意見をうけて何進の周囲に従弟袁術、逢  
紀、何顥、荀攸らが集まったという注<sup>4</sup>。何進により人材  
が登用されたことは、『三国志・魏志』卷十荀攸伝にも  
海内の名士である荀攸ら二十餘人を徴したことが見え  
る。これらは何顥ら、黨錮事件で逼塞を余儀なくさせら  
れていた清流派の復権工作でもあったのだろう。

蹇碩は間もなく何進に倒されるが、さらに袁紹は宦官勢力全体の打倒を狙って説得を続けた。次の進言では何進配下の部隊に言及して

袁紹、復た進に説いて曰く。前に竇武、内寵を誅せんと欲して反つて爲に害せらるは、其の言語の漏泄し、五營、百官の中人を服畏するを以ての故なり。今將軍、既に元舅の重きに有りて、兄弟は並に勁兵を領し、部曲の將吏は皆な英俊名士にて命に盡力するを樂しむ。事は掌握に在り、此れ天の贊（たすくる）の時なり。將軍は宜く一に天下の爲に患を除き、名を後世に垂るべし。周の申伯と雖も、何んぞ道に足らんや。今、大行は前殿に在り、將軍は詔を受けて禁兵を領す。宜く軽く宮省に出入すべからず、と。袁紹、復説進曰、前竇武欲誅内寵、而反爲所害者、以其言語漏泄、而五營百官服畏中人故也。今將軍既有元舅之重、而兄弟並領勁兵、部曲將吏皆英俊名士、樂盡力命。事在掌握、此天贊之時。將軍宜一爲天下除患、名垂後世。雖周之申伯、何足道哉。今大行在前殿、將軍受詔領禁兵。不宜輕出入宮省。

と述べている。ここでは靈帝即位後の建寧元年（一六八年）に五校尉の部隊（五營）を率いて宦官打倒を狙い失敗した竇武の事例を引き合いに出して、何進・何苗の率いる部隊はそれとは違う「勁兵」であり「部曲將吏皆英俊名士」であつたと表現する注5。

後漢時代には中央軍の正規部隊として、皇帝の宿衛・扈從にあたる虎賁・羽林、洛陽城内警備にあたる執金吾の部隊、宮城門内を警備する衛尉の部隊、宮城外周の警備にあたる五校尉の部隊、洛陽城の城門を警備する城門校尉の部隊があつた注6。何進はこれより先、中平元年（一八四年）の黄巾の乱の勃発に際して大將軍となり左右羽林と五營士を率いて都亭に屯したが、これとはまた別の新たな部隊を握つていたようである。

そして実際に政変での部隊の蜂起の様子を何進伝に

見ると

進が部曲將吳匡、張璋、素より親幸せられて、外に在り。進の害せらるを聞き、兵を將いて宮に入らんと欲す。宮閣は閉す。袁術、匡と共に之を斫攻（攻撃）し、中黃門は兵を持して閣を守る。日暮に會し、術は困りて南宮の九龍門及び東、西宮を燒き、以て脅して（張）讓等を出さんと欲す。……中略……袁紹、叔父（袁）隗と詔を矯め、樊陵、許相を召して之を斬る。（何）苗、紹、乃ち兵を引き朱雀闕下に屯し、趙忠等を捕え得て、之を斬る。吳匡等、素より苗の進と心を同じくせざるを怨み、又た其の宦官と謀を同じくするを疑う。乃ち軍中に令して曰く、大將軍を殺すは即ち車騎（何苗）なり。士吏は能く報讎を爲さんや、と。進、素より仁恩有り。士卒は皆な涕を流して曰く、願わくば死を致さんと。匡、遂に兵を引き、董卓が弟の奉車都尉（董）旻とともに苗を攻殺し、其の屍を苑中に弃つ。紹、遂に北宮の門を閉し、兵を勅して宦者を捕え、小長無く皆な之を殺す。

進部曲將吳匡、張璋、素所親幸、在外。聞進被害、欲將兵入宮。宮閣閉。袁術、與匡共斫攻之、中黃門持兵守閣。會日暮、術因燒南宮九龍門及東西宮、欲以脅出讓等。……中略……袁紹與叔父隗矯詔召樊陵、許相、斬之。苗、紹乃引兵屯朱雀闕下、捕得趙忠等、斬之。吳匡等素怨苗不與進同心、而又疑其與宦官同謀。乃令軍中曰、殺大將軍者即車騎也。士吏能爲報讎乎。進素有仁恩。士卒皆流涕曰、願致死。匡遂引兵與董卓弟奉車都尉旻攻殺苗。弃其屍於苑中。紹遂閉北宮門、勅兵捕宦者、無小長皆殺之。

とあり、率先して兵乱を起こしたのが何進直屬の部隊で、「部曲將」とある吳匡・張璋に率いられて宮城を攻撃した。そこに虎賁中郎將袁術が率いる虎賁の部隊が加わつて南宮・東西宮に火を放ち注7、袁紹は車騎將軍何苗の部隊と合流して趙忠らを殺害した。さらに袁紹は部隊をま

とめ、北宮を封鎖して攻撃し、宦官を殺戮していったのである。

何進の直屬部隊は先の袁紹の言葉どおり宦官を恐れず、また大將軍何進の復讐を呼びかけられると、一斉に決起して仇と見做した何苗を殺し遺体を苑中に投げ捨てた。この事例からは、何進との個人的紐帯の強さも読み取れよう<sup>注8</sup>。

では、こうした何進の直屬部隊はいかにして作り出されたのであろうか。そこで注目されるのが中平年間に行われた一連の軍制改革である。

## 二、靈帝の「西園軍」創設

靈帝紀によれば、中平元年の二月に起きた黄巾の乱は同年十月に主力が敗れたが、余波は残り、各地で黄巾を名乗る蜂起が続いていた。また同二年には冀州の黒山賊が勢力を拡大し、涼州の北宮伯玉が三輔に侵入した。同三年には荊州の趙慈、四年には涼州で韓遂・馬騰・王国、幽州で張純・張舉が乱を起こし、張舉は天子自称にまで至っている。さらに南北の辺境地帯での鮮卑や諸蛮など異民族の活動も活発化していた<sup>注9</sup>。

こうした緊迫した情勢を背景に、中平五年に「西園軍」が設置される<sup>注10</sup>。靈帝紀には同年八月に洛陽郊外の西園に「八校尉」が置かれ、十月に閱兵式が行われたことが見えるのだが、何進伝にはその事情が詳しく述べられている。

(中平)五年、天下滋に亂る。望氣する者以爲く、京師に當に大兵有り、兩宮に流血せんと。大將軍(何進)の司馬の許涼、假司馬の伍宥、進に説いて曰く。太公六韜に天子將兵の事有り、以て四方を威厭(威斥)すべしと。進、以爲く、然りと。入りて之を帝

に言う。是に於いて乃ち進に詔して大いに四方の兵を發し、平樂觀の下に講武す。大壇を起し、上に十二重五采の華蓋を建て、高さ十丈。壇の東北に小壇を爲り、復た九重の華蓋を建て、高さ九丈。歩兵、騎士數萬人を列べ、營を結びて陳を爲す。天子親しく出て軍に臨み、大華蓋の下に駐る。進、小華蓋の下に駐る。禮畢りて、帝、躬ら擐甲介馬(鎧を着込んで乗馬し)し、無上將軍と稱す。陳を行き三匝(めぐり)にて還る。詔して進を使って悉く兵を領し、觀下に屯せしむ。是時に西園の八校尉を置く。小黄門蹇碩を以て上軍校尉と爲し、虎賁中郎將袁紹を中軍校尉と爲し、屯騎都(校)尉鮑鴻を下軍校尉を爲し、議郎曹操を典軍校尉を爲し、趙融を助軍校尉と爲し、淳于瓊を佐軍校尉と爲す、又た左右校尉有り<sup>注11</sup>。

五年、天下滋亂。望氣者以爲、京師嘗有大兵、兩宮流血。大將軍司馬許涼、假司馬伍宥、說進曰。太公六韜有天子將兵事、可以威厭四方。進以爲然。入言之於帝。於是乃詔進大發四方兵、講武於平樂觀下。起大壇、上建十二重五采華蓋、高十丈。壇東北爲小壇、復建九重華蓋、高九丈。列步兵、騎士數萬人、結營爲陳。天子親出臨軍、駐大華蓋下。進駐小華蓋下。禮畢、帝躬擐甲介馬、稱無上將軍。行陳三匝而還。詔使進悉領兵、屯於觀下。是時置西園八校尉。以小黃門蹇碩爲上軍校尉、虎賁中郎將袁紹爲中軍校尉、屯騎都尉鮑鴻爲下軍校尉、議郎曹操爲典軍校尉、趙融爲助軍校尉、淳于瓊爲佐軍校尉、又有左右校尉。

と述べている。宦官(小黄門蹇碩)、中央の正規部隊の司令官(虎賁中郎將袁紹)、実戦経験豊かな部隊司令官(屯騎校尉鮑鴻)など<sup>注12</sup>、幅広く人材が集められ、宦官曹騰を祖父に持ち、洛陽北部都尉の時に蹇碩の叔父を夜行の罪で撲殺した曹操も典軍校尉に任じられた(『三国志・魏志』卷一武帝紀に引く『曹瞞伝』)。

このような「西園軍」の創設については、岡崎文夫氏、鎌田重雄氏、大庭脩氏がすでに注目され、検討を加えら

れている。

岡崎氏は「……よく四方を威圧するにはさらに有力な軍隊を作らねばならぬとの議が何進党の中に起った。彼はこの説によつて新たに西園に八校尉を置くこととなつた」と、その設置での何進の役割を重視する注<sup>13</sup>。

鎌田氏は「西園軍」と「西園」の關係に注目され、

……後漢末の靈帝は私欲のために光和元年西園に邸舎を開き売官を行ない、その入錢を西園に庫藏した。その後、中平二年には西園に滿金堂をつくり、助軍修宮錢の名目で農民から一畝当り十錢の田畝錢や地方官から就任税をとつたりして、これらの錢を西園滿金堂に積んだ。また大司農の錢も引き出してこれに入れた。……靈帝は黃巾の賊を防禦するために、洛陽近傍の郡国から兵士を徵発し、西園八校尉軍を編成した。……西園軍の存在はわずか一年たらずであつたが、あの莫大な西園の私藏錢を費消しつくしてしまつたらしい。

と述べ、それが靈帝の私藏錢で維持されていたことを指摘する注<sup>14</sup>。

大庭氏は軍制の問題から「西園軍」について言及され、上軍校尉の蹇碩は大きな権限を持ち、大將軍にすら支配命令するほどであつたが、この西園軍は黃巾の賊討伐にあまり役立たぬうちに、中平六年、大將軍何進が宦官誅殺をはかり、蹇碩は獄死し、何進は宦官に殺され、曹操は故郷へ逃げ帰るなどで四散したと述べ、上軍校尉蹇碩のありかたに注目した注<sup>15</sup>。

これらの先行研究をうけて、近年、これが大規模な軍制改革であつたとする説を石井仁氏、窪添慶文氏が提唱されている。

石井氏は「西園軍」を黃巾の乱への「弥縫策」ではなく、それが募兵を主体とする強力な常備軍の編成であつたと評価し、

第一に、数万もの傭兵を洛陽に終結させたことは決して展望なき暴挙ではなく、靈帝朝が推進していた「軍制改革」に位置し、その崩壊はむしろ財政上の問題に起因するのではないか。第二に、秦漢帝国の軍事を支えた徵兵制の破綻という現実があつたにしても、西園軍が代替兵力としての傭兵に依存する常備軍化を目指したのは、これに付随する監軍体制の整備・強化とともに、ある意味で画期的な発想の転換であろう。

と述べられた注<sup>16</sup>。そして蹇碩の元帥就任には、次の三国時代に実現された「強力な監軍体制」の先駆という位置付けを与え、その解体の原因を財政面から説明されている。

窪添氏も西園軍の設置に積極的な評価をされ、

これは同年に靈帝（在位一六七―一八九）が無上將軍と名乗つて軍事演習をおこなつたことと方向を一にし、遠心力を強めつつある地方の軍事力に優越する中央軍の設置の必要を認めた結果であるといえる。

と、強力な中央軍の設置による軍制改革として述べられている注<sup>17</sup>。

先の何進伝からうかがえるように、「西園軍」は「威厭四方」を目的とし「大發四方兵」「列歩兵、騎士數萬人、結營爲陳」という大規模なものであつた。靈帝紀には結成直後から早速、上軍別部司馬趙瑾が益州巴郡の板楯蠻の叛に派遣され、下軍校尉鮑鴻が豫州汝南の葛陂黃巾を討つなど、実際に地方の反乱鎮圧に動していったことが見える。そして『三国志・魏志』卷八張楊伝に

張楊字は稚叔、雲中の人なり。武勇を以て并州に給し、武猛從事と爲る。靈帝の末、天下亂る。帝、寵する所の小黃門蹇碩を以て西園上軍校尉と爲し、京都に軍せしめ、以て四方を禦せんと欲す。天下の豪

傑を徴して以て偏裨と爲す。太祖（曹操）及び袁紹等、皆な校尉と爲り、之に属す。并州刺史丁原、楊を遣して兵を將て碩を詣でしめ、假司馬と爲る。靈帝崩じ、碩、何進が爲に殺さる。楊、復た進の遣す所と爲り、本州に歸りて兵を募り、千餘人を得る。因りて上黨に留り、山賊を撃つ。

張楊字稚叔、雲中人也。以武勇給并州、爲武猛從事。靈帝末、天下亂。帝以所寵小黃門蹇碩、爲西園上軍校尉、軍京都、欲以禦四方。徵天下豪傑以爲偏裨。太祖及袁紹等皆爲校尉、属之。并州刺史丁原、遣楊將兵詣碩、爲假司馬。靈帝崩、碩爲何進所殺。楊復爲進所遣歸本州募兵、得千餘人。因留上黨、擊山賊。

とあるように、それは全国から精勇を募った強力な中央軍の設置であつた。また靈帝紀の中平元年三月戊申の条には、黄巾の乱に際し「八關都尉」を置いたことが見え、『後漢書』伝四八蓋勳伝の注には長安防衛のため京兆尹に属する五都尉を設置したとある。

「西園軍」の設置は同じ中平年間の州牧設置や將軍の増設などとも連動し、本来の軍制の弱点や崩壊をうけてその強化を図るものであろう<sup>18</sup>。これを中平年間の積極的な軍制改革として評価する石井氏・窪添氏の所説が妥当と考える。

ただ、その目的についてはさらに議論が必要ではないだろうか。

まず、石井氏も指摘するように、その設置は黄巾の乱の勃発への緊急対応策ではなく、それ以前から企図されていたものであろう。その理由は光和元年（一七八）の大規模な売官による西園への蓄財や光和四年（一八一）の郡国からの馬匹の徴発など、その準備と思われるものがすでに始まっているからである。馬匹の徴発では「初めて驥駃駉の丞を置き、郡國の調馬を領受す。豪右辜推し、馬一匹二百萬に至る。（初置驥駃駉丞、領受郡國調馬。豪右辜推、馬一匹至二百萬）」（靈帝紀）という大幅な価格上昇

が起きたといふのであるから、靈帝が個人的な趣味で若干の名馬を収集したということではなく、一時に相当数の需要が生じたということであろう。それは新規の部隊編成以外には考えにくい。

そうなると、その計画が進められたのと同じ時期に、次章で検討する光和元年の鴻都門学の設置、熹平四年（一七五）の宦官の官署長官（丞・令）への任用といった新政策が始まっていることに注意する必要がある。それらも含めた大きな改革構想があつたのであろう。そしてそれは前章で見た、黨錮事件の意味―皇帝権力への批判の高まり―と対応した、皇帝権力基盤の再構築にかかわるものではないだろうか。

### 三、何進の「西園軍」掌握

先の何進伝にあるように、「西園軍」を靈帝に提案し、その創設の推進役を担つたのは何進であつた。ところが事態は不可解な方向に動いていく。靈帝紀に引く樂資『山陽公載記』には「凡て八校尉は、皆な蹇碩に統（したが）う（凡八校尉、皆統蹇碩）」とあり、靈帝は新設された「西園軍」全体を上軍校尉となつた宦官蹇碩の指揮下に入れてしまつたのである。また何進伝に

（靈）帝、蹇碩の壯健にて武略有るを以て、特に親しく之に任じ、以て元帥と爲し、司隸校尉以下を督せしめ、大將軍と雖も亦たこれに領屬す。

帝以蹇碩壯健而有武略、特親任之、以爲元帥、督司隸校尉以下、雖大將軍亦領屬焉。

とあり、蹇碩を元帥として、首都圏の警察権や百官の監察を行う司隸校尉以下を監督させ、さらに大將軍何進をも「領屬」させたのである。

これについて石井氏注16論文は靈帝が蹇碩を監軍職に就けて何進の率いる「西園軍」を統括させたと見る。しかしそう考えるには、

①上軍校尉として部隊司令官である蹇碩が監軍を兼務するなら、指揮―監軍の権力分立にならない

注19。

②当時、元帥という呼称は監軍職に対する呼称になつておらず、総司令官という意味で使われ、何進が元帥と呼ばれている事例もある注20。

といった点が問題として残る。蹇碩の元帥就任と「西園軍」掌握は、軍制の振れ、混乱として理解したほうがよいのではないか。

また靈帝紀によれば西園に八校尉を設置したのは八月で、閱兵式よりも前である。とすれば閱兵式以前の、企画段階ですでに蹇碩が元帥として何進の上に立ち、「西園軍」設置を担当していた可能性もある。実際、『資治通鑑』は卷五九の中平五年八月の八校尉設置の記事に併せて蹇碩の元帥就任の記事を置く。しかしそれでは

①新軍設置案が何進から靈帝に上げられたこと

②閱兵式での何進の地位は無上將軍たる靈帝の副と考えられること

③八校尉の中に蹇碩と対立する人物（袁紹・曹操）がいること

を説明できない。

何進伝ではまとめて記述されているが、八校尉の人選の段階では蹇碩は単に校尉の一人にすぎず、彼がその地位・権力を高めて元帥となつたのは、やはり十月の閱兵式の後であつたと考えるのが妥当であろう。

では軍制にこうした振じれ・混乱を必要とさせた原因は何であろうか。

中平六年四月には靈帝が急死し、蹇碩が何進との権力闘争に敗れて下獄死するから、それはこの期間の政情の

中に探れるだろう。何進伝は靈帝崩御時の様子について、（中平）六年、帝、疾篤く、協を蹇碩に屬す。碩、既に遺詔を受け、且つ素より（何）進兄弟を輕忌す。帝の崩ずるに及び、碩、時に内に在り、先に進を誅し、而して協を立てんと欲す。

六年、帝疾篤、屬協於蹇碩。碩既受遺詔、且素輕忌於進兄弟。及帝崩、碩時在内、欲先誅進而立協。

と述べている。ここからは何進と蹇碩とのあいだの深刻な対立の背後に、靈帝の後嗣問題をめぐる何進と靈帝の亀裂があつたことがうかがえる。

『後漢書』紀十下何皇后紀によれば光和四年（一八一年）に王美人が皇子協を生むと、先に皇子辯を生んでいた何皇后は王美人を毒殺した。靈帝は怒り皇后を廃そうとするが、宦官たちに止められた。シヨックを受けた靈帝は皇子協への思いを一層強めたようである注21。

最終的な皇太子の決定では、靈帝は何進伝に

初め何皇后は皇子辯を生み、王貴人（王美人）は皇子協を生む。羣臣、太子を立つるを請ふ。帝以えらく、辯は輕佻にて威儀無く、人主と爲る可からず、と。然るに皇后寵有り、且つ進又た重權に居り。故に久しく決せず。

初何皇后生皇子辯、王貴人生皇子協。羣臣、請立太子。帝以辯輕佻無威儀、不可爲人主、然皇后有寵、且進又居重權。故久不決。

とあるように、何皇后への愛情と何進への配慮から迷い続け、『後漢書』紀十下董皇后紀に

初め（董太）后、自ら皇子協を養い、數ば帝に勧め、立てて太子と爲さんとす。而れども何皇后、之を恨み、議は未だ定まるに及ばずして帝崩す。

初后、自養皇子協、數勸帝、立爲太子。而何皇后恨之、議未及定而帝崩。

とあるように、生母である董太后の強い勧めもあつたが、

はつきりとした決断を公表できないまま急逝した。しかし上の何進伝の記事からすれば、靈帝の判断は明らかに皇子協へと傾いていたのであり、蹇碩は靈帝から皇子協擁立の遺詔を託されて何進誅殺を計画したのである。

この後嗣問題をめぐる何進と靈帝の緊張関係が軍制の振じれ・混乱の原因ではないか。靈帝の立場から見れば、「西園軍」の企画段階では、国内安定に強力な新軍設置が必要であるという認識を強く持っていたようである<sup>注22</sup>。しかしそれが実現してみると、軍事体制の中心にいる大將軍何進の一層の権力強化になった。そこで国内安定と後継問題の間の矛盾を解決するために、軍事能力を備えた宦官蹇碩を強引に元帥に起用して「西園軍」を握らせ、あわせてそれを皇子協擁立の権力基盤にしようとしたのではないか。

靈帝が官制を無視して信任する宦官を重用したのはこの時だけのことではない。同様の手段を他の場面でも使っており、竇太后の葬礼をめぐる会議では中常侍趙忠に「監議」させている（『後漢書』伝四六陳球伝）。何進に対抗馬を用意するのも、董太后の甥の董重を中平五年八月に票騎將軍に任用して兵千餘人を領させた事例がある（『後漢書』紀十下董皇后紀）。

靈帝の急死で少帝が即位すると、情勢は何進に有利に展開した。彼は外戚として太傅袁隗とともに録尚書事となる一方、何進伝に

蹇碩、疑いて自ら安んぜず、中常侍趙忠等に書を與えて曰く。大將軍兄弟、國を乗り朝を専らにし、今天下の黨人とともに、先帝の左右を誅し、我曹を埒滅せんと謀る。但し碩が禁兵を典するを以て、故に且つ沈吟（思い悩む）す。今宜く共に上閣を閉ざし、急ぎ之を捕えて誅すべし、と。中常侍郭勝は進の同郡の人なり。太后及び進が貴幸せらるは、勝これに力有り。故に勝、何氏に親信す。遂に趙忠等と共に

議し、碩が計に従わず、而して其の書を以て進に示す。進、乃ち黃門令を使って碩を収め、之を誅せしむ。因りて其の屯兵を領す。

蹇碩疑自不安、與中常侍趙忠等書曰。大將軍兄弟乘國專朝、今與天下黨人謀誅先帝左右、埒滅我曹。但以碩典禁兵、故且沈吟。今宜共閉上閣、急捕誅之。中常侍郭勝進同郡人也。太后及進之貴幸、勝有力焉。故勝親信何氏。遂共趙忠等議、不從碩計、而以其書示進。進乃使黃門令收碩、誅之。因領其屯兵。

とあるように、先手を打とうとした蹇碩を倒して彼が握っていた「西園軍」を吸収することに成功した<sup>注23</sup>。また票騎將軍董重を自殺させ、その部隊も手に入れた（『後漢書』紀十下董皇后紀）。さらに『三国志・魏志』卷一七張遼伝に

何進、（張遼に）河北に詣きて兵を募らしめ、千餘人を得る。還るに、進敗れ、兵を以て董卓に屬す。卓敗るや、兵を以て呂布に屬す。

何進遣詣河北募兵、得千餘人。還進敗、以兵屬董卓。卓敗、以兵屬呂布。

とあり、『三国志・蜀志』卷二先主伝にも

大將軍何進、都尉の母丘毅をして丹楊に詣きて兵を募らしめ、先主（劉備）俱に行く。

大將軍何進遣都尉母丘毅詣丹楊募兵、先主與俱行。

とあるように、各地で募兵を続け、部隊の一層の育成強化を図った。

こうして中平年間の軍制改革は、混乱の末に何進に「西園軍」を母体とする強大な募兵部隊を独占的に握らせることになり、結果として中平六年の兵乱の中核となる部隊を準備したのである。

#### 四、靈帝期の外戚と宦官

しかし蹇碩が警戒しているように何進は袁紹らと結んでおり、それに強大な兵権を握らせるのは、宦官勢力にとつて非常に危険な選択であろう。黄巾の乱やその後の反乱の続発という厳しい社会情勢であったとはいえず、彼らはすでに靈帝即位直後の建寧元年九月に外戚竇武や陳蕃らの武力クーデターを経験しており、危機意識は高かつたはずである。実際、竇武・陳蕃の動きは何進・袁紹の場合と非常に似ており、『後漢書』伝五九竇武伝によれば、竇武は大將軍として「北軍五校士數千人」を率い、さらに伝五六陳蕃伝に

蕃、後の父大將軍竇武とともに同心盡力し、名賢を徵用し、共に政事に參す。天下の士、延頸して太平を相望せざる莫し。

蕃與后父大將軍竇武、同心盡力、徵用名賢、共參政事。天下之士、莫不延頸相望太平。

とあるように、黨錮事件で抑えられていた「儒家官僚」とも結んだ。しかし先に見た袁紹の「五營の百官の中人を服畏する故なり」という言葉が示すように、動員した北軍五校士の部隊が恐れて投降してしまつたためにクーデターは失敗する<sup>注24</sup>。この場合、宦官はいわば北軍五校士の弱さに救われたのであり、同じことを「西園軍」に期待することはできない。何進の「西園軍」掌握を、宦官側はなぜ容認できたのだろうか。

その理由として考えられるのは、第一に、宦官側も決して一枚岩の集団ではなく、その内部で互いに権力をめぐる党派・対立・抗争があつたといふことである<sup>注25</sup>。

先に引いた何進伝の記述によれば、兵権を掌握した宦官の上軍校尉蹇碩を、同じ宦官の中常侍趙忠らが見捨てて何進を支持したとあるが、趙忠は張讓とともに靈帝から「張常侍は是れ我公（父）にして、趙常侍は是れ我母なり。（張常侍是我公、趙常侍是我母）」（『後漢書』伝六八宦者・張讓伝）と厚く信頼されていた。また同じく張讓伝

には

靈帝の時、（張）讓、（趙）忠、並に中常侍に遷り、列侯に封ぜられ、曹節、王甫等と相い表裏を爲す。節死して後に、忠、大長秋を領す。……是時、讓、忠及び夏惲、郭勝、孫璋、畢嵐、栗嵩、段珪、高望、張恭、韓悝、宋典の十二人、皆な中常侍と爲り、侯に封ぜられて貴寵なり。父兄子弟は布く州郡に列し、在る所にて貪殘にて、人の蠹害を爲す（食い荒らした）。

靈帝時、讓、忠並遷中常侍、封列侯、與曹節、王甫等相表裏。

節死後、忠領大長秋。……是時讓、忠及夏惲、郭勝、孫璋、畢嵐、栗嵩、段珪、高望、張恭、韓悝、宋典十二人、皆爲中常侍、

封侯貴寵。父兄子弟布列州郡、在所貪殘、爲人蠹害。

とあり、彼らは竇武・陳蕃のクーデターを靈帝を擁して破つた曹節・王甫とも近く、夏惲らを含めて「十（十二）常侍」と呼ばれた<sup>注26</sup>。何進と親しく、蹇碩の手紙を何進に渡した郭勝もその一員である。それに対し、蹇碩は「十常侍」の一員には数えられず、それと共同で事に当たつたという記事もない。宦官の権力は皇帝権力との親密さに支えられるものであり<sup>注27</sup>、「十常侍」にしても靈帝の寵愛を受けてはじめて権力を振るいえたということからすれば、新たに寵愛を得ての上がった蹇碩への反発・不信も想定される<sup>注28</sup>。ただ、袁紹らは宦官勢力全体の排除をめざしており、これだけでは容認の十分な説明にはならない。

第二は、何進が宦官に擁立された外戚であつた可能性である。

竇武の場合、彼は扶風平陵の名門で、後漢王朝建国の元勳竇融の玄孫である。早くから「名顯關西」と注目され、第一次黨錮事件の後は陳蕃・劉淑とともに「三君」と称されて政治刷新を求める人々の期待を集めた。そして竇太后の臨朝称制下では大將軍として権力を握り、太傅陳蕃・司徒胡廣と三人で「參録尚書事」として政権を

担当した（『後漢書』伝五九竇武伝・伝五六陳蕃伝）。

これに対し何進は『後漢書』紀十下何皇后紀に「本は屠者なり」とあるように下層庶人出身で、何進伝の「始めて共に南陽従り來たるに、俱に貧賤なるを以て、省内（宦官）に依りて以て貴富を致す。（始共從南陽來、俱以貧賤、依省内以致貴富）」という異母弟の何苗の言葉にもあるように、何皇后（太后）ともども、同郡出身の中常侍郭勝らの引立てで立身してきた注<sup>29</sup>。何皇后は王美人毒殺の折の廢後の危機でも宦官に救われたが、それを何進暗殺の場で張讓が「先帝、嘗て太后と快からず（仲悪く）、幾ば成敗に至らんとす。我曹、涕泣して救解し、各の家財千萬を出して禮と爲し、上の意を和悦するは、但だ卿の門戸に託せんと欲するのみ。（先帝嘗與太后不快、幾至成敗。我曹涕泣救解、各出家財千萬爲禮、和悦上意、但欲託卿門戸耳）」と述べて忘恩を罵っている（何進伝）。こうした経緯から何太后は宦官を強く支持し、「中官の禁省を統領するは古より今に及び、漢家の故事なり。廢す可からざるなり。且つ先帝（靈帝）は新たに天下を弃てたり（亡くなられたばかりである）。我奈何にして楚楚として士人と共に事に對せんや（未亡人であるので男性である士人と一緒に事には当たれない）。（中官統領禁省、自古及今、漢家故事。不可廢也。且先帝新弃天下。我奈何楚楚與士人對共事乎）」と述べて、何進の宦官打倒の話には耳を貸さなかつたという（何進伝）。何皇后・何苗の生母である舞陽君と何苗も「數ば諸の宦官の賂遺を受け、進の之を誅さんと欲するを知り、數ば太后に白げて、其が爲に障蔽す。（數受諸宦官賂遺、知進欲誅之、數白太后、爲其障蔽）」とあるように、その立場は明らかに宦官寄りであつた（何進伝）。

この時期の何進については、袁紹ら「儒家官僚」との提携が注目されることが多いが注<sup>30</sup>、それだけではこうした異常な事態を説明できないだろう。清流派と結んだ何進が強大な兵権を握っていくのを宦官が容認できた

のは、何進が本来宦官側の傀儡的立場の人物であり、郭勝ら宦官側はコントロール可能な彼に、軍事や、黨錮から解放された「儒家官僚」の官界受け入れを担当させて、その間接的支配を可能にしようと考えたからではないか。また竇武の挙兵が宦官に与えたショックの大きさも考慮に加えるべきだろう。同様な危機を未然に防ぐには、桓帝期の梁冀の場合のような外戚主導による宦官・外戚の一時的提携などではもはや不十分であり、宦官に依存する人物を皇后（皇太后）・外戚に就け、いわば宦官が外戚を取り込んでしまうような形が必要になつていたのであろう。

しかし結果から見れば、こうした宦官側の判断は甘かつたといふべきである。ぐずぐずしながらも袁紹らの説得に動かされてしまつた何進は、何太后に「盡く諸常侍以下を誅す。（盡誅諸常侍以下）」ことを相談した。それを聞いた張讓らは先手を打つて何進を殺害するが（何進伝）、何進配下の部隊が決起し、宦官は統制できずにその破壊力の前に滅びたのである

### 小結

本稿では後漢末に実施された軍制改革が継嗣問題をめぐる靈帝と何進の対立によつて混乱したこと、また何進が宦官の傀儡的立場であつたために、強力な武力が彼一身に集中したことを見てきた。「威厭四方」を目的とする強力な募兵部隊（「西園軍」）が中央の政争とリンクして統制が乱れ、結果として大規模な兵乱を招いたといふのが「中平六年の政変」の構図である。

では、こうした構図は、以降の政局にどのように反映していくのだろうか。

軍事の側面でいえば、これから魏晉南北朝時代にか

て募兵への依存が一層拡大していくが、それはこの構図を引き継ぐことであり、募兵部隊が暴走し後漢王朝を崩壊に導いたことは、募兵部隊を安定して利用することの難しさを思い知らせたであろう<sup>注31</sup>。そして実際に歴代王朝はこの問題に悩まされ続けるのである。魏の曹操や蜀漢の劉備が最後まで戦いの前線にこだわったことを末崎澄香氏が指摘するが<sup>注32</sup>、それは部隊と離れることで、統御が弱まるのを恐れたためであろう。また曹操は自らの片腕となつて他の將軍を率いた夏侯淵・曹仁の官を行官にとどめ<sup>注33</sup>、その地位を固定しなかった。これも両者と指揮下の部隊との緊密化を恐れてのことと考えられる。さらにそうした個人レベルの工夫だけでなく、統御システムの整備も進められた。石井氏が指摘する魏以降の軍制における強力な監軍機構の整備も<sup>注34</sup>、「西園軍」がそれを欠如して失敗したことへの反省から生み出されたものではないだろうか。

そして後漢政治史の中で見れば、皇帝直属の武力を用意するという靈帝の企ては、結果的には失敗したものの、強力に推進されて一度は形を現したのである。建国段階より後漢王朝は豪族勢力のバランスの上に立つというあり方を余儀なくされてきたが、ここでようやくそれから脱し、直属の権力装置を用意する方向に転換したのである。財政基盤の準備が不十分であったために強引な収奪に走らざるを得ず、後世からは厳しい批判を受けたが、後漢王朝の構造そのものの転換として「西園軍」の設置を評価することが可能であろう<sup>注35</sup>。

## 注

1、この年は四月丙辰に靈帝が崩じ、同月に少帝の即位で光熹元年、八月に昭寧元年、九月に獻帝の即位で永

漢元年と、改元が繰り返された。そのため政変についての呼称は確定していないが、本稿では靈帝によつて進められた改革の結末としてとらえる立場から、便宜上、「中平六年の政変」と呼称する。

- 2、たとえば宮崎市定『大唐帝国』（『宮崎市定全集』八、一九九三年）はこの政変について「暗愚な天子、靈帝の死後、後嗣の陳留王が無能なのに乘じ、外戚の何氏と宦官とのあいだに決裂が起こった」と述べる。
- 3、以下、本章では伝五九何進伝、紀八靈帝紀の引用が頻出するため、それぞれ何進伝、靈帝紀と略記する。
- 4、袁紹とその盟友の何顛について『後漢書』伝五七黨錮列伝・何顛伝には「袁紹之を慕い、私に與に往來して、結びて奔走の友と爲る。是時黨事起り、天下多く其の難に離（かか）る。顛、常に私に洛陽に入り、紹に従い計議す。其の窮困閉居するは、爲に援救を求め、以て其の患を濟う。掩捕せらる有らば、則ち廣く權計を設けて、逃隱を得さしむ。全免するは甚だ衆し。」（袁紹墓之、私與往來、結爲奔走之友。是時黨事起、天下多離其難。顛常私入洛陽、從紹計議。其窮困閉居者、爲求援救、以濟其患。有被掩捕者、則廣設權計、使得逃隱。全免者甚衆）」とある。二人は黨錮事件で弾圧された官僚・士人（清流派）を援助していた。
- 5、『三國志・魏志』卷六袁紹伝に引く『九州春秋』が伝える袁紹の言では「五衛の士は京師に生長し、中人を服畏す。しかるに竇氏、反て其の鋒を用い、遂に果たして叛走し黄門に歸す。是を以て自ら破滅を取る。」（五衛士生長京師、服畏中人。而竇氏反用其鋒、遂果叛走歸黄門。以是自取破滅）」とある。
- 6、後漢時代の中央軍の概要については濱口重國「兩漢の中央諸軍について」、「光武帝の軍備縮小とその影響」（ともに『秦漢隋唐史の研究』一九六六年）、何茲全「魏晉的中軍」（『讀史集』一九八二年）の整理を

参照。

7、袁術の動きは『三國志・魏志』卷六袁紹伝に「又た紹が弟の虎賁中郎將術に温厚虎賁二百人を選びて、當に禁中に入り、持兵黃門に代りて門戸を陞守せしむ。

〔又令紹弟虎賁中郎將術、選温厚虎賁二百人、當入禁中、代持兵黃門陞守門戸〕とある。「温厚虎賁」は虎賁部隊の中の信頼できる者という意味か。

8、部曲將の「部曲」という語については美川修一氏の考証（『漢代の部曲について』『史観』七六、一九六七年）があり、部曲は漢代においては「民間の私的集団に対して主として使われるような言葉すなわち俗語」であり、曹魏になつて官制に取り込まれ制度的用語として使用されるようになったとする（六三頁）。そして何進伝の「部曲將」という記事には「何進・何苗に所屬していることが、部曲という言葉によつて強調されていると考えられる」と見る（五六頁）。

9、『三國志・魏志』卷一武帝紀に「金城の邊章、韓遂は刺史郡守を殺し以て叛し、衆は十餘萬、天下は騒動す。太祖を徵して典軍校尉と爲す。（金城邊章、韓遂殺刺史郡守以叛、衆は十餘萬、天下騒動。徵太祖爲典軍校尉）」とある。

10、本稿ではこの新軍を、西園の平樂觀の下に駐屯したので「西園軍」と仮称する。靈帝の死後は後述のように何進が掌握し、募兵を続けて育成強化していくが、その段階においても主力は「西園軍」であつたと考えるので、便宜上「西園軍」の呼称を続けて用いる。

11、靈帝紀と『後漢書』伝六四上袁紹伝の注に引く樂資『山陽公載記』とでは、趙融以下の四名の官名に若干の異同がある。また『後漢紀』卷二五には「秋八月、西園に三軍及び典軍、助軍を置く。小黃門蹇碩を以て上軍校尉と爲し、虎賁中郎將袁紹を中軍校尉と爲し、屯騎校尉鮑鴻を下軍校尉と爲し、議郎曹操を典軍校尉

と爲す。初め黃巾の起こるや、上、心を戎事に留め、碩は壯健にて武略有り、故に親しく之に任じ、元帥と爲し、諸將を典護せしむ。大將軍已下、皆な之に屬せしむ。〔秋八月、置西園三軍及典軍、助軍。以小黃門蹇碩爲上軍校尉、虎賁中郎將袁紹爲中軍校尉、屯騎校尉鮑鴻爲下軍校尉、議郎曹操爲典軍校尉。初黃巾起、上留心戎事、碩壯健、有武略、故親任之、使爲元帥、典護諸將。大將軍已下皆令屬之〕とあり、三つの部隊とその補助という構成がうかがえる。各校尉の名称からすれば、三部隊編成というのが適切であろう。

12、鮑鴻は『後漢書』伝六二董卓伝に、右扶風として邊章・韓遂を破つたことが見える。

13、岡崎文夫『魏晉南北朝通史内篇』（一九八九年）、十五頁。

14、鎌田「後漢の西園軍」（『立正史学』三二、一九六八年）。

15、大庭「後漢の將軍と將軍假節」（『秦漢法制史の研究』一九八二年）、四五三〜四五四頁。

16、石井「無上將軍と西園軍―後漢靈帝の「軍制改革」」（『集刊東洋学』七六、一九九六年）。

17、窪添『世界歴史体系・中国二』（一九九六年）、四頁。

18、後漢時代には募兵主体の兵制に移行していく。兵制の概要は濱口註5論文、勞幹「漢代兵制及漢簡中的兵制」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一〇、一九四八年）、何茲全「魏晉南朝の兵制」（注6前掲書）、何寿全編『中国軍事史三・兵制』（一九八七年）、張鶴泉「東漢募兵論略」（『史学集刊』一九八八年）、高敏「曹魏士家制度的形成与演變」（『歴史研究』一九八九年五号）、小林聡「後漢の軍事組織に関する一考察―郡国常備兵縮小後の代替兵力について―」（『九州大学東洋史論集』一九、一九九一年）、劉展主編『中国古代軍事史』（一九九二年）を参照。また黄今言「東漢軍事史的若干特点和研究方法問題」（『史学月刊』

一九九七年第一期)は光武帝が行った地方軍削減と都試の廃止が、それぞれ兵士供給の不安定や簡練の不足という問題を残したことを説く。

19、蹇碩が直接部隊を握っていたことは、『三国志・魏志』卷八張楊伝の記事や、蹇碩を倒した何進が「領其屯兵」と、その兵を奪っていること(何進伝)からもわかる。

20、「元帥」の記事を『後漢書』に見れば、伝二四梁商

伝に中常侍張遼ら一部の宦官グループが梁商らを弾

劾し、逆に罪に問われた時に連座の拡大を恐れて上疏

した言葉として「春秋の義、功は元帥に在り、罪は首

悪に止める。(春秋之義、功在元帥、罪止首惡)」とある。伝

五五皇甫規伝には「……伏して見るに中郎將張奐は才

略兼ね優る。宜く元帥に正し、以て衆望に従うべし。

若し猶お愚臣を宜く軍事に充つべしと謂う者あらば、

願わくば冗官を乞い、以て(張)奐の副と爲らんと。

朝廷之に従い、奐を以て代りて度遼將軍と爲し、規を

使匈奴中郎將と爲す。「……伏見中郎將張奐、才略兼優。宜正

元帥、以從衆望。若猶謂愚臣宜充軍事者、願乞冗官、以爲奐副。朝

廷從之、以奐代爲度遼將軍、規爲使匈奴中郎將」とあり、戦線

の総司令官の度遼將軍を元帥と表現する。伝六一皇甫

嵩伝では皇甫嵩が左將軍の皇甫嵩に董卓打倒を進言

して「大人、今元帥と爲り……(大人、今爲元帥……)」

と述べ、左將軍を元帥と表現する。また伝六一朱儁伝

には行車騎將軍の朱儁に陶謙が送った奏記に「之を元

帥に委ねる」とあり、元帥は行車騎將軍朱儁を指す。

伝六四上袁紹伝では建安元年の袁紹の上書に「故大將

軍何進、國に忠ありて亂を疾み、義心は赫怒せり。……

中略……忠策未だ盡きずして元帥敗れを受け、太后

質せられ、宮室焚燒す。「故大將軍何進、忠國疾亂、義心赫怒。……中略……忠策未盡而元帥受敗、太后被質、宮室焚燒」とあり、何進が元帥と表現されている。

21、『後漢書』紀九獻帝紀の注は「協」の字義を「合」

とし、張璠『漢記』の「靈帝、(獻)帝の己に似るを

以て、故に名づけて協と曰う。「(靈帝、以帝似己、故名曰協)」

という文を引く。またこの年の西園での愚行の記事が

靈帝紀にあり、しばしば非難の材料にされるが、それ

はこの事件のショックによるものではないか。「帝、

協が早く母を失すを愍み、又た(王)美人を思いて、

追德賦、令儀頌を作る。「帝愍協早失母、又思美人、作追德

賦、令儀頌」と『後漢書』紀十下王美人紀にある。

22、靈帝が「無上將軍」と称して講武閱兵したのは大庭

註15前掲論文が述べるように、將軍というものの本

質を理解しないもの、或いは見戯に等しい振舞いであ

ったかもしれない。しかし『後漢書』伝四八蓋勳伝に

「(靈)帝又た勳に謂いて曰く、吾已に師を平樂觀に

於いて陳し、多く中藏の財物を出して、以て土に餌す、

如何と。「帝又謂勳曰、吾已陳師於平樂觀、多出中藏財物以餌士、

如何)」とあり、靈帝が軍制改革の必要性を理解し積極

的に取り組んでいた様子がうかがえる。また石井註1

6前掲論文が『太平御覽』卷三四三・兵部七四・劍中

に引く『古今刀劍錄』の記事から、「武力で内外の反

對勢力を一蹴し、漢王朝の威信を回復すること、それ

が宝劍に込められた靈帝朝の所信表明であった」(三

一頁)という可能性を示唆する。

23、何進伝に、蹇碩の司馬の潘隱が何進と「早舊」であ

ったので、蹇碩の何進暗殺の企てを何進に教えて救つ

た、という記事がある。また蹇碩が倒された時には、

その配下の部隊に何ら動きが見られず、何進の下に移

っている。これらも「西園軍」は本来、何進と結び付

くものであったことを示しているのではないか。

24、寶武らのクーデターの様子の詳細は石井註16前掲論文に詳しい。

25、宦官同士が政争で敵味方に別れて対立するのは特別

なことではない。『後漢書』伝五九竇武伝には竇武が宦官曹節・王甫らの打倒を図った時に「武、乃ち奏して黄門令魏彪を免じ、親しむ所の小黄門山冰を以て之に代う。冰を使って素と狡猾にて尤も無状なるを奏せしめ、長樂尚書鄭颯を北寺獄に送る。〔武乃奏免黄門令魏彪、以所親小黄門山冰代之。使冰奏素狡猾尤無状者長樂尚書鄭颯、送北寺獄〕」とあり、また『後漢書』伝五五段熲伝には中常侍王甫と司隸校尉の段熲が協力して中常侍鄭颯、董騰らを除いたことが見える。

26、宦官の権力掌握については趙翼『二十二史劄記』巻五に指摘があり、江幡真一郎「後漢末の農村の崩壊と宦官の害民について」(『集刊東洋学』二一、一九六九年)が検証されている。また宦官全般については余華青『中国宦官制度史』(一九九三年)も参照。

27、渡邊義浩「後漢時代の宦官について」(『後漢国家の支配と儒教』一九九五年)は、宦官の権力構造について、順帝を即位させた孫程の閹顯打倒、党錮事件での單超の竇武打倒の軍事行動の過程の検討から「宦官勢力は、皇帝権力から独立した軍事力を保有したわけではなく、あくまでも、尚書を中心とする既存の後漢政権の政治機構を利用して権力を掌握しているのである。つまり、宦官の軍事力の掌握は、孫程期における宦官のみの武力から單超期以降の禁軍の掌握へと、量的な勢力伸張はみられても、皇帝権力を背景として軍事力を掌握するという、基本的な権力行使形態の質的な変化は存在しないのである」と述べる。基本的には氏の理解に従いたい。蹇碩の元帥就任も皇帝の信任による便宜的任用であり、制度的に確定したものではないと考える。

28、『資治通鑑』巻五九に「票騎將軍董重、何進と權勢は相い害し、中官は重を挾みて以て黨助を爲す。〔票騎將軍董重與何進權勢相害、中官挾重以爲黨助〕」とあるが、宦官

と結んでいた票騎將軍董重をなぜ宦官が見殺しにしたかということも、董重・董太后を支持する宦官と何進・何太后側の宦官との対立を想定することによって理解できよう。

29、『三國志・魏志』巻六董卓伝に引く『續漢書』にも「(何)進、妹の黄門に倚りて掖庭に入るを得るを以て、寵有り。光和三年、立ちて皇后と爲り、進、是に由りて貴幸せらる。〔進以妹倚黄門得入掖庭、有寵。光和三年、立爲皇后、進、由是貴幸〕」とある。一方、『後漢紀』巻二四の中平三年十一月の条には何皇后の立后について「以良家子選入掖庭」とあるが、巻二五には「初、進は寒賤にて、諸の中官に依りて幸を得る。〔初、進寒賤、依諸中官得幸〕」とあり、実際は下層庶民出身であったことがうかがえる。

30、たとえば渡邊氏は「後漢時代の外戚について」(注27前掲書)にて、外戚は「嫡妻権に基づく皇太后権を権力の淵源とし、幼少の皇帝を立てて、擬似皇帝権力として権力を行使した外戚に対抗し得る存在は、皇帝権力そのものしか有り得なかつたのである。後漢時代のすべての外戚が、皇帝権力およびその延長である宦官によつて打倒されていることは、かかる事由によるのである」と述べ、「公」的側面を重視する政策を採つた鄧騭、「儒家的官僚の同盟者」として宦官と戦つた竇武、「袁紹に利用されるだけであつた」何進、という外戚と儒家官僚の關係の力關係の変化に、「儒家官僚の国家に対する自律性の伸張」と外戚の權威失墜の根源的原因としての皇帝権力そのものの失墜を見出し、名士の自律的秩序が形成されて行くことを指摘する(三一二〜三一五頁)。後漢王朝の絶対性のゆらぎは黄巾鎮圧に活躍した皇甫嵩に閹忠が「今、身は不賞の功を建て、體は高人の徳を兼ねる。而して庸主に北面するは、何ぞ以て安を求めんや。〔今身建不賞之功、體兼

高人之徳、而北面庸主、何以求安乎」と述べて篡奪を勧めたという記事（『後漢書』伝六一皇甫嵩伝）にも見て取れるが、同時に東晋次氏が「清流派」の主張にほぼしたがつた寶武の行動について「順帝期からの儒家官僚の官界における勢力伸張の結果が、この段階において、貴戚の力を巻き込んだ政治勢力として成長し得ていたことを」示す（『後漢時代の政治と社会』一九九五年、三〇〇頁）と指摘していることにも注目したい。儒家官僚が外戚を取込むようになって寶武・陳蕃のクーデターが起きたとすれば、両者を分断する唯一確実な方策は、何進の場合のように宦官が傀儡的外戚を作り上げることであろう。

<sup>31</sup>、黄今言「漢代型募兵試論」（『中国史研究』一九八九年三期）は募兵の増加が後漢王朝に①莫大な費用が国家財政の負担、②兵士の質の低下、③軍閥割拠という問題を提示し、中央集権強化のねらいが、逆に地方割拠の形勢を生み出したと指摘されている。また川勝「曹操軍団の構成について」（六朝貴族制社会の研究）一九八二年）は当時の民間における集団結合を門生故吏関係と任侠関係に分類し「そして注意すべきことは、これを支える人間関係がきわめて個別的具体的なものであつて、諸生の豪紳に対する関係、少年の豪侠に対する関係は諸生、少年にとって絶対であり、他のいかなる関係より優先する底のものである。それは直屬の豪紳豪侠を越えて、その上の指導者に直接結びつくものではない。それが上級指導者に結びつくのは、それが直屬する豪紳豪侠の同じく個別的具体的な上級指導者への結びつきを通して、間接的につながるにすぎぬ」と述べる（一三六―一三七頁）。募兵部隊においても同様の事情があつたのではないか。とすれば靈帝が自ら無上將軍となつたのは、何進に任せてしまふことへの不安があつたからとは解釈できないだろ

うか。

<sup>32</sup>、葭森健介・末崎「中国中世の士大夫―三国西晋政治史と清談家」（『東洋の知識人』一九九五年）。

<sup>33</sup>、森本淳「曹魏軍制前史―曹操軍団拡大過程からみた一考察」（中央大学『アジア史研究』二二二、一九九八年）。

<sup>34</sup>、石井注16前掲論文。

<sup>35</sup>、建寧二年に寶武が挙兵した時、彼は北軍五校士数千人を率い、虎賁・羽林などをかき集めた靈帝・宦官側よりも人数的には優勢であつた（『後漢書』伝五九寶武伝）。こうした経験が、靈帝に直屬の武力の必要性を感じさせたのではないか。

## 後漢政治史における鴻都門学

— 靈帝期改革の再評価のために —

### 本章の課題

先に二章にわたって、黨錮事件を「儒家官僚」の台頭により皇帝批判が強まることよって引き起こされたものとし、また「西園軍」の創設を靈帝による積極的な軍制改革として読み直してきた。こうした理解に立つ時、従来は宦官に操られた靈帝の思いつきの愚行という一点に収斂させていた他の事例にも再評価が可能であり、また必要にもなってくる。

本章では靈帝の気まぐれで作られた芸術学校と評価されたり、あるいは黨錮事件後の政治腐敗の例として取り上げられることの多い鴻都門学を手がかりにして、靈帝が進めようとしていた改革の狙いをさぐっていききたい。

### 一、鴻都門学の成立

近年の研究でも鴻都門学に対するマイナス評価は根強い。たとえば馬良懷氏は靈帝の強引な宮苑造営に加担して批判などは気にしなくていいと嘯いた鴻都文学の樂松が靈帝によつて顕彰されたことを取り上げて「社会の腐敗没落について、これ以上言うことは無い」と酷評され<sup>注1</sup>。また鴻都門学についての記事を詳細に検討され、現在唯一の専論を発表されている趙国華氏も、黨錮事件の負の部分を取り返そうとして鴻都門学生の地位を高め、

天下名士に対抗させた結果、朝廷は統治の基盤を失つたと見て、正常な選挙制度を破壊したことで後漢王朝崩壊の原因となつたと総括される<sup>注2</sup>。

こうした評価の是非を検討するために、まず最初に鴻都門学についての史料を整理しておくために、まず最初に『後漢書』紀八靈帝紀ではその創設について

（光和元年<sup>注3</sup>一七八）二月辛亥朔<sup>注3</sup>、……己未、地震う。始めて鴻都門學生を置く。

二月辛亥朔、……己未、地震、始置鴻都門學生。

と述べるだけである。これだけではその実態がつかめないが、その注には

鴻都、門の名なり<sup>注4</sup>。内に學を置く。時に其の中の諸生、皆な州郡、三公に勅して能く尺牘（書簡文に類する散文）、辭賦（楚辭の流れをくむ詩文）を爲る及び工（たくみ）に鳥（鳥書）篆（篆書）を書す者を舉召せしめて相い課試し、千人に至る。

鴻都、門名也、於内置學。時其中諸生、皆勃州郡、三公、舉召能爲尺牘辭賦及工書鳥篆者相課試、至千人焉。

とあり、これを見る限りでは、芸術学校という評価も妥当かもしれない。

また設置時期が後漢時代の末であり、「西園軍」の蜂起で京師が大混乱に陥る「中平六年の政変」までほぼ一〇年を残すだけである。宮城が戦場となつたために鴻都門学も滅び、その出身者で正史に立伝された者もないために史料の絶対量が不足している。そこで『後漢書』に収録された鴻都門学を批判する意見をもとにして、その内容を推測してきた。特に同時代の蔡邕や陽球が繰り返し反対意見を述べたのでそれが若干の鴻都門学の動向とあわせて収録され、鴻都門学研究の主史料となっている。基本史料が反対論者の論調にかかわるものであり、必ずしも鴻都門学の正確な内容や公平な評価を伝えているとは限らないことに留意すべきであろう。

『後漢書』伝五〇下の本伝によれば、蔡邕は陳留郡圉県の人で、その家柄は前漢、新代に地方長官を出している注<sup>5</sup>。しかし父の蔡椽は俗世間を厭い官途に就かなかつたという。蔡邕自身も孝行の誉れ高く、また太傅胡廣に師事して博学多才で名を知られるようになったものの、当時の桓帝と宦官の政治腐敗を嫌い、父親と同様に俗事を避けて暮らした。そうした中で靈帝の建寧三年（一七〇）に司徒橋玄の辟召に応じ、河平県の長をへて郎中として東觀の校書に当たった。その後、議郎に移り、靈帝に五經の文字を確定することを求めると、さっそく各書体のテキストを比較検討することになり、その成果を四六本の石碑に刻んで太学の門前に立てたものが有名な「熹平石經」である。

またその一方で癒着防止のために任地の豪族と通婚した人物の地方長官任用を禁じる「三五法（三五之禁）」の復活が逆に人選を困難にしていることを述べるなど、積極的に政治問題にも発言するようになった。そうした彼自身の変化の中から、熹平六年の鴻都門学批判が出てくる。

蔡邕伝は先ず鴻都門学の設置のきっかけについて、次のように述べている。

初、（靈）帝學を好み、自ら皇義篇五十章を造り、因りて諸生の能く文賦を爲る者を引く。本は頗る經學を以て相い招くも、後に諸の尺牘を爲す及び鳥篆を書するに工（たくみ）な者に皆な引召を加え、遂に數十人に至る。侍中祭酒樂松、賈護は無行趣勢の徒を多く引き、並に鴻都門下に待制し、方俗閭里（地方や町中）の小事を喜び陳ぶ（面白おかしく話した）。帝甚だ之を悦び、待つに不次（破格）の位を以てす。

初、帝好學、自造皇義篇五十章、因引諸生能爲文賦者。本頗以經學相招、后諸爲尺牘及工書鳥篆者、皆加引召、遂至數十人。侍中祭酒樂松、賈護多引無行趣勢之徒、並待制鴻都門下、喜陳

方俗閭里小事。帝甚悦之、待以不次之位。

ここに『皇義篇』のことが見えるが、『太平御覽』卷九二に引く『典略』に「熹平四年（一七五）五月、帝自ら皇義五十章を造る。（熹平四年五月、帝自造皇義五十章）」とあるから、「熹平石經」と同時期に当時十九歳で学問好きであった靈帝が注<sup>6</sup>、自ら書物を作るための補助として、文章に優れた人物を集めたのが事の起りのようである注<sup>7</sup>。最初は儒教教養を重視して人選していたが、次第に書道に優れたものまで集められるようになった。さらに靈帝の側近であった侍中祭酒の樂松と賈護は素行の良くない取り巻きを数多く抱えており、そうした者までがお話相手として鴻都門下に集まるようになって、靈帝のお気に入り集団が出来上がったというのである。

同様の記事は『後漢紀』卷二四にもあり、初、鴻都門生を置く。本は頗る經學を以て相い招くも、后には諸の能く尺牘、詞賦を爲す及び鳥篆を工（たくみ）に書する者、數千人に至る。或は出でて州郡を典し、入りては尚書、侍中と爲り、封侯、賜爵せらる。

初置鴻都門生、本頗以經學相招、后諸能爲尺牘詞賦及工書鳥篆者至數千人、或出典州郡、入爲尚書、侍中、封侯賜爵。

とある。『太平御覽』卷九二に引く『續漢書』にもほぼ同様の文があり、初、鴻都門生を置く。本は頗る經學を以て相い引くも、后は能く尺牘、辭賦を爲す、及び工に鳥篆を書す試す。相課試して千人に至る。皆な尺一（詔）にて州郡、三公に勅して舉用辟召せしめ、或は州郡を典し、入りては尚書、侍中と爲り、封侯、賜爵せらる。

初置鴻都門生、本頗以經學相引、后試能爲尺牘辭賦及以工書鳥篆相課試。至千人、皆尺一勅州郡、三公舉用辟召、或典州郡、入爲尚書、侍中、封侯賜爵。

とある。また『太平御覽』卷七四九に引く張懷瓘『書斷』では

靈帝書を好み、天下の書に工なものを鴻都門に徴し、數百人に至る。

靈帝好書、微天下工書于鴻都門、至數百人。

とある。趙氏が述べるように「數千人」はやや過剰であり誤記の可能性が高いが、それでもかなりの人数が集められたのはまちがいない。また、その採用条件として儒教教養に代わって文章や書道の能力が要求されたことが各書に共通して書かれている。

また、集まった人材がさつそく官界の中樞に進出していったことにも注目したい。このことを軽視して鴻都門学を芸術教育の機関と見るのは現実には合わない。蔡邕らの手によつて「熹平石經」が建てられると「其の觀視及び摹寫する者、車乗は日に千餘兩、街陌を填塞す（街路をうめつくした）。（其觀視及摹寫者、車乘日千餘兩、填塞街陌）」（蔡邕傳）と、人々が群がって読み、書写したのも、その実は正確な經典の知識が官吏登用や昇進の上で不可欠だという実利につながるからである。そうした中で新たな選舉基準が提示されたのであるから、同様に官界進出を希望する者が殺到したのも当然であろう。また上記の『續漢書』に「皆な尺一（詔）にて州郡、三公に勅し」とあるから、靈帝は彼らを積極的に登用するように強く働きかけたのである。鴻都門学の創設は新たな官吏予備軍養成機関の設置として理解すべきであろう。

さらに靈帝は同時期に、従来見られなかった人事政策をこれ以外にも展開していた。

たとえば蔡邕伝は続けて「市賈の小民の宣陵孝子と爲る者、復た數十人、悉く除して郎中、太子舍人と爲す。

〔市賈小民、爲宣陵孝子者、復數十人、悉除爲郎中、太子舍人〕と述べる。『後漢書』紀八靈帝紀は同様の記事を熹平六年四月の条にかけている。「市賈の小民」とあるが、必ず商人

と限定するものではなく、市に集う雑多な人々の中から人材を集めようとしたのであろう。

また同靈帝紀の熹平五年十二月の条には「太學生の年六十以上の百餘人を試し、郎中、太子舍人至王家郎、郡國文學吏に除す。（試太學生年六十以上百餘人、除郎中、太子舍人至王家郎、郡國文學吏）」とある。こうした太学内の高齢者限定の登用は他に見られない。どちらもきわめて異例のことである。

この時期は自然災害が続き、また北辺での羌族の活動も活発化していた。蔡邕伝によれば、雷・地震・蝗など次々と災異が報告され不安を感じた靈帝は熹平六年（一七七）七月に広く意見を徴することにした。それに対し蔡邕は七項目にわたる激しい批判の上表文を提出し、その五で鴻都門学について述べている。それによれば、

臣聞くに、古者に士を取るは必ず諸侯を使って歳ごとに貢せしむ。孝武の世に郡孝廉を擧げ、又た賢良文學の選有り。是に於いて名臣輩出し文武並に興る。漢の人を得るは數路のみ。夫れ書画、辭賦は才の小者なり。國を匡だし政を理するに、未だ其の能有らず。陛下即位の初、先に經術を涉り、政を聞く。余の日に篇章を觀省し、聊か以て意を遊ばしめ、當に博奕に代るべく、以て教化し士を取るの本には非ず。而るに諸生利を競い、作は鼎沸のごとし（濫作している）。其の高き者は頗る經訓を引き風諭の言たるも、下きは則ち俗語を連偶し（下品な語句をならべ）、俳優に類せる有り、或は成文を竊み、虚しく名氏を冒す（低俗であり、盗作すらある）。臣毎に盛化門にて詔を受け、録第を差次す。其の未だ及ばざる者は亦復た輩に随て皆な拜擢せらる（未熟なものまで起用されている）。既に之に恩を加う。復た収改するは難く、但だ奉録を守るも義において已に弘し（義を守ること難しそうだ）。復た人を理し及び州郡に仕えしむ可からず。

……臣聞、古者取士必使諸侯歲貢。孝武之世郡舉孝廉、又有賢良文學之選。於是名臣輩出、文武並興。漢得人數路而已。夫書畫辭賦、匡國理才之小者。政未有其能。陛下即位之初、先涉經術、政余日、觀省篇章、聊以游意、當代博奕、非以教化取士之本。而諸生竟利、作者鼎沸、其高者頗引經訓風喻之言、下則連偶俗語、有類俳優、或窃成文、虛冒名氏。臣每受詔于盛化門、差次錄第、其未及第者亦復隨輩皆見拜擢。既加之恩、難復收改、但奉錄于義已弘、不可復使理人及仕州郡。

とあり、その芸術内容の多くは低俗であり、従来からの正規の選舉制度である孝廉、賢良、文學などで十分足りるとする。また第七では「宣陵孝子」の太子舍人への任用をやめて田里に歸らせるべきだと主張した。

しかしこうした蔡邕の意見は第一の祭祀を正しく行うべしという主張を除いて無視され、「宣陵孝子」たちも太子舍人からは外されたが、悉く丞・尉という文武の実務をともなう職へと異動した。光和元年には鴻都門学が正式に設置され、そこから次々と官界に進出したので「士、君子、皆な與に列と爲るを恥ず。〔士君子、皆恥與爲列焉〕」であつたという。さらに『續漢書』百官志三、尚書の条に引く蔡質『漢儀』に「靈帝末、梁鵠選部尚書と爲る。〔靈帝末、梁鵠爲選部尚書〕」とあり、『晉書』卷三六衛瓘伝に引く『四體書勢』には

靈帝書を好み、時に能くする者多けれども、師宜官最と爲る。……(梁)鵠卒に書を以て選部尚書に至る。……今、宮殿の題署は多く是れ鵠の篆なり。

靈帝好書、時多能者、而師宜官爲最。……(梁)鵠卒以書至選部尚書。……今宮殿題署多是鵠篆。

とあるように、その出身者の中から人事担当の選部尚書を選任することまでおこなわれたのである。このことは人材登用という点で鴻都門学に対する靈帝の取り組みの熱心さをうかがわせてくれるだろう。

## 二、靈帝期改革の目的

蔡邕と同じく鴻都門学を批判した人物に尚書令の陽球がいる。彼は「性嚴厲(がんこもの)」と言われ、しばしば苛酷な刑罰で物議を招き『後漢書』伝六七酷吏列伝に立伝されるような人物であつたが、一方では「申韓の学(法家)を好み」、故事に閑達(熟達)して、その章奏や議論は台閣内で重んじられていた。

その伝によれば、

頃之、尚書令を拜す。鴻都文學を罷めんことを奏して曰く、伏して承るに中尚方に詔勅有りて鴻都文學の樂松、江覽等三十二人の爲に象を圖し贊を立て、以て學者を勸む、と。臣聞くならず、傳(左氏伝)に曰く、君の擧しは必ず書し、書して法ならずば、後嗣何をか觀ん、と。案ずるに松、覽等は皆な微蔑に出でし斗筭(つまらない)の小人にて、世戚に依憑し、權豪に附託して、俛眉承睫して、明時に進むを微む(こびへつらつて榮達を求めています)。或は賦一篇を獻じ、或は鳥篆簡に盈ちて位は郎中に升り、形圖丹青せらる(画像を描いてもらう)。亦た筆の牘を點かず、辭の心を辯ぜざる有り、手を假り字を請いて、妖僞百品たり。殊恩を蒙らざるなく、蟬蛻滓濁す。是を以て有識口を掩い、天下嗟歎す。臣聞くに圖象の設は以て勅戒を昭かにし、人君をして得失を動鑒せしめんと欲す。未だ豎子小人の詐りて文頌を作りて可妄りに天官を竊い象圖を素に垂る者を聞かずなり。今、太學、東觀は以て聖化を宣明するに足る。願わくば鴻都の選を罷め、以て天下の謗りを消さんことを、と。書奏すれど省せず。

頃之、拜尚書令。奏罷鴻都文學、曰。伏承有詔勅中尚方爲鴻都文學樂松、江覽等三十二人圖象立贊、以勸學者。臣聞傳曰、君

舉必書。書而不法、後嗣何觀。案松、覽等皆出於微蔑、斗筲小人、依憑世戚、附託硯權豪、俛眉承睫、微進明時。或獻賦一篇、或鳥篆盈簡、而位升郎中、形圖丹青。亦有筆不點牘、辭不辯心、假手請字、妖僞百品、莫不被蒙殊恩、蟬蛻滓濁。是以有識掩口、天下嗟歎。臣聞圖象之設、以昭勸戒、欲令人君動鑒得失。未聞豎子小人、詐作文頌、而可妄竊天官、垂象圖素者也。今太學、

東觀足以宣明聖化。願罷鴻都之選、以消天下之謗。書奏不省。

とあり、靈帝は鴻都門学の勸奨のために樂松ら三二名の画像および贊を描かせようとした。それに対する陽球の、彼らは家柄が低く、その文芸も取るに足りず、恩寵だけで榮達しようとしているという批判は、先の蔡邕伝の「士君子、皆な與に列と爲るを恥ず」とも一致する。逆にこうした悪評を押さえ込むために、靈帝は樂松らを顕彰しようとしたとも思える。

靈帝についての再評価を試みた徐難于氏は鴻都門学の設置の背景を、形式化し、集団を結成しての権力闘争の手段となつた儒学に対する靈帝の反発と理解し、それは經学の文学に対する束縛を打ち破り、文学や芸術の社会的地位を高めたと評価する<sup>注13</sup>。しかし現実には上述のように、その設置は単に靈帝の芸術志向にかかわるだけでなく、人材養成と深く結びついていた。また当時の社会の中に儒教以外の文芸・芸術への関心の高まりがあり、それが結果的には靈帝にも影響して鴻都門学設置を推進させたのであろうが、「天下の誇り」とあるように鴻都門学に対する世人の評価は低く、それが新たな文芸運動のきっかけとなつて社会を動かしたとは考えにくい。

陽球の議論に戻れば、そこで注目されるのは鴻都門学を太学や東觀と比較している点である<sup>注14</sup>。

第五章で述べたように、太学は従来、官僚養成の中心的機関であつたが、同時に「皇帝権力を批判する「儒家官僚」らの活動拠点ともなつていた。靈帝建寧二年（一六九）の第二次黨錮事件で「儒家官僚」側は激しい弾圧

を受けたが、その後も太学内に批判勢力が維持され「儒家官僚」の潜在的な支持勢力であり続けたようである。靈帝の熹平元年七月には「宦官、司隸校尉段熲に諷し太學學生千餘人を捕繫せしむ。（宦官諷司隸校尉段熲捕繫太學學生千餘人）」とある（『後漢書』紀八靈帝紀）。その時の様子は『後漢書』伝六八宦者・曹節伝に詳しく、

熹平元年、竇太后崩じ、何人か有りて朱雀闕に書して言えらく、天下大いに亂れ、曹節、王甫、（竇）太后を幽殺す。常侍侯覽、多く黨人を殺し、公卿は皆な尸祿（亡骸）にて、忠言有る者無し、と。是に於いて詔して司隸校尉劉猛に逐捕せしめ、十日に一たび會す。猛、誹書の言の直なるを以て、急ぎ捕うるを肯ぜず、月餘にて主名立たず（張本人は不明であつた）。猛坐して諫議大夫に左轉せられ、御史中丞段熲を以て猛に代え、乃ち四たび逐捕に出でて、太學の游生に及び、繫者は千餘人なり。節等猛の已まざるを怨み、頰を以て它事を以て猛を奏せしめ、罪輸左校に抵つ。朝臣多く以て言を爲し、乃ち刑を免がる。復た公車に之を徴す。

竇太后崩 熹平元年、有何人書朱雀闕、言天下大亂、曹節、王甫幽殺太后、常侍侯覽多殺黨人、公卿皆尸祿、無有忠言者。於是詔司隸校尉劉猛逐捕、十日一會。猛、以誹書言直、不肯急捕、月餘、主名不立。猛坐左轉諫議大夫、以御史中丞段熲代猛、乃四出逐捕、及太學游生、繫者千餘人。節等怨猛不已、使頰以它事奏猛、抵罪輸左校。朝臣多以爲言、乃免刑、復公車徴之。

とある。『後漢書』伝六九上儒林伝の序に「黨人既に誅せられ、其の高名の善士は多く流廢に坐す。（黨人既誅、其高名善士多坐流廢）」とあり、難を逃れた郭泰も太原に戻つてしまつたから（『後漢書』伝五八の本伝）、最盛期（桓帝期）には三万余人と言われた太学生がこの時どれだけ残つていたのかは不明であるが、司隸校尉を「儒家官僚」に近い劉猛から宦官王甫に近い段熲に交替させてまで行

われた拘引千人を越える大規模な摘発は注15、太学内の批判勢力の一掃を図ったものであろう。

また太学に対する厳しい姿勢は靈帝紀の光和三年（一八〇）六月の記事にもうかがえる。

公卿に詔して、能く古文尚書、毛詩、左氏、穀梁春秋に通じるものに、能く古文尚書、毛詩、左氏、穀梁春秋に通じるもの各の一人を挙げしめ、悉く議郎に除す。

公卿に詔して、能く古文尚書、毛詩、左氏、穀梁春秋に通じるもの各の一人を挙げしめ、悉く議郎に除す。

とあるが、儒教教養を備えた人物を登用しようというのであるが、太学の科目をわざわざ全て外している。これは官界では必須のものである儒教教養と太学生排除の両立という意図からのものではないだろうか。

曹節伝では熹平元年の摘発を宦官対太学游生という図式でとらえているが、『後漢書』紀八靈帝紀熹平五年五月閏月の条に、

永昌太守曹鸞、黨人を訟うるに坐し、弃市せらる。

永昌太守曹鸞坐訟黨人、弃市。

とある。その注に「其の言は切直にして、帝怒り、檻車もて槐里の獄に送り之を掠殺するなり。〔其言切直、帝怒、檻車送槐里獄掠殺之也〕」とある。曹鸞の上書の内容は『後漢紀』卷二四に見え、

夫れ黨人は、或は耆年にて徳淵（ふか）く、或は衣冠の英賢にて、皆な王室の股肱、大猷（はかりごと）を左右する者なり。而るに久しく禁錮を被り、辱められて泥塗に在り。謀反大逆にても尚お赦宥を蒙るに、黨人何の罪にて獨り怨を開かれざるや。災異の屢ば見、水旱の荐りに臻（いた）る所以は、皆な斯れに由る。宜く沛然を加え（心を広く持ち）、以て天心に副うべし。

夫黨人者、或者年淵徳、或衣冠英賢、皆股肱王室、左右大猷者也。而久被禁錮、辱在泥塗。謀反大逆尚蒙赦宥、黨人何罪獨不

開怒。所以災異屢見、水旱荐臻、皆由於斯。宜加沛然、以副天心。

とあり、党人を赦免し再起用すべしというものであるが靈帝は激怒し曹鸞を弃市とするだけでなく、党人へ更なる弾圧を加えた。靈帝紀では続けて

詔して黨人の門生故吏、父兄子弟の在位者は皆な官を免じ禁錮す。

詔黨人門生故吏父兄子弟在位者、皆免官禁錮。

とあり、『後漢書』伝五七黨錮列伝の序では続けて「五屬に爰及す」とある。建寧二年の第二次黨錮事件でも

諸の附従する者は錮五屬に及ぶ。州郡に制詔し大いに鉤黨を挙げ、是に於て天下の豪傑及び儒學行義の者は、一切結びて黨人と爲る。

皆爲鉤黨、下獄、死者百餘人、妻子徙邊、諸附従者錮及五屬。

制詔州郡大舉鉤黨、於是天下豪傑及儒行義者、一切結爲黨人。

であったが、この事件でも連座の範囲を広げ、徹底した関係者の官界からの排除を行わせたのである。熹平元年の大規模な摘発もこうした皇帝を批判した「儒家官僚」や太学生などの黨錮事件関係者（党人）に対する靈帝の怒りとつながっているものであり、その範囲・内容からも、この熹平年間の二つの事件はあわせて第三次黨錮事件と呼びうるものである注16。

このように二度の黨錮事件を経ても皇帝批判は押し止められず、靈帝はなおも批判勢力の排除に向かうことになったが、「儒家官僚」や太学生を除いてしまうと、国家を支える官僚制度に大きな穴があいてしまうことになる。そこで苦心の工夫として、熹平五年に六〇歳以上限定で太学生を登用したりしたのであろう。そして同様の基準で選抜を行うかぎり、同様の人物が再び進出してくる可能性が高い。そこで従来の儒教にもとづくものとは異なる基準での官吏登用として鴻都門学が必要になったのではないだろうか。

もう一人、鴻都門学を批判した人物に楊賜がいる。彼は楊震の孫で、『後漢書』伝四四の本伝によれば、建寧の初めに靈帝の侍講に選ばれ、九卿、三公に昇った。一度は黨錮に連座して免ぜられたが、再び光祿大夫を拜していた。

光和元年、不吉な兆候が身近で続発したために注<sup>17</sup>、恐れられた靈帝は蔡邕や楊賜を呼び、宦官曹節・王甫に質問させた。その時に楊賜は次のように述べて鴻都門学およびその出身者の重用を批判した。

又た鴻都門下は羣小を招會し、賦説を造作し、蟲篆の小技を以て時に寵せらるること、驩兜(堯の世の悪人)、共工(堯の時に治水をそこねた官)の如し。更に相い薦説し、旬月の間に並に各の拔擢せられ、樂松は常伯(侍中)に處り、任芝は納言(尚書)に居る。郗儉、梁鵠は俱に便辟の性、佞辯の心を以て、各の豐爵、不次の寵を受け、搢紳の徒をして猷畝(田舎)に委伏せしむ(大官たちを朝廷から追い出した)。口は堯舜の言を誦い、身は絶俗の行を蹈(ふ)むも、溝壑(こみ捨て場)に棄捐せられて逮及されず。冠履は倒易し、陵谷は代處す(上下逆転している)、小人の邪意に従い、無知(愚か者)の私欲に順い、板(道にそむく)、蕩(法度の乱れ)の作、虺蜴(悪政に逃げまどう様子)の誠を念じず。殆哉之危(あやうきことは)、今に過ぐるは莫し。

又鴻都門下、招會羣小、造作賦説、以蟲篆小技見寵於時、如驩兜、共工更相薦説、旬月之間、並各拔擢、樂松處常伯、任芝居納言。郗儉、梁鵠俱以便辟之性、佞辯之心、各受豐爵不次之寵、而令搢紳之徒委伏猷畝、口誦堯舜之言、身蹈絶俗之行、棄捐溝壑、不見逮及。冠履倒易、陵谷代處、從小人之邪意、順無知之私欲、不念板、蕩之作、虺蜴の誠。殆哉之危、莫過於今。

として「佞巧の臣を斥遠し、鶴鳴(高潔)の士を速(すみやか)に徴すべし。「斥遠佞巧之臣、速徴鶴鳴之士」と求めた。これが宦官曹節らの怒りを買って両者は弾劾され、蔡邕

は朔方に流され、楊賜は靈帝の師であつた縁でかろうじて処罰を免れた。

鴻都門学生の進路は「出典州郡、入爲尚書、侍中」とあり、楊賜の批判に「旬月の間に並に各の拔擢せられ、樂松は常伯(侍中)に處り、任芝は納言(尚書)に居る」とあるように、中央では尚書や侍中に登用されている。

侍中は皇帝の側にあつて顧問応対を担当し、その職務は固定されず、識見を備えた人物として魯恭のような「儒家官僚」がついたり、外戚の子弟が任用されたりする官であつた。たとえば和帝期に侍中と騎都尉を兼任した賈逵の場合、「内は帷幄に備わり、秘書近署を兼ねて領す。

〔内備帷幄、兼領秘書近署〕とあり、皇帝との距離の近さが強調されている(『後漢書』伝二六賈逵伝)。ところが『續漢書』百官志三・黃門侍郎の条に引く『獻帝起居注』に帝即位の初、初めて侍中、給事黃門侍郎を置き、員は各の六人、禁中に入出し、帷幄に近侍し、尚書の事を省す……。

帝即位初、初置侍中、給事黃門侍郎、員各六人、出入禁中、近侍帷幄、省尚書事……。

とある。また『通典』職官三・侍中の条に門下省、後漢之を侍中寺と謂う。

門下省、後漢謂之侍中寺。

とあり、同条の注ではそれを「嘉平六年」のこととする。

また同条の注に引く『初学記』職官下は

東漢初、常員無し。靈帝時に至り、侍中舍に八区有り。論者は困りて員元八人と云う。

東漢初、無常員。至靈帝時、侍中舍有八区、論者因言員元八人と述べている。

これについて祝總斌氏は、「嘉平六年」を「熹平六年」の誤記と見て、靈帝期に侍中が大きな変化を遂げたとして理解する。特に『獻帝起居注』の「省尚書事」とは「選舉誅賞は一に尚書に由る。尚書の任じらること三公に重し。

〔選舉誅賞、一由尚書。尚書見任、重于三公〕（『後漢書』伝三六陳忠伝）と言われるような後漢時代の尚書の職務の拡大に対応すべく、靈帝の時に侍中に尚書からの文書を「平省」させたのだとする<sup>注18</sup>。

鴻都門学は人事面でつながっているだけでなく、その実施時期が熹平六年（一七七）の侍中寺設置、光和元年（一七八）の鴻都門学設置、その後すぐ（旬月之間）の鴻都門学生の侍中・尚書就任とならぶことを見れば、この三者は一つのものとするのが自然であろう。

しかしここで疑問に感じるのが、なぜ靈帝は侍中・尚書を信任する宦官で補わなかったのかという点である。前章で見たように「西園軍」の場合は宦官蹇碩を上軍校尉や元帥に任じている。また熹平四年一〇月には「平準を改めて中準と爲し、宦官を令爲らしめ、内署に列せしむ。是より諸署は悉く閹人を以て丞、令と爲す。（改平準爲中準、使宦官爲令、列於内署。自是諸署悉以閹人爲丞、令）」（『後漢書』紀八靈帝紀）とあり、宦官を官署の令長としていたからである。

その答えは鴻都門学が批判された内容―文章や書藝で選抜された点―に求められるのかもしれない。『漢書』卷六四下賈捐之伝に「君房（賈捐之の字）筆を下せば、言語は天下に妙たり、君房をして尚書令と爲せば五鹿充宗（同時期に重用されていた学者）に勝ること遠く甚し。（君房下筆、言語妙天下、使君房爲尚書令、勝五鹿充宗遠甚）」とあり、『後漢書』伝三五周興伝では永寧年間に尚書陳忠が周興は文章力があるので「帝命を出納し、王の喉舌と爲る」べき尚書郎に任用すべきであると推薦し、認可されている。また『續漢書』百官志三によれば尚書六名のそれぞれに、文書起草を担当する侍郎六名と書写を専門とする尚書令史三名が配属されていたという。このように、文章は文書行政を担当する尚書の必須の基礎技能である。それと対応して、尚書の草案を審査する侍中にも相応の文書能

力が要求されたのであろう。

逆に宦官側は『後漢書』伝五九竇武伝に

（朱瑀）乃ち夜に素より所親にて壯健なる者の長樂從官史共普、張亮等十七人を召し、唾血して共に（竇武等を誅さんことを盟う。曹節之を聞き、驚き起きて、帝に白して曰く、外聞は切切たり、請うらくは徳陽前殿に出御せんことを、と。帝をして拔劍踊躍せしめ、乳母趙嬈等に左右を擁衛させ、榮信（わりふ）を取りて諸の禁門を閉す。尚書官屬を召し、脅すに白刃を以てし、詔板を作らしむ。王甫を拜して黃門令と爲し、持節にて北寺獄に至り、尹勳、山冰を収む。氷疑い、詔を受けず。

乃夜召素所親壯健者長樂從官史共普、張亮等十七人、唾血共盟誅武等。曹節聞之、驚起、白帝曰、外聞切切、請出御徳陽前殿。令帝拔劍踊躍、使乳母趙嬈等擁衛左右、取榮信、閉諸禁門。召尚書官屬、脅以白刃、使作詔板。拜王甫爲黃門令、持節至北寺獄、収尹勳、山冰。氷疑、不受詔。

とあるように、宦官排除に動いた竇武との対決でその与党の興廃を決めた緊急場面でも、誰も自ら筆を取ることが出来なかつたのである<sup>注19</sup>。

靈帝が鴻都門学に期待したのは芸術家の養成などではなく、宦官では補いきれない文章や書写の能力であり、それは「儒家官僚」や太学生に代わりうる文書行政処理の能力を意味していたのではないだろうか。われわれは蔡邕らの批判に耳を傾けるだけでなく、靈帝が反対勢力を排除するという条件の中で可能な限りの人材発掘を進めていたことを見落としてはならないだろう<sup>注20</sup>。

## 小結

以上の検討をもとに、鴻都門学設置とかがわって靈帝

が進めていた改革を整理すると、皇帝たる自らを中心とし、尚書や侍中寺にその政策スタッフとして政策立案や文書処理能力を備えた人材を集め、実務には忠実で多様な能力を持った宦官や宣陵孝子を充てるといふ、皇帝専制の行政体系の構築が浮かび上がってくる<sup>注1</sup>。さらに前章で見た「西園軍」を筆頭とする積極的な軍制改革とあわせ、靈帝が意図していた最終プランの全容を一言で述べれば、「儒家官僚」を先頭とする皇帝権力批判や地方の遠心化の高まりを抑えるために、皇帝直属の権力装置（官僚機構と軍事力）を用意するということである。

とすればここにおいて、後漢王朝の皇帝権力は建国以来の直属の権力基盤の欠如という足かせから自らを解き放ち、新たな姿で立ち現われる筈だったのである。残念ながら、現実には全てが中途半端な段階で靈帝が急逝し、それにとまらぬ混乱（「中平六年の政変」）の中に投げ込まれたために、改革の装置が逆に後漢王朝を崩壊の方へと押しやる結果をまねいてしまった。しかしその改革の方向は明らかに、次の時代の曹操の家柄や徳行にこだわらない「唯才主義」や強大な中軍の創設という姿勢に継承されていくのである<sup>注2</sup>。

## 注

1、馬「論東漢后期的党錮之禍」（『華中師院學報』一九八三年第四期）、三七・三八頁。原文は「社会的腐朽没落、可謂無以復加」。『後漢書』伝四四楊賜伝によれば、靈帝が洛陽郊外に新たに「畢圭靈琨苑」という宮園を計画し、楊賜は民衆への負担から反対したが、侍中任芝・中常侍樂松に相談すると、樂松らは宮園の広い狭いの基準はなく、負担も大したことはないと言え

たという。

2、趙「鴻都門學考辨」（『華中師範大學學報人文社會版』三九—三、二〇〇〇年）、一二四頁。

3、『續漢書』五行志では「辛未」とする。

4、鴻都門の所在地は史書にも明記されていない。前掲注2前掲趙論文は安帝期に洛陽城内の北宮にいた廢太子を擁護する官僚たちが鴻都門に押しかけたという記事をもとに、それを北宮に比定する。また『後漢書』伝四二崔駰伝に「靈帝時、開鴻都門榜賣官爵、公卿、州郡下至黃綬各有差：：」とあり、売官の場所にもなっている。靈帝は新設の人材養成機関の傍らで売官し、その収入を直屬軍の置かれた離宮（西園）に蓄えたこととなる。

5、蔡邕の人となりについては丹羽兎子「蔡邕伝おぼえがき」（『名古屋大學文學部研究紀要』五六（史學一九）、一九八〇年）を参照。

6、靈帝は儒教を忌避していたわけではない。即位後も楊賜・劉寛に手ほどきを受け、特に劉寛は太尉となつてからも折りあらば進講を求められていた（『後漢書』伝十五劉寛伝）。

7、『後漢書』伝六九上儒林伝上には後漢末の董卓の長安遷都の混乱の中で朝廷の凶書が散逸したことを伝えるが、辟雍・東觀・蘭台石室・宣明と並んで鴻都の名が見えるから、かなりの書籍が収集されていたこともうかがえる。

8、注2前掲趙論文、九六頁。

9、『後漢書』伝六八宦者・呂強伝には蘭台所蔵の漆書經典の改竄をたくらむ者までいたので、宦官李巡が「熹平石經」の必要を靈帝に進言したことが述べられている。

10、宣陵孝子は桓帝の宣陵の周辺に孝義を称して住み着いた人々のことで、蔡邕は何の縁もなく虚偽を詐称し

て墓に群がっているだけだと厳しく批判する（『後漢書』伝五〇下蔡邕伝）。また桐本東太氏は「中国古代における市の位相」（『史学』三田史学会六四—三・四、一九九五年）で市の持つ非日常性や反権力性を指摘している。「市賈」があえてつけられているのは市に集まる人々の多様性の中に人材を求めたのではないか。

<sup>11</sup>、順帝の陽嘉元年に、經術を崇び太学を修理すべきであるという左雄の上言により、「京師及び郡國の耆

儒の年六十以上を除し、郎、舍人、諸王国郎と爲る者百三十八人。（除京師及郡國耆儒年六十以上爲郎、舍人、諸王国郎者百三十八人）」となったという事例もあるが（『後漢書』伝五一左雄伝）、「耆儒」とあるように、政界に進出させるといふよりも儒学尊重のプロパガンダのためのものであるう。

<sup>12</sup>、漢代の察挙科目としての「文学」では經書の知識が問われる。平井正士「漢代の学校制度考察上の二三の問題」（杏林大学醫學部教養課程研究報告）四、一九七七年、福井重雅「漢代官吏登用制度の研究」一九八八年、勞榦「漢代察舉制度考」（『勞榦學術論文集』甲編上、一九七六年）を参照。

<sup>13</sup>、徐「漢靈帝与漢末社会」（二〇〇二年）、一〇八—二〇頁。

<sup>14</sup>、東觀は南宮にあり、『後漢書』紀五安帝紀永初四年二月の条に「謁者劉珍及び五經博士に詔して、東觀の五經、諸子、傳記、百家の藝術を校訂し、誤脱を整齊し、文字を是正せしむ。（詔謁者劉珍及び五經博士、校訂東觀五經、諸子、傳記、百家藝術、整齊誤脱、是正文字）」とあり、多数の書籍を所蔵し、芸術活動でも一つの權威となっていた。

<sup>15</sup>、劉猛は『後漢書』伝五九竇武伝に、靈帝即位の初に竇武・陳蕃らが起用した天下名士の一員として登場する。また『後漢書』伝五五張奐伝では第二次黨錮事件

直後に靈帝に李膺の起用を進言したことが見え、『後漢書』伝二七桓彬伝に付した記事があり、尚書郎の桓彬を同じく尚書郎であった馮方（中常侍曹節の娘婿）が告発した時にも事件を取り上げず、曹節の怒りをおかしている。一方段熲は『後漢書』伝五五の本伝に「熲、意を宦官に曲げ、故に其の富貴を保つを得たり。遂に中常侍王甫と黨す。（熲曲意宦官、故得保其富貴、遂黨中常侍王甫）」とある。

<sup>16</sup>、靈帝の愚行の一つとして、熹平四年に西園にて犬に官人の冠（進賢冠）を被らせ、印綬を帯びさせて囃し立てたというものがある（『後漢書』紀八靈帝紀）。たしかに『後漢書』紀八靈帝紀の同条に引く『三禮圖』には「進賢冠、文官服之、前高七寸、後高三寸、長八寸」とあるが、『續漢書』輿服志下では「進賢冠、古緇布冠也。文儒者之服也。前高七寸、後高三寸、長八寸。公侯三梁、中二千石以下至博士兩梁、自博士以下至小史私學弟子、皆一梁」とあり、官僚だけでなく儒学者全般で用いられたスタイルの冠であることがわかる。とすれば、この事件も進賢冠を被った「儒家官僚」や儒学を学ぶ太学生に対する苛立ちの表明と取りうるのではないか。

<sup>17</sup>、『後漢書』紀八靈帝紀によれば、四月に侍中寺の雌鳥が雄に変化し、五月に德陽殿の門に白衣の人が現れ、六月に体長十五丈の龍に似た怪物（黒氣）が温徳殿の庭に落ち、七月には青虹（虹蜺）が嘉徳殿の前に落ちてきた。

<sup>18</sup>、祝總斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』（一九九〇年）、二七三頁。これに対して下倉涉「後漢末における侍中・黄門侍郎の制度改革をめぐって」（『集刊東洋学』七二、一九九四年）は靈帝期に侍中に定員が定まったという根拠は弱いとして、侍中の改革を中平六年の政変後に求める。確かに定員八名については氏の指摘に

分があると思うが、鴻都門学からの任用に言及がない。また侍中寺の成立そのものについては靈帝期に求めることが可能である。

<sup>19</sup>、もちろん全ての宦官に文書行政担当能力が欠落していたとは考えられない。たとえばこの時に北寺獄から奪回された鄭颯は「長樂尚書」に就いていたことが『後漢書』伝五九竇武伝に見える。『續漢書』百官志四によれば皇后宮の家政を担当する官に中宮尚書があり「主中文書」とある。また皇太后の暮らす長樂宮にも同等の官属が置かれたとあるので、長樂宮の家政部門に関連する文書を担当していたのであろう。

<sup>20</sup>、『後漢書』伝五四盧植伝によると、馬融の弟子である盧植が侍中・尚書に任じられている。また『後漢書』伝四四楊彪伝では楊賜の子の楊彪が侍中となつていゝる。靈帝の努力にもかかわらず、人材不足は深刻であったようである。

<sup>21</sup>、同じく熹平五年に、靈帝は八使派遣による州郡への監察を計画していた。鴻都門学生のもう一つの進路が刺史・太守であるのは、後の中平五年の州牧設置につながる、大規模な地方行政改革も企図していたからではないかと思われる。

<sup>22</sup>、『三國志・魏志』卷一建安十五年春の布告に「二三子（汝ら）其れ我を佐（たす）け仄陋（身分の低いもの）を明らかに揚げ、唯だ才のみにて是れを擧げよ。吾れ得て之を用いん。二三子其佐我明揚仄陋、唯才是擧、吾得而用之」とある。

結論

後漢王朝崩壊過程の歴史的意義

最初に本論文で述べてきたことを各章ごとに整理して全体の論理を示しておく。

第一部の第一章「後漢王朝の「豪族連合政権化」」では、従来の南陽の豪族社会に後押しされたという理解、あるいは近年有力になっていく河北の地方政府を掌握して統一を進めたという理解を再検討した。具体的には、後漢王朝は「豪族連合政権」と見られてきたにもかかわらず、劉秀（光武帝）は当初、豪族勢力に忌避されていたという点に注目し、河北における豪族勢力との提携がいかんにして実現していったのかを分析した。そこから導かれたのは、確固たる支持基盤を欠いたために農民反乱集団に合流し、さらにそれを離脱することで豪族勢力の結集の核となつて地方政府を掌握することに成功したという、後漢王朝の初発の姿である。

第二章「外戚専権の再評価」では、前漢王朝が外戚王莽に篡奪されたにもかかわらず、後漢王朝でなぜまた外戚専権を許したのかという疑問から出発し、それは「迂闊」などではなく、確固たる権力基盤をもたないために諸勢力の均衡の上に立つという形で皇帝権力を維持しようとしたとしたことが、外戚を中心とする総与党化を招いてしまったという理解を導いた。またその過程で明帝の過度の統制への反発が外戚竇氏のもとでの功臣勢力の総与党化を招いたこと、それに対抗して和帝は新興の「儒家官僚」と提携したこと、後漢最大の外戚専権とされる梁冀の場合は外戚と「儒家官僚」が結びついていることなどを指摘した。

第二部の第三章「後漢中期の地方行政刷新」では、幼少の皇帝が続き皇帝権力不在であったと理解されてきた後漢時代中期（和帝・安帝期）に、「延平元年七月庚寅の

勅」に代表される積極的な自然災害対策や地方行政刷新が推進されていたことを見出し、その背景を分析した。そこから導かれたのは深刻な自然災害(水旱災)の打撃、そして地方長官のポストが中央勢力の集財機関とされ、豪族からの請託も受けてサンドイッチ状態で腐敗していくという地方政府の姿である。そうした地方政府を積極的に指導し、具体的施策を打ち出していく様子を確認し、それを担当した官僚たちへと論を進めた。

第四章「清流派」の系譜」では、中期の地方行政刷新が和帝親政から鄧太后臨朝称制期にかけて継承されたのは、それを推進した官僚集団(「刷新派」)が引きつがれたからであり、刷新運動の経験が「儒家官僚」の自覚を高め、黨錮事件につながることを想定した。また、従来の研究の中では「礼教派」・「刷新派」・「清流派」といった表現が用いられてきたが、それは儒教を身にまとって官界に進出し、政治刷新を推進し、やがて皇帝権力とも衝突していく官僚たちの姿を時系列で切り取ったものではないかと考えた。後漢政治史の中で、中期はそうした「儒家官僚」たちの自信と自覚を促した時期として位置づけることが可能であろう。

第三部の第五章「黨錮事件の再評価」では、従来「儒家官僚」と宦官の衝突と見られてきた黨錮事件の史料を再検討し、宦官は事件の勝利者とは考えられず、その本質は「儒家官僚」と皇帝権力の衝突であることを示した。事件当時、中央では「儒家官僚」を登用しそれに政治を任せるべきであるという声が高まっていたが、それに加えて事件以前から李雲が桓帝を非難して激怒させ、太学生が示威運動により皇甫規への処罰を撤回させるなど、皇帝側に対する圧力が強まっていた。それが李膺の矯制を大規模な「儒家官僚」・太学生への弾圧へと発展させたのであろう。また「儒家官僚」が台頭し皇帝批判を行うようになった背景として、儒教イデオロギー・在地社会

の危機的状況・当時の政治過程の三点を示したが、特に儒教については『春秋公羊伝』の「動機主義」の発想が李膺の矯制にもつながっているのではないかと考えた。

第六章「中平六年の政変」の構図」では、「西園軍」を靈帝の愚行の一つではなく積極的な軍制改革であると評価する近年の研究動向をうけて、その設立事情となぜ後漢王朝を崩壊させる「中平六年の政変」に結びついてしまったのかを検討した。従来は宦官蹇碩の役割が重視されてきたが、設立段階では外戚何進が中心であり、靈帝の後嗣をめぐる対立から靈帝は蹇碩に指揮を任せ、軍制を混乱させてしまったことを示した。結果的には部隊が暴走して政変を招いてしまったが、靈帝が目指していたのは強力な中央軍を用意して遠心化がすすむ現状を打開しようということであり、一度はその目的を達成したと見ることが可能であろう。また何進が蹇碩を倒して部隊を掌握できたのは、彼が宦官に擁立された外戚という立場であったからだと考えた。

第七章「後漢政治史における鴻都門学」では、靈帝が思いつきで創設した芸術学校などと見られてきた鴻都門学が、彼の進めてきた後漢王朝の構造改革の一環であり、黨錮事件で官界から「儒家官僚」や太学生を退けたこと、で、それに代わる新たな官僚養成機関として設置したものであることを述べた。鴻都門学にかかわる史料が乏しく、批判者の言辞から推測、復元していくしかないが、文章能力や書写技能に優れた人材を集め、文書行政の核となる尚書や侍中に配置しており、靈帝は皇帝専制体制を支える新たな官僚組織の整備を図っていたと考えられる。また儒教教養や徳望よりも実務能力を重視するその姿勢は、曹操の「唯才」主義に引き継がれるものである。

以上の考察から導かれた後漢時代政治史の論理は、「威宦交替専権論」や「清濁二分論」に代わって、台頭する

「儒家官僚」と皇帝権力の間に対立軸が設定され、両者の相互関係の中で展開していくことになる。

またそれをもとに後漢王朝の各時期の皇帝権力のあり方の変化をたどれば、前期（光武・明・章）は建国の功臣の相互牽制の上になり、中期（和・安）には台頭してきた「儒家官僚」と結びつき、後期（順・桓・靈）には次第に「儒家官僚」と衝突するようになり、直属の権力機関を用意しようという新たな方向に向かったと整理できる。また従来その評価が一定しなかった「西園軍」や鴻都門学の創設についても、皇帝に直属する権力基盤の創設として積極的に位置づけることを提唱したい。

## へ二へ

では、敗北した「儒家官僚」の側はどのような歩みを取らなくてはいいのだろうか。それについては安帝期と桓帝期にそれぞれ活躍した樊英・樊陵父子の処世を例として、最後に若干の見通しのみを提示しておきたい。

父の樊英の場合は『後漢書』伝七二上方術・樊英伝に安帝初、徵して博士と爲す。建光元年（一一一）に至り、復た詔して公車にて策書を賜う、……英等四人、並に至らず。永建二年（一二七）、順帝策書にて禮を備え、玄纁（礼に従った贈り物）にて之を徵すに、復た固辭し疾篤しとす。乃ち詔して郡縣を切責（せきたて）し、駕載して道を上らしむ。英、已を得ず京に到るも、病を稱して起つを肯せず。乃ち強いて輿ぎ入殿せしむに、猶お禮を以て屈せず。帝怒り、英に謂いて曰く、朕能く君を生かし、能く君を殺し、能く君を貴となし、能く君を賤となし、能く君を富ませ、能く君を貧とす。君何ぞ以て朕が命を慢（あなど）らんや。英曰く、臣が命を受くるは天に於い

てす。生かして其の命を盡くさしむは天なり。死せしめて其の命を得ざらしむは、亦た天なり。陛下、焉ぞ能く臣を生かし、焉ぞ能く臣を殺さんや。臣が暴君を見ること仇讎を見るが如し。其の朝に立ち猶お肯ぜざれば、得て貴なる可きかな。布衣（庶民）の列、環堵（一間の家）の中に在ると雖も、晏然として自ら不易萬乗の尊を得るは、又た得て賤なる可きかな。陛下焉ぞ能く臣を貴とせんや、焉ぞ能く臣を賤とせんや。臣、非禮の祿は萬鍾（巨額）と雖も受けず。若し其の志を申せば、簞食（粗末な弁当）と雖も厭わずなり。陛下焉ぞ能く臣を富まさんや、焉ぞ能く臣を貧とせんや、と。帝屈せしむこと能わず、其の名を敬い、出でて太醫に就きて疾を養わせ、月ごとに羊酒を致す。

安帝初、徵爲博士。至建光元年、復詔公車賜策書、……英等四人並不至。永建二年、順帝策書備禮、玄纁徵之、復固辭疾篤。乃詔切責郡縣、駕載上道。英不得已到京、稱病不肯起。乃強輿入殿、猶不以禮屈。帝怒、謂英曰、朕能生君、能殺君、能貴君、能賤君、能富君、能貧君。君何以慢（あなどる）朕命。英曰、君受命於天。生盡其命、天也。死不得其命、亦天也。陛下焉能生臣、焉能殺臣。臣見暴君如見仇讎、立其朝猶不肯、可得而貴乎。雖在布衣之列、環堵之中、晏然自得、不易萬乗之尊、又可得而賤乎。陛下焉能貴臣、焉能賤臣。臣非禮之祿、雖萬鍾不受。若申其志、雖簞食不厭也。陛下焉能富臣、焉能貧臣。帝不能屈、而敬其名、使出就太醫養疾、月致羊酒。

とあり、范曄は「樊英・楊厚を徵するに及び、朝廷は神明を待つが若し」と述べている。順帝との対話の中で、皇帝側は自らを天下全ての支配者として臨んでいるのに対し、樊英は皇帝を越えた天を持ち出して、順帝の地位を相対化してしまう。さらに「臣が暴君を見ること仇讎を見るが如し。其の朝に立ち猶お肯ぜざれば、得る可くして貴か。……非禮の祿は萬鍾と雖も受けず……」とい

う痛烈な皮肉を含んだ返答は黨錮事件直前の劉陶や李雲にも通じるものがある。

子の樊陵の場合は『後漢書』伝五七黨錮・李膺伝に南陽の樊陵、門徒と爲るを求むも（李）膺、謝して受けず。陵、後に宦官に阿附するを以て、位を太尉に致し、節志ある者の羞ずる所と爲る。

南陽樊陵求爲門徒、膺謝不受。陵後以阿附宦官、位致太尉、爲節志者所羞。

とある。これをそのまま対比すれば身を屈して諂う軟弱な態度と見えてしまうかもしれない。しかし現実政治とのかかわりを持つてるのは後者である。前者のように立ち振る舞うだけでは、在地社会での対立、自然災害や反乱の統発、周辺民族の侵攻など、目前で起きている、批判だけでは如何ともしがたい厳しい問題に立ち向かえないのである。

安帝期にしばしば直言を挙げたのが陳忠である。『後漢書』伝三六の本伝によれば司徒劉愷の推挙を受けて尚書に進み、鄧氏専権には批判的であったが、彼は官界に残って活動を続ける。そして鄧氏没落とともに、反鄧氏で処罰されていた杜根や成翊世を「直道の士」と推挙した。その後、尚書僕射、尚書令、司隸校尉を歴任し、人材登用を安帝に勧めた。また不省に終わったが、王聖の娘の伯榮の驕慢ぶりや長雨による「河水涌溢して百姓騒動す」という水害の被害を見て上疏し、安帝の側近勢力の台頭を抑えようと努めた。あくまでも現実政治に関り続けていくのである。

さらに黨錮事件で官を追われた杜密は、『後漢書』伝五七黨錮の本伝によると

後、（杜）密、官を去り、家に還る。守令に謁する毎に陳託する所多し。同郡の劉勝、亦た蜀郡より郷里に告歸し、門を閉じ軌を埽い（人付き合いをやめ）、干及する所無し（世事にかかわらなかつた）。太守王昱、

密に謂いて曰く、劉季陵は清高の士にて公卿之を擧ぐる者多し、と。密、昱の己を激するを知り、對えて曰く、劉勝、位は大夫と爲り、上賓に禮せらる。而るに善を知るも薦めず、惡を聞くも言わず、情を隠し己を惜しむは自から寒蟬（役立たず）に同じ。此れ罪人なり、と。

後密去官還家。每謁守令、陳託多所。同郡劉勝、亦自蜀郡告歸郷里、閉門埽軌、無所干及。太守王昱、謂密曰、劉季陵清高士、公卿多擧之者。密知昱激己、對曰劉勝位爲大夫、見禮上賓。而知善不薦、聞惡不言、隱情惜己、自同寒蟬、此罪人也。

とあり、あくまでも社会の諸問題にかかわり続けようとした。こうした樊陵・陳忠・杜密の姿勢にこそ、批判だけでは如何ともしがたい現実を生きた官僚たちの苦悩がうかがえるのではないだろうか。吉川忠夫氏が指摘するように「政治的立場を旗幟鮮明にかかげて妥協をあくまで排し、自己の正義を貫徹しようとする黨人ともちがいが、さりとして現実を逃避する逸民ともちがって」、政治情勢に合わせながら現実問題に立ち向かつていった陳寔、荀爽、王允、荀彧ら「権道派」が結果として、次の六朝貴族制社会への展望を切り開いた<sup>注1</sup>。機械的な分類になつてしまふが、儒教教養を身につけて政治刷新を目指した「清流派」官僚たちは、桓帝・靈帝の時代に皇帝権力との衝突という理念と現実の狭間に立たされ、そこでより理念を重んじる「党人」とより現実を重んじる「権道派」とに分かれていったのではないか。

黨錮事件を契機に「党人」による自律的秩序の形成が進んだという渡邊氏の理解は後漢末の崩壊に向かう状況を的確にとらえている<sup>注2</sup>。しかし三国時代以降の再び建設に向かう段階になれば、批判や自律だけでは事態を切り開けないのではないか。そこでは皇帝権力と結びつき、それを利用して危機的状況を克服していくことを目指さねばならないのである。そうしたたかな姿勢を示し

た代表的人物が三国蜀漢の諸葛亮であろう<sup>注3</sup>。

このように考えてくると、靈帝期改革は後漢王朝の構造改革を企図し、皇帝権力と衝突した「儒家官僚」を排除したが、それによって逆に「儒家官僚」の側にも変化を促し、次の時代への展望を切り開いたという解釈が可能になるだろう。また皇帝権力の側も直属の権力基盤を作りだす一方で、批判勢力であった「儒家官僚」とも提携していく<sup>注4</sup>。一度は分裂した両者が再び歩み寄ることによって生まれてくる新たな国家形態が次の問題となるが、ここでは軍閥と貴族制度が融合し権力基盤を皇帝が直接握る「幕府国家」という姿が生み出されてくるのではないかとこの見通しを示すだけにとどめ、その説明は私自身の今後の課題としたい。

## 注

1、吉川「范曄と後漢末期」（『六朝精神史研究』一九八四年）、一九〇〜一九四頁。

2、渡邊「黨錮」（『後漢国家の支配と儒教』一九九五年）。

3、上谷「蜀漢政権論」（『東方学』九一、一九九六年）。

六朝時代については貴族制度が注目され、その頂点にあつて華麗な文化や清談の担い手となつた琅邪王氏や陳郡謝氏が注目されるが、彼らの下には地道に実務を担当した多数の官僚が存在していた。皇帝権力との対立を止揚し現実路線を選んだ「権道派」の在り方は、現実社会の諸問題と直面し、かつそれに対峙し続けねばならない彼ら中堅官僚層に主に引き継がれていくのではないだろうか。

4、矢野主税氏は「門閥貴族の系譜」再説」（『門閥社会成立史』一九七六年）にて、陳寔の生き方は「時の

流れと共に浮沈しようとする、無理のない時勢順応的な生活態度」（九二頁）であつたとする。その子の陳紀は黨錮事件に連座したが、孫の陳群は曹操の重臣となつて九品中正法の実施などで活躍する。こうした政権との密着を「保家保身の現実主義者」と取ることも可能であろうが、混乱の時代にあつて政治理念を実現するには他の方途はなかつたのではないか。逆に皇帝側も「儒家官僚」と決別し続けることは国家運営上、大きな損失である。靈帝も中平五年に荀爽、鄭玄、韓融、陳紀、申屠蟠ら十四名を博士に補そうとしている（『後漢書』伝四三申屠蟠伝、『後漢紀』卷二五）。その時は全員が拒否して妥協はならなかつたが、両者の再提携は必然的なものであろう。

## 参考文献

邦文文献は著者名の五〇音順に配列し、著書、それに収録された論文、収録されていない論文を発表年度順にまとめた。中文は検索の便のために氏名の音読みの五〇音順に配列した。

### 《邦文》

石井 仁

一九九六 「無上將軍と西園軍―後漢靈帝の「軍制改革」

(『集刊東洋学』七六)

井ノ口哲也

一九九八 「後漢研究へのまなざし」(『歴史学研究』七〇七)

上田早苗

一九六七 「巴蜀の豪族と国家権力―陳壽とその祖先たちを中

心に―」(『東洋史研究』二五―四)

宇都宮清吉

一九五五 『漢代社会経済史研究』弘文堂書房

「劉秀と南陽」

(『名古屋大学文学部研究論集』八・史学三、一九

五四年)

一九七七 『中国古代中世史研究』創文社

「書評 陳嘯江『魏晉時代の「族」』及び楊聯陞「東漢的

豪族」(『東方学報』京都九、一九三八年)。

「秦漢政治史」

(『支那歴史地理体系』四、白楊社、一九四一年)

江幡真一郎

一九六九 「後漢末農村の崩壊と宦官の害民について」

(『集刊東洋学』二二)

江村治樹

二〇〇一

「戦国時代における都市の発達と秦漢官僚制の形成」(『岩波講座世界歴史(新版)』三

大庭 脩

一九八二 『秦漢法制史の研究』創文社

「漢代詔勅の形態について」(『史泉』二六、一九六三年)

「前漢の將軍」

(『東洋史研究』二六―四、一九六八年)

「後漢の將軍と將軍假節」

(『関西大学東西文化研究所紀要』二、一九六九年)

岡崎文夫

一九八九年 『魏晉南北朝通史内篇』平凡社東洋文庫

(初出は一九三二年)

岡安 勇

一九八三 「漢魏時代の皇太后」(『法政史学』三五)

一九九四 「後漢における豪族の勢力形成とその展開―とくに

鉅鹿およびその他の耿氏について―」

(『法政史学』四六)

小尾孟夫

一九七三 「南朝における救荒策について」

(『広島大学教育学部紀要Ⅱ部』二二)

影山輝国

一九八一 「漢代における災異と政治―宰相の災異責任を中心

に―」(『史学雑誌』九〇―八)

一九九三 「東漢災異年表」(『実践国文学』四四)

狩野直禎

一九九三 『後漢政治史の研究』同朋舎出版

「後漢末の世相と巴蜀の動向」

(『東洋史研究』十五―三、一九五七年)

「後漢時代地方豪族の政治生活―犍爲張氏の場合―」

(『史泉』二二、一九六一年)

「後漢中期の政治と社会―順帝の即位をめぐる―」

〔『東洋史研究』二二三―三、一九六四年〕  
「李固と清流派の進出」

〔『田村博士頌寿東洋史論叢』一九六八年〕

「趙岐考」(『史窓』三八、一九七〇年)

「第五倫伝考」(『東洋史研究』三八―一、一九七九年)

「楊震伝についての一考察」

〔『古代文化』三七―八、一九八五年〕

「後漢和帝期についての一考察」

〔『神田喜一郎博士追悼中国学論集』一九八六年〕

「劉陶伝の一考察」(『史窓』四五、一九八八年)

「光武帝の政治指針」(『史窓』四八、一九九一年)

「後漢成立期の隴西」(『史窓』四九、一九九二年)

鎌田茂雄

一九六二 『秦漢政治制度の研究』日本術振興会

「漢代の後宮」(『史潮』一〇―一、一九四〇年)

「郡国の上計」(『史潮』十二―三・四、一九四三年)

「漢代の後宮」(『史潮』一〇―一、一九四〇年)

一九六八 「後漢の西園軍」(『立正史学』三二)

一九六八 「漢代の尚書官」(『東洋史研究』二六―四)

紙屋正和

一九七四 「漢代刺史の設置について」

〔『東洋史研究』三三―二〕

川勝義雄

一九八二 『六朝貴族制社会の研究』岩波書店

「貴族社会の成立」

〔『史林』三三―四、一九五〇年〕

「漢末のレジスタンス運動」

〔『東洋史研究』二五―四、一九六七年〕

「魏・西晋の貴族制と郷論」

〔『中国中世史研究』一九七〇年〕

河地重造

一九五三 「赤眉の亂と後漢帝国の成立について」

木島史雄

二〇〇二

〔『歴史学研究』二六一〕  
「中世通儒考」  
(麥谷邦夫編『中国中世社会と儒教』道氣社)

木村正雄

一九四九

「支那倉庫制度発展の基礎条件」  
〔『史潮』一〇―三・四、年〕

一九七九

『中国古代農民反乱の研究』東京大学出版会

「前後漢交替期の農民反乱―その展開過程―」

(『東京教育大学文学部紀要』六一・史学研究、一九六七年)

「両漢交替期の豪族叛乱―隗囂集團と公孫述集團―」

〔『立正史学』三一、一九六七年〕

桐本東太

一九九五

「中国古代における市の位相」  
(三田史学会『史学』六四―三・四)

窪添慶文

一九九六

『世界歴史体系・中国二、三国、唐』山川出版社

五井直弘

二〇〇一

『漢代の豪族社会と国家』名著刊行会  
「両漢交替期の叛乱」

(『歴史学研究別冊大会報告 世界史におけるアジ  
ア』岩波書店、一九五三年)

「後漢王朝と豪族」

(『岩波講座世界歴史(旧版)』第四卷、一九七〇年)

小嶋茂稔

一九九八

「後漢時代史研究の近年の動向」  
(『歴史学研究』七〇七号)

一九九八

「後漢時代の国家と社会」(『歴史学研究』七一六)

一九九九

「戦後中国古代国家史研究における「後漢史」の位置」(『中国史学』九)

二〇〇二

「河北における劉秀集團の確立過程―後漢政権成

立史のための覚書―(『日本秦漢史学会報』三)

二〇〇二・二〇〇三

「建武度田政策始末攷」上・下

(『山形大学紀要』(社会科学)三三一・二)

小林 聡

一九九一

「後漢の軍事組織に関する一考察―郡国常備兵縮小後の代替兵力について―」(『九州大学東洋史論集』)

斉藤英敏

一九九五

「黨錮前史―梁氏専権とその時代」

佐久間吉也

一九八〇

『魏晋南北朝水利史研究』開明書院

佐藤武敏

一九八三

「秦漢時代の水旱災」(『人文研究』三五―五)

重近啓樹

一九九三

『中国災害史年表』国書刊行会

下倉 渉

一九九四

「後漢末における侍中・黄門侍郎の制度改革をめぐって」(『集刊東洋学』七二)

一九九七

「三公」の政治的地位について

二〇〇一

「漢代の母と子」(『東北大学東洋史論集』八)

末崎澄香・葭森健介

一九九五

「中国中世の士大夫―三国西晋政治史と清談家」

末次信行

一九八六

「漢代の地方統治政策について―地方長吏の在職期間の考察を中心として―」(『東方学』六八)

曾我部静雄

一九七〇 「上計吏と朝集吏」

(『国士館大学人文学部紀要』二)

多田 猶介

一九九九 『漢魏晋史の研究』汲古書院

「後漢後期の政局をめぐって―外戚・宦官・清流士人―」

(『東京教育大学文学部紀要・史学研究』七六、一九七〇年)

田中麻紗巳

一九九六

「黄巾の乱前史」(『東洋史研究』二六―四、一九六八年)

谷口やすよ

一九七八

「後漢初期の春秋学について」

土屋紀義

一九七四

「中村璋八博士古稀記念東洋学論集」汲古書院

都築晶子

一九八三

「一世紀前半の民衆反乱集団に関する若干の問題」(青年中国研究者会議編『中国民衆反乱の世界』汲古書院)

都築晶子

一九七九

「逸民的人士」小論

鶴間和幸

(『名古屋大学文学部三十周年記念論集』)

富田健之

一九八〇

「秦漢期の水利法と在地農業経営」

一九八二

「世界歴史体系中国史一、先秦―後漢」

一九八六

「後漢時代の尚書・侍中・宦官について―支配権力の質的変化と関連して―」(『東方学』六四)

「漢時代における尚書体制の形成とその意義」

東 晋次

二〇〇一 「『東洋史研究』四五一—二」  
「後漢後半期の政局と尚書体制―『省尚書事』をめ  
くって―」（『九州大学東洋史論集』二九

永田英正

一九七〇 「漢代の選舉と官僚階級」（『東方学報』京都四一）

仲山 茂

二〇〇三 「兩漢功曹考」

（『名古屋大学東洋史研究報告』二七号）

西岡市祐

一九八八 「漢代の『三老』の形態について」

（『漢文学会会報』三四年）

西川利文

一九九八 「胡広伝覚書」（『佛教大学文学部論集』八二年）。

西川春華

一九九六 「光武帝における皇后交替の背景について」

（『立正大学大学院研究論集』二〇、年）

西嶋定生

一九五〇 「古代国家の権力構造」

（『国家権力の諸段階』岩波書店）

西村元祐

一九六八 『中国経済史研究 均田制度篇』同朋舎

丹羽兌子

一九八〇 「蔡邕伝おぼえがき」

（『名古屋大学文学部研究紀要』五六（史学一九）

濱口重国

一九六六 『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会

「兩漢の中央諸軍について」

（『東方学報』東京一〇—二、一九三九年）

「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」

（『歴史学研究』一〇一、一九四二年）

「光武帝の軍備縮小とその影響」

（『東亜学』八、一九四三年）

一九九五 『後漢時代の政治と社会』名古屋大学出版会

「後漢末の清流について」

（『東洋史研究』三二—一、一九七三年）

「後漢初における皇帝支配と外戚・諸王」

（『名古屋大学東洋史研究報告』三、一九七五年）

「班固と竇氏―後漢外戚政治成立の一断面―」

（『名古屋大学東洋史研究報告』六、一九八〇年）

「漢代の貴戚に関する覚書」

（『愛媛大学教育学部紀要人文・社会科学』十四、

一九八二年）

「後漢知識階層の形成に関する覚書」

（『中国士大夫階級と地域社会との関係についての

総合的研究』一九八三年）

「漢代の諸生」

（『愛媛大学教育学部紀要』十六、一九八四年）

「後漢中期政治史試論―鄧氏専権を中心に―」

（『愛媛大学教育学部紀要』十七、一九八五年）

「後漢時代の選舉と地方社会」

（『東洋史研究』四六—二、一九八七年）

「父老俸石券の解釈に寄せて」

（『史記』『漢書』の再検討と古代社会の地域的研

究』一九九四年）

一九九三 「秦漢帝国論」

（『戦後日本の中国史論争』河合教育文化研究所）

日原利国

一九八六 『漢代思想の研究』研文出版

「春秋公羊学の漢代的展開」

（『日本中国学会報』十二、一九六〇年）

平井正士

一九七七 「漢代の学校制度考察上の二三の問題」

（『杏林大学医学部教養課程研究報告』四）

平中苓次

一九六七 『中国古代の田制と税法―秦漢經濟史研究―』 同朋舎

「漢代の田租と災害による其の減免」

(『立命館文学』一七二、一七八、一八四、一九一号)

福井重雅、

一九八八 『漢代官吏登用制度の研究』 創文社

藤川和俊

一九九四 「後漢初期の皇太子廃位問題をめぐる若干の問題」

(『青山学院大学東洋史論集・東アジア世界史の研究』汲古書院)

一九九七 「銅馬賊と後漢軍団」

(『中国古代史研究』七、研文出版)

藤川正数

一九八五 『漢代における礼学の研究・増補版』 風間書房

藤田勝久

一九八三 「漢代における水利事業の展開」

(『歴史学研究』五二二)

一九九八 「漢代郡県制と水利開発」

(『岩波講座世界歴史』三二)

二〇〇一 「中国古代社会と水利問題」

(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院)

堀 敏一

一九七七 「コメント 多田狷介『戦国・秦漢期における共同体と国家』」(『史潮』新二号)

一九八七 『中国古代の身分制―良と賤―』 汲古書院

牧英明

一九八五 「前漢時代の水旱災に対する救済策について」

(『立命史学』六)

増淵龍夫

一九九六 『新版・中国古代の社会と国家』 岩波書店

「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」

(『中国古代の社会と文化』 東大出版会、一九五三年)

「後漢黨錮事件の史評について」

(『一橋論叢』四四一六、一九六〇年)

「所謂東洋的専制主義と共同体」

松崎つね子

一九七四 「黄巾の乱の政治的側面―主として宦官との関係からみて―」(『東洋史研究』三二―四)

一九七六 「漢代の土地政策における貧・流民対策としての公田仮作経営」(『中国古代史研究』四)

美川修一

一九六七 「漢代の部曲について」(『史観』七六)

宮崎市定

一九九三 『宮崎市定全集』八、岩波書店

森本 淳

一九九八 「曹魏軍制前史―曹操軍団拡大過程からみた一考察―」

(中央大学『アジア史研究』二二)

矢野主税

一九七六 『門閥社会成立史』 国書刊行会

「門閥貴族の系譜」再説

(『史学雑誌』八一―一〇、一九七二年)

山田勝芳

一九七七 「後漢の大司農と少府」(『史流』十八)

一九九三 『秦漢財政収入の研究』 汲古書院

「漢代の公田について―経営形態を中心として―」

(『集刊東洋学』二五、一九七一年)

「父老俾約東石券」と秦漢時代の父老」

(昭和六〇年度科研費報告書『旧中国における指導者層の研究』一九八六年)

者層の研究』一九八六年)

者層の研究』一九八六年)

者層の研究』一九八六年)

者層の研究』一九八六年)

吉川忠夫

一九八四 『六朝精神史研究』 同朋舎出版

「范曄と後漢末期」

(『古代學』一三三・一九六七年)

「黨錮と学問―特に何休の場合―」

(『東洋史研究』三五―三、一九七六年)

二〇〇一 『訓注後漢書』(一) 刊行中) 岩波書店

好並隆司

一九七〇 「曹操政權論」(『岩波講座世界歴史』五)

一九七八 『秦漢帝国史研究』 未來社

「漢代の治水灌漑事業と豪族」

(『中国水利史研究』一、一九六五年)

「前漢帝国における小農民の闘争」

(『岡山大学法文学部学術紀要』三〇、一九七〇年)

「前漢帝国の二重構造と時代規定」

(『歴史学研究』一九七一年八月号)

葭森健介・末崎澄香

一九九五 「中国中世の士大夫―三国西晋政治史と清談家」

(『東洋の知識人』東方書店)

渡辺信一郎

一九九四 『中国古代国家の思想構造』 校倉書房

「孝経の国家論」

(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年)

所、一九八七年)

渡部東一郎

一九九七 「後漢における儒と法」(『集刊東洋学』七八)

渡邊義浩

一九九五 『後漢国家の支配と儒教』 雄山閣出版

「後漢時代の宦官について」(『史峯』三、一九八九年)

「後漢時代の外戚について」(『史峯』五、一九九〇年)

「後漢時代の黨錮について」(『史峯』六、一九九一年)

「譚考」(『東方学』八五、一九九三年)

「『徳治』から『寛治』へ」

(『中国史における教と国家』雄山閣出版、一九九四年)

上谷浩一

一九九六 「蜀漢政權論―近年の諸説をめぐって―」

(『東方学』九一)

二〇〇〇 「和帝の時代」(『古代文化』五二―八)

《中文》

汪 桂海

一九九九 『漢代官文書制度』 広西教育出版社

王 彦輝

一九九二 「東漢中后期改良思潮及改良活動淺議」

(『秦漢史論叢』五)

王子今

一九九三 「兩漢救荒運輸略論」

(『中国史研究』一九九三年三期)

何 寿全編

一九八七 『中国軍事史三・兵制』 解放军出版社

何 茲全

一九八二 『説史集』 上海人民出版社

A 「魏晋的中軍」

(『中央研究院歴史語言研究所集刊』一七、一九四八年)

B 「魏晋南朝の兵制」

(『中央研究院歴史語言研究所集刊』一六、一九四八年)

嚴 耕望

一九六一(一九七四年に再版) 『中国地方行政制度史』 上編卷上

(『中央研究院歴史語言研究所專刊』四五A)

- 黃 宛峰  
一九九二 「《雖置三公、事歸台閣》考弁」  
一九九五 「秦漢史論叢」五  
一九九五 「東漢潁川、汝南、南陽士人与党議始末」  
一九九五 「中國史研究」一九九五年第四期
- 黃 今言  
一九九七 「東漢軍事史的若干特點和研究方法問題」  
一九九七 「史學月刊」一九九七年第一期
- 高 敏  
一九八九 「曹魏士家制度的形成與演變」  
一九八九 「歷史研究」一九八九年五號
- 謝 朝斌  
一九八六 『中國古代公文書之流衍及範例』 文史哲出版社
- 祝 總斌  
一九九〇 『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』 中國社會科學出版社
- 徐 難于  
二〇〇二 『漢靈帝與漢末社會』 齊魯書社
- 宋 一夫  
一九九四 「漢代功曹、五官掾考」  
一九九四 「歷史研究」一九九四年第五期
- 臧 知非  
一九九七 「漢代田稅徵收方式與農民田稅負擔新探」  
一九九七 「史學月刊」一九九七年第二期
- 孫 家洲·李宜春  
一九九八 「西漢矯制考論」  
一九九八 「中國史研究」一九九八年第一期
- 孫 寧瑜  
一九七七 「東漢太學生政治活動之研究」  
一九七七 「台北市立女子師範專科學校學報」九
- 張 鶴泉  
一九八八 「東漢募兵論略」(『史學集刊』一九八八年)
- 趙 國華  
二〇〇〇 「鴻都門學考辨」  
二〇〇〇 「華中師範大學學報人文社會版」三九—三  
二〇〇二 「兩漢荒政特點探析」  
二〇〇二 「史學月刊」二〇〇二年八月(陳 高備  
一九八六 『中國歷代天災人禍表』(陳高備等編、暨南大學一  
九三九年版影印) 上海書店
- 陳 勇  
一九九五 「論光武帝“退功臣而進文吏”」  
一九九五 「歷史研究」一九九五年第四期
- 鄭 肇經  
一九三九 『中國水利史』 台灣商務印書館  
武漢水利電力學院·水利水電科學研究院《中國水利史稿》編寫組編  
一九七九 『中國水利史稿·上』 水利電力出版社
- 鄧 雲德  
一九三七 『中國救荒史』 台灣商務印書館
- 馬 大英  
一九八三 『漢代財政史』 中國財政出版社
- 馬 彪  
一九八八 「論漢代的儒宗地主」  
一九八八 「中國史研究」一九八八年第四期
- 馬良懷  
一九八三 「論東漢後期的党錮之禍」  
一九八三 「華中師範學報」一九八三年第四期
- 余 華青  
一九九三 『中國宦官制度史』 上海人民出版社
- 楊 聯陞  
一九三六 「東漢的豪族」(『清華學報』一一—四)
- 羅 義俊  
一九九一 「兩漢博士家法株生原因略論」  
一九九一 「史林」一九九一年第一期

羅 彤華

一九八九 『漢代的流民問題』 台湾學生書局

李 學銘

一九七〇 「從東漢政治實論其時帝室婚姻嗣統與外戚升降之關係」(『新亞學報』九十二、年)

李 軍

二〇〇一 『士權与君權 上古漢魏六朝政治權力分析』 廣西師範大學出版社

劉 修明

一九八三

「漢以孝治天下」發微」

(『歷史研究』一九八三年六期)

劉 修明・曹 荊芳

一九八七

「東漢外戚集團和皇權土地所有制」

(『史林』一九八七年第一期)

劉 展主編

一九九二

『中国古代軍事史』軍事科學出版社

呂 蘇生

一九八五

「略論劉秀在綠林起義中的貢獻」

(『中国古代史論叢』九、福建人民出版社)

呂 名中

一九九五

『中国通史』卷五(白壽彝編) 上海人民出版社

(總述第八章)

勞 幹

一九四八

「漢代兵制及漢簡中的兵制」

(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一〇)

一九七六

「漢代察舉制度考」

(『勞幹學術論文集』甲編上、藝文印書館)

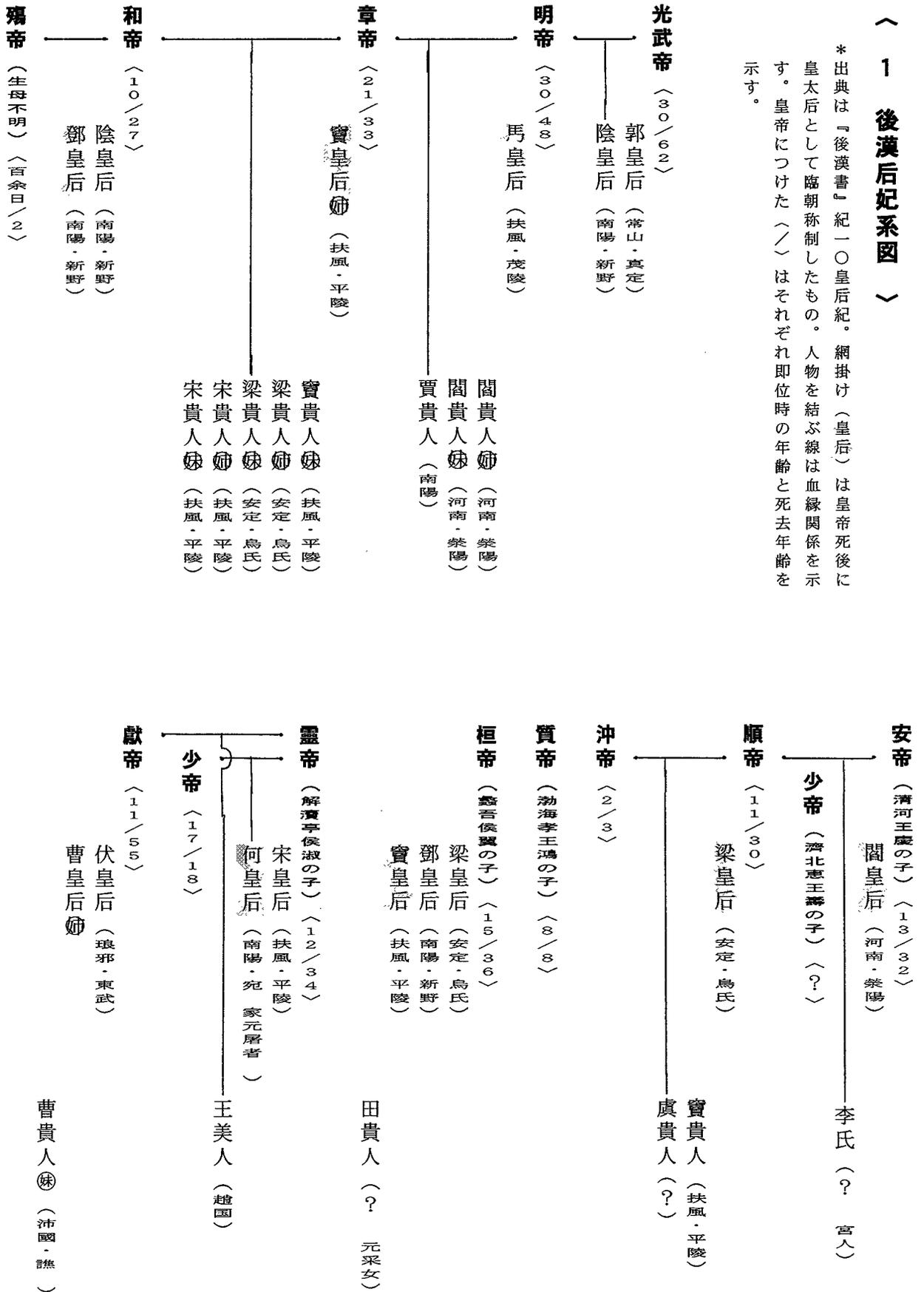
あとがき

本論文の作成にあたり、ご指導・ご審査をいただいた大阪大学東洋史研究室の片山剛教授、荒川正晴教授、青木敦助教、大学院の五年間にご指導をいただいた森安孝夫教授、桃木至朗教授、田口宏二郎助手の諸先生方にご心より御礼を申し上げます。

またこのたび御査読をいただくとともに私の現在にいたるまでの研究をご支援くださった三重大学東晋次教授、博士課程の三年間の指導教官である大阪大学名誉教授濱島敦俊先生に深く感謝の意を表したいと思います。

〈 1 後漢后妃系図 〉

\* 出典は『後漢書』紀一〇皇后紀。網掛け(皇后)は皇帝死後に皇太后として臨朝称制したもの。人物を結ぶ線は血縁関係を示す。皇帝につけた(〳)はそれぞれ即位時の年齢と死去年齢を示す。



## < 2 後漢水旱災年表 >

\* 発生年（西暦・月／季節）・記事の順で記載する。出典は、『後漢書』各帝紀の場合は個々には記入しない。『後漢書』列伝からの引用は伝、『續漢書』からの引用は五行志・天文志と略記した。

\* 記事の前に付した記号はそれぞれ、■は大雨、○は旱魃、▼は洪水を示す。農業生産への影響をうかがわせる記事は太字で示す。

### 一 光武帝（『後漢書』紀1）一

- 建武2（26・九） 關中飢、民相食。
- 建武3（27・七） ○五行志注引『古今注』には「雒陽大旱」
- 建武4（28） ▼五行志注引『古今注』には「東郡以北傷水」
- 建武5（29・四） ○旱。
- 建武6（30・六） ○五行志注引『古今注』には「旱」
- 同（・九） ■五行志には「大雨連月」
- 建武7（31・夏） ■雨連月。
- 建武同（・六） ▼五行志注引『古今注』には「雒水。溢至津城門……民溺、傷稼、壞廬屋」
- 建武8（32） ▼大水。
- 建武9（33・春） ○五行志注引『古今注』には「旱」
- 建武10（34） ▼五行志注引『謝承後漢書』には「雒水出造津」
- 建武12（36・五） ○五行志注引『古今注』には「旱」
- 建武17（41） ■五行志には「雒陽暴雨、壞民廬舍、壓殺人、傷害禾稼」
- 建武18（42・五） ○旱。
- 建武21（45・六） ○五行志注引『古今注』には「旱」
- 建武24（48） ▼？五行志注引『古今注』には「沛國睢水逆流」
- 建武30（54・五） ▼大水。
- 建武31（55・五） ▼大水。

### 一 明帝（『後漢書』紀2）一

- 永平元（58・五） ○五行志注引『古今注』には「旱」
- 永平3（61） ▼京師及郡國七大水。  
▼天文志には「県三十二皆大水」
- 永平8（66・秋） ■郡國十四雨水。  
(天文志には、「傷稼」)
- 同（・冬） ○旱。

- 永平9 ( 67 ) 是年大有年(豊作)。  
 永平11 ( 68・八) ○五行志注引『古今注』には「旱」  
 永平12 ( 69 ) 是歳、天下安平、人無徭役、歳比登稔、百姓殷富、粟斛三十、牛羊被野。  
 永平15 ( 72・八) ○旱。  
 永平17 ( 74・夏) ○詔曰、自春己來、時雨不降、宿麥傷旱、秋種未下。  
 永平18 ( 75 ) ○京師及三州(兗・豫・徐)大旱  
 (五行志注引『古今注』は七月のこととする。伝20上楊厚伝には「建初中(楊統)爲彭城令、一州(徐州)大旱、統推陰陽消伏、縣界蒙澤」とある)

一 章帝 (『後漢書』紀3) 一

- 建初元 ( 76 ) ○伝38楊終伝には「大旱穀貴」  
 建初2 ( 77・三) 詔曰、比年陰陽不調、飢饉屢臻。  
 同 ( )・夏 ○五行志注引『古今注』には「雒陽旱」  
 建初4 ( 79・夏) ○五行志注引『古今注』には「旱」  
 建初5 ( 80・二) ○(甲申)詔曰、……去秋雨澤不適、今時復旱、如炎如焚。  
 (同月の庚辰の詔では「久旱傷麥」とも言う)  
 元和元 ( 84・二) 詔曰、……自牛疫(建初四年)己來、穀食連少……。  
 同 ( )・春 ○五行志には「旱」  
 (『太平御覽』卷11注引『謝承後漢書』には「章和元年(『後漢書』伝23鄭弘伝は元和元年とし、章和は誤りであろう)、有詔以鄭弘爲太尉。時旱、朝廷百僚皆暴請雨。夏炎熱、小雨、群官即還舍。弘弥日不旋、大雨如注、稼穡遂豊」とある。旱は夏にも続いていたらしい)

一 和帝 (『後漢書』紀4) 一

- 章和2 ( 88・五) ○京師旱。  
 永元元 ( 89 ) ▼是歳、郡國九大水。(五行志は七月のこととする)  
 (五行志には「傷稼」)  
 ■天文志中には「雨水漂人民」  
 永元2 ( 90 ) ○五行志注引『古今注』には「郡國十四旱」  
 永元4 ( 92・夏) ○旱。  
 永元5 ( 93・二) 詔曰、昨年秋麥入少、恐民食不足。  
 永元6 ( 94・七) ○京師旱。  
 同 ( )・七 ▼五行志には「水、大漂殺人民、傷五穀」



- 永初6 (112・五) ○早。
- 永初7 (113・五) ○京師大雩(雩は雨乞い)。(五行志には「早」)
- 元初元 (114・四) ○京師及郡國五旱蝗。
- 元初2 (115・五) ○五行志には「京師旱」
- 元初3 (116・四) ○京師旱。
- 元初4 (117・七) ■京師及郡國四十雨水。詔曰、今年秋稼茂好、垂可收穫、而連雨未霽、懼必淹傷<sup>注2</sup>。
- 元初5 (118・三) ○京師及郡國五旱。
- 同 ( )・七) 比年雖獲豐穰、尚乏儲積。
- (元初4・5 両年は收穫が安定した様である。)
- 元初6 (119・五) ○京師旱。
- 永寧元 (120・三~十) ■京師及郡國三十三大風、雨水。(五行志には「淫雨傷稼」)
- 建光元 (121・秋) ■京師及郡國二十九雨水。(五行志には「淫雨傷稼」)
- 同 ○郡國四旱。
- 延光元 (122 ) ■是歳、京師及郡國二十七雨水、大風、殺人。
- 五行志注引『古今注』には「郡國五並旱。傷稼」
- 延光2 (123・九) ■郡國五雨水。(五行志には「連雨傷稼」)
- 延光3 (124 ) ▼大水、流殺民人、傷苗稼<sup>注3</sup>。
- 同 ■是歳、京師及郡國二十三地震、三十六雨水、疾風、雨雹。

— 順帝 (『後漢書』紀6) —

- 永建2 (127・三) ○早。
- 永建3 (128・六) ○早。
- 永建4 (129・五) ■五州(司・荆・豫・兗・冀)雨水。
- (五行志には「司冀二州大水、傷禾稼」)
- 永建5 (130・四) ○京師旱。
- 永建6 (131・十一) ▼詔曰、連年灾潦、冀部尤甚。比蠲除實傷、贍恤窮匱……。
- 陽嘉元 (132・二) ○京師旱。
- (伝5 1 左雄伝の左雄が宋娥・梁冀の封爵に反対した時の記事に「今青州餓虚、盜賊未息、誠不宜追録小恩、虧矢大典」とある。史料としてはやや不十分だが、おそらく飢饉状態は華北全域のものとなっていたのであろう)
- 陽嘉2 (133・二) 詔以吳郡、会稽飢荒、貸人種糧。
- 同 ( )・四) ○早。
- 陽嘉3 (134 ) ○伝5 1 周舉伝には「是歳河南、三輔大旱。五穀灾傷」
- 同 ( )・六) ○早。

- 陽嘉4 (135・二) ○自去冬旱、至于是月。  
 永和元 (136・夏) ▼伝20上楊厚伝には「洛陽暴水、殺千餘人」  
 永和4 (139・八) ○太原郡旱、民庶流冗。

一 質帝 (『後漢書』紀6) 一

- 永嘉元 (145・四) ○雩。  
 同 ( )・五) ○自春涉夏、大旱炎赫。  
 本初元 (146・二) ○五行志注引『古今注』には「京師旱」  
 同 ( )・五) ▼海水溢。……使謁者案行、収葬樂安、北海人爲水所漂沒死者。

一 桓帝 (『後漢書』紀7) 一

- 建和元 (147・二) 荆揚二州人多餓死。  
 建和2 (148・七) ▼京師大水。  
 建和3 (149・八) ▼京師大水。  
 元嘉元 (151・四) ○京師旱。任城、梁國飢、民相食。  
 永興元 (153・七) ▼郡國三十二蝗。河水溢。百姓飢窮、流冗道路、至有數十萬戶、冀州尤甚。  
 (伝33朱穆伝には「漂害人庶數十萬戶、百姓荒飢、流移道路」)  
 永興2 (154・六) ▼彭城泗水增長流……蝗爲害、水變仍至、五穀不登、人無宿儲。  
 永壽元 (155・二) 司隸、冀州飢、人相食。  
 同 ( )・六) ▼雒水溢、壞鴻德苑。  
 (五行志には「雒水溢至津陽城門、漂流人物」)  
 ▼南陽大水。  
 ■五行志には「霖雨、大水、三輔以東莫不埋没」。『資治通鑑』卷54に陳龜の延熹元年の上疏があり、そこでは、「往歲并州水雨、災螟互生、稼穡荒耗、租更空闕」と述べる。  
 延熹元 (158・六) ○大雩。  
 延熹2 (159・夏) ■京師雨水。(五行志には「霖雨八十餘日」)  
 延熹3 (160 ) ○伝44楊秉伝には「以久旱赦出」  
 延熹4 (161・七) ○京師雩注4。  
 延熹5 (162 ) 『東觀漢記』卷3には「以京師水旱疫病、帑藏空虚……注5」  
 延熹9 (166・三) 司隸、豫州餓死者什四五。  
 永康元 (167・八) ▼六州大水、渤海海溢。(溺死者には郡国から錢を与える。)  
 (『資治通鑑』卷56は「六州」を「六月」とする)

— 靈帝 (『後漢書』紀8) —

- 建寧元 (168・六) ▼京師大水。  
■五行志には「霖雨六十餘日」
- 建寧3 (170・正) 河内人婦食夫、河南人夫食婦。(飢餓の影響と解釈した)
- 建寧4 (171・二) ▼?海水溢。(原因は地震)
- 同 ( )・五 ▼五行志注引『袁山松後漢書』には「(河東)山水大出」
- 熹平元 (172・六) ■京師雨水。(五行志には「霖雨七十餘日」)
- 熹平2 (173・六) ▼?東來、北海海水溢。(原因は地震。五行志には「漂没人物」)
- 熹平3 (174・秋) ▼洛水溢。
- 熹平4 (175・四) ▼郡國七大水。
- 同 ( )・夏 ▼五行志には「郡國三水、傷害秋稼」
- 熹平5 (176・四) ○大雩。(五行志注引『蔡邕作伯夷叔齊碑』には「旱」)
- 熹平6 (177・四) ○大旱。
- 光和5 (182・四) ○旱。
- 光和6 (183・夏) ○大旱。  
大有年注6。
- 同 ( )・秋 ▼金城(涼州)河水溢。(五行志には「水出二十餘里」)
- 中平5 (188・六) ▼郡國七(山陽・梁・沛・彭城・下邳・東海・琅邪)大水。
- 中平6 (189・六) ■雨水。(六月から九月まで続く。)

— 獻帝 (『後漢書』紀9) —

- 初平4 (193・六) ■雨水。  
(『資治通鑑』卷60には「大雨、晝夜二十餘日、漂没民居」)
- 興平元 (194・七) ○三輔大旱。自四月至于月。……是時穀一斛五十萬、豆麥一斛二十萬(平時は一斛五十錢程度)、人相食啖、白骨委積。
- 興平2 (195・四) ○大旱。
- 建安2 (197・九) ▼漢水溢。(五行志には「害民人」)
- 建安12 (209・七) ▼『三國志・魏志』卷1武帝紀には「(幽州)大水」
- 同 ( )・九 ○『三國志・魏志』卷1武帝紀には「旱」
- 建安17 (214・七) ▼洧水、潁水溢。
- 建安18 (215・五) ■大雨水。
- 同 ( )・六 ▼五行志には「大水」
- 同 ( )・七 ▼五行志には「大水」  
■五行志注引『獻帝起居注』では八月にも雨が続いたという。
- 建安19 (216・四) ○旱。
- 同 ( )・五 ■雨水。

注

- 1、五行志注引『古今注』は「永初元年、郡國八旱、分遣議郎請雨」とするが、劉昭はそれに対し、「案本紀二年五月、旱、皇太后幸洛陽寺、録囚徒、即日降雨」と述べている。二年の記事は京師での事例とも考えられるが、元年のことと見ると延平元年の水害と矛盾も感じられる。そのため年表に加えない。
- 2、五行志は、「安帝元初（百衲本は元年とするが、ここでは『後漢書校補』の説に従う）四年秋、郡国十淫雨傷稼」とある。しかし全体としては安定した収穫を得たと思われる。
- 3、時期が史料に書かれていないが、続けて「是時安帝信江京、樊豐及阿母王聖等讒言、免太尉楊震、廢皇太子」とあり、楊震が同年三月に免ぜられていることから考えて春（1～3月）の雨水災と思われる。
- 4、延熹5年に続発した大規模な火災記事は前年の旱魃による乾燥と関係するのかもしれない。たとえば「南宮丙署火、恭陵東闕火、康陵園寢火。中藏府承祿署火。南宮承善闕火」と続き、4年にも「南宮嘉德殿火。丙署火。武庫火。原陵長壽門火」とある。
- 5、『後漢書』伝56陳蕃伝に延熹6年の上疏があり、その中で彼は当時の状況を「夫安平之時、尚宜有節。況當今之世、有三空之虞哉。田野空、朝廷空、倉庫空、是謂三空」と述べている。
- 6、『後漢書』紀8靈帝紀は大有年とするが、『資治通鑑』巻58注引『考異』が指摘するように、大旱と矛盾する。

### < 3 後漢賑恤年表 >

- \* 実施年（西暦・月／季節）・実施者・対象【地域・対象】と〈一人当たり粟支給量／粟貸の場合は粟貸と表記〉・“出典”・記事の詳細の順で記載する。出典は『後漢書』各帝紀の場合は個々には記入しない。それ以外の場合は詳細の欄に記載する。
- \* 対象地域が複数の州や郡の場合は地域に数を記載し、記事の詳細に州郡名を記載する。
- \* 対象は「鰥寡孤獨、篤癯、貧不能自存者」が一まとめになる場合が多い。煩を避け「孤貧」と略記する。
- \* 民衆に粟を配ることは賑恤だけでなく、皇帝即位や立后・立太子・行幸でも行われる。本表では可能なかぎり救済的側面がうかがえるものに限定した。また支給の事例に限定し、税の減免については除外している。

#### — 光武帝（『後漢書』紀1）— 4例

- 建武6（30・正） 有穀者 【 全国 】  
郡国の有穀者に給粟させる。
- 建武30（54・五） 地方政府 【 全国・孤貧 】 <5斛>
- 建武31（55） 地方政府 【 全国・孤貧 】 <6斛>
- 建武末（ ・冬?） 青州刺史 “伝29”  
青州刺史王望の布・粟の賑恤。無断開倉の処罰の是非が議論される

#### — 明帝（『後漢書』紀2）— 3例

- 永平12（69・五） 地方政府 【 全国・孤貧 】 <3斛>
- 永平17（74・四） 地方政府 【 全国・孤貧 】 <3斛>
- 永平18（75） 地方政府 【 3州・貧民 】  
田租・芻粟を免じる。 兗州・豫州・徐州

#### — 章帝（『後漢書』紀3）— 2例

- 建初元（76） 地方政府 【 荊州か?・貧民 】 “通鑑卷46”  
南部は南州（荊州）と思われる。
- 章和元（87） 地方政府 【 広陵・貧民 】 “伝14馬稜伝”  
太守馬稜が「貧羸」に賑恤。

#### — 和帝（『後漢書』紀4）— 17例

- 永元5（93・三） 遣使 【 三十余郡・流民 】  
流民を調査して賑恤。
- 永元6（94・二） 遣使 【 三河と3州・貧民 】 <粟貸>
- 永元4年6月に竇憲を倒す

- 謁者を派遣。河南・河東・河内と兗州・冀州・青州
- 同 ( ・六) 地方政府 【 流民 】  
流民の通過する郡国。
- 永元8 ( 96・四) 地方政府 【 并州 】〈稟貸〉
- 同 ( ・九) 地方政府 【 全国・孤貧 】  
蝗災に際し刺史・太守に督励。
- 永元11 ( 99・二) 遣使 【 全国 】〈稟貸〉  
被災民への緊急対策。
- 永元12 ( 100・二) 地方政府 【 全国 】〈種糧の稟貸〉  
被災民への緊急対策。
- 同 ( ・三) 地方政府 【 全国・孤貧 】〈3斛〉
- 同 ( ・夏閏) 地方政府 【 3郡・貧民 】〈稟貸〉  
敦煌・張掖・五原
- 同 ( ・六) 地方政府 【 舞陽・被災民 】〈3斛〉  
大水への緊急対策。
- 永元13 ( 101・二) 地方政府 【 4郡・貧民と孤貧 】〈稟貸〉  
張掖・居延・朔方・日南
- 同 ( ・八) 地方政府 【 象林 】〈種糧の稟貸〉
- 同 ( ・九) 地方政府 【 全国・貧民 】〈稟貸?〉  
種食を假与し、収責せず。
- 永元14 ( 102・四) 地方政府 【 流民 】〈稟貸?〉  
各有差とあり、流民の実情に応じて支給。張掖 居延・敦煌・五原・漢陽・會稽
- 永元15 ( 103・二) 地方政府 【 6郡・貧民 】〈稟貸〉  
潁川・汝南・陳留・江夏・梁国・敦煌
- 同 ( ・春閏) 地方政府 【 流民 】  
流民の通る地域に救済を命じる。
- 永元16 ( 104・正) 地方政府 【 全国・貧民 】〈種糧の稟貸〉  
田業を持つものの貧しい者への貸与。

#### 一 安帝 (『後漢書』紀5) — 21例

- 延平元 ( 106・九) 遣使 【 6州 】  
司隸・兗州・豫州・徐州・冀州・并州に謁者を派遣し調査。
- 同 ( ・十) 地方政府 【 4州・貧民 】  
水害への緊急対策。前年に麦を播けなかったため。
- 永初元 ( 107・正) 地方政府 【 6州・貧民 】

- 司州・兗州・豫州・徐州・冀州・并州
- 同 ( 九 ) 地方政府 【 6郡 】  
揚州5郡の租米で東郡・済陰・陳留・梁国・下邳・山陽の賑恤へ。
- 永初2 (108・正) 地方政府 【 4郡・貧民 】  
河南・下邳・東萊・河内
- 同 ( 二 ) 遣使 【 2州・流民 】 <稟貸>  
光祿大夫(樊準・呂倉)を冀州・兗州に派遣。
- 同 ( 十 ) 地方政府 【 3郡・貧民 】  
済陰・山陽・玄兎
- 同 ( 十二 ) 地方政府 【 6郡・貧民 】  
東郡・鉅鹿・広陽・安定・定襄・沛
- 永初3 (109・七) 地方政府 【 全国・貧民 】 <種餉>  
地方政府の長吏に実地検分を指示。
- 永初4 (110・正) 地方政府 【 上郡・貧民 】
- 同 ( 二 ) 地方政府 【 九江・貧民 】
- 永初7 (113・九) 地方政府 【 7郡・飢民 】  
揚州の零陵・桂陽・丹陽・豫章・會稽の租米で賑恤。  
南陽・広陵・下邳・彭城・山陽・廬江・九江
- 元初元 (114・正) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <穀3斛>  
穀は前年に濱水諸郡から集める。
- 元初2 (115・正) 地方政府 【 三輔、并州と涼州の六郡・流亡貧民 】
- 元初4 (117・七) 地方政府 【 孤貧 】  
詔で、案比にあたって郡県に「賑護」することを命じる。
- 元初6 (119・二) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <穀3斛>
- 建光元 (121・四) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <穀3斛>
- 同 ( 十一 ) 遣使 【 郡国35・被災民 】 <錢二千>  
光祿大夫に案行させ、地震の死者に賜錢。
- この年の三月に鄧太后が逝去—
- 延光元 (122・三) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <3斛>
- 同 ( 年内 ) 地方政府 【 京師、郡国二十七・被災民 】 <3斛>  
大雨・大風で家屋食糧を失った者へ。7歳以上の死者には錢も。
- 安帝期 地方政府 【 武原県(彭城郡)・飢民 】 “伝21蘇章伝”  
県令蘇章の賑恤。

— 順帝 (『後漢書』紀6) — 11例

- 永建元 (126・正) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <5斛>

- 永建2 (127・二) 地方政府 【 4州・流乏貧民 】 <稟貸>  
生活の安定を図らせる。荊州・豫州・兗州・冀州
- 永建3 (128・正) 地方政府 【 京師、漢陽・被災民 】 <錢>  
地震被災民を調査させる。
- 同 ( ・四) 遣使 【 5郡・貧民 】 <稟貸>  
光祿大夫を派遣。漢陽・河内・魏郡・陳留・東郡
- 永建4 (129・八) 遣使 【 5州・被災民? 】  
死亡者を調査し食糧を支給。司隸・荊州・豫州・兗州・冀州
- 陽嘉元 (132・二) 地方政府 【 甘陵・貧民 】
- 同 ( ・二) 地方政府 【 冀州 】  
連年の水害による被害調査と救済をさせる。
- ( ・三) 地方政府 【 冀州・貧民 】
- 陽嘉2 (133・二) 地方政府 【 吳郡と會稽・飢民 】 <種糧の稟貸>  
飢饉への救済策。
- 陽嘉3 (134・五) 地方政府 【 全国・年八十以上の者 】 <米1斛>  
旱災・寇賊に対する民心一新策。
- 永和3 (138・四) 遣使 【 金城と隴西・被災民 】  
光祿大夫を派遣し死者に錢。二月の地震への救済策。
- 永和4 (139・八) 遣使 【 太原・流民 】 <稟貸>  
光祿大夫を派遣。旱災による流民増加に対処。

#### 一 質帝 (『後漢書』紀6) —1例

- 本初元 (146・五) 遣使 【 樂安と北海・被災民 】

#### 一 桓帝 (『後漢書』紀7) —8例

- 建和元 (147・正) 地方政府 【 全国・孤貧 】 <5斛>
- 同 ( ・二) 遣使 【 荊州と揚州・飢民 】  
四府の掾を派遣。
- 建和3 (149・十一) 地方政府 【 全国・貧民と流民 】 <稟貸?>  
徳政を命じ、「稟穀如科」とある。埋葬不能の死者には錢を支給。
- 永興元 (153・七) 地方政府 【 冀州・流乏貧民 】  
黄河氾濫で數十萬戸の流民が発生。
- 永壽元 (155・二) 地方政府 【 司隸と冀州・貧民 】 <稟貸>  
王侯・吏・民の有穀者から3割を借りて救済に用いる。
- 同 ( ・六) 地方政府 【 洛水流域と南陽・被災民 】 <2斛>

洛水氾濫の被害者救済。死者には錢を支給。

延熹9 (166・三) 遣使 【 司隸と豫州・飢民 】

餓死者十に四五という状態に三府の掾を派遣。

永康元 (167・八) 地方政府 【 六州と渤海・被災民 】 <3斛>

水害に対する緊急対策。死者には錢。

一 獻帝 (『後漢書』紀9) —1例

興平2 (195・七) 遣使 【 三輔・飢民 】 <粥>

旱災で侍御史に粥を振舞わせる。

★各時期／皇帝別実施回数 (回数／在位年数)

|    |     |           |                  |
|----|-----|-----------|------------------|
| 前期 | 光武帝 | 4回 / 33年  |                  |
|    | 明帝  | 3回 / 18年  |                  |
|    | 章帝  | 2回 / 13年  |                  |
| 中期 | 和帝  | 17回 / 17年 | 和帝親政期には17回 / 13年 |
|    | 安帝  | 21回 / 19年 | 鄧氏専権期には18例 / 15年 |
| 後期 | 順帝  | 11回 / 19年 |                  |
|    | 質帝  | 1回 / 1年   |                  |
|    | 桓帝  | 8回 / 21年  |                  |
| 末期 | 靈帝  | 0回 / 21年  |                  |
|    | 獻帝  | 1回 / 31年  |                  |
| 計  |     | 68回       |                  |

## < 4 後漢勸農・水利年表 >

\*実施年（西暦）・実施者【肩書】・概要・記事・〈出典〉の順で記載する。出典は『後漢書』各帝紀の場合  
は紀、列伝からの引用は伝と略記した。

\*中央から派遣された人物の事跡の場合は、中央政府⇒人物【肩書】と表記する。

### — 光武帝期 —

- 建武1 (25) 任延【九真太守】 農業技術の指導  
「令鑄作田器、教之墾闢。田疇歲歲開廣」 <伝66>
- 建武5 (29) 王梁【河南尹】 水利工事  
「穿渠引穀水注洛陽城下…及渠成而水不流」 <伝12>
- 建武6 (30) 李忠【丹陽令（丹陽郡）】 耕地開発  
「墾田增多、三歲間流民占著者五萬餘口」 <伝11>
- 建武7 (31) 杜詩【南陽太守】 農具生産、灌漑整備  
「造作水排（フイゴのこと）、鑄爲農器、用意力少、見功多、百姓便之。  
又修治陂池、廣拓土田、郡内比室殷足」 <伝21>
- 建武11頃 (35?) 馬援【隴西太守】 耕地開発  
「開導水田、勸以耕牧、郡中樂業」 <伝14>
- 建武18 (42) 鄧晨【汝南太守】 灌漑整備・耕地開発  
「興鴻郛陂數千頃田、汝土以殷、魚禾之饒流衍他郡」 <伝6>
- 建武24 (48) 張純【大司空】 灌漑整備  
「上穿陽渠、引洛水爲漕、百姓得其利」 <伝25>
- 建武中 張湛【漁陽太守】 耕地開発  
「於狐奴開稻田八千餘頃、勸民耕種、以致殷富」 <伝21>

### — 明帝期 —

- 永平12 (69) 中央政府⇒王吳【將作謁者】 黄河治水  
「遣將作謁者王吳修汴渠、自滎陽至千乘海口」 <伝66>
- 永平16頃 (73頃) 鮑昱【汝南太守】 灌漑整備・耕地開発  
「郡多陂池、歲歲決壞、年費常三千餘萬。昱乃上作方梁石洫、水常饒足、  
溉田倍多、人以殷富」 <伝19>
- 永平中 中央政府 農業技術指導  
「以郡國牛疫、通使區種增耕」 <伝29>

### — 章帝期 —

- 初年（永平18年か？）楊仁【什放令（広漢郡）】 耕地開発  
「墾田千餘頃」 <伝69下>
- 建初元（76）秦彭【山陽太守】 耕地開発  
「興起稻田數千頃、每於農月、親度頃畝、分別肥躋、差爲三品、各立文簿、藏之鄉縣」 <伝66>
- 建初8（83）王景【廬江太守】 灌溉整備・耕地開発  
「郡界有楚相孫叔殷所起芍陂稻田。（王）景乃驅率吏民、修起蕪廢、教用犁耕、由是墾闢倍多、境内豊給」 <伝66>
- 元和3（86）張禹【下邳相】 灌溉整備・耕地開発  
「徐縣北界有蒲陽坡傍多良田、而堙廢莫修。（張）禹爲水門、通引灌溉、遂成孰田數百頃。勸率吏民、假與種糧、親自勉勞、遂大収穀貴…後歲至墾千豫頃」 <伝34>
- 章和元（87）馬棧【廣陵太守】 水利再建・耕地開発  
「興復陂湖、溉田二萬餘頃」 <伝14>

— 和帝期 —

- 永元初 何敞【汝南太守】 水利再建・耕地開発  
「修理銅陽舊渠、百姓賴其利、墾田增三萬餘頃」 <伝33>
- 永元2（90）魯丕（趙国相・東郡太守） 灌溉整備  
「在二郡、爲人修通灌溉、百姓殷富」 <伝15>
- 永元10（98）中央政府 水利再建  
三月の詔で「曰、隄防溝渠、所以順助地理、通利壅塞。今廢慢懈弛、不以爲負。刺史、二千石其隨宜疏導。勿因縁妄發、以爲煩擾、將顯行其罰」  
<紀4>
- 永元中 張躬【豫章太守】 灌溉整備  
「築塘以通南路、兼遏此水、冬夏不増減、水至清深…」  
<『水経注』卷39贛水>

— 安帝期 —

- 永初7（113）中央政府⇒禹岑【河堤謁者】 黄河治水  
「（卷縣西）於石門東、積石八所、皆如小山、以捍衝波、謂之八激堤」  
<『水経注』卷5河水>
- 元初2（115）中央政府 水利再建  
正月に「（魏郡、鄴縣）修理西門豹所分津水爲支渠、以溉民田」を命じる。  
<紀5>
- 同 中央政府 水利再建

二月に「詔三輔、河内、河東、上黨、趙國、太原各修理舊渠、通利水道、以溉公私田疇」を命じる。 <紀5>

元初3 (116) 中央政府 水利再建  
正月に「修理太原舊溝渠、溉灌官私田」を命じる。 <紀5>

— 順帝期 —

陽嘉3 (134) 中央政府⇒王壽【河堤謁者】 河川工事  
 (二月に濟水の榮濱)「使河堤謁者王壽、疏達河川、遂荒庶土、云大河衝塞、侵齧金堤、以竹籠石、葦茸土而爲、壞隕無己、功消億萬、請以濱河郡徒、疏山采石、壘以爲鄣、功業既就、徭役用息」  
 <『水經注』卷7濟水>

陽嘉4 (135) 崔瑗【汲令(河内郡)] 耕地開発  
 「爲人開稻田數百頃」 <伝42>

永和5 (140) 馬臻【會稽太守] 灌溉整備  
 「始立鏡湖、築塘周圍三百十里、灌田九十餘頃」 <『通典』卷2>

— 靈帝期 —

建寧3 (170) 李言【新蔡長(汝南郡)] 水利再建  
 「上請脩復青陂、……逕新息牆坡、衍入褒信界、灌溉五百餘頃」  
 <『水經注』卷21汝水>

建寧4 (171) 実施者不明 灌溉整備  
 十一月に「於敖城西北、壘石爲門、以遏渠口、謂之石門、故世亦謂之石門、水門廣十餘丈、西去河三里」 <『水經注』卷7濟水>

熹平4 (175) 中央政府⇒? (守宮令) 灌溉整備  
 六月に「遣守宮令之鹽監、穿渠爲民興利」(守宮令は少府に屬し文書作成の事務用品などを管理する官である。なぜそれを派遣したのかは不明)。  
 <紀8>

— 獻帝期 —

建安3 (198) 張導【鉅鹿太守] 灌溉整備  
 「津津汎濫、土不稼穡、導披按地圖、與丞彭參、掾馬道嵩等原其逆順、揆其表裏、脩防排通、以正水路、功績有成、民用嘉賴」 <伝66>



< 6 後漢要図 >

\*木村正雄『中国古代農民叛乱の研究』の付図をもとに作成。本論文に關係する地域に限ったため、朝鮮半島や敦煌などは削除している。



